令和３年２月藤沢市議会定例会
厚生環境常任委員会　資料２

いきいき長寿プランふじさわ 2023

＜案＞

藤沢市高齢者保健福祉計画
第８期藤沢市介護保険事業計画

2021 年（令和３年）３月

藤沢市

※ 課名につきましては、組織改正後の仮称を記載しています。
※ 本計画書の完成版につきましては、ユニバーサルデザインフォントを採用し、印刷します。

＜目　次＞

第１章　計画の概要
１．　計画策定の趣旨 **2**
（１）２０２５年、２０４０年を見据えた計画策定 3
（２）地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現 4
（３）保険者機能強化推進交付金等の取組 6
（４）介護保険制度の改正経過 6
２．　計画の性格 **9**
（１）法的根拠 9
（２）計画期間 9
（３）藤沢市市政運営の総合指針との関係 9
（４）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を踏まえた取組 10
（５）関連計画との調和 10
３．　計画の期間 **12**
４．　計画の策定にあたって **13**
（１）アンケート調査の実施 13
（２）計画策定委員会の設置 16
（３）パブリックコメント（市民意見公募）の実施 16
５．　日常生活圏域の設定 **17**
第２章　高齢者を取り巻く状況
１．　高齢化の状況 **20**
（１）藤沢市の総人口の動向と今後の見通し 21
（２）高齢化の動向と今後の見通し 22
２．　介護保険を取り巻く状況 **26**
（１）第１号被保険者の状況 26
（２）要介護・要支援認定者の状況 27
３．　日常生活圏域の現状と今後の高齢化の見通し **29**
（１）13 圏域別の現状 29
（２）市全域と地区の現状及び今後の高齢化の見通し 30
４．　高齢者の生活を取り巻く課題と本市の状況 **44**
（１）社会情勢等を踏まえた新たな課題 44
（２）前計画の取組状況における課題とアンケート調査による本市の状況 45
（３）本計画で取り組むべき重点的事項 54
第３章　基本構想
１．　理想とする高齢社会像 **56**
２．　基本理念 **58**
３．　基本目標 **60**
第４章　施策の展開
基本目標１　生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進 **73**

基本目標２　認知症施策の総合的な推進 90
基本目標３　介護予防と健康づくりの推進 99
基本目標４　医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実 111
基本目標５　介護保険サービスの適切な提供 127
基本目標６　安心して住み続けられる環境の整備 149
基本目標７　地域生活課題に対応する相談支援の充実 160
基本目標８　非常時（災害・感染症等）の対応 171
第５章　介護保険事業と保険料
１．　介護保険サービス見込量の推計 181
（１）介護保険事業のサービス体系 181
（２）介護保険給付費等の推計の流れ 182
（３）被保険者数の推計 183
（４）要介護・要支援認定者数の推計 183
（５）介護保険サービス量の推計 185
（６）介護保険給付費等の推計 187
２．　第１号被保険者の介護保険料 188
（１）介護保険料算定のながれ 188
（２）保険給付費等の総額 188
（３）介護保険事業にかかる財源構成 189
（４）第１号被保険者の介護保険料の算出 190
（５）所得段階別の介護保険料 191
３．　２０２５年と２０４０年の将来見込み 193
第６章　計画の成果指標と推進体制
１．　前計画の評価 197
２．　成果指標 198
３．　計画の推進体制 199
（１）計画の推進体制と進行管理 199
（２）評価・検証 200
資料編
１．　計画策定の経緯 203
２．　藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱 204
３．　藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿 206
４．　パブリックコメント（市民意見公募）において提出された意見・提案 207
５．　用語解説 210

第１章

計画の概要

１．計画策定の趣旨

（１）２０２５年、２０４０年を見据えた計画策定

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（平成29年推計。出生中位（死亡中位）推計）によれば、2025年（令和7年）には、前期高齢者が1,497万人（総人口比12.2%）、後期高齢者が2,180万人（総人口比17.8%）となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、さらに後期高齢者が増加し、2,240万人（総人口比20.2%）となる見込みです。また、介護サービスニーズの高い85歳以上人口の急速な増加も見込まれています。さらに、19歳以下の将来推計人口は、2025年（令和7年）には、1,943万人（総人口比15.9%）となり、2040年（令和22年）には、1,629万人（総人口比14.7%）と著しく減少していくことが見込まれています〔図表1-1〕。

そのような人口構造の変化が予測されるなか、国や県では、2025年（令和7年）を見据えて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」が包括的に提供される社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進が進められてきました。

今後、人口構造の急激な変動が見込まれるなか、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係から、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、「地域共生社会」の実現をめざすことが必要となっています。

図表 1-1　日本の将来人口推計

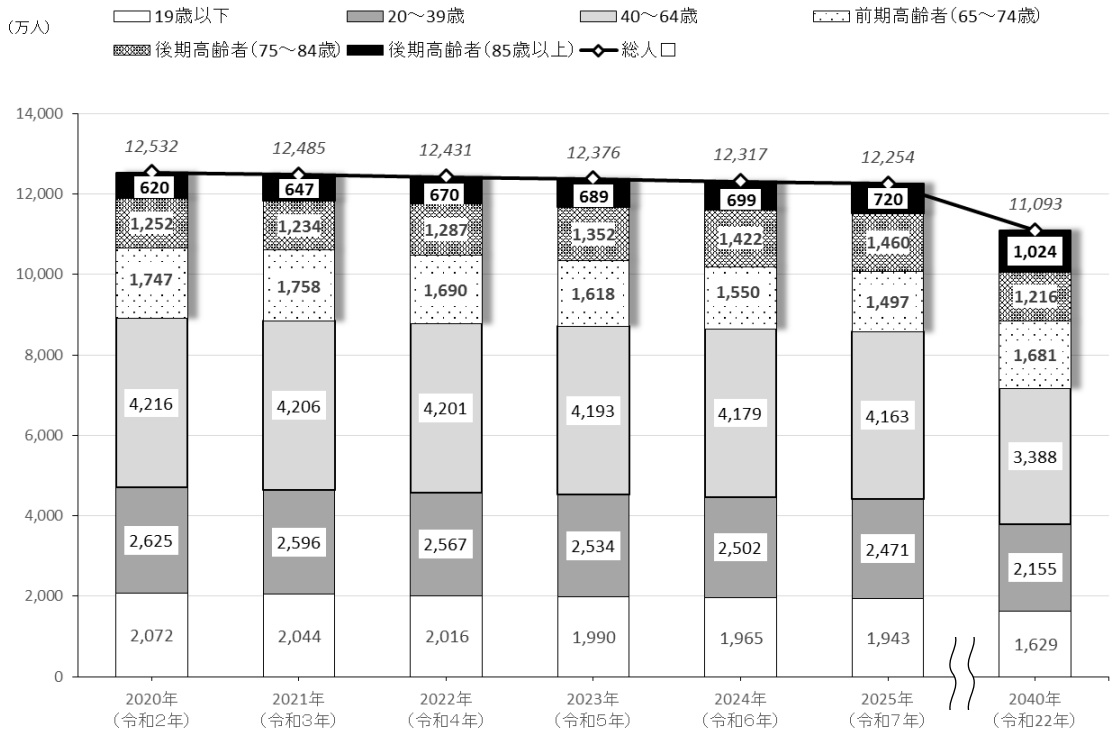

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」出生中位（死亡中位）推計値

（２）地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

○ 地域包括ケアシステム～高齢者の暮らしを支えるネットワーク～

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らすために、「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」を包括的に提供できる仕組みです。

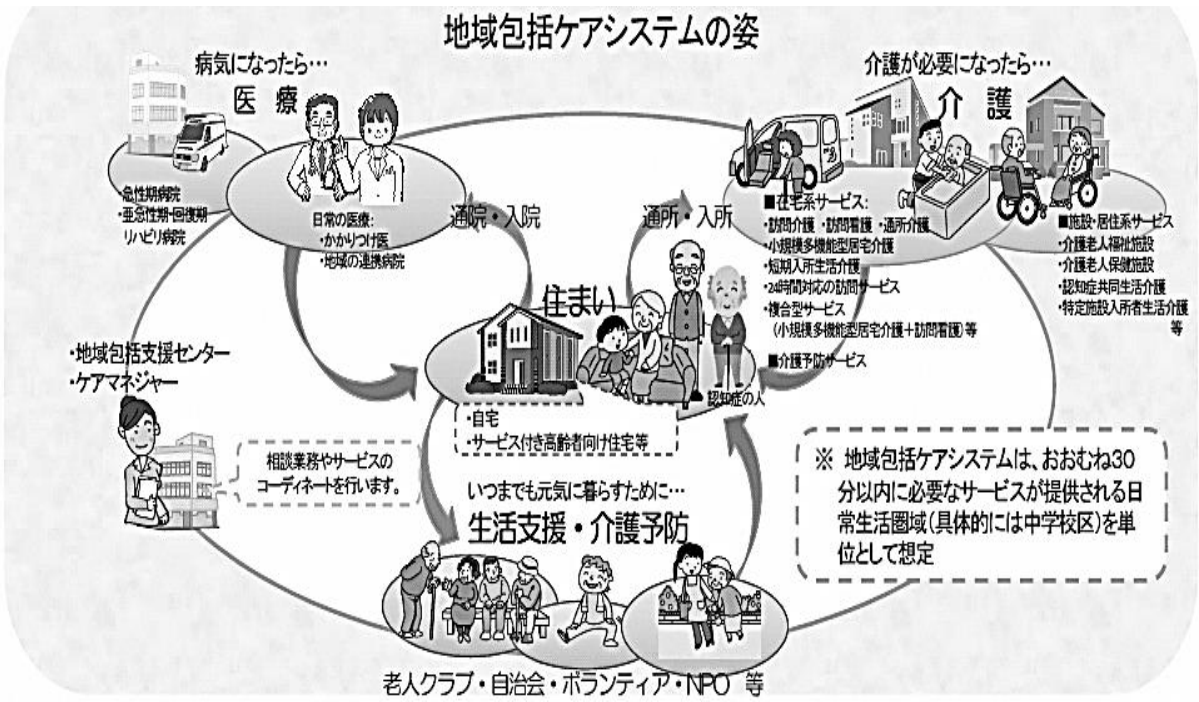

出典:厚生労働省ホームページ（2015 年(平成 27 年)1 月）

地域包括ケアシステムでは、高齢者本人の尊厳が守られ、希望に沿った「住まい方」が確保されていることが必要です。

そして、その住まいにおいて、心身の状態などに応じ、インフォーマルな支援を含め、様々な「介護予防・生活支援」を活用しながら、安定した日常生活を送れるよう、支援することが基本となります。

また、必要に応じて、専門職による「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」のケアが一体的に提供できることが必要です。

さらに、その前提として、本人や家族が在宅生活を選択することの意味を理解し、その心構えを持つことが重要です。

（厚生労働省資料）

○　藤沢市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

本市においては、今後の高齢者人口の急速な進展により、ますます複雑化・複合化が予想される高齢者が抱える生活課題に対応し、住み慣れた地域で暮らし続けるための必要なサービスや居場所等の充実を目的に、これまでに進めてきた全世代を対象とした取組と同様に高齢者に関わる地域包括ケアシステムについてもの強化を図ります。

○　地域共生社会の実現に向けて～地域包括ケアシステムの推進～

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域を共に作っていく社会のことです。

これまでの福祉制度は、高齢者、障がい者、子ども等の対象ごとに整備・充実が図られてきましたが、一方で、少子高齢化や地域のつながりの弱まりから、複数の課題が重なり合う世帯への支援など、これまでの制度では解決が困難な課題に対応する必要性が見えてきました。

地域生活課題を抱える世帯に対し、様々な支援機関が重なり合い、そして一体的に支援にあたる体制を整備していくことを基盤とした、地域共生社会の実現に向けた取組の中では、高齢者を取り巻く環境や生活課題の変化に対しても、包括的に対応していくことが求められます。

そのため、地域包括ケアシステムの推進においては高齢者に限定せず、世代・分野を超えすべての住民を対象に、住み慣れた地域で暮らし続けるための地域づくりに向けて、様々な取組を進めてきました。

今後とも、2020年（令和2年）6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により創設された「重層的支援体制整備事業」の活用と、体制整備の視点に立ち、包括的な相談支援体制の構築に向け取り組んでいくとともに、すべての住民が参加し、ともに活動し、共につながることができる関係づくりを後押しすることで、さらなる地域共生社会の実現をめざします。

（３）保険者機能強化推進交付金等の取組

2018 年（平成 30 年）4 月に、自立支援・重度化防止等に向けた保険者機能を強化することを目的に「保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）」が創設されました。

これは、国が設定する重度化防止等の指標に対して、市町村がその取組を行っている場合に点数が付与される仕組みであり、その得点などに応じて国から市町村へ交付金が支給されるものです。

さらに、令和 2 年度からは、予防・健康づくりに資する取組に重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」が新たに創設され、保険者として機能強化を図るうえでも、積極的に点数の獲得に向けた取組を実施していきます〔図表 1-2〕。

図表 1-2　保険者機能強化推進交付金等の構成

令和2年度 評価実績	項目数	配点	藤沢市 得点	県平均点数
Ⅰ　ＰＤＣＡサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	6	140	125	128.18
Ⅱ　自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	52	1,195	616	661.03
(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等	5	80	61	
(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議	9	195	85	
(3) 在宅医療・介護連携	6	90	45	
(4) 認知症総合支援	6	175	130	
(5) 介護予防／日常生活支援	17	450	158	
(6) 生活支援体制の整備	4	85	67	
(7) 要介護状態の維持・改善の状況等	5	120	70	
Ⅲ　介護保険運営の安定化に資する施策の推進	18	240	130	118.88
(1) 介護給付の適正化等	9	120	60	
(2) 介護人材の確保	9	120	70	
総計	76	1,575	871	908

（４）介護保険制度の改正経過

介護を家族（家庭）だけではなく、社会全体で支える仕組みとして、2000年（平成12年）に介護保険制度が創設され、2012年（平成24年）には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が開始されました。

2015年（平成27年）には、地域包括ケアシステムの構築に向けた見直しとして、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進が位置づけられたほか、費用負担の公平化を図るため、一定以上の所得がある人は支払い能力に応じて自己負担が引き上げられました。

また、介護予防給付の一部が、介護予防・日常生活支援総合事業に移行するとともに、特別養護老人ホームの中重度者への重点化が図られました。

そして、2018年（平成30年）4月には、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進や、現役世代並みの所得者の自己負担の見直しが図られました。

2021年（令和3年）4月に施行される介護保険法等の改正は、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進などが主な内容となっています〔図表1-3〕。

図表1-3　介護保険法の主な改正経過

第１期
（平成 12 年度～）

第２期
（平成 15 年度～）

2005 年（平成 17 年）改正
・新予防給付の創設
・地域密着型サービスの創設
・地域包括支援センターの創設
・介護サービス情報の公表制度の創設
・居住費・食費の見直し

第３期
（平成 18 年度～）

2008 年（平成 20 年）改正
・介護サービス事業者に対する法令遵守などの業務管理体制の整備

第４期
（平成 21 年度～）

2011 年（平成 23 年）改正
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスの創設
・介護予防・日常生活支援総合事業の創設
・介護福祉士による喀痰吸引の実施

第５期
（平成 24 年度～）

2014 年（平成 26 年）改正
・地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携推進、認知症総合支援事業等の創設）
・介護予防訪問介護・介護予防通所介護の地域支援事業への移行
・特別養護老人ホームの新規入所者を原則、要介護 3 以上に重点化
・第 1 号被保険者のうち一定以上の所得のある利用者の自己負担を 2 割に引き上げ
・補足給付の要件に資産などを追加

第６期
（平成 27 年度～）

2017 年（平成 29 年）改正
・保険者機能の強化等の取組の推進
・医療・介護の連携の推進等
・地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（共生型サービスの位置づけ）
・第 1 号被保険者のうち現役世代並みの所得のある層の負担割合を 3 割に引き上げ
・介護納付金における総報酬割の導入

第７期
（平成 30 年度～）

第８期
（令和 3 年度～）

2020 年（令和 2 年）改正　※詳細は次ページ〔図表 1-4〕を参照
・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
・地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進等
・医療・介護のデータ基盤の整備の推進
・介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

図表 1-4　2020 年(令和 2 年)の介護保険法等の改正ポイント

１　地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（社会福祉法、介護保険法）

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

２　地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進等（介護保険法、老人福祉法）

- 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- 介護保険事業計画の作成にあたり、市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

３　医療・介護のデータ基盤の整備の推進（介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）

- 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
  医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護 DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報について安全性を担保しつつ提供することができることとする。

４　介護人材確保及び業務効率化の取組の強化（介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律）

- 介護保険事業計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行 5 年間の経過措置を、さらに 5 年間延長する。

２．計画の性格

（１）法的根拠

本計画は、老人福祉法に基づく計画（高齢者保健福祉計画）と、介護保険法に基づく計画（介護保険事業計画）を一体のものとして策定した行政計画です。

高齢者保健福祉計画は、高齢者福祉サービスの提供、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、地域の中で明るく心豊かに暮らせる環境づくりなど、基本的な高齢者施策分野の政策目標を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画です。

介護保険事業計画は、要介護・要支援者等の人数を踏まえ、必要とされるサービスの見込量、介護サービス基盤の整備目標、各種事業の円滑な実施など、保険給付や地域支援事業の円滑な実施に関する方策を盛り込んだ計画です。

（２）計画期間

本計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間です。本計画は、すべての団塊の世代が 75 歳以上に達する 2025 年（令和 7 年）と高齢者人口のピークとされる 2040 年（令和 22 年）の双方を念頭に、地域共生社会の実現に向けて、高齢者に対する各種事業を実施していきます。

計画期間の最終年度である令和 5 年度には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です。

（３）藤沢市市政運営の総合指針との関係

本市では、都市としての長期的な展望を見据えながら、重要性や緊急性の高い取組を着実に実施できる体系として、「総合計画」に替わる「総合指針」を策定しています。

総合指針は、3～4年の期間ごとに定めるものとして、現在、平成29年度から令和2年度までを期間とした「藤沢市市政運営の総合指針2020」において、めざす都市像（郷土愛あふれる藤沢）とそれを実現するための8つの基本目標を掲げるとともに、重点方針として、5つのまちづくりテーマとそのテーマごとの重点施策を位置づけています。

※本計画の策定にあたっては、新たに策定される「総合指針」とも整合を図っていきます。

（４）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を踏まえた取組

2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」は、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをめざし、17 のゴールと 169 のターゲットを設定しています。

日本においても、ＳＤＧｓの実施のため、2016 年（平成 28 年）12 月に「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」が打ち出され、2019 年（令和元年）12 月に実施指針を改定し、その後「ＳＤＧｓアクションプラン 2020」が策定されました。

「ＳＤＧｓアクションプラン 2020」では、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現につなげる政府の具体的な取組が盛り込まれています。市町村においてもＳＤＧｓの達成に向けて各種取組の促進が求められています。

（５）関連計画との調和

ア　国においては、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な指針（総合確保方針）」により、平成30年度以降、都道府県医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の計画作成・見直しのサイクルが一致することにより、医療・介護サービスの一体的な整備を行う観点から、これらの計画を一体的に作成し、整合性を確保することが求められています。

具体的には、従来、療養病床などへの入院により、介護保険サービスを利用していなかった人が、病床の機能分化・連携に伴い、在宅医療などに移行することが見込まれ、この「療養病床などから在宅医療などに移行する人」は、新たに介護保険サービスの利用も見込まれることから、必要な介護保険サービス量を適切に見込む必要があります。

このことから、医療及び介護の連携を推進するためには、本計画の介護の整備目標と神奈川県保健医療計画の在宅医療の整備目標とを整合的なものとし、医療・介護の提供体制を整備していく必要があります。

イ　複合化した問題を抱える個人や世帯への対応、「制度の狭間」にあって支援等が行き届かないことへの課題など、既存の制度では課題解決に結びつかなかった人への対応ができるよう、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正されました（2018年（平成30年）4月1日施行）。

この社会福祉法の改正では、地域福祉計画が福祉の各分野における共通基盤として位置づけられ、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることになりました。

ウ　「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が2019年（令和元年）6月に公布されました。この改正に合わせて「高齢者保健事業と介護予防の一体的な取組の実施にかかる指針」が全面的に改正され、被保険者が国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行された場合も、各種の保健予防事業等の継続が求められたことから、個々の診断による医療・介護制度が継続して受けられることや、保健指導と介護予防の一体的実施による効果的なフレイル予防が実施できるよう進めていきます。

エ　「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が2020年（令和2年）6月5日成立、同月12日に公布されました。施行期日は、一部を除き2021年（令和3年）4月1日です。改正の趣旨としましては、地域共生社会の実現を図るため、①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、③医療・介護のデータ基盤の整備の推進、④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、⑤社会福祉連携推進法人制度の創設に対し、所要の措置を講じるものとされています。

以上を踏まえ、本計画の改定にあたっては関係法令等の改正や、本市が分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や仕組みを土台として、地域福祉計画との整合を図りつつ、関連計画との調和も図っていきます〔図表1-5〕。

図表1-5　関連計画図

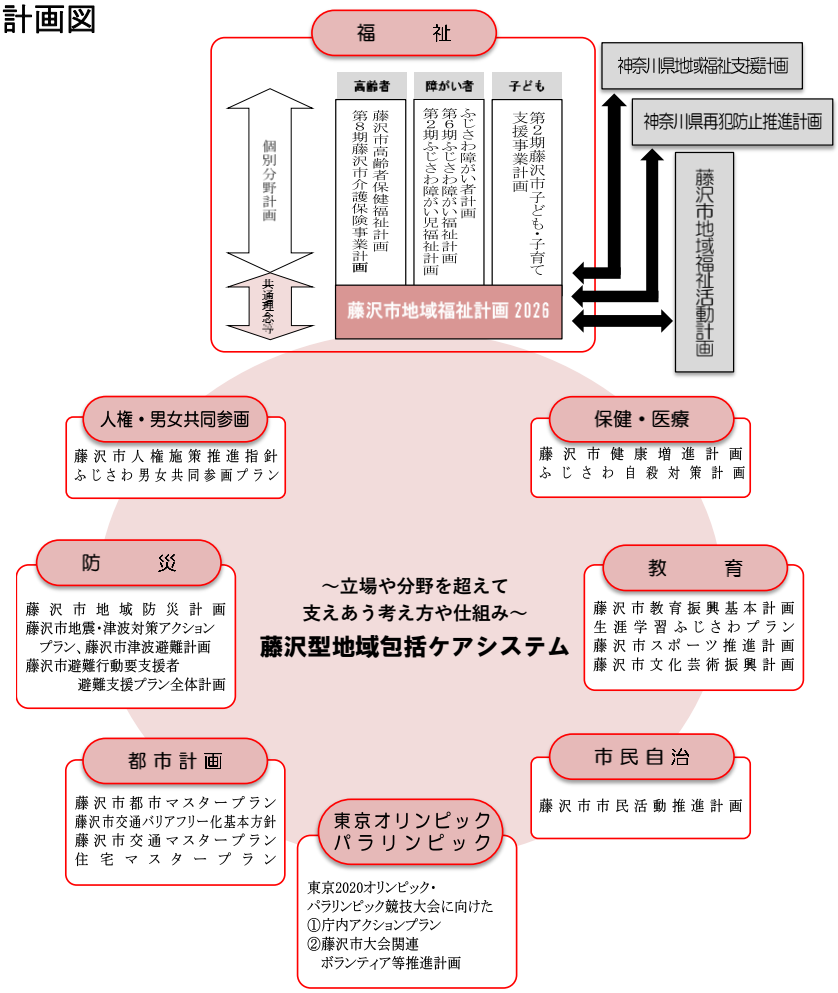

3. 計画の期間

本計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。計画期間の最終年度である令和5年度には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です〔図表1-6〕。

また、本計画は、すべての団塊の世代が75歳以上に達する2025年（令和7年）をめざした地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年（令和22年）の双方を念頭に、中・長期的に高齢者人口や介護サービスニーズを見据えつつ、各種取組を実施していきます。

図表1-6　主な福祉関係計画の計画期間

<table>
<tr><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr>
<tr><td colspan="3">藤沢市市政運営の
総合指針 2020
（平成 29 年度～令和 2 年度）</td><td colspan="4">藤沢市市政運営の
総合指針 2024
（令和3年度～令和6年度）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">いきいき長寿プラン
ふじさわ2020
（藤沢市高齢者保健福祉計画・
第 7 期藤沢市介護保険事業計画）</td><td colspan="3">【本計画】
いきいき長寿プラン
ふじさわ2023
（藤沢市高齢者保健福祉計画・
第 8 期藤沢市介護保険事業計画）</td><td colspan="3">藤沢市高齢者保健福祉計画・
第 9 期藤沢市介護保険事業計画</td><td>藤沢市高齢者保健福祉計画・第 10 期藤沢市介護保険事業計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">藤沢市地域福祉計画 2020
（平成 27 年度～令和 2 年度）</td><td colspan="6">藤沢市地域福祉計画 2026
（令和 3 年度～令和 8 年度）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">ふじさわ障がい者プラン 2020
「きらり　ふじさわ」
ふじさわ障がい者計画
（平成 27 年度～令和 2 年度）
第 5 期ふじさわ障がい福祉計画
（平成 30 年度～令和 2 年度）
第 1 期ふじさわ障がい児福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）</td><td colspan="6">ふじさわ障がい者プラン 2026
ふじさわ障がい者計画
第 6 期ふじさわ障がい福祉計画
（令和 3 年度～令和 5 年度）
第 1 期ふじさわ障がい児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">藤沢市子ども・子育て支援事業計画
（平成 27 年度～令和元年度）</td><td colspan="5">第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画
（令和2年度～令和6年度）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">元気ふじさわ健康プラン ＜藤沢市健康増進計画（第 2 次）＞
（平成27年度～令和6年度）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">第 2 期藤沢市国民健康保険データヘルス計画
（平成 30 年度～令和 5 年度）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">第 7 次神奈川県保健医療計画
（平成 30 年度～令和 5 年度）</td><td colspan="5">第 8 次神奈川県保健医療計画
（令和 6 年度～令和 11 年度）</td></tr>
<tr><td>神奈川県高齢者居住安定確保計画
(平成27年度～平成30年度)</td><td colspan="9">神奈川県高齢者居住安定確保計画
（令和元年度～令和10年度）</td></tr>
</table>

4. 計画の策定にあたって

（１）アンケート調査の実施

計画の見直しに向け、65歳以上で介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない人、及び要介護・要支援の認定を受けている人の現状や意識・意向、ニーズを把握するために、2種類の調査を実施しました。

また併せて、介護離職を防ぐためのサービスの在り方を検討する調査や、介護保険サービスを提供している事業者に対しても、現在のサービスの実績や実態などに関する調査を実施しました。

○ 藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査

調査目的	「いきいき長寿プランふじさわ2020～藤沢市高齢者保健福祉計画・第7期藤沢市介護保険事業計画～」の見直しに向け、施策や事業の主な対象となる高齢者の意識・意向やニーズなどを把握するためにアンケート調査を実施した。
調査対象	65歳以上で、介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない人
対象者数	4,000人（住民基本台帳に基づく無作為抽出）
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	2019年（令和元年）11月20日～12月13日
回収結果	有効回収数2,844（回収率71.1％）
調査項目	○ 回答者の属性 ○ 住まいの状況について ○ 健康状態について ○ 外出の状況について ○ 買い物の状況について ○ 同居の家族以外のお付き合いの状況について ○ 生きがい・楽しみについて ○ 就労の状況について ○ 地域で参加している活動について ○ 普段の生活の中での不安や心配ごとについて ○ 相談先について ○ 認知症について ○ 人生最期の時（終活）について ○ 権利擁護について ○ 65歳からの健康づくり事業（介護予防事業）等について ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の検討について ○ 高齢者いきいき交流助成券について ○ 高齢者に対する施策について ○ 介護保険制度について ○ 災害時の避難支援について

○ 藤沢市介護保険サービス利用状況調査

調査目的	第8期介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料として、サービスを受ける利用者と主な介護者の生活状況やニーズなどを把握するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	介護保険施設入所者を除く、要介護・要支援認定者
対象者数	3,000人（13生活圏域ごとに無作為抽出）
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	2020年（令和2年）1月17日～2月5日
回収結果	有効回収数1,763（回収率58.8%）
主な 調査項目	○ 利用者の現在抱えている傷病 ○ 利用者の歯の本数、入れ歯の使用状況 ○ 今後利用したいサービス　　等

○ 藤沢市在宅介護実態調査

調査目的	介護離職をなくしていくことを視点に、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するための調査を実施した。
調査対象	主に在宅で生活をしている要介護（支援）認定を受けている人のうち、更新申請・区分変更申請による認定調査を受ける人とその家族
対象者数	1,000人
調査方法	認定調査員による聞き取り
調査期間	2019年（令和元年）5月15日～2020年（令和2年）3月12日
回収結果	有効回答数617人（回答率61.7%）
主な 調査項目	○ 介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた人 ○ 主な介護者が不安に感じる介護　　等

○ 藤沢市介護保険サービス事業者調査

① 在宅生活改善調査

調査目的	自宅や有料老人ホーム等にお住まいで生活の維持が困難となっているサービス利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	居宅介護支援、（看護）小規模多機能型居宅介護
対象者数	136事業者
調査方法	郵送配布（HP公開）・メール等回収
調査期間	2020年（令和2年）2月28日～5月22日
回収結果	有効回収数100事業者（回収率73.5%）
主な 調査項目	○ 自宅等から居場所を変更した利用者 ○ 現在のサービス利用では生活の維持が難しい理由　　等

② 居所変更実態調査

調査目的	過去1年間の施設・居住系サービス等の入居又は退去の流れ、退去の理由などを把握し、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	（地域密着型）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、 介護医療院、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設 住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設を除く）
対象者数	144事業所
調査方法	郵送配布（HP公開）・メール等回収
調査期間	2020年（令和2年）2月28日～5月22日
回収結果	有効回収数86事業者（回収率59.7%）
主な 調査項目	○ 過去1年間の新規で入所・入居した人の人数と入居前の居場所 ○ 過去1年間で退去した人の人数と退去先 ○ 居所変更した理由　　等

③ 介護人材実態調査

調査目的	介護職員の資格の有無、性別や年齢などの詳細な実態を把握し、人材の確保及び定着等に必要な支援等を検討するため、アンケート調査を実施した。
調査対象	（総合事業）訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所リハビリテーション、 （総合事業・地域密着型）通所介護、認知症対応型通所介護、 （看護）小規模多機能型居宅介護、短期入所生活（療養）介護、 （地域密着型）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、 介護医療院、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設 住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設を除く）
対象者数	312事業所
調査方法	郵送配布（HP公開）・メール等回収
調査期間	2020年（令和2年）2月28日～5月22日
回収結果	有効回収数189事業者（回収率60.6%）
主な 調査項目	○ 介護職員の状況（資格、雇用形態、性別、年齢、勤務年数等） ○ 過去1年間の介護職員の職場の変化 ○ 職員の年齢別の訪問介護提供時間　　等

（２）計画策定委員会の設置

計画策定にあたっては、高齢者関係団体・関係機関、介護保険サービス事業者の代表者や学識経験者、公募による市民を委員とする「藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、本計画の内容を幅広く議論しました。

（３）パブリックコメント（市民意見公募）の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆様からいただくため、計画素案に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

【実施期間】2020年（令和2年）11月25日（水）～12月24日（木）
【実施案件】（仮称）いきいき長寿プランふじさわ2023～藤沢市高齢者保健福祉計画・第8期藤沢市介護保険事業計画～（素案）
【意見等を提出できる人】
市内在住・在勤・在学の人、市内に事業所等を有する人、その他利害関係者
【提出された意見等の集計】

郵送	1 通
持参	12 通
ファックス	1 通
合　計	14 通

【提出された意見等の内訳】

①　計画全般について	3 件
②　地域住民の交流・居場所づくりについて	5 件
③　在宅医療・介護等の連携による在宅生活の充実	1 件
④　介護予防・日常生活支援総合事業	2 件
⑤　サービスの質の向上	3 件
⑥　介護保険事業所の整備	6 件
⑦　介護保険料・介護保険サービス利用料	11 件
⑧　新型コロナウイルス感染症について	3 件
⑨　その他の意見	1 件
合　計	35 件

【実施結果の公表】
2021 年（令和 3 年）1 月 25 日（月）から 2 月 24 日（水）まで、市役所、各市民センター・公民館の窓口及びホームページにおいて公表。

※提出された意見等及びそれに対する市の考え方の詳細については、資料編に掲載。

5. 日常生活圏域の設定

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設整備の状況やその他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めるものとしています。

本市においては、市民センター・公民館を設置している13地区の地区割りを基本に様々な施策を展開していることから、本計画においても、13地区を日常生活圏域として設定します。

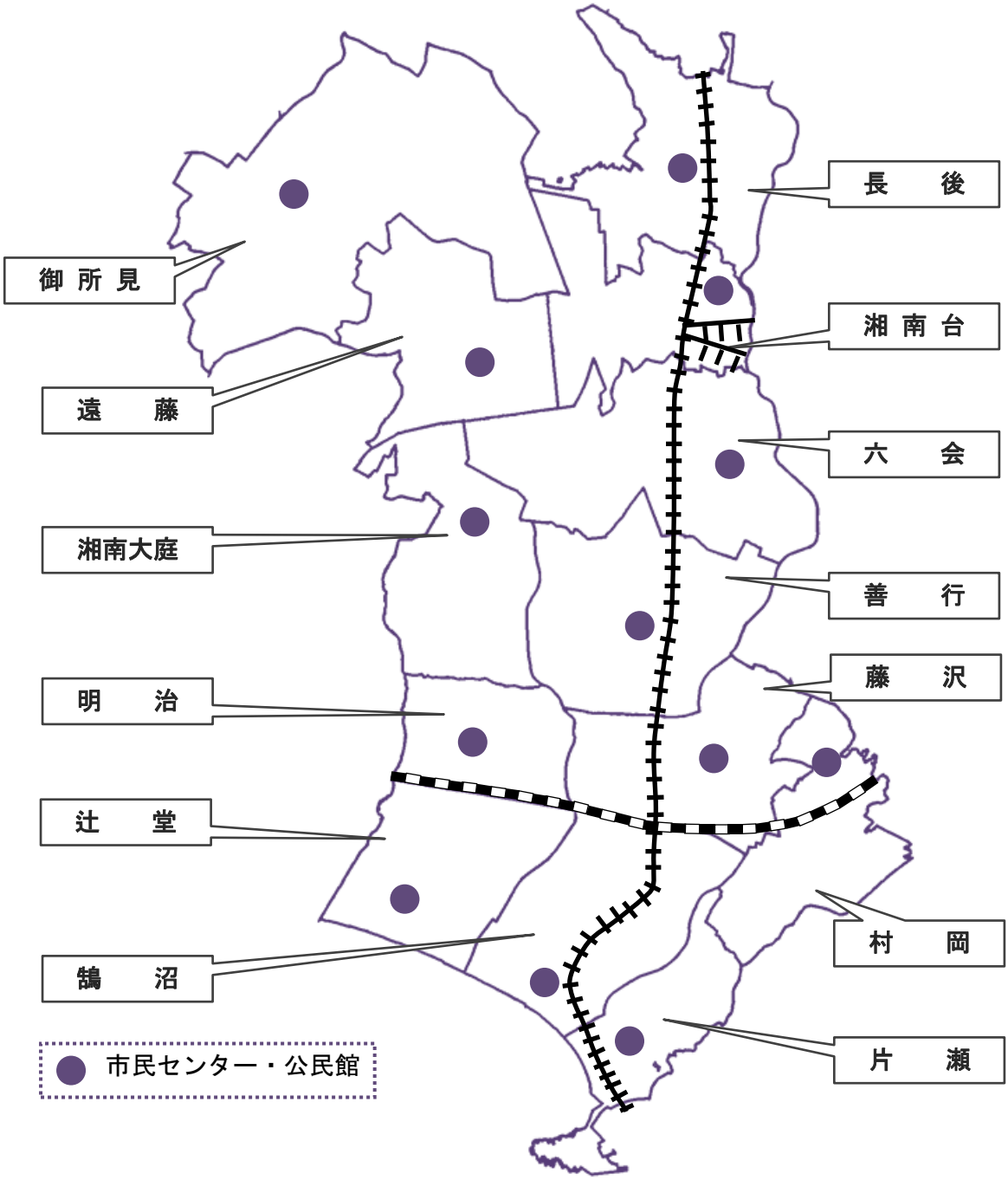

第２章

高齢者を取り巻く状況

１．高齢化の状況

（１）藤沢市の総人口の動向と今後の見通し

○ 総人口の動向 ［住民基本台帳に基づく実績］

住民基本台帳によれば、本市の総人口は、2020年（令和2年）10月1日現在、438,177人となっており、年々増加傾向にあります〔図表2-1〕。

図表2-1　藤沢市の総人口の推移

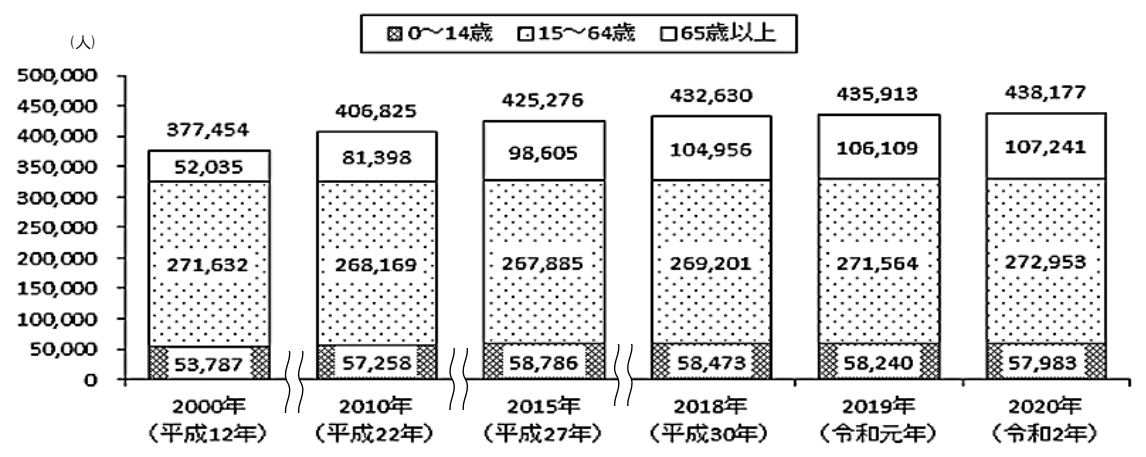

※ 住民基本台帳に基づく人口。各年10月1日現在。

※ 2012年（平成24年）7月に外国人登録法が廃止されたことに伴い、2012年（平成24年）以降は外国籍人口を含む。

○ 総人口の今後の見通し ［国勢調査に基づく推計］

国勢調査に基づく推計によれば、本市の総人口の今後の見通しは、2030年（令和12年）に444,068人でピークを迎え、その後は減少に転じる見込みです〔図表2-2〕。

図表2-2　藤沢市の総人口の将来の見通し

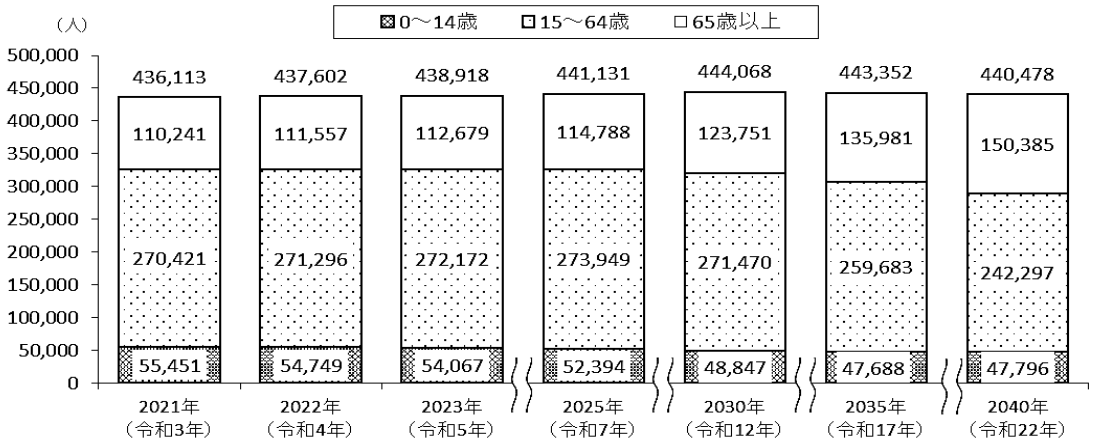

※平成29年度 藤沢市将来人口推計から引用（平成27年国勢調査に基づく推計値）。各年10月1日現在。

（２）高齢化の動向と今後の見通し

○ 高齢化の動向 ［住民基本台帳に基づく実績］

住民基本台帳によれば、本市の高齢者人口（65歳以上人口）は年々増加傾向にあり、2013年（平成25年）には高齢化率が21％を超え、超高齢社会といわれる都市となりました。

2020年（令和2年）10月1日現在、高齢者人口は107,241人、高齢化率は24.5％で、約4人に1人が高齢者となっています〔図表2-3〕。

図表2-3　藤沢市の高齢者人口の推移

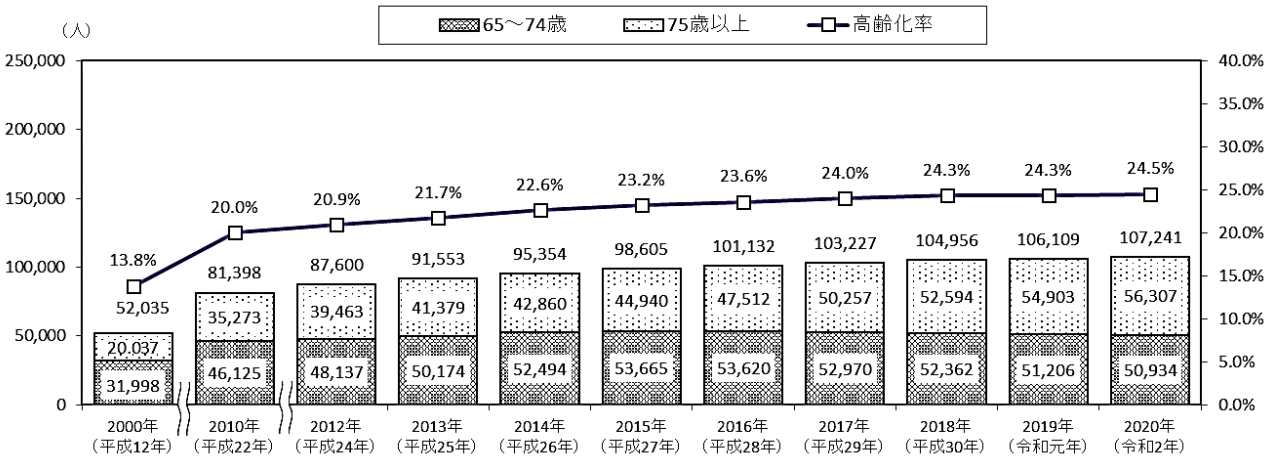

※ 住民基本台帳に基づく人口。各年10月1日現在。
※ 2012年（平成24年）7月に外国人登録法が廃止されたことに伴い、2012年（平成24年）以降は外国籍人口を含む。

（参考）神奈川県・全国の人口と高齢化率の推移

		2000年（平成12年）	2017年（平成29年）	2018年（平成30年）	2019年（令和元年）	2020年（令和2年）
神奈川県	総人口（人）	8,489,974	9,147,400	9,163,279	9,181,625	9,201,825
	高齢者人口（人）	1,169,528	2,220,248	2,259,744	2,288,304	2,311,967
	高齢化率（%）	13.8	24.3	24.7	24.9	25.1
全国	総人口（万人）	12,693	12,672	12,644	12,617	12,588
	高齢者人口（万人）	2,204	3,515	3,558	3,589	3,608
	高齢化率（%）	17.4	27.7	28.1	28.4	28.7

※ 神奈川県の2000年（平成12年）の人口・高齢化率は、国勢調査結果による集計数値。10月1日現在。
※ 神奈川県の2014年（平成26年）以降の人口・高齢化率は、「神奈川県年齢別人口統計調査」による。各年1月1日現在。なお、高齢化率は、総人口から年齢不詳人口を除いて算出。
※ 全国の人口・高齢化率は、総務省統計局「人口推計」による。各年10月1日現在。2020年（令和2年）の人口・高齢化率は、10月1日現在の概算値。

○ 高齢化の今後の見通し ［国勢調査に基づく推計］

国勢調査に基づく推計によれば、2025年（令和7年）に、高齢者人口は114,788人、高齢化率は26.0%と推計され、4人に1人が高齢者になります。

また、その後も、高齢者人口、高齢化率ともに上昇し続け、2040年（令和22年）には、高齢者人口が150,385人、高齢化率が34.1%となる見込みです〔図表2-4〕。

図表2-4　藤沢市の高齢者人口の将来の見通し

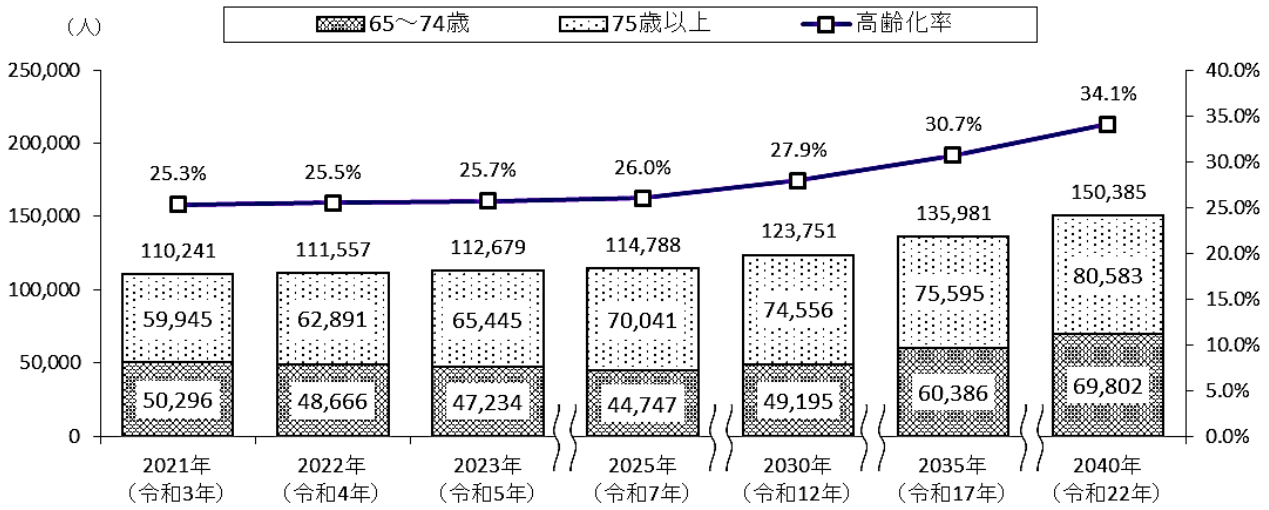

※平成29年度 藤沢市将来人口推計から引用（平成27年国勢調査に基づく推計値）。各年10月1日現在。

（参考）神奈川県・全国の将来推計人口

		2020年（令和2年）	2025年（令和7年）	2030年（令和12年）	2035年（令和17年）	2040年（令和22年）
神奈川県	総人口　（人）	9,141,394	9,069,562	8,933,474	8,750,958	8,541,016
	高齢者人口　（人）	2,356,153	2,423,955	2,526,325	2,684,002	2,867,750
	高齢化率　（%）	25.8	26.7	28.3	30.7	33.6
全国	総人口　（万人）	12,533	12,254	11,913	11,522	11,092
	高齢者人口　（万人）	3,619	3,677	3,716	3,782	3,921
	高齢化率　（%）	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3

※ 神奈川県の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成30年3月推計）」の推計結果。各年10月1日現在。

※ 全国の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」の推計結果。各年10月1日現在。

○ 人口構造の今後の見通し

人口ピラミッドとは、中央に縦軸を引き、底辺を0歳（今回は0～4歳）、頂点を最高年齢者（今回は85歳以上）として年齢を刻み、左右に男女別・年齢別の人口数または割合を棒グラフで表した「年齢別人口構成図」のことです。日本をはじめとする先進国では、少子高齢化の影響により、「つぼ型」になる傾向にあります。

本市でも、2020年（令和2年）現在、「つぼ型」の傾向にあり、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）へ移行する中で、高齢者人口は増加する一方、30歳代から40歳代の人口は減少する見込みです〔図表2-5〕。

図表2-5　藤沢市の男女別・5歳階級別人口ピラミッド

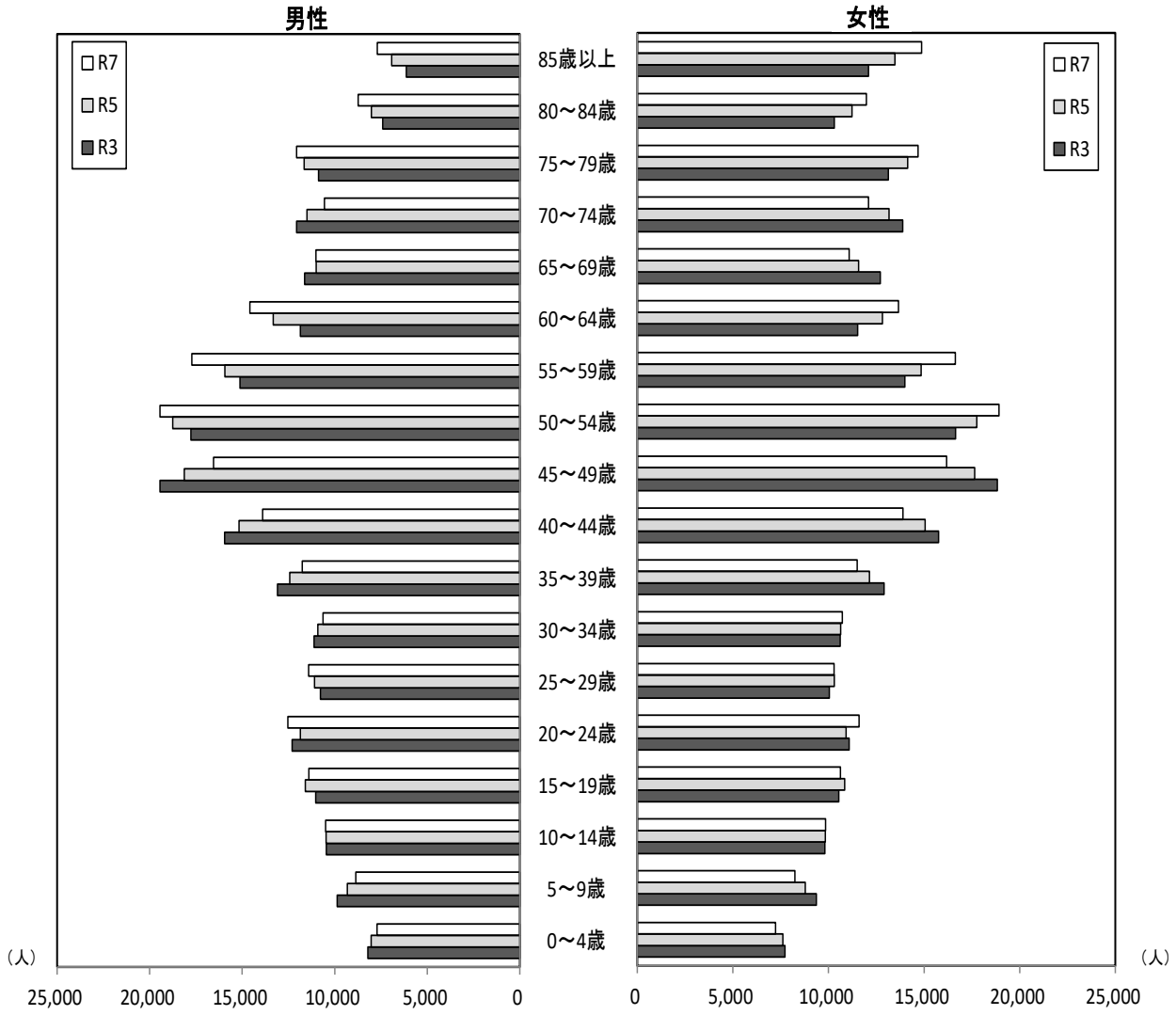

※ 平成29年度 藤沢市将来人口推計から引用（平成27年国勢調査に基づく推計値）。各年10月1日現在。

○ ひとり暮らし高齢者の動向

ひとり暮らし高齢者台帳によると、2020年（令和2年）10月1日現在、70歳以上のひとり暮らし高齢者は14,534人と、増加傾向にあり、高齢者の1割以上がひとり暮らしをしている状況です〔図表2-6〕。

図表2-6　藤沢市のひとり暮らし高齢者の推移

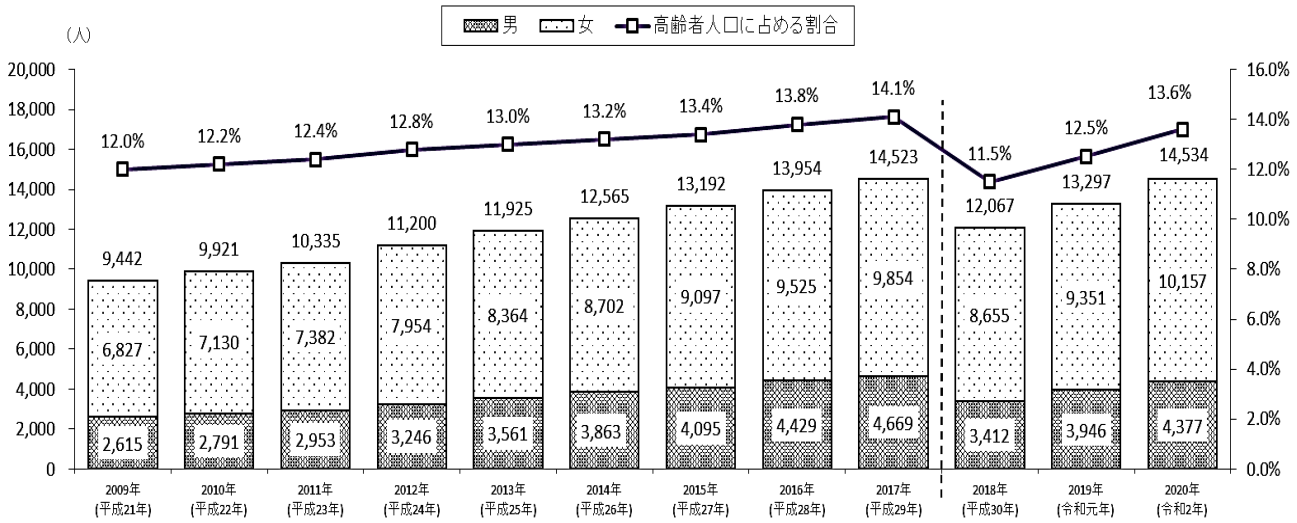

※ ひとり暮らし高齢者台帳に基づく。各年10月1日現在。
※ 2018年（平成30年）より年齢基準を65歳以上から70歳以上に変更。

○ 認知症高齢者の動向

介護保険認定調査の「認知症高齢者の日常生活自立度」により、認知症があると認められた高齢者数は、2020年（令和2年）9月末現在で11,341人となっており、毎年増加傾向にあります〔図表2-7〕。

図表2-7　藤沢市の認知症高齢者の推移

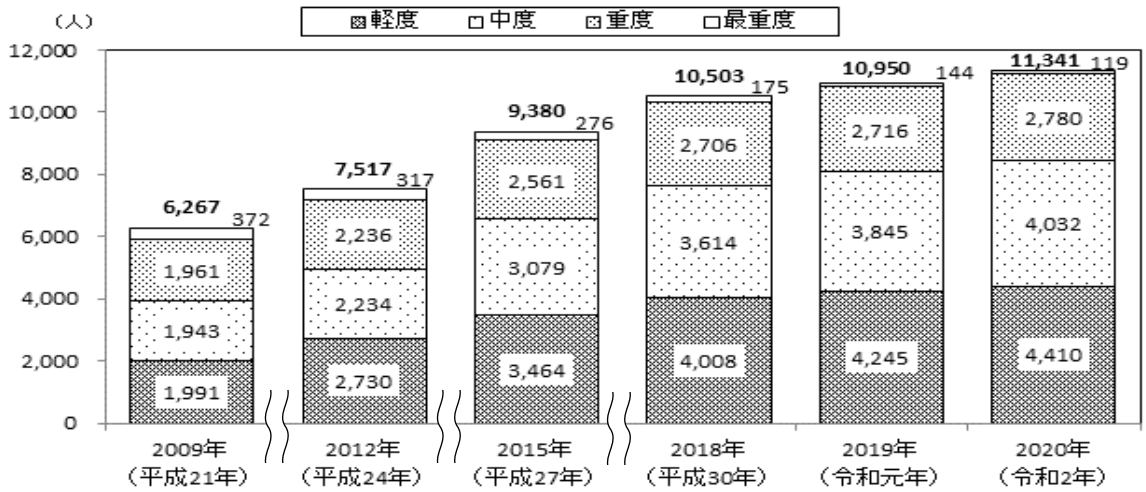

※2012年（平成24年）までは各年度末現在。2015年（平成27年）以降は9月末現在。
※住所地特例該当者を含む。

2. 介護保険を取り巻く状況

（１）第１号被保険者の状況

○ *第１号被保険者の推移と今後の見通し

本市の第1号被保険者数は、2020年（令和2年）9月末現在、106,808人となり、前年に比べて1,110人増加しています。第1号被保険者数は今後も増加を続け、2025年（令和7年）には114,226人、2040年（令和22年）には、149,704人となる見込みです〔図表2-8〕。

*第1号被保険者とは、65歳以上の本市の介護保険の被保険者です。
*第1号被保険者数には、住所地特例該当者を含むため、65歳以上人口とは一致しません。

図表2-8　藤沢市の第１号被保険者の推移と今後の見通し

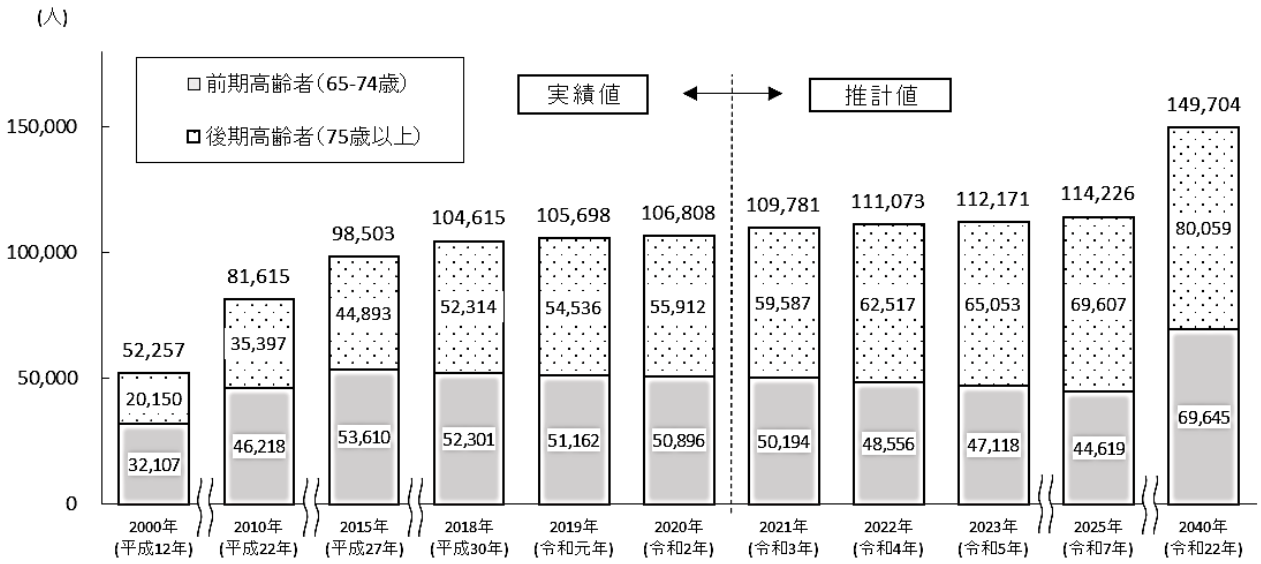

※ 各年9月末現在。

	2000 年（平成 12 年）	2010 年（平成 22 年）	2015 年（平成 27 年）	2018 年（平成 30 年）	2019 年（令和元年）	2020 年（令和 2 年）
第 1 号被保険者数	52,257	81,615	98,503	104,615	105,698	106,808
前期高齢者（65-74 歳）	32,107	46,218	53,610	52,301	51,162	50,896
後期高齢者（75 歳以上）	20,150	35,397	44,893	52,314	54,536	55,912
後期高齢者構成割合	38.6%	43.4%	45.6%	50.0%	51.6%	52.3%

	2021 年（令和 3 年）	2022 年（令和 4 年）	2023 年（令和 5 年）	2025 年（令和 7 年）	2040 年（令和 22 年）
第 1 号被保険者数	109,781	111,073	112,171	114,226	149,704
前期高齢者（65-74 歳）	50,194	48,556	47,118	44,619	69,645
後期高齢者（75 歳以上）	59,587	62,517	65,053	69,607	80,059
後期高齢者構成割合	54.3%	56.3%	58.0%	60.9%	53.5%

※ （単位：人）

（２）要介護・要支援認定者の状況

○ 要介護・要支援認定者数の推移と今後の見通し

本市の要介護・要支援認定者数（第2号被保険者を含む）は、高齢者数の増加に伴い年々増加し、2020年（令和2年）9月末現在、20,184人となっています。

今後も増加傾向は継続し、第8期計画の最終年度である2023年（令和5年）には、22,069人、2040年（令和22年）には、33,004人となる見込みです〔図表2-9･10･11〕。

図表2-9　藤沢市の要介護・要支援認定者数の推移

	第7期計画期間			第8期計画期間			2025年（令和7年）	2040年（令和22年）
	2018年（平成30年）	2019年（令和元年）	2020年（令和2年）	2021年（令和3年）	2022年（令和4年）	2023年（令和5年）		
要支援１	3,875	3,831	4,125	4,072	4,149	4,231	4,510	5,630
要支援２	3,101	3,259	3,422	3,597	3,791	3,968	4,262	5,763
要介護１	4,486	4,658	4,615	4,679	4,803	4,939	5,304	7,352
要介護２	2,294	2,474	2,557	2,660	2,808	2,935	3,175	4,623
要介護３	2,027	2,072	2,163	2,195	2,287	2,382	2,581	3,806
要介護４	1,584	1,624	1,717	1,770	1,845	1,922	2,085	3,122
要介護５	1,636	1,587	1,585	1,617	1,635	1,692	1,833	2,708
合　計	19,003	19,505	20,184	20,590	21,318	22,069	23,750	33,004
対高齢者（第1号被保険者）人口比	18.2%	18.5%	18.9%	18.8%	19.2%	19.7%	20.8%	22.0%

※各年9月末現在（単位：人）。

図表2-10　藤沢市の要介護・要支援認定者数の推移

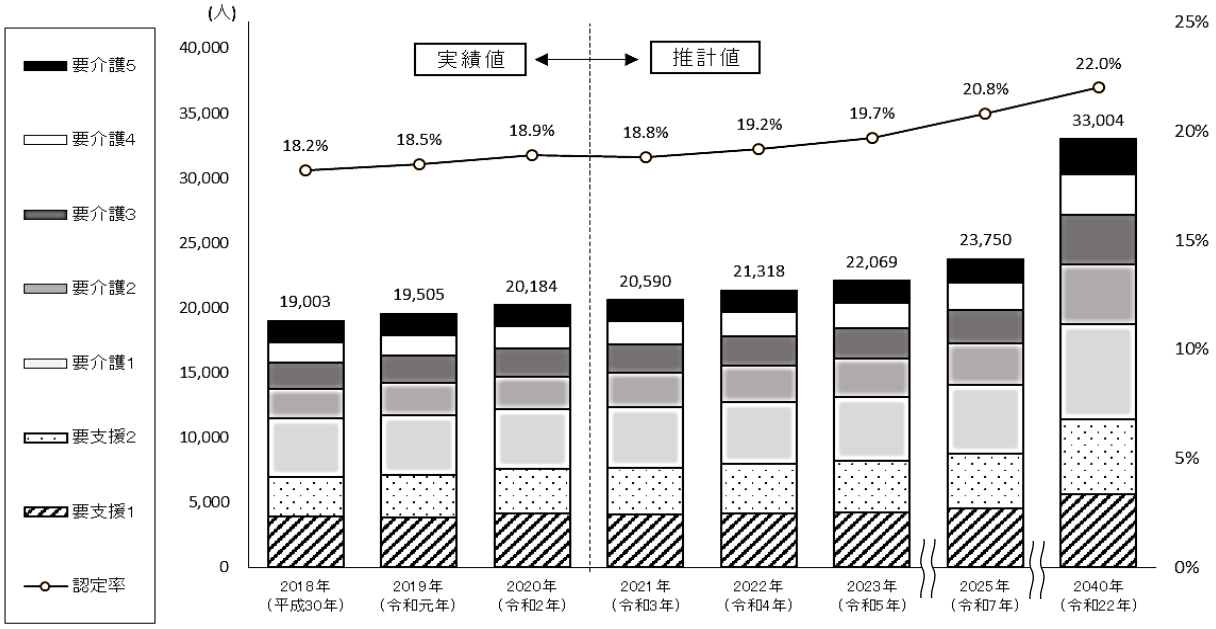

図表2-11　藤沢市の要介護・要支援認定者数の構成比の推移

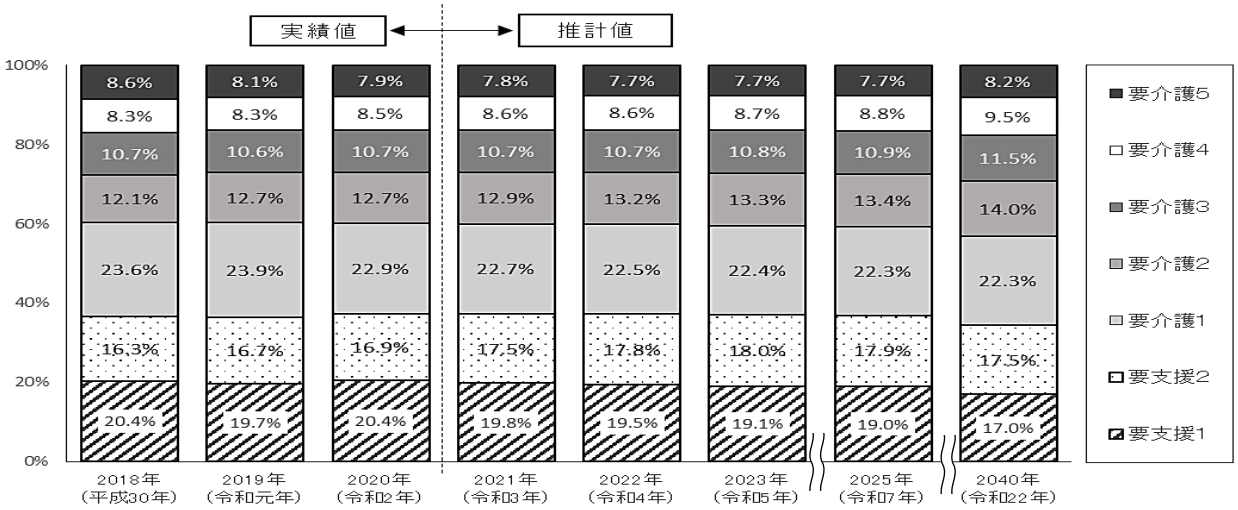

○ 13 地区別の要介護・要支援認定者数

13地区別の要介護・要支援認定者数は、高齢者人口、特に75歳以上の後期高齢者の人口に比例して多くなる傾向にあります。また、65歳以上人口に占める要介護・要支援認定者の割合は、後期高齢者割合の高い片瀬地区・辻堂地区で高く、65歳以上人口に占める前期高齢者の割合が高い湘南大庭地区・遠藤地区では、低い傾向となっています〔図表2-12〕。

図表2-12　13地区別の要介護･要支援認定者数

	総人口	65 歳以上人口		65～74 歳人口（前期高齢者）		75 歳以上人口（後期高齢者）		認定者数		
		人数	対人口比（高齢化率）	人数	対 65 歳以上人口比	人数	対 65 歳以上人口比	人数	対 65 歳以上人口比	
片　瀬	20,368	5,764	28.3%	2,486	43.1%	3,278	56.9%	1,231	21.4%	1 位
鵠　沼	58,803	14,207	24.2%	6,571	46.3%	7,636	53.7%	2,697	19.0%	5 位
辻　堂	44,645	9,923	22.2%	4,534	45.7%	5,389	54.3%	1,915	19.3%	3 位
村　岡	31,393	6,643	21.2%	3,200	48.2%	3,443	51.8%	1,196	18.0%	8 位
藤　沢	47,257	10,996	23.3%	5,262	47.9%	5,734	52.1%	2,136	19.4%	2 位
明　治	30,860	6,782	22.0%	3,353	49.4%	3,429	50.6%	1,304	19.2%	4 位
善　行	42,152	11,455	27.2%	5,236	45.7%	6,219	54.3%	2,149	18.8%	6 位
湘南大庭	32,112	10,465	32.6%	5,518	52.7%	4,947	47.3%	1,505	14.4%	13 位
六　会	35,711	7,867	22.0%	3,883	49.4%	3,984	50.6%	1,458	18.5%	7 位
湘南台	31,361	6,055	19.3%	2,841	46.9%	3,214	53.1%	1,050	17.3%	10 位
遠　藤	11,876	2,800	23.6%	1,448	51.7%	1,352	48.3%	470	16.8%	12 位
長　後	33,688	9,011	26.7%	4,154	46.1%	4,857	53.9%	1,544	17.1%	11 位
御所見	17,951	5,273	29.4%	2,448	46.4%	2,825	53.6%	948	18.0%	8 位

※（単位：人）

※ 人口は住民基本台帳に基づく。2020年（令和2年）10月1日現在。

※ 認定者数は住所地特例該当者を除く。2020年（令和2年）9月末現在。

３．日常生活圏域の現状と今後の高齢化の見通し

（１）13 圏域別の現状

※ 住民基本台帳に基づく。2020 年(令和 2 年)10 月 1 日現在。

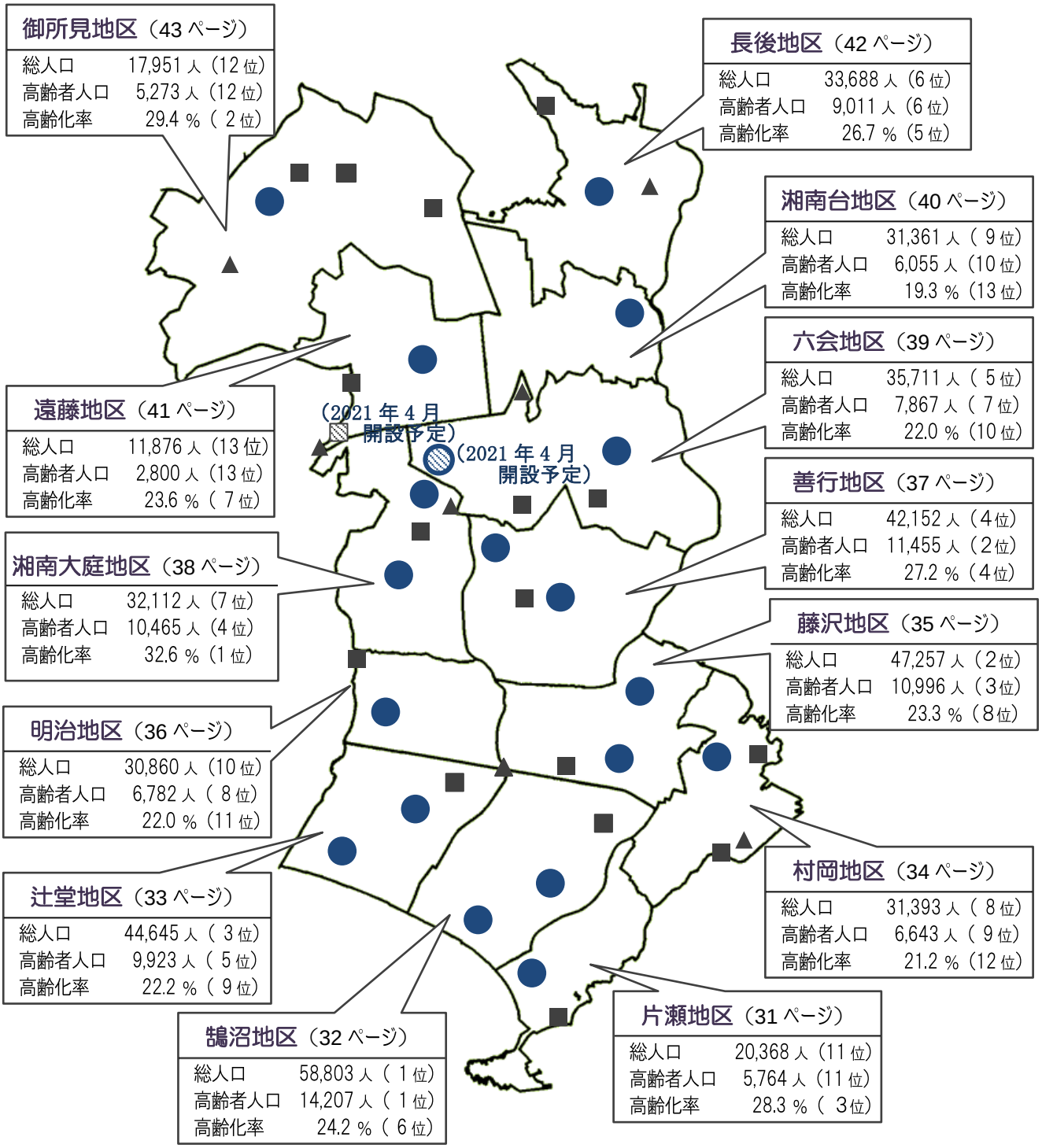

（２）市全域と地区の現状及び今後の高齢化の見通し

市 全 域

本市は、境川、引地川から湘南海岸・相模湾へと市域を南北に貫く水のネットワークを中心に豊かな自然環境を形成しています。また、行政区域である 13 地区ごとに、地域の特性を生かしたまちづくりや主体的な市民活動が行われています。

2020 年（令和 2 年）10 月現在、高齢化率は 24.5%となっており、超高齢社会といわれる都市となっています。

■現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	438,177 人
高齢者人口	107,241 人
（うち、75 歳以上の人口）	56,307 人
高齢化率	24.5%
（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）	12.9%
ひとり暮らし高齢者人口	14,534 人
高齢者人口に占める割合	13.6%
在宅ねたきり高齢者人口	106 人
高齢者人口に占める割合	0.10%

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	19,603 人	
高齢者人口に占める割合	18.3%	
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	7,432 人	〔37.9%〕
要介護１，２	6,938 人	〔35.4%〕
要介護３以上	5,233 人	〔26.7%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）　（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数 10,901 人　高齢者数に対する割合　10.2%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	57 ヵ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	61 ヵ所
③在宅医療受入可能薬局	64 ヵ所
④訪問看護ステーション	32 ヵ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局　②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会　④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	16 施設
介護老人保健施設	7 施設
介護医療院	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3 施設
夜間対応型訪問介護	1 施設
認知症対応型通所介護	4 施設
地域密着型通所介護	49 施設
小規模多機能型居宅介護	21 施設
看護小規模多機能型居宅介護	4 施設
認知症対応型共同生活介護	31 施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	6 施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	478
単位老人クラブ	134ｸﾗﾌﾞ
地域ささえあいセンター	4 施設
いきいきシニアセンター	3 施設
地域の縁側	36 施設
高齢者の通いの場（住民主体型）	7 施設
地域市民の家	41 ヵ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	3 ヵ所
地区ボランティアセンター	12 ヵ所

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	29 団体

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

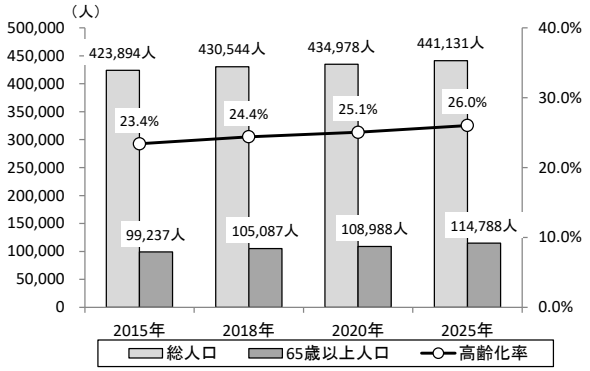

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

（2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）の将来見込み）

・総人口　：増加傾向　（＋2.5%）
・高齢者人口：増加傾向　（＋9.2%）
・高齢化率　：増加傾向　（＋1.6 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

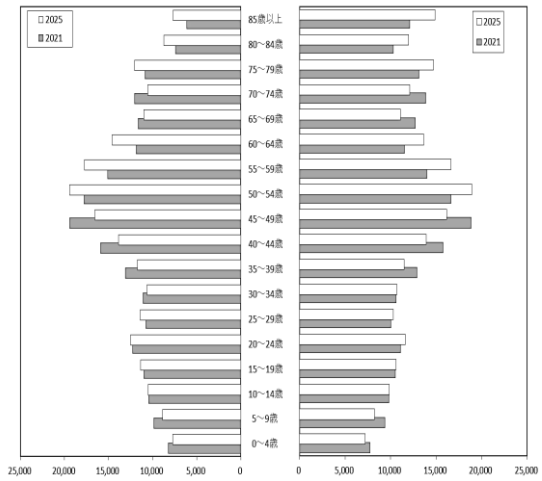

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

片瀬地区

片瀬地区は、湘南海岸や江の島など自然環境を生かした首都圏有数のレクリエーション拠点により形成されています。藤沢市のイメージを代表する地区の１つであり、多くの観光客が訪れています。比較的に公共交通の利便性が高い一方で、江の島や片瀬山などの地形の高低差が大きいことが特徴です。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	20,368 人	(11 位)
高齢者人口	5,764 人	(11 位)
（うち、75 歳以上人口）	3,278 人	(10 位)
高齢化率	28.3%	(3 位)
（総人口に占める75歳以上人口の割合）	16.1%	(1 位)
ひとり暮らし高齢者人口	473 人	(13 位)
高齢者人口に占める割合	8.2%	(12 位)
在宅ねたきり高齢者人口	10 人	(4 位)
高齢者人口に占める割合	0.17%	(2 位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	1,231 人	(9 位)
高齢者人口に占める割合	21.4%	(1 位)
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	480 人	〔39.0%〕
要介護１，２	421 人	〔34.2%〕
要介護３以上	330 人	〔26.8%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数　665 人　　高齢者数に対する割合　11.5%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	8 ヵ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	3 ヵ所
③在宅医療受入可能薬局	5 ヵ所
④訪問看護ステーション	2 ヵ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

認知症対応型通所介護	1 施設
地域密着型通所介護	1 施設
認知症対応型共同生活介護	1 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	26
単位老人クラブ	13ｸﾗﾌﾞ
地域の縁側	2 施設
地域市民の家	3 ヵ所
地区ボランティアセンター　ひだまり片瀬	

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

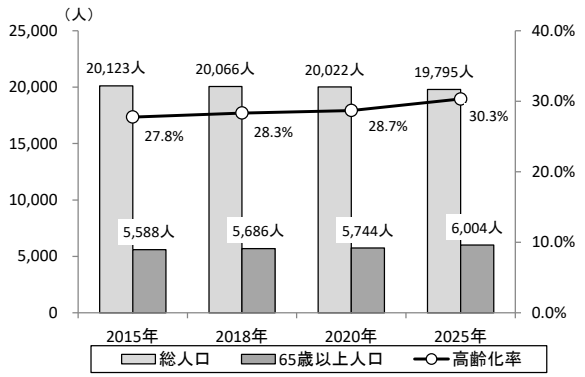

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

(2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）の将来見込み)

- ・総人口　：　減少傾向　（▲1.4%）
- ・高齢者人口：　増加傾向　（＋5.6%）
- ・高齢化率　：　増加傾向　（＋2.0 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

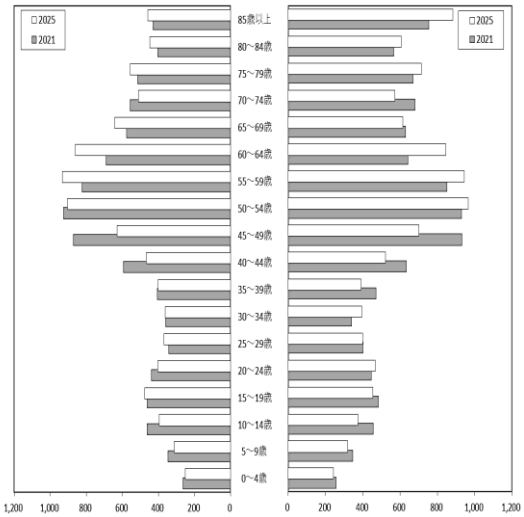

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

鵠沼地区

鵠沼地区は、南部に比較的緑が多い閑静な住宅地が形成されている一方、北部は藤沢駅の南側で、商業やサービス機能が集積するとともに、駅に近接した利便性の高さから、多くのマンションも立地しています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	58,803 人	(1 位)
高齢者人口	14,207 人	(1 位)
（うち、75 歳以上人口）	7,636 人	(1 位)
高齢化率	24.2%	(6 位)
（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）	13.0%	(6 位)
ひとり暮らし高齢者人口	2,350 人	(1 位)
高齢者人口に占める割合	16.5%	(2 位)
在宅ねたきり高齢者人口	13 人	(3 位)
高齢者人口に占める割合	0.09%	(7 位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	2,697 人	(1 位)
高齢者人口に占める割合	19.0%	(5 位)
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	1,044 人	〔38.7%〕
要介護１，２	914 人	〔33.9%〕
要介護３以上	739 人	〔27.4%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）　（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数　1,552 人　高齢者数に対する割合　10.9%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	9 ヵ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	12 ヵ所
③在宅医療受入可能薬局	10 ヵ所
④訪問看護ステーション	3 ヵ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 施設
地域密着型通所介護	8 施設
小規模多機能型居宅介護	3 施設
認知症対応型共同生活介護	5 施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1 施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	55
単位老人クラブ	12ｸﾗﾌﾞ
いきいきシニアセンター	1 施設
地域の縁側	1 施設
高齢者の通いの場	1 施設
地域市民の家	4 ヵ所
地区ボランティアセンター　ささえ	

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

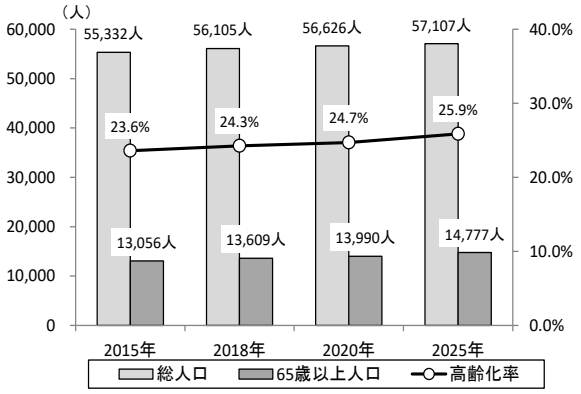

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

（2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）の将来見込み）

・総人口　：増加傾向　（＋1.8%）
・高齢者人口：増加傾向　（＋8.6%）
・高齢化率　：増加傾向　（＋1.6 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

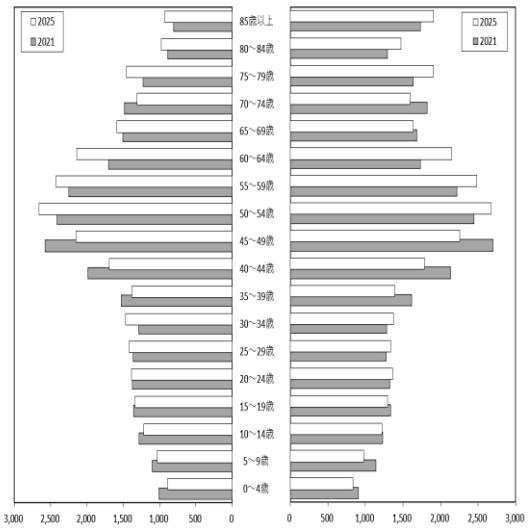

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

辻 堂 地 区

辻堂地区は、海岸沿いに県立辻堂海浜公園が立地し、湘南らしい風致とにぎわい、交流を持ちながら、住宅地と共存しています。地区の半数が低層住宅地となっており、比較的緑も多く閑静な住宅市街地が形成されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	44,645 人	(3 位)
高齢者人口	9,923 人	(5 位)
（うち、75 歳以上人口）	5,389 人	(4 位)
高齢化率	22.2%	(9 位)
（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）	12.1%	(8 位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,457 人	(4 位)
高齢者人口に占める割合	14.7%	(4 位)
在宅ねたきり高齢者人口	5 人	(8 位)
高齢者人口に占める割合	0.05%	(10 位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	1,915 人	(4 位)
高齢者人口に占める割合	19.3%	(3 位)
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	730 人	〔38.1%〕
要介護１，２	701 人	〔36.6%〕
要介護３以上	484 人	〔25.3%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）　（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数　1,076 人　　高齢者数に対する割合　10.8%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	7 ヵ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	6 ヵ所
③在宅医療受入可能薬局	11 ヵ所
④訪問看護ステーション	4 ヵ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

認知症対応型通所介護	2 施設
地域密着型通所介護	4 施設
小規模多機能型居宅介護	2 施設
認知症対応型共同生活介護	2 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	47
単位老人クラブ	7ｸﾗﾌﾞ
地域の縁側	2 施設
高齢者の通いの場	1 施設
地域市民の家	4 ヵ所
地区ボランティアセンター　すこやか	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	2 団体

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

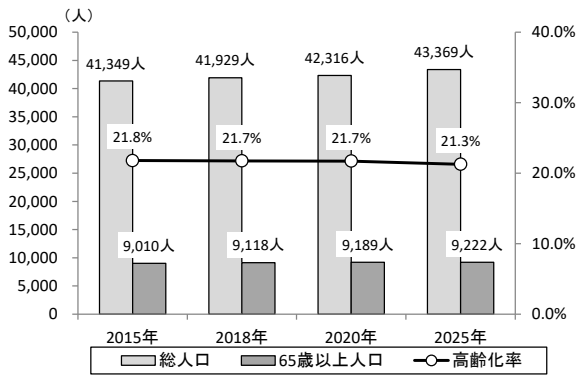

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

（2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）の将来見込み）

- 総人口　：　増加傾向　（＋3.4%）
- 高齢者人口：　増加傾向　（＋1.1%）
- 高齢化率　：　減少傾向　（▲0.4 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

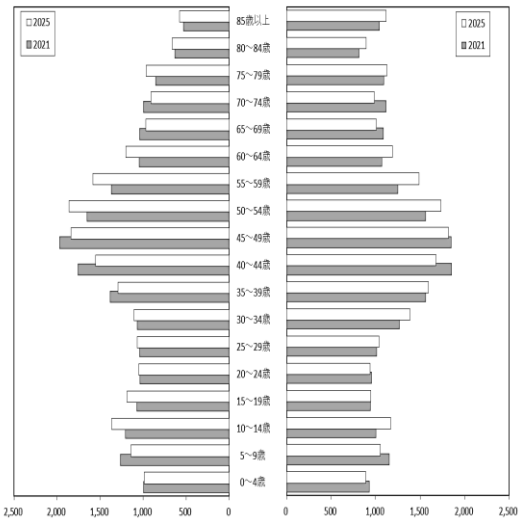

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

村 岡 地 区

村岡地区は、北部では低層住宅地、JR 東海道線沿線では工場地となっており、工業と住宅の混成市街地が形成されています。また、もともと傾斜部が多い地形となっています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	31,393 人	(8 位)
高齢者人口	6,643 人	(9 位)
（うち、75 歳以上人口）	3,443 人	(8 位)
高齢化率	21.2%	(12 位)
（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）	11.0%	(12 位)
ひとり暮らし高齢者人口	822 人	(9 位)
高齢者人口に占める割合	12.4%	(9 位)
在宅ねたきり高齢者人口	8 人	(6 位)
高齢者人口に占める割合	0.12%	(6 位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	1,196 人	(10 位)
高齢者人口に占める割合	18.0%	(8 位)
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	463 人	〔38.7%〕
要介護１，２	406 人	〔34.0%〕
要介護３以上	327 人	〔27.3%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）　（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数　665 人　　高齢者数に対する割合　10.0%

【医療に関する情報】

①要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	３ヵ所
②在宅医療受入可能薬局	３ヵ所
③訪問看護ステーション	１ヵ所

※①藤沢市歯科医師会②藤沢市薬剤師会
③藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2 施設
介護老人保健施設	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

地域密着型通所介護	4 施設
小規模多機能型居宅介護	2 施設
認知症対応型共同生活介護	4 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	23
単位老人クラブ	10ｸﾗﾌﾞ
地域ささえあいセンター	1 施設
地域の縁側	2 施設
地域市民の家	3 ヵ所
地区ボランティアセンター　ぬくもり	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	3 団体

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

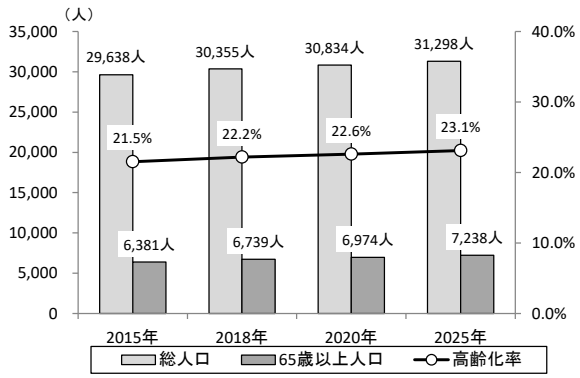

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

(2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）の将来見込み)

- 総人口　：　増加傾向　（＋3.1%）
- 高齢者人口：　増加傾向　（＋7.4%）
- 高齢化率　：　増加傾向　（＋0.9 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

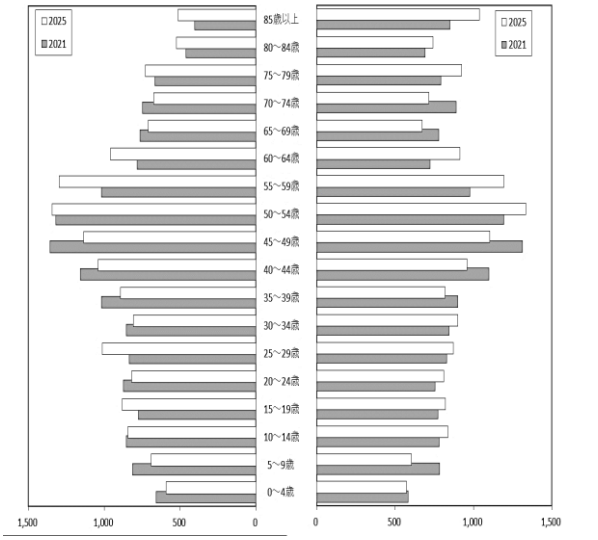

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

藤 沢 地 区

藤沢地区は、藤沢駅北口を中心に商業・業務地と住宅地などにより構成され、鉄道３線が結節するターミナルとして利便性の高い場所であるとともに、歴史・文化や自然資源にも恵まれています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	47,257 人	(2 位)
高齢者人口	10,996 人	(3 位)
（うち、75 歳以上人口）	5,734 人	(3 位)
高齢化率	23.3%	(8 位)
（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）	12.1%	(7 位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,795 人	(2 位)
高齢者人口に占める割合	16.3%	(3 位)
在宅ねたきり高齢者人口	18 人	(1 位)
高齢者人口に占める割合	0.16%	(3 位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	2,136 人	(3 位)
高齢者人口に占める割合	19.4%	(2 位)
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	827 人	〔38.7%〕
要介護１，２	744 人	〔34.8%〕
要介護３以上	565 人	〔26.5%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）　（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数　1,165 人　高齢者数に対する割合　10.6%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	9 ヵ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	10 ヵ所
③在宅医療受入可能薬局	9 ヵ所
④訪問看護ステーション	5 ヵ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設
介護老人保健施設	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

地域密着型通所介護	10 施設
看護小規模多機能型居宅介護	2 施設
認知症対応型共同生活介護	1 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	77
単位老人クラブ	18ｸﾗﾌﾞ
地域ささえあいセンター	1 施設
地域の縁側	7 施設
高齢者の通いの場	1 施設
地域市民の家	4 ヵ所
地区ボランティアセンター　きずな	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	4 団体

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

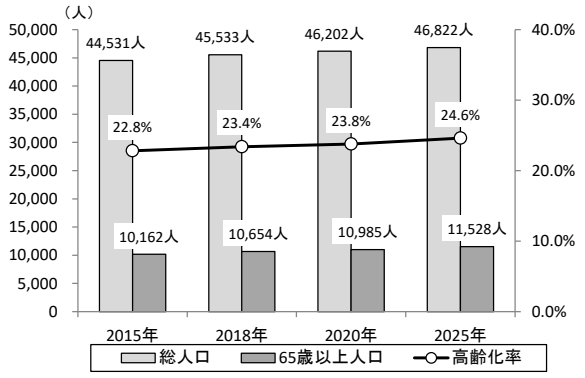

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

（2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）の将来見込み）

・総人口　：　増加傾向　（＋2.8%）
・高齢者人口：　増加傾向　（＋8.2%）
・高齢化率　：　増加傾向　（＋1.2 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

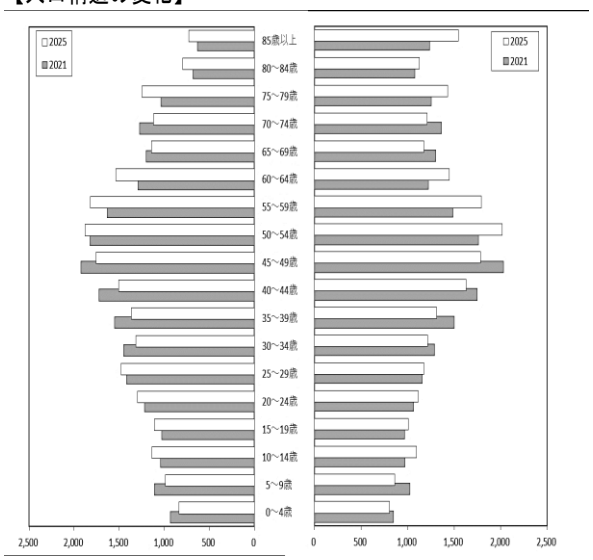

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

明 治 地 区

明治地区は、辻堂駅周辺に都市機能が集まっています。また、住宅地として旧道沿いに集落が形成されていましたが、高度成長期以降、急激に住宅地開発が進み、集合住宅などが建設されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	30,860 人	(10 位)
高齢者人口	6,782 人	(8 位)
（うち、75 歳以上人口）	3,429 人	(9 位)
高齢化率	22.0%	(11 位)
（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）	11.1%	(11 位)
ひとり暮らし高齢者人口	928 人	(7 位)
高齢者人口に占める割合	13.7%	(8 位)
在宅ねたきり高齢者人口	4 人	(11 位)
高齢者人口に占める割合	0.06%	(9 位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	1,304 人	(8 位)
高齢者人口に占める割合	19.2%	(4 位)
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	538 人	〔41.2%〕
要介護１，２	422 人	〔32.4%〕
要介護３以上	344 人	〔26.4%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）　（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数　694 人　　高齢者数に対する割合　10.2%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	3 ヵ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	3 ヵ所
③在宅医療受入可能薬局	6 ヵ所
④訪問看護ステーション	3 ヵ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 施設
夜間対応型訪問介護	1 施設
地域密着型通所介護	1 施設
小規模多機能型居宅介護	2 施設
認知症対応型共同生活介護	2 施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	30
単位老人クラブ	9ｸﾗﾌﾞ
地域の縁側	3 施設
地域市民の家	2 ヵ所
地区ボランティアセンター　むすびて	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	1 団体

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

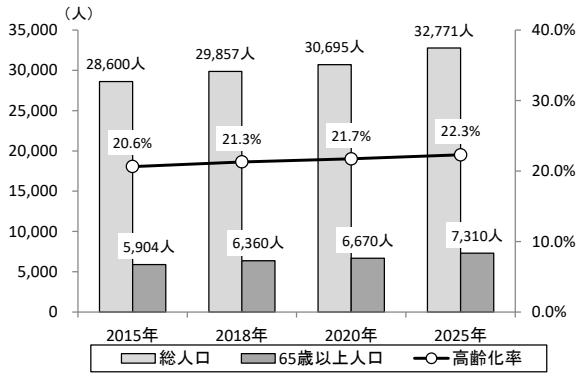

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

（2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）の将来見込み）

・総人口　：　増加傾向　（＋9.8%）
・高齢者人口：　増加傾向　（＋14.9%）
・高齢化率　：　増加傾向　（＋1.0 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

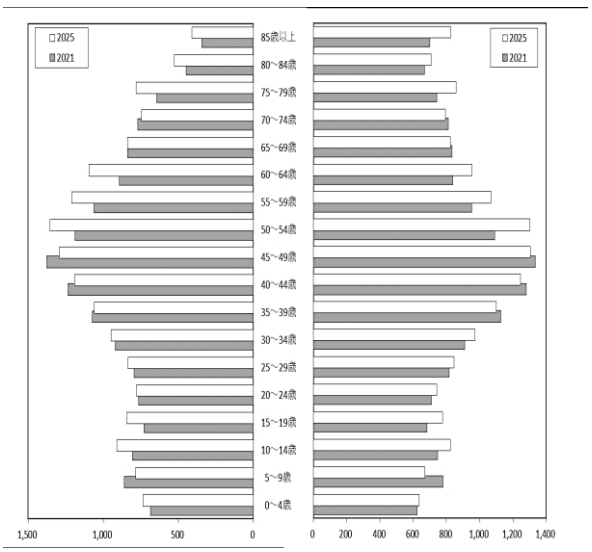

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

善 行 地 区

善行地区は、坂道の多い地形です。1964 年（昭和 39 年）に県営亀井野団地、翌 1965 年（昭和 40 年）には善行団地の造成といった大規模な住宅開発が続き、現在の善行地区の基盤ができあがりました。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	42,152 人	(4 位)
高齢者人口	11,455 人	(2 位)
（うち、75 歳以上人口）	6,219 人	(2 位)
高齢化率	27.2%	(4 位)
（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）	14.8%	(4 位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,592 人	(3 位)
高齢者人口に占める割合	13.9%	(7 位)
在宅ねたきり高齢者人口	10 人	(5 位)
高齢者人口に占める割合	0.09%	(8 位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	2,149 人	(2 位)
高齢者人口に占める割合	18.8%	(6 位)
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	835 人	〔38.9%〕
要介護１，２	778 人	〔36.2%〕
要介護３以上	536 人	〔24.9%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）　（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数　1,192 人　　高齢者数に対する割合　10.4%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	3 ヵ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	4 ヵ所
③在宅医療受入可能薬局	5 ヵ所
④訪問看護ステーション	2 ヵ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設
介護医療院	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

認知症対応型通所介護	1 施設
地域密着型通所介護	4 施設
小規模多機能型居宅介護	2 施設
認知症対応型共同生活介護	2 施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	37
単位老人クラブ	8ｸﾗﾌﾞ
いきいきシニアセンター	1 施設
地域の縁側	5 施設
高齢者の通いの場	1 施設
地域市民の家	4 ヵ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1 ヵ所
地区ボランティアセンター　パートナーシップ善行	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	2 団体

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

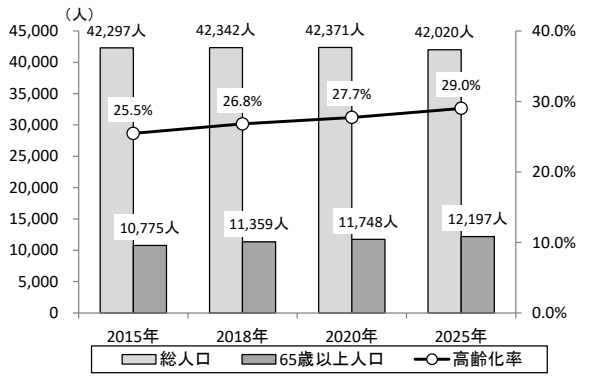

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

（2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）の将来見込み）

・総人口　：　減少傾向　（▲0.8%）
・高齢者人口：　増加傾向　（＋7.4%）
・高齢化率　：　増加傾向　（＋2.2 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

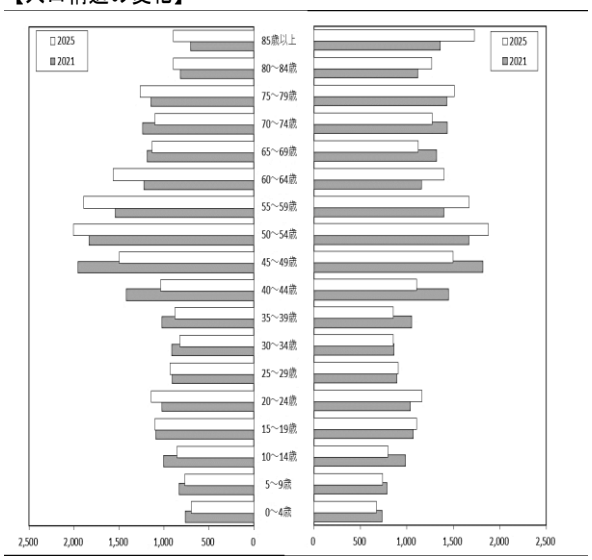

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

湘南大庭地区

湘南大庭地区は、昭和 40 年代に、「湘南ライフタウン」として、都市と農業の調和を図る総合的なまちづくりが進められ、都市公園が計画的に配置されるなど、緑豊かな居住環境が形成されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	32,112 人	(7 位)
高齢者人口	10,465 人	(4 位)
（うち、75 歳以上人口）	4,947 人	(5 位)
高齢化率	32.6%	(1 位)
（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）	15.4%	(3 位)
ひとり暮らし高齢者人口	787 人	(10 位)
高齢者人口に占める割合	7.5%	(13 位)
在宅ねたきり高齢者人口	5 人	(9 位)
高齢者人口に占める割合	0.05%	(11 位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	1,505 人	(6 位)
高齢者人口に占める割合	14.4%	(13 位)
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	585 人	〔38.9%〕
要介護１，２	529 人	〔35.1%〕
要介護３以上	391 人	〔26.0%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）　（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数　782 人　　高齢者数に対する割合　7.5%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	2 ヵ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	4 ヵ所
③在宅医療受入可能薬局	3 ヵ所
④訪問看護ステーション	3 ヵ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

地域密着型通所介護	2 施設
小規模多機能型居宅介護	2 施設
認知症対応型共同生活介護	3 施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	49
単位老人クラブ	7ｸﾗﾌﾞ
地域の縁側	4 施設
地域市民の家	4 ヵ所
地区ボランティアセンター　ライフタウン・ジョワ	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	2 団体

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

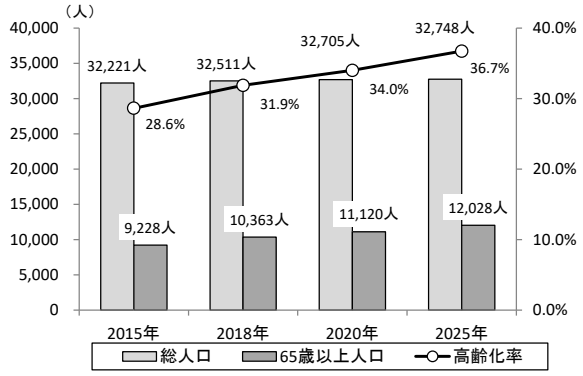

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

（2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）将来見込み）

・総人口　：　増加傾向　（＋0.7%）
・高齢者人口：　増加傾向　（＋16.1%）
・高齢化率　：　増加傾向　（＋4.8 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

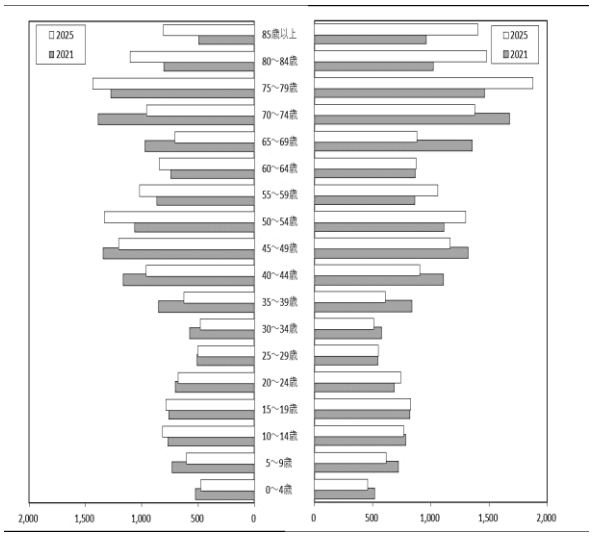

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

六 会 地 区

六会地区は、自然環境に恵まれた緑豊かな居住環境を形成しています。一方、地区が東西に広く、小田急線と引地川によって分断されています。公共交通はミニバスの導入で改善もみられますが、地区の中心部への移動手段が不十分な地域も残されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	35,711 人	(5 位)
高齢者人口	7,867 人	(7 位)
（うち、75 歳以上人口）	3,984 人	(7 位)
高齢化率	22.0%	(10 位)
（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）	11.2%	(10 位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,154 人	(5 位)
高齢者人口に占める割合	14.7%	(5 位)
在宅ねたきり高齢者人口	16 人	(2 位)
高齢者人口に占める割合	0.20%	(1 位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	1,458 人	(7 位)
高齢者人口に占める割合	18.5%	(7 位)
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	535 人	〔36.7%〕
要介護１，２	518 人	〔35.5%〕
要介護３以上	405 人	〔27.8%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）　（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数　808 人　　高齢者数に対する割合　10.3%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	4 ヵ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	3 ヵ所
③在宅医療受入可能薬局	1 ヵ所
④訪問看護ステーション	3 ヵ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局　②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会　④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2 施設
介護老人保健施設	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

地域密着型通所介護	6 施設
小規模多機能型居宅介護	3 施設
看護小規模多機能型居宅介護	1 施設
認知症対応型共同生活介護	2 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	38
単位老人クラブ	12ｸﾗﾌﾞ
地域の縁側	2 施設
高齢者の通いの場	1 施設
地域市民の家	4 ヵ所
地区ボランティアセンター　ボランティアセンターむつあい	

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

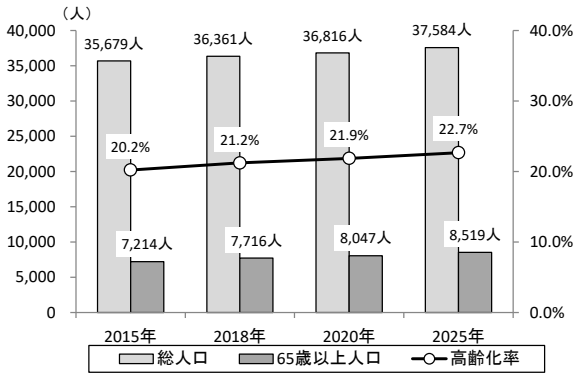

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

（2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）の将来見込み）

・総人口　：　増加傾向　（＋3.4%）
・高齢者人口：　増加傾向　（＋10.4%）
・高齢化率　：　増加傾向　（＋1.5 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

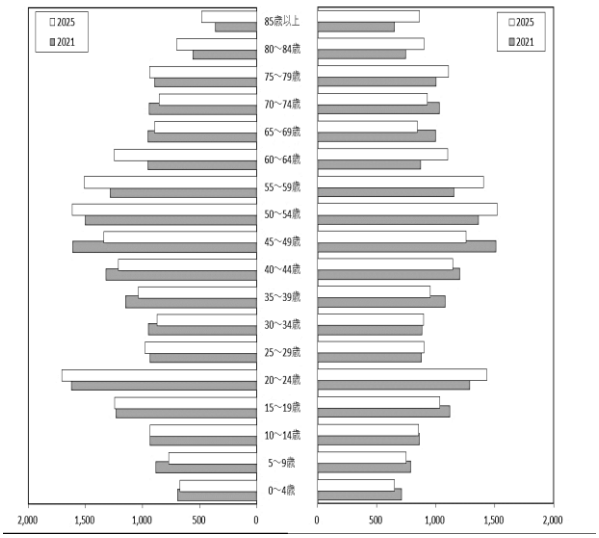

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

湘南台地区

湘南台地区は、市民センターの開設にあわせ、1989 年（平成元年）に誕生した新しい地区です。北部地域の拠点として、商業や様々なサービス機能が集まっており、利便性が高くなっています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	31,361 人	(9 位)
高齢者人口	6,055 人	(10 位)
（うち、75 歳以上人口）	3,214 人	(11 位)
高齢化率	19.3%	(13 位)
（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）	10.2%	(13 位)
ひとり暮らし高齢者人口	865 人	(8 位)
高齢者人口に占める割合	14.3%	(6 位)
在宅ねたきり高齢者人口	2 人	(13 位)
高齢者人口に占める割合	0.03%	(13 位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	1,050 人	(11 位)
高齢者人口に占める割合	17.3%	(10 位)
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	382 人	〔36.4%〕
要介護１，２	395 人	〔37.6%〕
要介護３以上	273 人	〔26.0%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）　（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数　603 人　　高齢者数に対する割合　10.0%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	5 ヵ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	7 ヵ所
③在宅医療受入可能薬局	5 ヵ所
④訪問看護ステーション	2 ヵ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局　②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会　④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人保健施設	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 施設
地域密着型通所介護	1 施設
小規模多機能型居宅介護	1 施設
認知症対応型共同生活介護	3 施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	34
単位老人クラブ	9ｸﾗﾌﾞ
地域の縁側	1 施設
高齢者の通いの場	1 施設
地域市民の家	1 ヵ所
地区ボランティアセンター　ちょこっと湘南台	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	7 団体

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

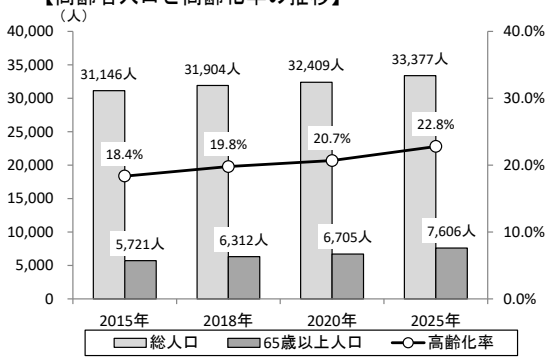

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

（2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）の将来見込み）

・総人口　　：　増加傾向　　（＋4.6%）
・高齢者人口：　増加傾向　　（＋20.5%）
・高齢化率　：　増加傾向　　（＋3.0 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

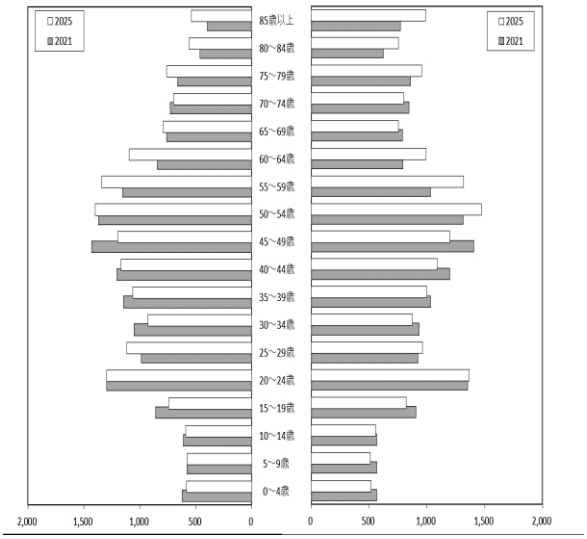

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

遠藤地区

遠藤地区は、台地と谷戸によって構成されており、農業を中心としたまちが形成され、また、西部の「健康と文化の森」にある慶應義塾大学（湘南藤沢キャンパス）と一体となったまちづくりを進めています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	11,876 人	(13 位)
高齢者人口	2,800 人	(13 位)
（うち、75 歳以上人口）	1,352 人	(13 位)
高齢化率	23.6%	(7 位)
（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）	11.4%	(9 位)
ひとり暮らし高齢者人口	635 人	(11 位)
高齢者人口に占める割合	22.7%	(1 位)
在宅ねたきり高齢者人口	4 人	(10 位)
高齢者人口に占める割合	0.14%	(4 位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	470 人	(13 位)
高齢者人口に占める割合	16.8%	(12 位)
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	165 人	〔35.1%〕
要介護１，２	175 人	〔37.2%〕
要介護３以上	130 人	〔27.7%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）　（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数　270 人　高齢者数に対する割合　9.6%

【医療に関する情報】

①要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院　１ヵ所

※①藤沢市歯科医師会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設
介護老人保健施設	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

地域密着型通所介護	2 施設
小規模多機能型居宅介護	1 施設
認知症対応型共同生活介護	2 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	10
単位老人クラブ	6ｸﾗﾌﾞ
地域の縁側	1 施設
地域市民の家	1 ヵ所
地区ボランティアセンター　シェークハンズ遠藤	

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

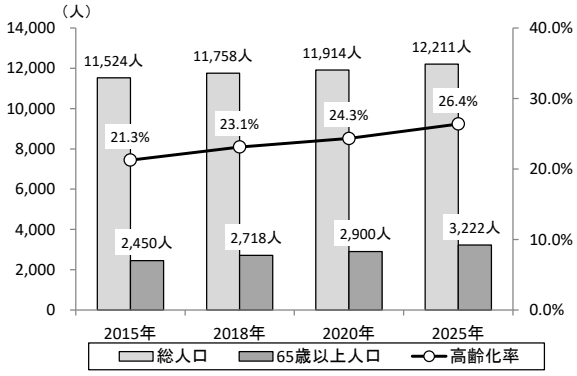

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

(2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）の将来見込み)

・総人口　：　増加傾向　（＋3.9%）
・高齢者人口：　増加傾向　（＋18.5%）
・高齢化率　：　増加傾向　（＋3.3 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

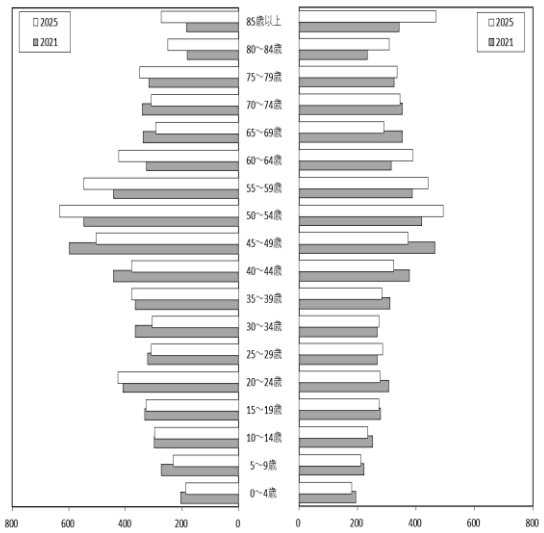

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

長 後 地 区

長後地区は、長後駅に周辺地区や隣接市へアクセスするバスの発着が多い一方で、商店街を含む駅周辺では、通過交通が多く歩道空間が十分に確保されておらず、安心して買い物がしにくい環境となっており、空き店舗の増加など、地域の活力が停滞傾向にあることが課題となっています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	33,688 人	(6 位)
高齢者人口	9,011 人	(6 位)
（うち、75 歳以上人口）	4,857 人	(6 位)
高齢化率	26.7%	(5 位)
（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）	14.4%	(5 位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,112 人	(6 位)
高齢者人口に占める割合	12.3%	(10 位)
在宅ねたきり高齢者人口	4 人	(12 位)
高齢者人口に占める割合	0.04%	(12 位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	1,544 人	(5 位)
高齢者人口に占める割合	17.1%	(11 位)
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	532 人	〔34.5%〕
要介護１，２	578 人	〔37.4%〕
要介護３以上	434 人	〔28.1%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）　（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数　888 人　高齢者数に対する割合　9.9%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	3 ヵ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	3 ヵ所
③在宅医療受入可能薬局	5 ヵ所
④訪問看護ステーション	3 ヵ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局　②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会　④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設
介護老人保健施設	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

認知症対応型通所介護	1 施設
地域密着型通所介護	5 施設
小規模多機能型居宅介護	2 施設
認知症対応型共同生活介護	2 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	39
単位老人クラブ	14ｸﾗﾌﾞ
地域ささえあいセンター	1 施設
いきいきシニアセンター	1 施設
地域の縁側	4 施設
地域市民の家	4 ヵ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1 ヵ所
地区ボランティアセンター　なごみ	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	8 団体

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

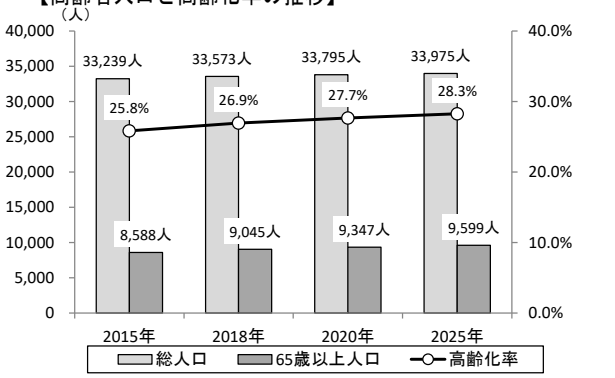

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

（2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）の将来見込み）

- 総人口　：　増加傾向　（＋1.2%）
- 高齢者人口：　増加傾向　（＋6.1%）
- 高齢化率　：　増加傾向　（＋1.4 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

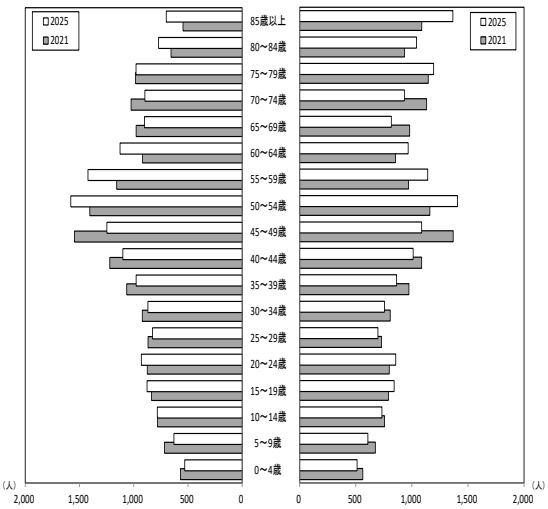

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

御所見地区

御所見地区は、農地が４割強を占めており、農業振興地域として、農業基盤整備を中心にまちづくりが進められてきました。自然が豊かな一方、南部地区と比較して、バスの路線があまり密ではないなどの不便さがあります。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】　（2020 年 10 月 1 日現在）

総人口	17,951 人	(12 位)
高齢者人口	5,273 人	(12 位)
（うち、75 歳以上人口）	2,825 人	(12 位)
高齢化率	29.4%	(2 位)
（総人口に占める 75 歳以上人口の割合）	15.7%	(2 位)
ひとり暮らし高齢者人口	564 人	(12 位)
高齢者人口に占める割合	10.7%	(11 位)
在宅ねたきり高齢者人口	7 人	(7 位)
高齢者人口に占める割合	0.13%	(5 位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】　（2020 年 9 月末現在）

要介護・要支援認定者数	948 人	(12 位)
高齢者人口に占める割合	18.0%	(8 位)
介護度３区分別認定者数		
要支援１，２	316 人	〔33.3%〕
要介護１，２	357 人	〔37.7%〕
要介護３以上	275 人	〔29.0%〕

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）　（2020 年 9 月末現在）】

認知症があると推計される人数　541 人　高齢者数に対する割合　10.3%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	4 ヵ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	2 ヵ所
③在宅医療受入可能薬局	1 ヵ所
④訪問看護ステーション	1 ヵ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局　②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会　④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3 施設
介護老人保健施設	1 施設

【地域密着型サービス】　（2020 年 10 月 1 日現在）

地域密着型通所介護	1 施設
小規模多機能型居宅介護	1 施設
認知症対応型共同生活介護	2 施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	2 施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】　（2020 年 10 月現在）

自治会・町内会	13
単位老人クラブ	10ｸﾗﾌﾞ
地域の縁側	2 施設
高齢者の通いの場	1 施設
地域市民の家	3 ヵ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1 ヵ所

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

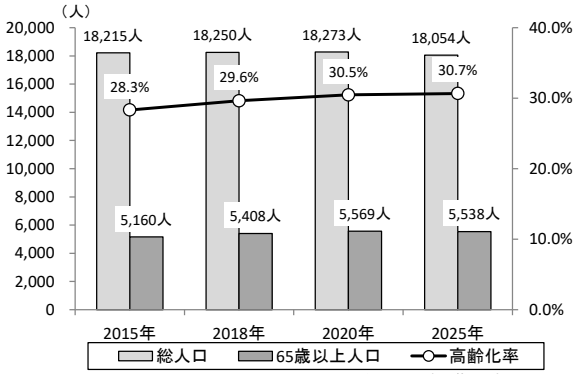

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

（2018 年（平成 30 年）から 2025 年（令和 7 年）の将来見込み）

- 総人口　：　減少傾向　（▲1.1%）
- 高齢者人口：　増加傾向　（＋2.4%）
- 高齢化率　：　増加傾向　（＋1.1 ﾎﾟｲﾝﾄ）

【人口構造の変化】

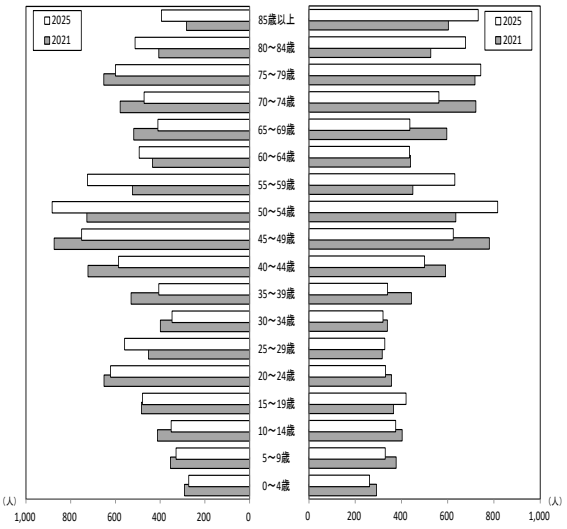

※平成 29 年度 藤沢市将来人口推計から引用。

４．高齢者の生活を取り巻く課題と本市の状況

（１）社会情勢等を踏まえた新たな課題

■高齢者の社会参加に対する期待

超高齢社会において、高齢者は「支えられる人」であるというこれまでの一般的な関係性から、意欲がある高齢者については、その社会参加を通じて高齢者の生活支援の担い手として自らが地域を「支える側」として活躍することが期待されています。

■健康寿命の延伸に向けた取組の必要性

健康寿命の延伸に向けては、高齢者対象の介護予防とともに、若い頃からの生活習慣病予防や健康づくりへの取組を意識して継続していくことが大切です。

また、高齢期においては、いきいきと活動する場としての地域活動への参加や多様な就業機会の確保なども求められています。

■自立支援・重度化防止に向けた取組の仕組みづくり

高齢者一人ひとりが、自立した生活を送ることや、たとえ要支援・要介護状態になっても、その状態をさらに悪化させないことは大変重要なことです。

高齢者自身が生活の中で、生きがいや目標を持ち、それに向けて持てる力を最大限に生かすことができるような支援が求められています。

■相談機能の強化・支援体制の充実

いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする身近な相談機関と、各福祉分野の相談支援機関、市民活動団体等が相互に関りを持ち、当事者の意思、自己決定を尊重しながら、保健・医療、権利擁護、住まいなどについて、多機関・多職種が連携した包括的な相談支援体制を充実することが求められています。

（２）前計画の取組状況における課題とアンケート調査による本市の状況

基本目標１　元気に暮らせる地域づくりの推進

高齢者の生きがいづくりの支援として、個人・団体を問わず趣味や教養などの向上に資する老人福祉センターの管理運営や老人クラブ活動への支援、社会参加への充実としてシルバー人材センターや地区ボランティアセンターへの活動支援などを継続的に行っています。

直近 3 年間の老人福祉センターの利用者数や老人クラブの参加者数については、現状維持または微減で推移していますが、アンケートの結果からは、高齢になっても夢や希望をもって活動したいと思う人が多くなり、高齢者等が集い交流する場があることは、いきいきと活動する高齢者の増加に効果があるものと考えています。

さらに、本市では前計画から『ヘルスケア・コミュニティケア』（「地域活動など、積極的な社会参加は地域の活性化につながり、人とのかかわりが個人の健康にもつながる。」）の視点で、参加型の介護予防と、社会参加の場としての居場所づくりを進めてきました。地域では、誰もが気軽に立ち寄れる「地域の縁側」や、介護予防の講座をはじめボランティアに参加したい高齢者等を対象とした相談や講座を行っている「地域ささえあいセンター」への支援など、多様な主体による取組が行われています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、気軽に集い交流することを制限しなければならない事態が生じています。新たな生活様式を踏まえた行動に移行することも必要になっています。

今後においても、高齢者の介護予防、フレイル予防に着目した高齢者の生きがいづくりにつながる居場所のほか、専門職が介護予防のプログラムを実施する場の提供、身近な地域で気軽に参加でき、地域でのお互いの見守りにもつながる公園体操の実施など、感染症の予防に注意しながら、様々な地域活動を充実させていく必要があります。

○「生きがいづくり・社会参加に必要な支援」

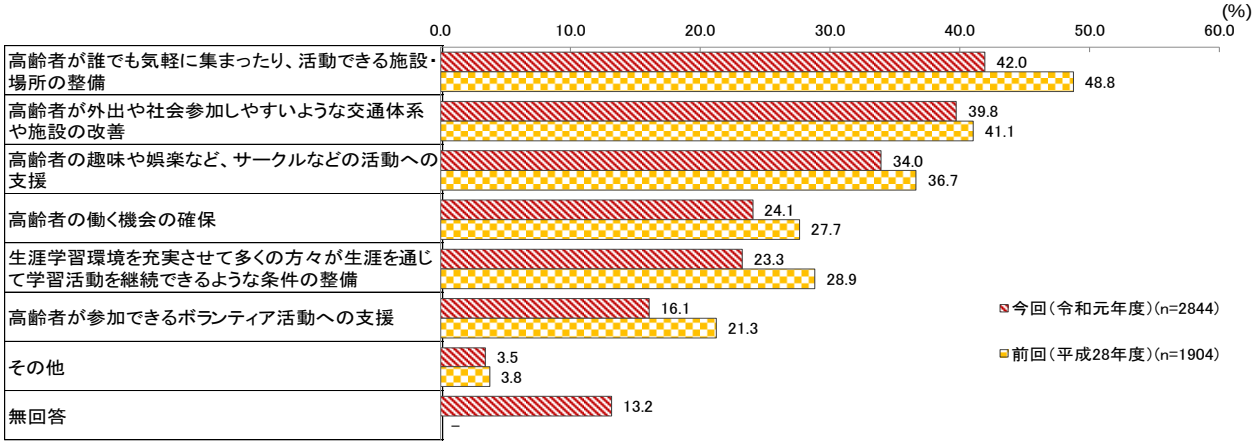

○「介護予防実施の場の参加経験」

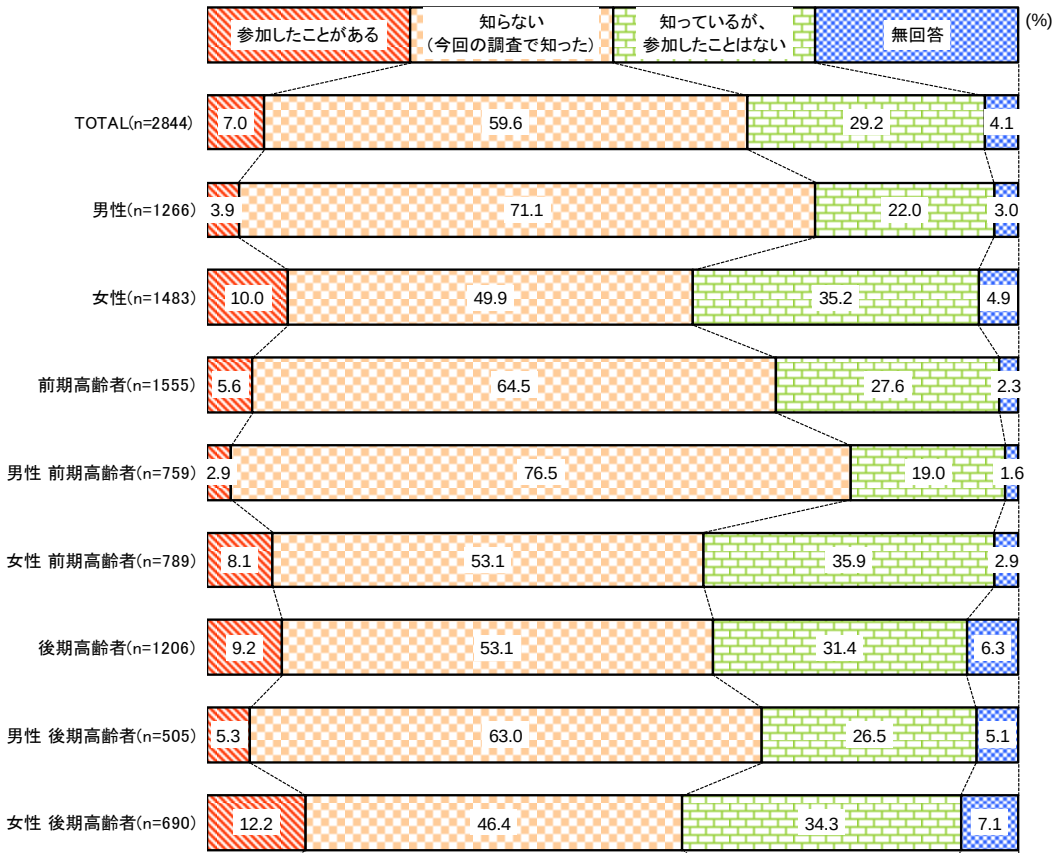

○「地域で参加している活動の有無」

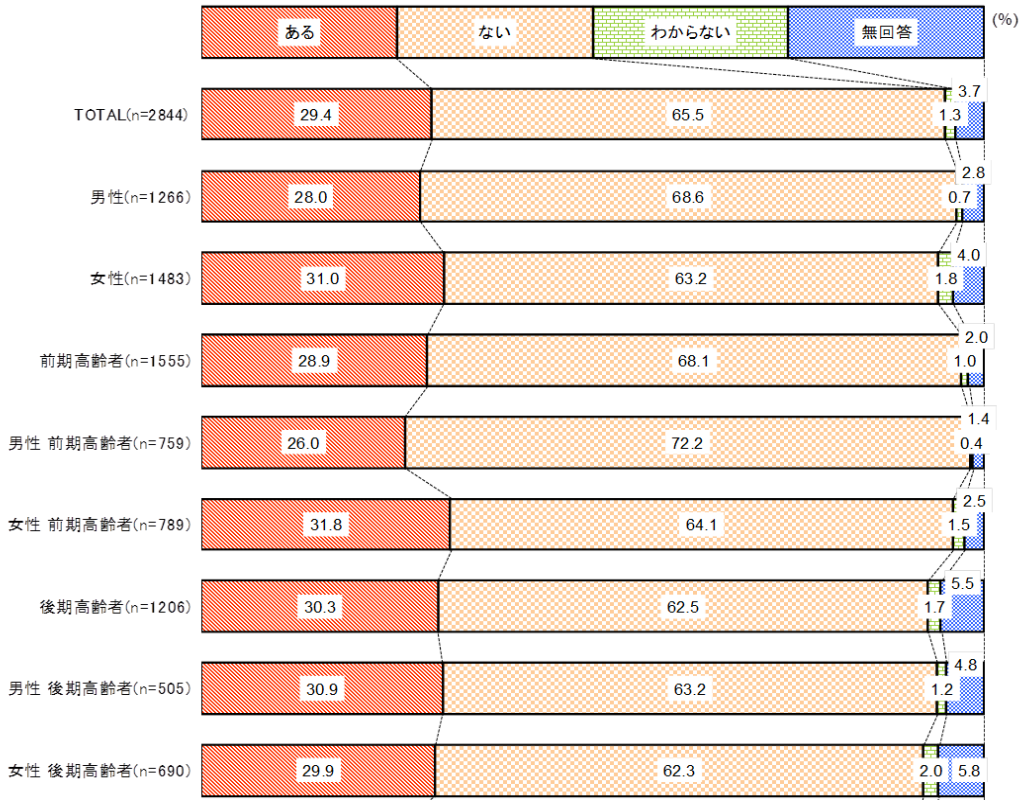

基本目標２　認知症施策の推進

認知症高齢者は、今後、高齢化の進展とともに、2025 年（令和 7 年）には約 700 万人、65 歳以上の高齢者の 5 人に 1 人まで達することが見込まれ、さらに 65 歳以上の高齢者人口がピークになると予想される 2040 年（令和 22 年）には、800 万人から 950 万人の人が認知症になると推計されています。

認知症は、特別な疾患ではなく、加齢とともに誰にでも起こりうる問題です。認知症を自分事として捉え、認知症高齢者とその家族が孤立しない地域づくりが必要です。

○「市が重点を置くべき認知症施策」

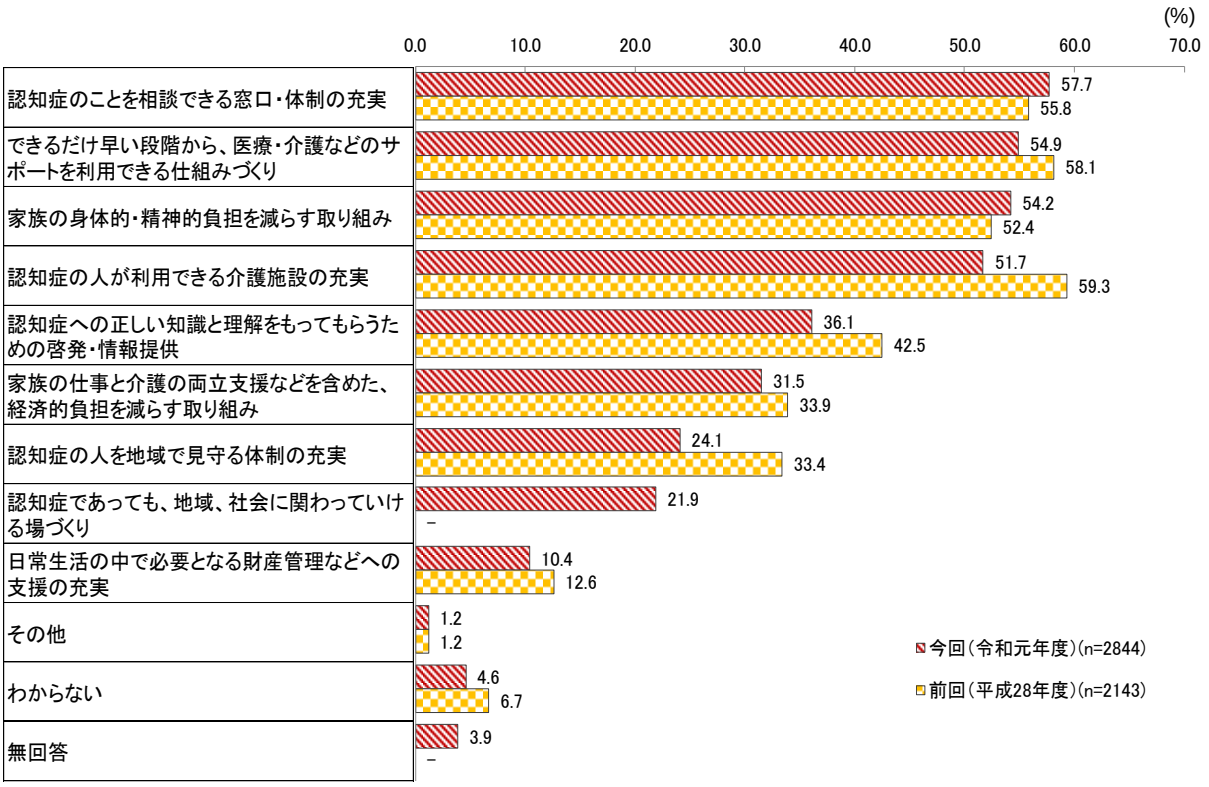

【藤沢おれんじプラン】

本市の認知症施策は、2019 年（平成 31 年）4 月に作成した「藤沢おれんじプラン」に基づき、令和 5 年度までの目標として「知る」「集う」「支える」をキーワードに、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくために、地域、医療・保健・福祉の専門職、民間企業等多様な主体の人と連携し、認知症の普及啓発事業や、認知症本人、その家族への支援を実施しています。

また 3 つのキーワードに加えて、誰もがなり得ることから認知症に「備える」という概念の普及啓発を ACP の啓発と共に進めています。

今後も増加する認知症高齢者に対する支援として、認知症本人の視点に立ち、幅広い世代に対して認知症の正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症本人やその家族を地域で支える体制づくり、早期発見・早期対応に向けた支援体制の充実、認知症本人、家族の思いが尊重され、本人の状態に応じた支援が受けられるよう支援者の対応力の向上、認知症予防の取組を、多様な主体とともに協働して推進していくことが重要です。

【認知症施策推進大綱】

国は、2019 年（令和元年）6 月 18 日に「認知症施策推進大綱」を認知症施策推進関係閣僚会議にて取りまとめました。

認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことが、できるような環境整備が必要です。

2025 年（令和 7 年）に向け、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざします。

大綱の基本的な考え方は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症本人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するものです。

「共生」とは、認知症本人が、尊厳と希望をもって認知症と共に生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きることであり、「予防」は、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、または認知症になっても進行を緩やかにするという意味です。

本大綱は、以下の 5 つの柱に沿って施策を推進し、これらの施策は認知症の人の視点に立ち、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本としています。

～5 つの柱～

①普及啓発・本人発信支援
②予防
③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
⑤研究開発・産業促進・国際展開

基本目標３　医療･介護及び福祉の連携による在宅生活支援の推進

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、医療・介護及び福祉の連携による支援体制づくりをすすめてきました。

在宅医療支援センターは、医師やケアマネジャー等の医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談を受け付け、病院とかかりつけ医や介護関係者等を結びつけるコーディネート役となり、在宅医療・介護連携を推進するための拠点となっています。

また、医療・介護及び福祉関係者が参加する多職種研修会や地区別懇談会の実施、かかりつけの医療機関をもつことや看取りなどの市民への普及啓発として出前講座を行いました。

今後も、高齢化が進展し、医療と介護の両方のニーズを必要とする高齢者の増加が予想されることから、在宅医療支援センターを中心に、医療・介護及び福祉の関係者と連携しながら、切れ目のない在宅医療・介護連携を推進する必要があります。

地域がめざす姿を住民や医療・介護及び福祉の関係者と共有をしながら、高齢者の地域での日常生活を支援していきます。

○「要介護認定を受けた時の生活についての希望」

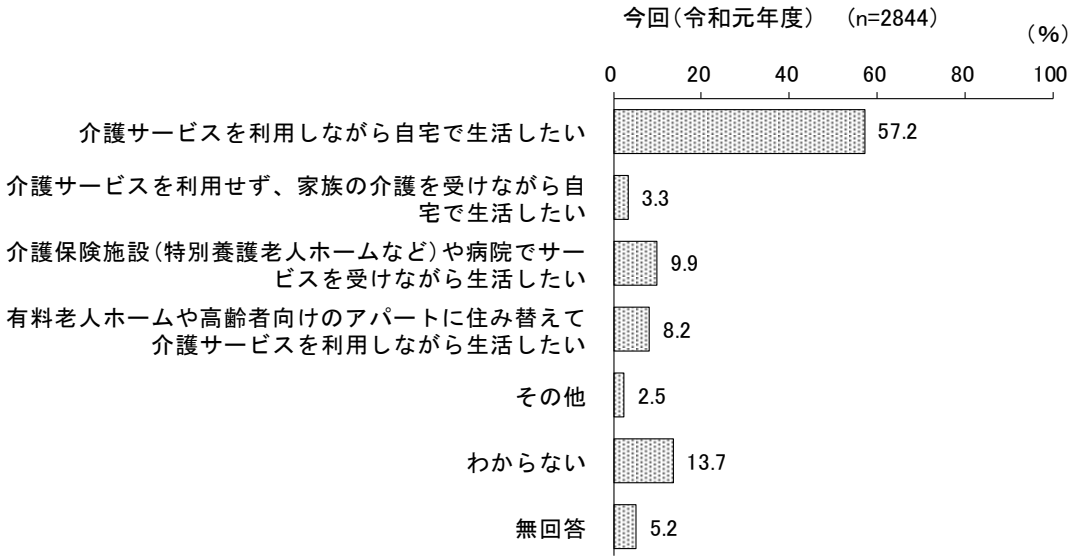

基本目標４　介護保険サービスの充実

超高齢社会を踏まえ、介護保険サービスの充実を図る必要から、特別養護老人ホームや地域密着型サービス事業所の整備を進めるとともに、慢性的に不足している介護人材の量的・質的確保に向けた事業所等の支援に努めてきました。

また、2018 年（平成 30 年）4 月から居宅介護支援事業者の指定及び指導・監査権限が県より移譲されたことなどから、実地指導やケアプラン点検の強化など、適切なサービス提供につなげる取組を進めています。

今後の 2025 年（令和 7 年）、高齢者数のピークを迎える 2040 年（令和 22 年）を見据えると、現役世代人口の急減に影響される介護保険制度の持続可能性が大きな課題の一つです。介護離職の防止や介護給付費等の適正化のほか、介護現場における担い手の確保と生産性の向上が重要となります。例えば、介護ロボットの利用推進や ICT（情報通信技術）の活用による事務作業の省力化、情報収集の共有化を平易にすることで、介護職員によるケアの充実が図られる環境をつくっていくことが大事と言えます。

そして、新型コロナウイルス感染症の蔓延による新たな課題への取組が求められ、これまでの通常の介護サービス提供が困難な状況等になる中、感染拡大の防止を含めた適切なケアが求められています。

また、安全で安心なサービス提供を継続するための感染予防の取組とともに、近年の異常気象による風水害などの災害対応を含めた非常時における支援のあり方も求められています。

○「介護職員の性別・年齢別 雇用形態 構成比」

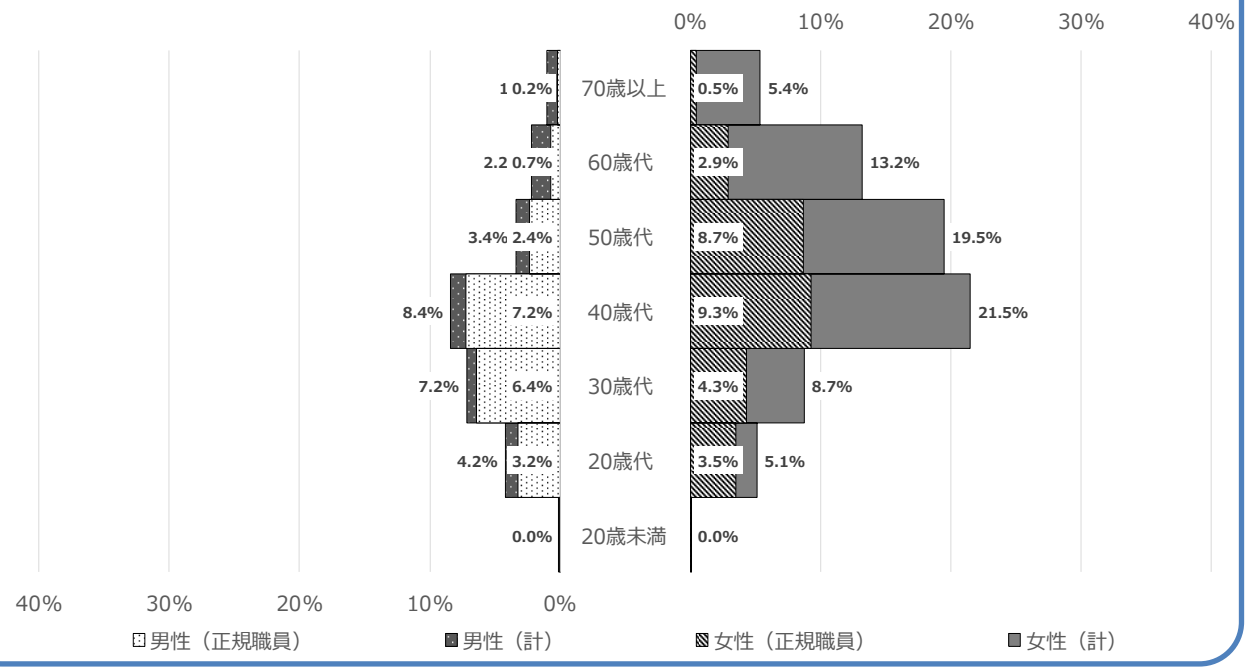

基本目標５　安心して住み続けられる生活環境の整備

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいなどの生活環境整備や安全・安心なまちづくりの推進を図っています。

生活環境の面からは、高齢化の進展に伴い、居住環境においては、特に低所得者、単身高齢者等の賃貸住宅への円滑な入居の問題、高齢者の運転免許証自主返納の増加においては、外出・移動支援への対応、独居高齢者の増加においては、社会的孤立を防ぐ対策など、それぞれに課題が顕在化しています。

アンケートの結果からは、住まいの困りごとについて、『維持管理や家賃など』を困りごととして感じている人が約 52%となり、前回より増加しています。このほか、外出時の移動方法において、自家用車が減少していると同時に免許証を返納する人が増加しています。買い物サービスの提供について、『特に必要としない』と回答された人が、前回調査では 57%以上であったのに対し、今回は 11%と大幅に減少し、宅配・配達などのサービスを求める人が増加しています。

国においては、低所得者、単身高齢者、障がい者等の要配慮者が賃貸住宅に入居しやすくなるよう、空き家等を活用した新たな登録制度を創設し、相談や見守り、家賃保証などの支援措置を講じる住宅セーフティネットの機能強化を図っています。

本市としても、このような国の動向を注視しながら、高齢者の生活環境やニーズに応じた多様な住まいの確保支援について住宅施策と連携した居住環境づくりを進めるとともに、地域住民と連携しながら移動支援の具体的な検討や、社会的孤立の防止、防災・防犯などの様々な取組を進め、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

○「住まいについて困っていること」

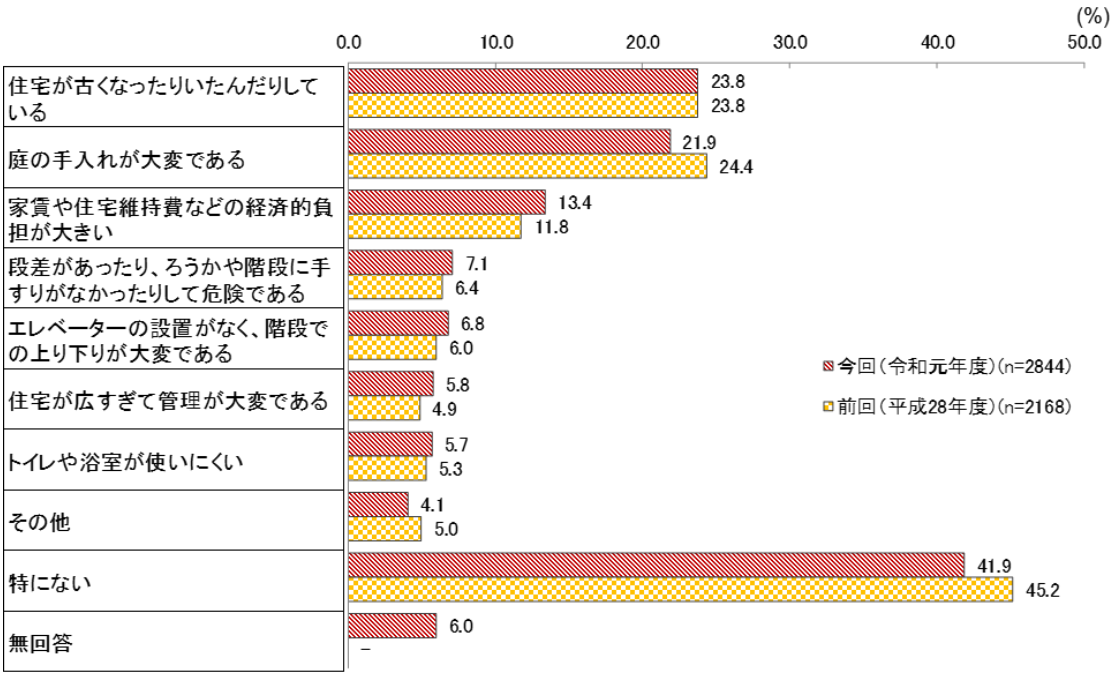

基本目標６　地域に根ざした相談支援の推進

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしくいつまでも安心して生活ができるよう、様々な困りごとを相談できる地域の拠点として「いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）」を各地区に配置してきました。平成 30 年度には、藤沢・鵠沼・辻堂地区と同様に高齢者人口が多い湘南大庭地区及び善行地区の 2 地区にサテライト型センター（分室）を新たに設置しました。さらに、令和元年度に完成した善行市民センターの建て替えにおいては、いきいきサポートセンターを市民センター内に移転し機能強化を図ってきました。

また、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口として、市役所には「バックアップふじさわ」を、藤沢市社会福祉協議会への委託により「バックアップふじさわ社協」を整備するとともに、委託の相談支援員と生活支援コーディネーターを兼務するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）として 13 地区に配置しました。

そのほか、地域住民が主体となり、誰もが気軽に立ち寄れる「地域の縁側」「地域ささえあいセンター」を整備し、行政だけではなく地域の活動団体との連携・協働を視野に置き、様々な関係機関が顔の見える関係づくりと、包括的な支援へとつながる相談支援体制づくりを進めてきました。

○「地域包括支援センターの認知度」

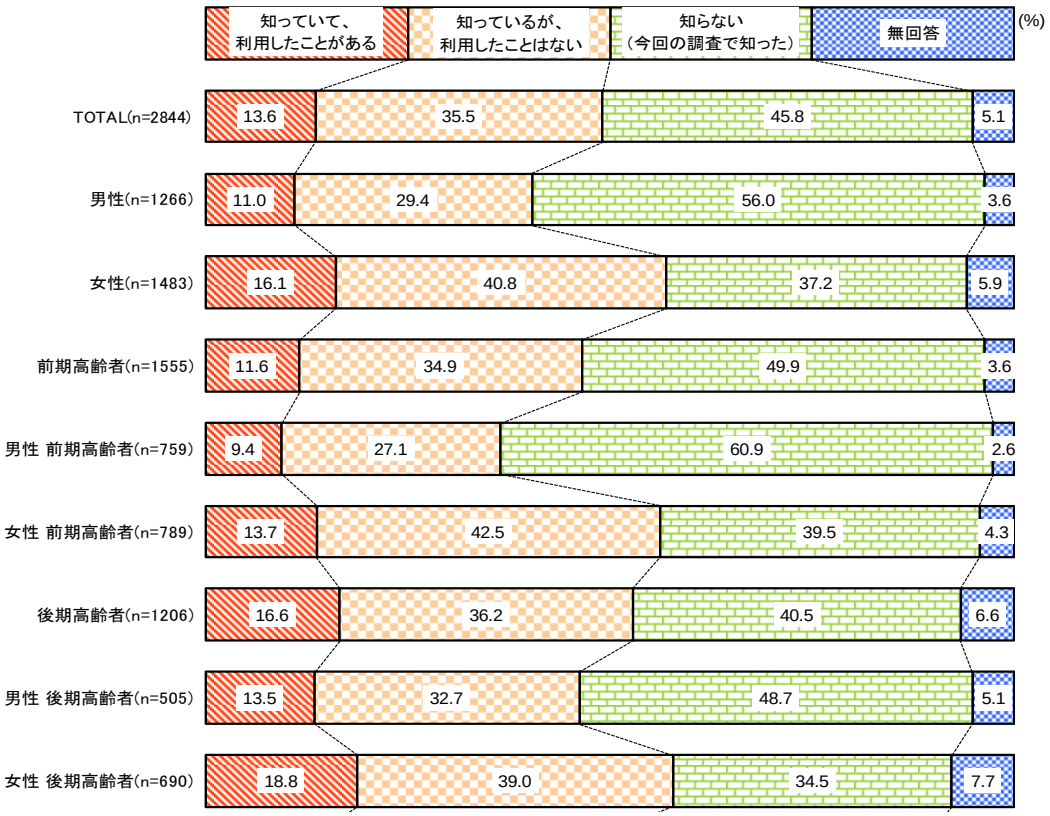

基本目標７　新たな地域生活課題の把握と対応

藤沢型地域包括ケアシステムの推進にあたっては、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けた会議体を設置し、2017年（平成29年）に設定した6つの重点テーマに沿った取組について、相互に連携を図りながら進めてきました。

また、会議においては、6つの重点テーマの短期目標に関連する個別事業を取り上げた意見交換を行うなどにより、それぞれの立場で抱えている課題や特徴ある取組について、共有化を図りました。

6つの重点テーマによる取組の一例として「地域の相談支援体制づくり」では、地域の総合的な相談支援拠点としての市民センター・公民館の相談機能等の充実を図るとともに、全地区に生活支援コーディネーターを配置し、相談機能の連携・向上に努めてきました。同様に、「地域活動の支援・担い手の育成」「健康づくり・生きがいづくり」など、健康寿命日本一に向けた取組を推進するなど、地域生活課題に応じた事業を進めてきました。

これらの取組をさらに深化・推進するため、今後は13地区の関係団体を中心に、個々にヒアリング等を行い、団体や地域課題の把握や今後の地域包括ケアシステムの推進に向けた取組へとつなげていく必要があります。

○「今後優先すべき施策（サービスや事業など）」

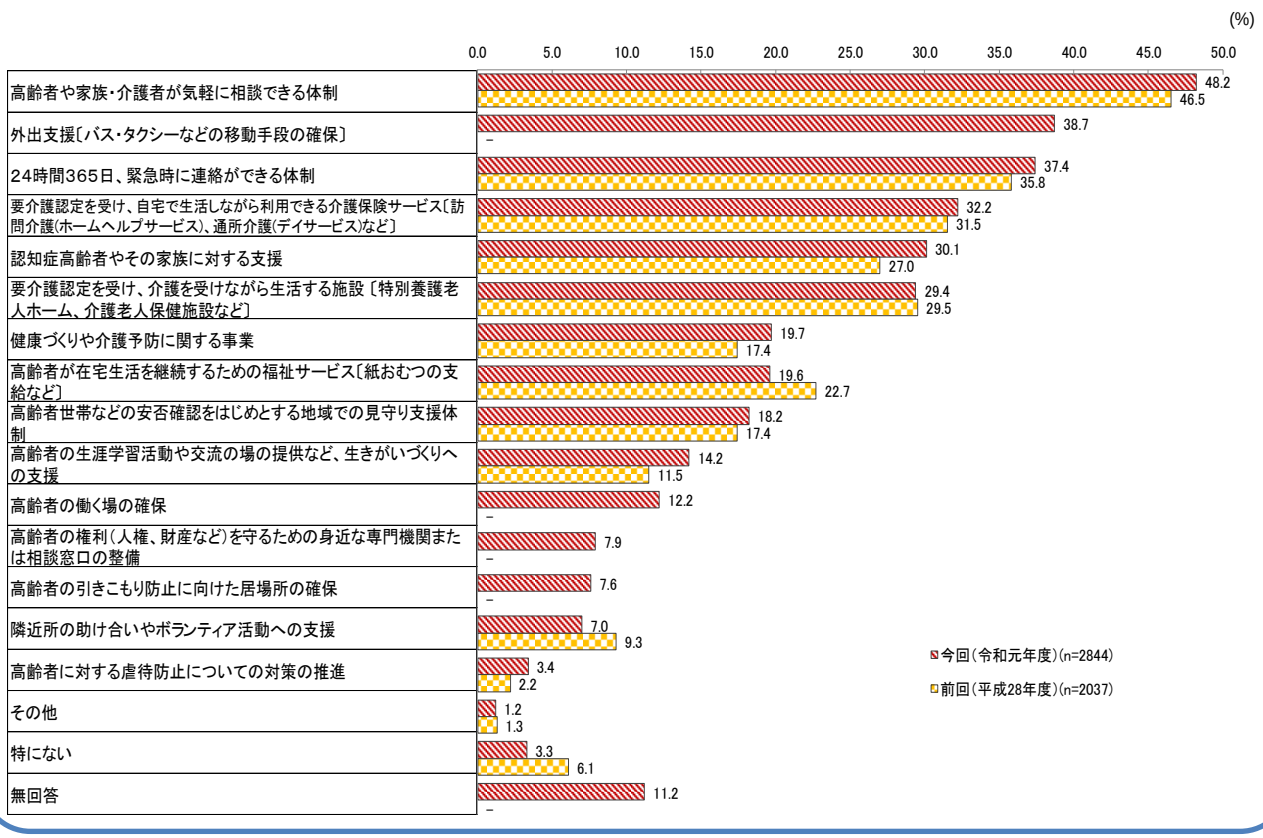

（３）本計画で取り組むべき重点的事項

前計画「いきいき長寿プランふじさわ 2020」の取り組むべき重点的事項は、地域包括ケアシステムの深化・推進を掲げ進めてきました。

本計画では、地域包括ケアシステムを更に広げ、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスなどの提供に向けた取組を進める必要があります。

そのため、前計画の取り組むべき重点的事項を継続課題として継承するとともに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正に対応する取組を、本計画の基本目標として位置づけることで、引き続き、重点的に取り組んでいきます。

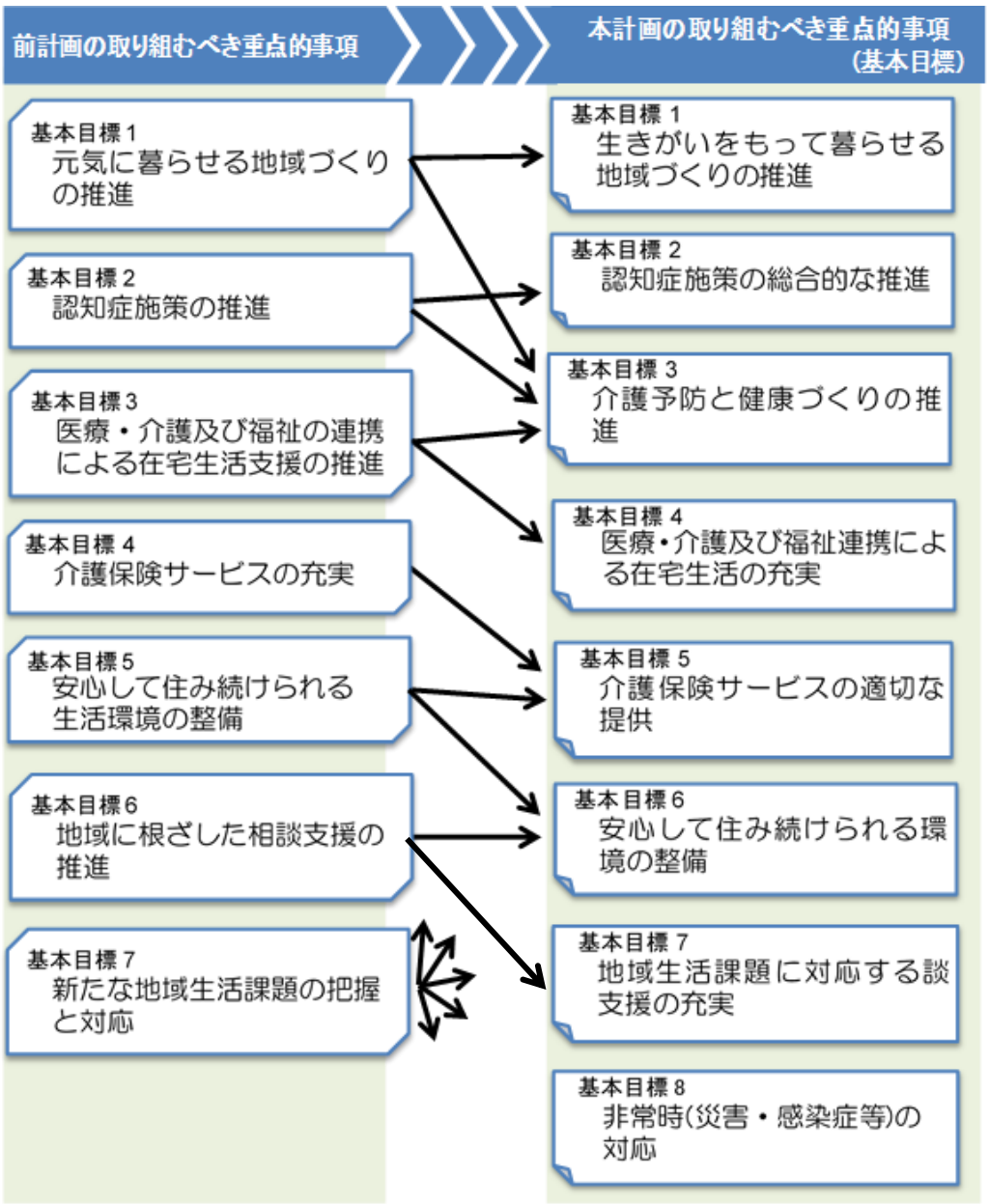

第３章

基本構想

１．理想とする高齢社会像

高齢者人口の変化に伴う高齢化率などの推移、社会情勢を踏まえ、本市では、前計画の考えを継承しつつ、地域包括ケアシステムの推進をめざし、理想とする高齢社会像を次のとおり掲げ、様々な施策を推進していきます。

理想とする高齢社会像

一　人　ひ　と　り　の　想　い　に
寄　り　添　え　る　ま　ち　　ふ　じ　さ　わ

一人ひとりの　想いに寄り添えるまち　ふじさわ

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、若い頃からの社会とのつながりを意識したフレイル予防を推進していくことが重要です。そして、福祉・介護・医療が連携して、できる限り自立した生活が継続できるよう支援するとともに、一人ひとりの思いに寄り添い、その人らしい暮らしを支えていくことが必要であり、そのための市民への ACP の普及啓発や多職種連携、多機関協働を進めていきます。

また、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、趣味の活動や地域活動などに主体的に参加することで、高齢者が地域のなかでいきいきと活躍する健康なまちを引き続きめざしていきます。

2. 基本理念

理想とする高齢社会像をめざし、新たな生活様式の中で地域包括ケアシステムを推進するためには、「自助・互助・共助・公助」の視点から、自立できる高齢者を増やしていくとともに、支援を必要とする人への包括的な支援やサービス提供体制を深化・推進する必要があります。

地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、それぞれの地域の特性を活かし、「自助」を基本としながら、「互助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせることが重要であり、特に、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加することから、多様化する生活支援ニーズに対応するため、新たな生活様式の中での「自助」「互助」を軸とする地域の支えあいも重要になります〔図表3-1〕。

また、「公助」を担う行政の役割としては、「自助」、「互助」の取組を支えるとともに、住民の福祉を最終的に担保する主体として、公的サービスの提供基盤の整備や専門性の強化、相談支援体制の充実について、責任を持って取り組むことが必要です。

図表 3-1　地域包括ケアシステムの構築における「自助・互助・共助・公助」

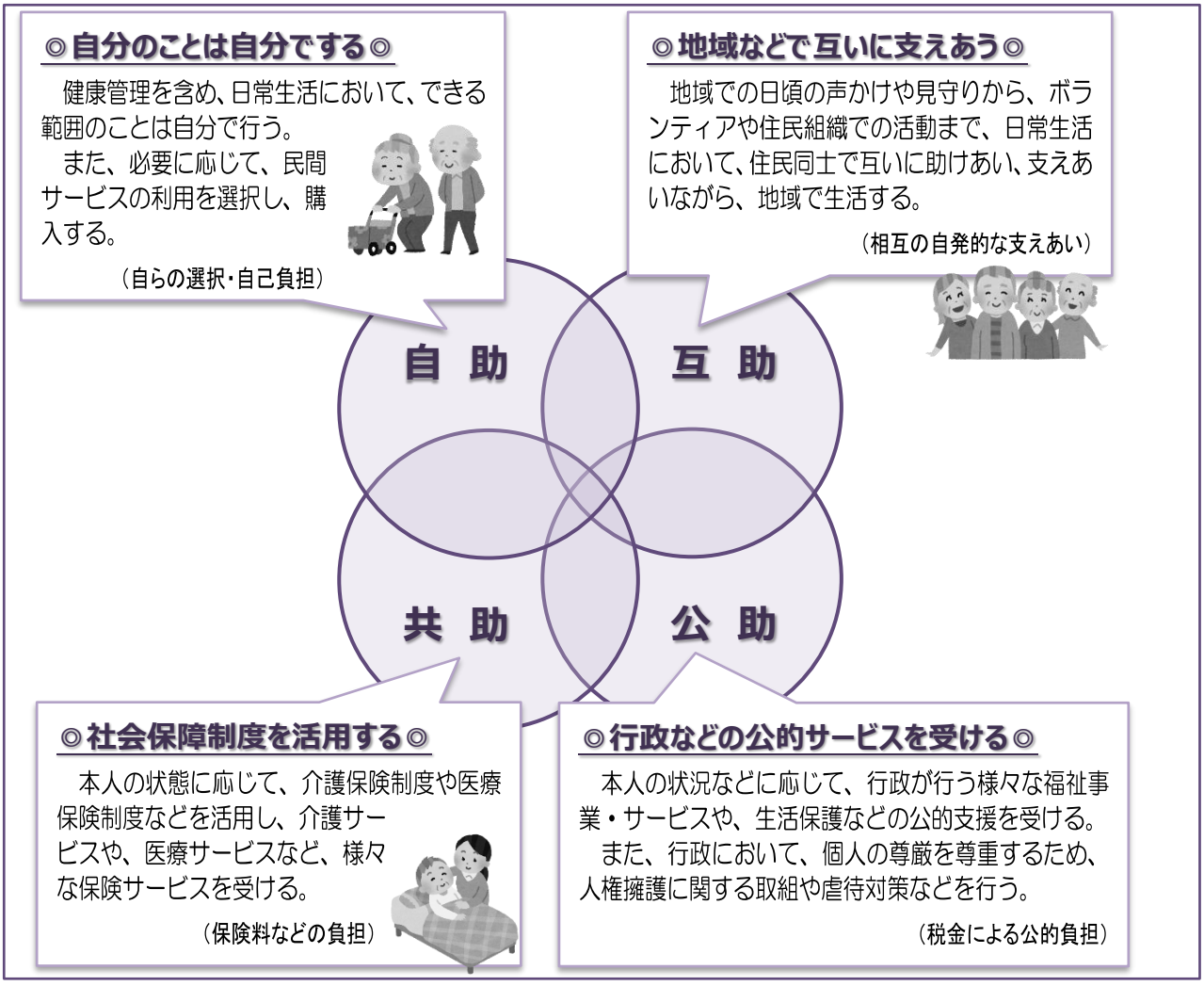

本市の理想とする高齢社会像を実現していくために、健康寿命日本一をめざすとともに、前計画の「自助・互助・共助・公助」の概念を理念化した4つの基本理念を引き続き、継承していきます。

（１）いつまでも健康であり続けることができるよう支援します

ますます進展する超高齢社会において、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）が目前に迫り、その具体的な取組の実施や、高齢者人口がピークを迎える2040年問題を見据え、特に元気で意欲ある高齢者が自ら地域の担い手となった地域づくりが求められています。

このためにも、高齢者がいつまでも元気に自分らしく暮らせるよう、持続可能な医療保険制度の改定に基づいた「健康づくり」や「介護予防」を重視した施策を展開し、元気な高齢者が地域を支える側として、地域で活躍できる支援を行います。

（２）身近な地域で自立した生活が継続できるよう支援します

高齢者が、これまで培った知識と経験を活かした社会参加ができ、住み慣れた地域で新たな生活様式を認識する中で、暮らし続けられる仕組みが必要です。

高齢者の心身の健康を保持し、介護が必要になっても、必要なサービスを受けながら、その人の能力に応じて自立した生活が継続できるよう支援していきます。

（３）市民と行政が協働し、支えあう地域社会を実現します

支援する側もされる側も、すべての高齢者が、お互いの役割を認めつつ、支えあう中で、住み慣れた地域で暮らし続けられることが重要です。

地域における多様な生活ニーズに的確に対応するためには、マルチパートナーシップによる多様な主体が互いに協働する取組を推進し、支えあう地域社会を実現していきます。

（４）個人の尊厳と主体性を尊重します

個人の主体性を尊重し、認知症になっても、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らせる地域づくりや、終末期の過ごし方や医療などに関して希望にそった支援をすることは大切な視点です。

個人の人生の目標や生きがいを大切にした支援を行います。

3. 基本目標

本市の理想とする高齢社会像の実現に向けて、次の8項目を基本目標に掲げ、重点的に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていきます。

基本目標１　生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進

今後、ますます増加する高齢者が、住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けていくためには、一人ひとりに合った地域での関わりを続けられるようにしていくことが大切であり、その生活の中での社会参加への貢献や生きがいづくりにつなげていくことで、いきいきと活動する高齢者が増加することが望ましい姿であると考えます。

日常から自立の継続に向けた意識の向上を図るとともに、健康づくりや介護予防などの共助、居場所やボランティア活動など様々な社会参加による互助、それらを支える公助としての仕組みづくりを関係機関と連携を図りながら進めていきます。

基本目標２　認知症施策の総合的な推進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深め、認知症の有無にかかわらず、同じ社会の一員として地域で共に生きていくことが求められています。

今後も、認知症の人の視点を大切にし、若い世代、企業も含む様々な対象へ、認知症に対する普及啓発を推進していきます。

また、認知症・軽度認知障がい（MCI）が疑われる場合には、早期に受診し、支援につなげるために、関係機関が有機的に連携した支援体制づくりを推進していきます。

さらに、介護者の負担軽減のために、介護サービスの活用や、認知症カフェ、家族教室、家族同士のピア活動の支援などの取組の充実を図っていきます。

認知症の予防については、高齢者が集う身近な場で、認知症予防に資する活動を推進していきます。

基本目標３　介護予防と健康づくりの推進

『ヘルスケア・コミュニティケア』（「地域活動など、積極的な社会参加は地域の活性化につながり、人とのかかわりが個人の健康にもつながる。」）視点で、引き続き、参加型の介護予防と、社会参加の場としての居場所づくりに取り組みます。

また、「居場所づくり（社会参加）」という「集う」ことにこだわらない、「出番づくり（社会的役割）」として、高齢者個人の得意分野を生かした役割を活用した取組を進めます。

さらに、フレイル予防に着目し、高齢者の生きがいづくりとしての居場所のほか、専門職が介護予防のプログラムを実施する場や、身近な地域で気軽に参加でき、地域でのお互いの見守りにもつながる公園体操などの地域活動を充実させていきます。

基本目標４　医療･介護及び福祉連携による在宅生活の充実

日常生活におけるサービスの提供に加え、医療及び介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加することに対応するため、医療・介護及び福祉の連携による支援体制づくりが必要です。

医療機関からの退院支援や日常の在宅療養の支援、急変時の対応、看取りなど、様々な状態へ迅速に対応することが望まれます。

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、医療・介護及び福祉が連携・協力した一体的な支援体制づくりを進め、高齢者の地域での日常生活を支援します。

基本目標５　介護保険サービスの適切な提供

今後の介護サービス基盤の整備においては、高齢者人口はもとより、地域の実情、介護離職ゼロの実現、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの整備状況なども踏まえて、ニーズを的確に把握し、中長期的な視点をもって進めていく必要があります。

そして、計画的な基盤整備を進めるにあたっては、慢性的に不足している介護人材の確保が必要不可欠であり、介護現場における職員の定着や生産性向上も視野に入れた支援の促進を図る必要もあります。

計画的に基盤整備を進めるとともに、事業所指導、ケアプラン点検などの強化による介護保険事業の適正な運営を推進し、適切なサービスが提供される体制づくりをめざします。

基本目標６　安心して住み続けられる環境の整備

多様化する高齢者のライフスタイルに応じた住まいの確保支援において、民間の空き家・空き室を活用する居住環境の確保について住宅政策と連動した取組が求められています。

地域のつながりや生活環境のニーズに応じた施策を展開するとともに、高齢者や介護する家族の孤立化・孤独化を防ぎ、それぞれが地域の中で安心して住み続けられる仕組みをつくっていきます。

基本目標７　地域生活課題に対応する相談支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、社会構造や生活環境の変化に応じた、地域の生活圏域ごとの様々な課題に対応する相談体制の充実が求められます。

今後、複雑・複合化する支援ニーズや地域課題に対応するため、13 圏域における断らない相談体制のさらなる強化に加え、高齢・障がい・子ども・困窮等、各制度の相談支援事業を一体的に行う重層的支援体制の整備など、地域づくりに向けた支援を強化していきます。

基本目標８　非常時(災害･感染症等)の対応

平常時からの顔の見える関係づくりや、多様な主体と協働した見守りの取組などの地域づくりは、災害時などの非常時の助け合いにつながります。

災害に対する各自の「備え」についての普及啓発を行い、「取り残さない、取り残されない」コミュニティ、「見守り上手・見守られ上手」のまちづくりを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症等の蔓延時には、外出や人とのかかわりが遮断される状況になることから、「新しい生活様式」に基づいた個々による生活意識の改革と、様々な工夫が必要になります。

今後、あらゆる関係部門と協議、連携を図るなかで、感染予防、拡大防止に配慮した助け合いの地域づくりを進めるとともに、介護予防、要介護の重度化防止 、医療・介護連携の推進などに取り組んでいきます。

■ いきいき長寿プランふじさわ2023の推進に向けた施策体系 ■

高齢社会像

一人ひとりの想いに寄り添えるまち　ふじさわ

基本理念

(1) いつまでも健康であり続けることができるよう支援します

(2) 身近な地域で自立した生活が継続できるよう支援します

(3) 市民と行政が協働し、支えあう地域社会を実現します

(4) 個人の尊厳と主体性を尊重します

基本目標

1. 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進（73 ページ）
2. 認知症施策の総合的な推進（90 ページ）
3. 介護予防と健康づくりの推進（99 ページ）
4. 医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実（111 ページ）
5. 介護保険サービスの適切な提供（127 ページ）
6. 安心して住み続けられる環境の整備（149 ページ）
7. 地域生活課題に対応する相談支援の充実（160 ページ）
8. 非常時（災害・感染症等）の対応（171 ページ）

	施策（施策の展開）	
1	施策１ 生きがいづくりの支援 (75 ページ)	(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援 (2) 生涯学習などの支援
	施策２ 社会参加活動の支援 (81 ページ)	(1) ボランティアの育成・支援 (2) 高齢者の就労・就業支援の促進 (3) 地域活動団体への支援
	施策３ 地域コミュニティの活性化 (87 ページ)	(1) 地域交流拠点の推進 (2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進
2	施策１ 認知症支援体制の充実・強化 (91 ページ)	(1) 認知症の早期発見・早期受診・診断・対応 (2) 「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」をめざして
	施策２ 認知症予防の推進 (98 ページ)	(1) 認知症予防のための事業の充実と普及啓発
3	施策１ 健康寿命の延伸 (100 ページ)	(1) 介護予防事業と連携した高齢者の保健事業の推進 (2) フレイル予防の促進
	施策２ 自立支援・重度化防止の取組 (105 ページ)	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2) 生活支援の体制整備 (3) 地域ケア会議の開催
4	施策１ 日常生活の支援 (112 ページ)	(1) 生活支援サービスの提供 (2) 在宅福祉サービスの提供 (3) 介護者への支援(ケアラーケア)
	施策２ 在宅医療・介護連携の推進 (121 ページ)	(1) 多機関協働による包括的支援体制の推進
5	施策１ 介護サービス基盤の整備 (129 ページ)	(1) ニーズを中長期的に見据えた整備目標 (2) 共生型サービスの取組 (3) リハビリテーションサービスの提供体制の推進
	施策２ 介護現場の革新に向けた支援 (138 ページ)	(1) 介護人材の確保・定着促進とイメージ改善 (2) 人手不足に対応したマネジメントの構築 (3) 介護ロボット・ICT の活用
	施策３ 介護保険制度の適正な運営 (142 ページ)	(1) サービスの質の向上 (2) 介護給付費等の適正化の推進 (3) 低所得者の支援 (4) 介護事業者に対する指導・監査の強化
6	施策１ 住まいなどの生活環境の整備 (150 ページ)	(1) 多様な住まい方の確保・支援 (2) 人にやさしいまちづくりの推進
	施策２ 安全・安心なまちづくりの推進 (156 ページ)	(1) 防災・防犯などに対する取組の促進
	施策３ 地域と連携した見守り活動の推進 (158 ページ)	(1) 多様な主体が連携した見守り体制の強化
7	施　策 地域の相談支援体制の充実 (161 ページ)	(1) 相談支援体制の機能強化 (2) 権利擁護の推進
8	施策１ 災害時等避難体制の整備 (172 ページ)	(1) 自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組
	施策２ 新型コロナウイルス感染症に対する取組 (175 ページ)	(1) 新しい生活様式での健康づくり・介護予防 (2) 介護現場における感染症対策の支援

第４章

施策の展開

◇◇第４章の構成について◇◇

第 4 章の施策の展開は、まず制度上利用できる主な事業を対象別に体系図として整理してあります。次に、第 3 章で定めた基本目標 1 ～8 ごとに整理しています。

主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図　…70・71 ページ

：制度上利用できる主な事業を本人の状態別に整理した体系になります。

基本目標　…73～177 ページ

基本目標 1～8 は、次のとおり記載しています。

基本目標ごとの体系図

：「施策」「施策の展開」「主な事業」で体系図化しています。

施策ごとの展開

：施策ごとの方向性などについての説明を記載しています。

主な事業　：事業ごとの概要・これまでの取組・今後の取組を整理しています。

事業の概要	
これまでの取組	
今後の取組	

※数値の表記ができるものは 3 年間の実績と、実績値に基づいた計画期間中の見込みや目標値を記載しています。また、令和 2 年度の実績は、9 月末現在の実績を掲載しています。

■主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図■

元気な高齢者

事業対象の方

要支援者
（要支援１，２）

高齢者の生きがい・社会参加の促進

生きがい・社会参加
- いきいきシニアセンター（老人福祉センター）
- ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）への支援
- 高齢者いきいき交流事業
- いきいきシニアライフ応援事業
- 社会参加活動の支援
- 地域の縁側
- シルバー人材センターへの支援
- 生涯学習などの支援
- 湘南すまいるバス
- いきいきパートナー事業
- 敬老事業など

介護保険サービス

予防給付
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修
- 介護予防支援
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

- 養護老人ホーム

健康づくりの支援
- 健康づくりの推進
- フレイル予防事業
- オーラルフレイル予防（口腔機能低下予防）事業
- 高齢者の食育の推進など

地域支援事業＜介護保険事業費会計＞

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域団体への講師派遣
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域ささえあいセンター

介護予防・生活支援サービス事業
- 介護予防ケアマネジメント
- 訪問型サービス
- 通所型サービス

包括的支援事業
- いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）運営事業
  （総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）
- 生活支援体制整備事業（協議体・生活支援コーディネーター）

任意事業
- 家族介護者教室事業
- 認知症サポーター養成事業

在宅福祉サービス
- 生活支援型ホームヘルプサービス
- 寝具乾燥消毒サービス
- 緊急通報サービス
- 一時入所サービス
- 紙おむつの支給

■主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図■

より支援が必要

軽度要介護者 （要介護１，２）	中度・重度要介護者 （要介護３～５）

介護保険サービス

介護給付

・訪問介護　・訪問入浴介護　・訪問リハビリテーション　・訪問看護
・通所介護　・通所リハビリテーション　・短期入所生活介護　・短期入所療養介護
・福祉用具貸与　・特定福祉用具販売　・住宅改修
・居宅療養管理指導　・居宅介護支援　・特定施設入居者生活介護
・夜間対応型訪問介護　・認知症対応型通所介護　・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・地域密着型通所介護　・小規模多機能型居宅介護　・看護小規模多機能型居宅介護
・地域密着型特定施設入居者生活介護　・認知症対応型共同生活介護
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護保険施設

・介護老人福祉施設　・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設　・介護医療院

・認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム・認知症ケアパスの活用・認知症地域支援推進員）
・在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療支援センター、多職種研修）

・成年後見制度利用支援事業

・訪問理美容
・藤沢市福祉タクシー利用券

◇高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について◇

【概要】

2019年（令和元年）5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の保健事業を市町村が受託し、国民健康保険保健事業や介護予防の取組と一体的に実施することとなりました。

【事業内容】

1　医療･介護のデータ解析

2　疾病予防･重症化予防（ハイリスクアプローチ）

（１）低栄養防止･生活習慣病等の重症化予防の取組

（２）重複･頻回受診、重複投薬者への相談･指導の取組

（３）健康状態不明の高齢者の把握･支援

3　医療専門職による通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）

フレイル予防の普及啓発、健康教育　等

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のイメージ図)】

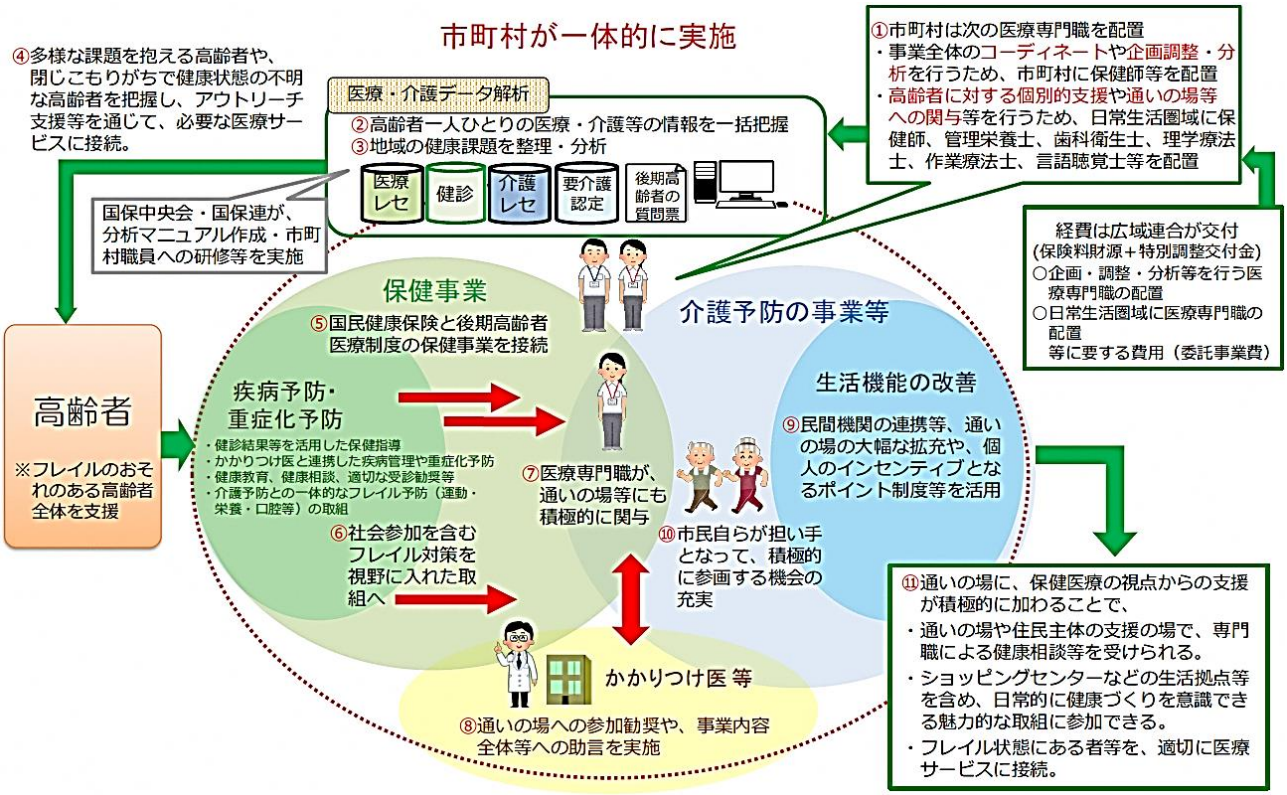

（厚生労働省保険局高齢者医療課　令和2年4月「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について（概要版）」）

基本目標１　生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進

施策	施策の展開	主な事業	
1 生きがいづくりの支援	(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援 75ページ	① シニア世代の起業支援	75ページ
		② いきいきシニアセンター（老人福祉センター）	76ページ
		③ ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）	76ページ
		④ 高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会	77ページ
		⑤ 敬老事業	77ページ
		⑥ 敬老祝金	78ページ
		⑦ いきいきシニアライフ応援事業	78ページ
		⑧ 老人憩の家・老人ふれあいの家	79ページ
	(2) 生涯学習などの支援 79ページ	① 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」	80ページ
		② 高齢者を対象とした生涯学習	80ページ
		③ 図書館宅配サービス	81ページ
2 社会参加活動の支援	(1) ボランティアの育成・支援 82ページ	① ふじさわボランティアセンターとの連携	82ページ
		② 地区ボランティアセンターへの支援	83ページ
		③ いきいきパートナー事業　※（総）	83ページ
	(2) 高齢者の就労・就業支援の促進 84ページ	① シルバー人材センターへの支援	84ページ
		② 中高年齢者向け就労支援セミナー	84ページ
	(3) 地域活動団体への支援 85ページ	① 市民自治組織・地域団体への支援	85ページ
		② 市民参加型団体等の育成・支援	86ページ
		③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成	86ページ

※（総）・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

施　　策	施策の展開	主　な　事　業
３　地域コミュニティの活性化	(1)　地域交流拠点の推進 87ページ	① 地域ささえあいセンター　※（総）　87ページ ② 地域の縁側　88ページ
	(2)　地域福祉を支える関係機関等との連携･支援の推進 88ページ	① 藤沢市社会福祉協議会との連携　89ページ ② 地区社会福祉協議会への支援　89ページ

※（総）・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

施策１　生きがいづくりの支援

超高齢社会を迎え、高齢者のライフスタイルや嗜好が多様化する中、平均寿命も延び、2019年（令和元年）では、男性が81.41歳、女性が87.45歳となっています。（厚生労働省「令和元年簡易生命表」より。）

「人生100年時代」を見据え、健康で充実した人生を過ごすことができる社会を築いていくことが重要です。高齢者が地域で元気に暮らせるよう、趣味や教養の向上に関する講座の実施やサークル活動の支援を行うとともに、高齢者が気軽に集まり、活動できる場を提供するなど、高齢者の生きがいづくりを推進します。

（１）高齢者の多様な活動･居場所の支援

高齢者が生きがいを持って生活していくためには、趣味や教養の向上に関する講座の実施、サークル活動への支援、地域で活動している団体の周知、高齢者の居場所の提供など、高齢者のライフスタイルやニーズの多様化にマッチした、高齢者の生きがいづくりの機会や地域での活動の場の提供が重要となっています。

「高齢者の保健・福祉に関する調査（2020年調査）」では、約6割強の高齢者が、様々な地域活動への参加を希望し、気軽に集まり、活動できる場の整備や、サークル活動への支援に対する要望も多くあげられています。

高齢者が地域で生きがいを持って暮らせるよう、いきいきシニアセンター（老人福祉センター）や老人憩の家・老人ふれあいの家などの交流・活動の場を提供するとともに、ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）をはじめ、シニアに特化した地域活動の情報提供・地域活動に気軽に参加できるようなきっかけづくりなど、様々な活動の支援を行います。

【主な事業】

① シニア世代の起業支援	産業労働課
事業の概要	（公財）湘南産業振興財団等と連携し、シニア世代の起業を支援しています。 ①創業支援資金「キュンとするスタートアップ」を利用するシニア世代に対する金融支援（融資、信用保証料補助、利子補給） ②コミュニティビジネスを行うシニア世代に対する優遇支援 ③シニア世代を含むコミュニティビジネス事業者の事例発表会・ネットワーキングに対する支援
これまでの取組	国から再認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、関係機関と連携して起業支援に取り組んでいます。
今後の取組	次回の創業支援事業計画について、国の認定申請を行い、引き続き関係機関と連携し、各事業を進めていきます。

② いきいきシニアセンター（老人福祉センター）　高齢者支援課

事業の概要	市内の南部・中部・北部それぞれに、湘南なぎさ荘・やすらぎ荘・こぶし荘を設置し、高齢者の生きがいと健康づくりのための拠点施設として、様々な事業を展開しています（指定管理業務）。
これまでの取　組	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月4日～6月30日まで臨時休館しましたが、施設の一部について、滞在時間及び、利用方法に制限を設けて施設利用を再開しました。 感染防止の対策を十分に取りながら、高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進を図っていきます。
今後の取組	多様化する高齢者のニーズやライフスタイルに即した様々な事業を展開するほか、利用者のボランティア活動への参加を支援し、地域の担い手創出に積極的に取り組むなど、引き続き、地域に根ざした施設運営を実施していきます。 あわせて、地域の縁側や一般介護予防事業で実施する「いきいき運動グループ」など、高齢者の参加が可能な地域資源が拡充しつつあることから、老人福祉センターのあり方や整備について、総合的に検討していきます。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
延べ利用者数　（人）	291,993	261,550	18,992
延べ事業実施回数（回）	485	468	43

③ ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）　高齢者支援課

事業の概要	ゆめクラブ藤沢は、高齢者同士の交流を通じて、生きがいと健康づくりを図るとともに、地域を豊かにする活動に取り組む高齢者の自主的なグループです。高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図るため、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、各クラブの活動・運営を支援しています。
これまでの取　組	各老人クラブが高齢者の交流の場となるように、藤沢市老人クラブ連合会が実施する様々な事業を支援してきました。 また、会員の高齢化に伴う解散・統合などにより、クラブ数・会員数ともに減少しており、会員の加入促進や活性化に向けた取組を進めています。
今後の取組	藤沢市老人クラブ連合会とのさらなる連携を図り、各クラブの運営や活動の支援を行うとともに、クラブ数・会員数の減少などの課題解決に向けた検討、会員の加入促進に向けた取組などを支援していきます。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
クラブ数　（クラブ）	138	134	134
加入会員数　（人）	6,456	6,369	6,374

④ 高齢者福祉大会･高齢者スポーツ大会　　高齢者支援課

事業の概要	高齢者の社会参加と健康増進を目的に、高齢者福祉大会と高齢者スポーツ大会を、藤沢市老人クラブ連合会への委託により実施しています。
これまでの取　　組	高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会を開催し、高齢者同士の交流や、会員の加入促進、健康増進・介護予防の促進などを図っています。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から両事業ともに中止としました。
今後の取組	高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援するとともに、クラブ活動の活発化、高齢者同士の交流、会員の加入促進、健康増進・介護予防を図るため、引き続き実施していきます。また、高齢者のニーズの把握に努め、事業内容などについて検討していきます。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
福祉大会参加者数（人）	877	842	－
ｽﾎﾟｰﾂ大会参加者数（人）	295	276	－

⑤ 敬老事業　　高齢者支援課

事業の概要	高齢者の健康と長寿を祝うため、市内各地区において敬老事業を開催しています。
これまでの取　　組	83歳以上の高齢者を対象に、9月に各地区社会福祉協議会との共催で敬老会事業を開催していましたが、対象者に対する参加率の低さなどを踏まえ、敬老事業の見直しを行い、令和2年度から、各地区社会福祉協議会へ補助金を交付し、各地区の実情に応じた敬老事業を実施するための補助事業へ変更しました。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としました。
今後の取組	長年、社会に貢献された高齢者に敬愛の意を表し、健康と長寿をお祝いするため、事業を実施していきます。 また、見直し内容が適正であるか引き続き検討していきます。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
対象者数　（人）	20,621	20,498	23,310
参加者数　（人）	2,972	3,030	－

⑥ 敬老祝金　　高齢者支援課

事業の概要	高齢者の健康と長寿を祝うため、敬老祝金の贈呈を行っています。 ①90 歳（卒寿）の人への敬老祝金の贈呈 ②100 歳（百寿）の人への市長訪問による祝金と花束などの贈呈〔百歳訪問〕
これまでの取　　組	高齢化の進展に伴う対象者の増加などを踏まえ、敬老祝金事業の見直しを行い、2017年度（平成29年度）から、80歳の人への祝金の贈呈を廃止しました。
今後の取組	長年、社会の発展に貢献された高齢者を敬愛し、健康と長寿をお祝いするため、引き続き、事業を実施していきます。また、今後も対象者の増加が見込まれることから、他市の敬老祝金品等の贈呈の実施状況などを考慮し、事業内容について見直しを行います。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
＜敬老祝金贈呈＞			
贈呈者数 90 歳　（人）	1,238	1,219	1,360
＜百歳訪問＞			
訪問者数（贈呈者数）　（人）	76	102	98

⑦ いきいきシニアライフ応援事業　　高齢者支援課

事業の概要	シニア世代が「生きがい」を感じるとともに、地域に貢献し、いきいきと充実したシニアライフを送ることができるように、シニア世代に特化した地域活動などの情報を提供し、地域活動などに気軽に参加できるようなきっかけづくりを行っています。
これまでの取　　組	2014年（平成26年）10月の事業開始から2020年（令和2年）2月までに、地域活動見本市を計11回開催し、地域で活動する市民活動団体が活動内容の展示や説明を行い、情報収集の機会を提供しました。また、シニア世代向け情報サイトにおいて、地域活動などの情報を提供するとともに、インターネットを利用しない人のために、シニア世代向け情報誌を年4回発行しています。
今後の取組	シニア世代が地域活動などに気軽に参加できるよう、地域活動などの情報を提供するなど、きっかけづくりを支援します。 また、新型コロナウイルス感染症拡大により、地域活動の在り方も変化している中で、よりシニア世代が地域活動に取り組めるような支援も検討していきます。

	実　　績			計　画　期　間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
地域活動見本市来場者数　（人）	822	1,266	－	1,090	1,220	1,370

⑧ 老人憩の家･老人ふれあいの家	高齢者支援課
事業の概要	高齢者の教養の向上、レクリエーションなどの場の提供や、高齢者と次世代との交流の促進を目的に、老人憩の家（善行・長後）、老人ふれあいの家（御所見）を設置しています。 なお、御所見老人ふれあいの家は、2011 年（平成 23 年）に中里子どもの家と合築し、世代間交流を図っています。
これまでの取　　組	高齢者の活動の場を提供し、高齢者間の交流や生きがいづくり・社会参加を促進しています。また、御所見老人ふれあいの家では、ユースデイなどの世代間交流事業の実施により、地域の子ども達との交流が図られています。
今後の取組	施設の老朽化が進んでいるため、必要な修繕を行い、利用しやすい環境や安全の確保に努めます。また、高齢者が、同世代や次世代と交流する場の提供、生きがいづくりを通して、社会参加の促進を図っていきます。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
＜善行老人憩の家＞			
延べ利用件数　（件）	382	337	31
延べ利用者数　（人）	5,369	4,783	359
＜長後老人憩の家＞			
延べ利用件数　（件）	234	233	28
延べ利用者数　（人）	3,294	3,107	283
＜御所見老人ふれあいの家＞			
延べ利用件数　（件）	398	328	49
延べ利用者数　（人）	5,775	5,021	410

（２）生涯学習などの支援

生涯学習は、自らの興味や関心に基づき行われる自主的な活動であり、高齢者の生きがいや生活を豊かにするとともに、身につけた知識や経験を地域活動に生かすことで、地域社会の活性化や発展につながります。

高齢者が年齢や性別にとらわれることなく、生きがいを持ち、豊かな高齢期を過ごすことができるよう、学びを通した人と地域のつながりを推進するとともに、生涯にわたって学習活動に取り組めるよう支援します。

【主な事業】

① 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」	生涯学習総務課
事業の概要	様々な分野で豊富な知識や優れた技術を持つ人が、市民講師として登録し、地域の様々な生涯学習の場で活躍する機会を提供するとともに、市民が生涯にわたり学びたいことが学べるよう、学習のきっかけづくりを支援しています。
これまでの取組	積極的な生涯学習情報提供や、登録者を活用した事業等を行うことで、福祉施設や公民館、庁内各課をはじめ、地域における学習活動の支援と、学習成果の還元を行いました。 人材バンク登録件数：（個人）247人、（団体）43団体
今後の取組	人材バンク制度の利用促進を図るため、講師情報の拡充を図るとともに、市民講師を地域人材として育成していくため、「生涯学習活動推進室」において市民講師や事業の参加者、公民館や他機関等とのネットワークを構築し、講師が主体的に活動できる場の創出に向けて、検討を進めていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
登録件数　（件）	282	296	300	310	320	330
利用件数　（件）	109	129	140	150	160	170

② 高齢者を対象とした生涯学習	生涯学習総務課
事業の概要	公民館において、高齢者を対象とした各種事業を実施しています。
これまでの取組	豊かな知識や技術を生かし、高齢者が主体的に学習できる様々な事業を実施しました。 高齢者対象事業：45事業（参加者延べ20,984人）
今後の取組	高齢者の主体的な学習を推進し、地域を中心とした仲間づくりや生きがいづくりにつながる、多様な学習機会の提供を行っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
公民館事業　（件）	42	45	48	51	54	57

※2020 年（令和 2 年）3 月末時点の実績。

③ 図書館宅配サービス	総合市民図書館

事業の概要	図書館・図書室に来館・来室することが困難な高齢者や障がいのある人に対し、宅配ボランティアの協力により、図書館資料を宅配しています。
これまでの取　　組	広報や館内ポスター等の周知を通じて、利用者やボランティアの申し込みがありますが、地域的な偏りがあることから引き続き幅広い募集を行っていく必要があります。 4つの図書館それぞれでボランティアの交流会を開催し、活発な意見交換を行うことができました。
今後の取組	利用者・ボランティアの地域的な偏りの解消をめざし、積極的な広報を行っていきます。 利用者からの意見や、定期的に開催しているボランティア交流会で出た意見を汲み上げ、より満足度の高いサービスを実現させていきます。 また、今後は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止したボランティア活動のため、より一層の対策を講じていく必要があります。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
延べ利用者数　（人）	2,006	1,884	840
貸出資料件数　（件）	7,946	7,711	3,524

施策２　社会参加活動の支援

現在、高齢者の中でも団塊の世代が、後期高齢者となる2025年（令和7年）を見据え、元気な高齢者が増加することに伴い、健康や生きがいづくり、社会参加施策の重要性がより一層高まり、高齢者自らが地域を「支える側」として、活躍していくことが期待されます。

こうした状況から、高齢者自らが「人生100年時代」のライフデザインを考えていくとともに、働き方や社会参加の促進、ボランティアの育成及び地域団体等への活動支援を通して、高齢者が参加しやすく、高齢者個人の活躍を支えていく地域社会づくりを推進します。

（１）ボランティアの育成・支援

超高齢社会を迎えた中、元気な高齢者が増加するとともに、日常生活において支えの必要な高齢者も増加することが予想され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、支えの必要な高齢者を地域で支える多様な担い手が必要であり、地域で互いに支えあう「互助」の仕組みづくりが重要となっています。

その一つとして、元気な高齢者がこれまで培った経験と知識を生かし、地域を「支える側」として活躍することで、やりがいを感じることができるよう、ふじさわボランティアセンターをはじめとする関係機関・関係各課と連携し、ボランティアの育成や活動の支援を図ります。

【主な事業】

① ふじさわボランティアセンターとの連携	福祉総務課

事業の概要	ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介などを行っている「ふじさわボランティアセンター」（藤沢市社会福祉協議会が運営）と連携して、ボランティアの育成・支援を実施しています。
これまでの取組	藤沢市社会福祉協議会によるボランティア活動に関する相談・情報提供・マッチングや各種ボランティア養成講座等の継続実施により、ボランティア活動のきっかけづくりが行われ、ボランティア活動に携わる登録者数は継続して増加しています。 新型コロナウイルス感染症拡大防止を視野に入れた新しい生活様式に鑑みた、ボランティア活動の在り方やマッチングの仕組みを検討する必要があります。
今後の取組	福祉的支援を必要とする人の状況を正しく理解し、社会や地域に貢献する意識を高めることを目的として、藤沢市社会福祉協議会による研修等を継続するとともに、新しいボランティア活動の在り方を学ぶ事業や仕組みづくりを行っていきます。また、地域福祉の担い手としてのボランティアの養成を行うとともに、地域福祉プラザが支援する当事者会等とのマッチングをコーディネートしながら、市民のボランティア活動への参加を支援していきます。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
ボランティア登録者数　（人）	5,476	5,675	5,277

② 地区ボランティアセンターへの支援　　高齢者支援課

事業の概要	地域におけるボランティア活動を推進する地区ボランティアセンターの設置・運営を支援することで、相互扶助機能の向上とボランティアのネットワークづくりを図っています。
これまでの取　　組	市内12地区に開設されている地区ボランティアセンターの運営にかかる費用について支援しています。
今後の取組	地域における高齢者が必要としている「ちょっとした手伝い」に着目し、地域の団体との意見交換を行い、各地区でのボランティア活動の推進を図っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
設置箇所数　（ヵ所）	12	12	12	12	12	13

③ いきいきパートナー事業　　地域共生社会推進室

事業の概要	高齢者が、指定の施設でボランティア活動を実施した際にポイントを付与し、累計ポイント数に応じて年間で最大5,000円の支援金を支給します。
これまでの取　　組	ボランティア活動を通して、高齢者の健康維持と社会参加の促進を図るとともに、介護保険施設等が地域社会との交流を深め、施設入所者がより豊かな時間を過ごせるように、事業を実施しました。 課題としては、ボランティア登録者に対しての継続的なフォローアップを行う必要性があります。
今後の取組	ボランティア活動への積極的な参加を促し、高齢者の経験や能力を生かした社会参加と活動機会の提供により、高齢者の介護予防の推進を図り、ボランティア活動の内容や対象者の拡大などについて、検討を行っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
ボランティア登録者数　（人）	729	730	730	850	970	1,090
受け入れ施設数（施設）	114	120	120	126	132	138

（２）高齢者の就労･就業支援の促進

平均寿命が延伸する中、働く意欲のある高齢者がこれまで培った知識や経験を活かし、一人ひとりが生涯にわたり、輝き続けることができる活躍の場が重要となっています。

これまでの 60 歳定年、定年後は余生といった時代は過ぎ去り、これからは、生涯現役で活躍できる「人生 100 年時代」への突入が想定されることから、高齢者が就労・就業を通じて地域社会と関わりながら、豊かな高齢期を過ごせるように支援します。

【主な事業】

① シルバー人材センターへの支援	高齢者支援課
事業の概要	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、（公財）藤沢市まちづくり協会が設置したシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の就業による社会参加の促進を図っています。
これまでの取組	シルバー人材センターにおいて、高齢者の希望に応じた就業機会を幅広く確保・提供するとともに、就労に必要な知識及び技能の向上に努め、生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図っています。
今後の取組	高齢者が元気でいきいきと暮らせるまちづくりの推進として、高齢者の豊富な経験・知識・技能を活用した働く機会の提供及び社会参加を促進するため、会員が希望する職種に就業できるよう引き続きシルバー人材センターへの支援を行っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
登録会員数　（人）	2,612	2,476	2,465	2,486	2,723	2,776
実就業者数　（人）	1,008	1,006	882	1,100	1,100	1,100
受託件数　（件）	6,295	6,334	590	6,400	6,500	6,600

② 中高年齢者向け就労支援セミナー	産業労働課
事業の概要	キャリアを生かした再就職・転職を希望している人や定年後を見据えた働き方を考えたい人などを支援する中高年齢者向けの就労支援セミナーを実施しています。
これまでの取組	令和元年度から藤沢公民館・労働会館等複合施設の指定管理事業の一つとして中高年向け就労支援セミナーを年2回程度開催しています。
今後の取組	課題として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、三密回避対策・規模の縮小などの対応が必要となっていることから、より多くの人が参加できるよう、オンラインでのセミナー開催など様々な手法を検討しながら、引き続き事業を実施していきます。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
実施回数　（回）	2	2	2

（３）地域活動団体への支援

市民同士や地域とのつながりが希薄化する中、誰もができる限り住み慣れた地域で元気に暮らすためには、互いに支えあう地域づくりが重要であり、主体的・積極的に活動する団体が地域で果たす役割は、ますます重要になっています。しかし、多くの活動団体では、担い手の高齢化や活動場所の確保などの課題を抱えています。

こうした状況から、地域で活動する様々な団体が継続的に活動できるよう支援し、活動の活性化を図ることで、高齢者が主体的に地域社会とつながることができる地域づくりを推進します。

【主な事業】

① 市民自治組織・地域団体への支援	市民自治推進課

事業の概要	社会福祉、生活環境、交通安全、青少年育成、防犯、防災などの地域課題の解決を図っている自治会・町内会等の活動に対する様々な支援を行っています。
これまでの取組	自治会・町内会の活動支援として市民組織交付金の交付や自治会長のつどい、出張講座を実施しました。また、令和2年度から自治会・町内会加入案内リーフレットの内容を見直し改訂しましたが、役員の担い手不足など従来からの課題は依然として残り、加えてコロナ禍での自治会活動の在り方など、新たな課題への支援も検討していく必要があります。
今後の取組	日頃から受ける相談をもとに、自治会・町内会の役割のスリム化と地域コミュニティの活性化の両立を踏まえ、昨今の災害や感染症に対する懸念が深刻化する中での新たな地域課題の洗い出しをし、真に必要とされる支援の在り方を検討していきます。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
市民組織（自治会・町内会）団体数　（団体）	476	477	478
地域コミュニティ拠点施設整備支援事業補助件数　（件）	6	5	2
認可地縁団体数　（団体）	32	32	32

② 市民参加型団体等の育成･支援　　市民自治推進課

事業の概要	藤沢市市民活動推進計画の基本施策を総合的・計画的に推進し、市民参加型団体等の育成・支援を行っています。 ①市民活動への参加促進 ②市民活動を支援する体制の充実強化 ③多様な市民活動の創出
これまでの取　　組	市民活動団体が高齢化しているため、市民活動の新たな担い手の獲得が必要と考えています。また、地域住民のニーズをとらえた、地域課題の解決に取り組む人材育成事業の実施の必要性もあります。ただし、これらの事業を推進することに対しては常に新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を講じることが求められます。
今後の取組	地域人材の掘り起こしのため、アウトリーチ型の人材育成事業の内容を見直していきます。また講座等の事業を開催する際は、オンライン講座に置き換えるなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取組に変更をしていきたいと考えています。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
市民活動推進センター登録団体数　（団体）	474	449	445

③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成　　福祉総務課

事業の概要	福祉施設や地域福祉活動への支援などを目的として、1984年（昭和59年）に愛の輪福祉基金を設け、活動団体を助成しています。
これまでの取　　組	令和2年度から、民間福祉団体やボランティア団体がより活用しやすいように制度を見直しました。門戸を広げ、提出方法などの簡素化を図ることで、申請団体の増加を試みています。
今後の取組	改正した制度で引き続き事業を実施していきます。また、より活用しやすい制度とするために、適宜制度の見直しを行います。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
助成事業数　（件）	196	186	94	190	190	190

施策３　地域コミュニティの活性化

超高齢社会・核家族化の進展、社会情勢の変化などに伴い、地域におけるコミュニティが希薄化する中、複雑な事情を抱えながらも相談する相手がなく、孤立してしまう状況を防ぐためにも、日頃からの声かけなど地域内におけるつながりの強化や身近に心のよりどころとなるような場を確保し、人の和を広げ、互いの暮らしを協力して支えあう仕組みづくりが重要となっています。高齢者同士・多世代と交流できる機会の提供、介護予防、日常生活の相談・支援などにより、地域コミュニティの活性化を図り、元気に暮らせる地域づくりを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を講じ、安全に利用できる場の提供と、ICTを活用するなどの新しい生活様式をふまえたコミュニティのあり方を検討します。

（１）地域交流拠点の推進

超高齢社会の進展やひとり暮らし高齢者の増加などに伴い、地域コミュニティが希薄化する中、人と人とのつながりを持ち、孤立化・孤独化を防ぐためにも、高齢者等が気軽に立ち寄り、地域で交流できる身近な場の確保は重要です。

「人生 100 年時代」を見据え、誰もが安心して元気に暮らせる地域づくりをめざし、地域等と連携・協力して、高齢者等の生活支援や生きがいづくり・介護予防など地域で交流できる拠点施設の整備を進めます。

【主な事業】

① 地域ささえあいセンター	地域共生社会推進室
事業の概要	高齢者等が気軽に立ち寄ることのできる場の提供、各種相談、介護予防に関する講座、多世代交流などの事業を実施する「地域ささえあいセンター」の運営団体に対して支援を行います。 また、各施設に、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援等サービスの充実に取り組んでいます。
これまでの取組	藤沢、長後、村岡、明治の4地区に、「地域の縁側」の「基幹型」として整備されています。
今後の取組	地域の縁側の「基幹型」としての役割と、生活支援コーディネーターが配置されている特徴を生かし、協議体等を活用しながら、地域共生社会における拠点としての機能を強化していきます。 また、地域の多様な主体と連携し、ACPや介護予防の普及啓発を目的とした「人生会議」を地域で実施していきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
設置箇所数（ヵ所）	4	4	4	4	4	4
スケジュール	検証	整備方針の検討		居場所事業の整理		

② 地域の縁側	地域共生社会推進室
事業の概要	人と人とのつながりを強め、暮らしやすさを高めることを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄り、集まりやすい身近な場を「地域の縁側」と位置づけ、事業実施団体を支援しています。 一般的に言われている介護予防事業の「高齢者の通いの場」の趣旨の一つでもあります。
これまでの取組	2020年（令和2年）4月1日現在、各地区1ヵ所以上、市内37か所（基本型25ヵ所、特定型8ヵ所、基幹型4ヵ所）で地域の縁側を実施しています。 現状の課題としては、一度審査会にて事業決定した団体は次年度以降に書面による審査及び居場所事業の研修会等を行っていますが、なかなか情報共有がなされず、事業者間の居場所事業としての格差が生じてしまうことです。
今後の取組	引き続き実施団体の募集を行うとともに、藤沢型地域包括ケアシステムの視点での居場所事業として、「高齢者の通いの場」との整理を行います。また、実施団体とのヒアリングや事業者間の情報共有を積極的に行うなど、地域の縁側事業の課題整理を行っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
実施箇所数　（ヵ所）	35	35	37	居場所事業としての課題整理		
実利用者数　（人）	79,099	72,753	9,791			

（２）地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進

「人生100年時代」を支える地域づくりを進めるためには、高齢者やその家族からの様々な相談に対して的確に応えられるよう、関係機関との連携や支援体制が重要です。

「人生100年時代」を見据え、地域コミュニティの活性化を図るためにも、地域福祉を支える関係機関等との連携による地域社会づくりに対する支援体制を推進します。

〖主な事業〗

① 藤沢市社会福祉協議会との連携	福祉総務課
事業の概要	地域住民や様々な関係機関・団体の参加と協力のもと、福祉サービスの提供や相談支援などを行っている藤沢市社会福祉協議会と連携し、地域の実情に応じた地域福祉を推進しています。
これまでの取組	2020年（令和2年）1月から藤沢市社会福祉協議会を市役所分庁舎に移転するとともに、その1階及び2階に設置する地域福祉プラザの運営にあたり、藤沢市社会福祉協議会と連携した取組を進めています。地域福祉プラザを拠点とした、各種の地域福祉を担う団体の連携に向けた仕組みづくりを具体化していく必要があります。 コミュニティソーシャルワーカーの全地区配置に伴い、相談支援体制の強化が図られました。その結果として、保護司や学校等からの複雑な相談が増え、課題解決に向けた取組が必要となっています。
今後の取組	藤沢市社会福祉協議会と連携し、地域共生社会の実現をめざします。地域の相談支援体制の拡充や地域福祉プラザの運営を通じて、利用する当事者や地域活動の担い手等への支援を行う中で、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

② 地区社会福祉協議会への支援	福祉総務課
事業の概要	地域力を向上し、地域福祉の推進を図るため、自治会・町内会や民生委員・児童委員等の地域の福祉関係者により、市内13地区に組織された地区社会福祉協議会への支援を行います。
これまでの取組	市内13地区の実情に応じた地区社会福祉協議会が実施する福祉事業に対して、藤沢市社会福祉協議会を通じて補助金を交付するなど、継続的な支援を実施しています。一方で、新しい生活様式に鑑みた、新しい事業の在り方を検討する必要があります。また、地域福祉の推進にあたって、福祉事業の実施だけでなく、地域生活課題を解決するための地域資源の発掘や関係機関等との連携に向けた取組の重要性も増していることから、事業の在り方の見直しの中で、それらの取組につながるような検討が必要となっています。
今後の取組	地域共生社会の実現をめざし、地区社会福祉協議会が各地域の実情に応じた福祉事業を実施する中で、地域資源の発掘や関係機関等とのつながりが充実できるよう、藤沢市社会福祉協議会と連携し、支援を継続していきます。

基本目標２　認知症施策の総合的な推進

施　策	施策の展開	主な事業
1 認知症支援体制の充実・強化	(1) 認知症の早期発見・早期受診・診断・対応 91ページ	① 認知症簡易チェックサイト 92ページ ② もの忘れ相談 92ページ ③ 認知症初期集中支援チーム 93ページ ④ 認知症受け入れ医療機関情報の提供 93ページ
	(2) 「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」をめざして 94ページ	① 認知症ケアパスの活用 95ページ ② 認知症サポーター養成講座 95ページ ③ おれんじサポーターの養成 96ページ ④ 認知症地域支援推進員 96ページ ⑤ 認知症カフェの開催 97ページ ⑥ 認知症等行方不明者SOSネットワーク 97ページ
2 認知症予防の推進	(1) 認知症予防のための事業の充実と普及啓発 98ページ	① 認知症予防に関する事業　※(総) 98ページ

※（総）・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

認知症施策の推進

認知症は特別な疾患ではなく、加齢とともに誰にでも起こりうる問題です。

2015年（平成27年）1月に発表された厚生労働省の推計によると、2012年（平成24年）時点では高齢者の15％の人が認知症とされ、正常と認知症との中間の状態の軽度認知障がい（MCI）と推計される人と合わせると、65歳以上の約4人に1人が認知症の人、またはその予備軍とも言われています。

今後10年でその割合は増加し、2025年（令和7年）には高齢者の約20％が認知症になるとも言われており、このため本市では、2019年（平成31年）4月「藤沢おれんじプラン」を策定し、認知症の普及啓発、予防、支援体制の充実・強化に向け、認知症施策を推進していきます。

施策１　認知症支援体制の充実・強化

（１）認知症の早期発見･早期受診･診断･対応

超高齢社会を迎え、認知症高齢者が増加する中で認知症の人やその家族が、地域で自分らしく過ごすためには、早期からの予防に取り組むとともに、認知症・軽度認知障がい（MCI）が疑われる場合には、早期支援につなげることが重要です。

認知症に対する不安や拒否感から、早期受診の機会を逸し、症状の悪化や対応の遅れとなり、本人や家族の困り感が増大してしまう場合が多くあります。

このような連鎖にならないよう、認知症が老化の一つであり、認知症になることが自然なこととして受けとめられる意識の普及や認知症に関する正しい理解の啓発と、早期に医療につながることが大切です。

また、受診行動のハードルが低く、気軽に受診ができる体制整備も必要です。

認知症本人やその家族の生活を支援できるよう、早期診断・早期対応を含め、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）をはじめとした専門職による支援体制の充実・強化を図っていきます。

【主な事業】

① 認知症簡易チェックサイト	保健予防課
事業の概要	もの忘れの自覚や認知症の不安がある人や家族が、携帯電話やパソコンの画面に入力することで、認知機能の低下の程度を判定します。①「これって認知症？」（家族・介護者向け）と②「わたしも認知症？」（本人向け）の2つのモードがあります。
これまでの取組	広報、ホームページ、関係機関へのチラシの配布等で周知を行い、2020年（令和2年）6月末で、①「これって認知症？」（家族・介護者向け）は771件、②「わたしも認知症？」（本人向け）674件のアクセスがありました。
今後の取組	広報、ホームページ、関係機関へのチラシの配布など、引き続き周知に努めていきます。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
アクセス数　（件）	9,834	9,027	2,893

② もの忘れ相談	保健予防課
事業の概要	もの忘れの心配のある人やその家族に対し、保健所職員（保健師・福祉職）による認知症テスト（予約制）や、嘱託医（精神科）によるもの忘れ相談を行い、軽度認知障がい（MCI）などの有無を判定し、受診や生活習慣の改善などを助言しています。
これまでの取組	嘱託医(精神科)による認知症相談、もの忘れ相談を月2回、保健所職員(保健師、福祉職)による認知症テスト(予約制)を実施しています。 軽度認知障がい（MCI）と判定された人には、数ヶ月後の再テストや生活改善を促し、認知機能の維持が可能となるよう、引き続き支援しています。認知症と判定された人には、医療の紹介及び家族支援を行います。
今後の取組	軽度認知障がい（MCI）と判定された人には、数ヶ月後の再テストや生活改善を促し、認知機能の維持が可能となるよう、引き続き支援していきます。認知症と判定された人には、医療の紹介及び家族支援を行います。 また、早期に相談につながるように、広報、ホームページなどを通して、本人、家族、支援者などに、引き続き周知を行っていきます。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
相談件数　（件）	45	37	15

③ 認知症初期集中支援チーム　高齢者支援課

事業の概要	認知症になってもその人らしく、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポート医・医療職・福祉職で構成する「認知症初期集中支援チーム」が、認知症本人やその家族に対する診断・対応を含めた早期支援を行います。
これまでの取組	2015年（平成27年）1月から認知症初期集中支援チームを設置し、年間22回のチーム員会議を組んでいます。いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）等の関係機関に事業周知を行い、対応件数は増加しました。認知症サポート医はチーム員会議に参加し、認知症本人やその家族に対して訪問での相談や専門職への助言をしています。また、チーム員会議には、いきいきサポートセンターの職員も参加し、チーム員会議後に連携して支援をしています。
今後の取組	チーム員会議の年間開催数は維持し、新規の相談者に随時対応していきます。引き続き、早期支援・早期介入に努め、医療や福祉サービスなど、より多くの支援の充実を図っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
新規相談件数（件）	15	17	10	20	20	20
チーム員対応件数（件）	34	40	20	40	40	40

④ 認知症受け入れ医療機関情報の提供　保健予防課

事業の概要	認知症が疑われる場合などの早期受診のため、藤沢市医師会の協力のもと、市内の医療機関に調査を実施し、認知症受け入れ医療機関情報の作成・提供を行っています。
これまでの取組	2020年（令和2年）3月に新たな冊子を作成し、4月から6月にかけて関係機関に配布しました。
今後の取組	定期的に医療機関に再調査を行い、新しい情報を市民に提供できるようにしていきます。

（２）「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」をめざして

○ 認知症に関する理解の促進

認知症に関する正しい知識を広く普及することは、本人の不安軽減とともに周囲の人の気づきの促しとなります。ひとり暮らし高齢者が認知症になっても、、住み慣れた地域で尊厳をもって暮らせるよう、幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行い、認知症の人やその家族を地域での見守り、支える地域づくりに努めます。

また、たとえ認知症になっても、地域の一員としての役割をもった人格を尊重することは、安心して地域で暮らし続けていくための地域づくりとして大変重要なことです。そのためには、認知症についての正しい理解、認知症の人の困り感への共感、声かけや見守りなど、対応方法も含めた普及啓発を進めます。

認知症は誰もがなり得ることから、認知症に関心がない人にも情報が届くよう、世界アルツハイマー月間など機会を捉えて認知症の普及啓発に努めます。

おれんじキャンペーン

本市では，平成 29 年度から毎年、9 月の世界アルツハイマー月間に合わせ、認知症の理解とその支援に関する普及啓発イベント「おれんじキャンペーンふじさわ」を開催しています。

令和 2 年度は、江の島シーキャンドルを認知症支援のオレンジ色にライトアップするとともに、新しい生活様式のもと、市内書店でのブックフェア、オンラインでの認知症サポーター養成講座、昭和・平成のヒットソングに合わせたダンス講座など、新たな取組を実施しました。

○ 認知症本人からの発信支援

認知症本人がいきいきと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけにもなり、認知症本人に希望を与えるものと考えます。認知症本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組んでいきます。

また、認知症本人ミーティングなどを通じて、本人の意見を把握し、認知症事業の企画、実施、評価に反映するよう努めていきます。

【主な事業】

① 認知症ケアパスの活用	高齢者支援課
事業の概要	認知症本人の状態に応じた適切な医療・介護・福祉サービスの提供の流れなどを示した「認知症ケアパス」の普及啓発を行うことで、認知症本人やその家族を地域で支え、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。
これまでの取組	医師会、歯科医師会、薬剤師会、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業所連絡協議会、民生委員児童委員協議会、金融機関等の関係機関へ認知症ケアパスを配布するとともに、市民へ直接情報が届くよう、認知症普及啓発イベント、認知症サポーター養成講座、地域活動見本市、高齢者の個別訪問、終活ノートの配布時などの機会を見つけて、認知症ケアパスの配布に努めてきました。
今後の取組	認知症本人や家族からの意見を取り入れ、より充実した内容となるように検討するとともに、企業等職域への普及も推し進めていきます。

② 認知症サポーター養成講座	高齢者支援課
事業の概要	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症本人やその家族の応援者として、地域の中で温かく見守る「認知症サポーター」を養成します。
これまでの取組	若い世代からの認知症の理解を深めるため、小中学校へ講座の開催を働きかけるとともに、児童クラブ・高校生向けの講座を市直営で実施しました。 また、金融・交通機関、小売業など働く世代向けの講座数も年々増加しています。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの実施など新しい生活様式を踏まえた講座を開催しています。
今後の取組	引き続き、若い世代への普及・啓発として、小・中学校での開催を推進するとともに、認知症バリアフリーな社会をめざし企業等職域へも働きかけ、地域全体で「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」をめざします。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
サポーター養成数（人）	2,968	3,711	43	2,000	2,500	2,500
累計サポーター数（人）	23,374	26,085	26,128	28,585	31,085	33,585
サポーター数人口比率（%）	5.17	6.02	5.97	6.55	7.10	7.65

③ おれんじサポーターの養成　　高齢者支援課

事業の概要	認知症本人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症サポーターを対象に、ステップアップ講座「おれんじサポーター養成講座」を開催しました。修了された人には「おれんじサポーター」として活動を展開していただき、地域での見守り体制づくりを推進します。
これまでの取　　組	おれんじサポーターの活動は、こども向け認知症サポーター養成講座の寸劇、市主催の認知症カフェ運営補助が主体です。 おれんじサポーター同士のつながりが希薄なため、定期的に集まり、自主的な活動に繋がるようなバックアップが必要です。
今後の取組	認知症本人やその家族の意見を聞きながら、おれんじサポーターと本人がつながるような活動の企画など活動内容の充実を図っていきます。 おれんじサポーターの定例会を開催し、サポーター同士の交流を図り、自主的な活動を支援していきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
養成講座回数（回）	1	0	0	1	1	1
累計サポーター数（人）	60	60	60	80	90	100

④ 認知症地域支援推進員　　高齢者支援課

事業の概要	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症地域支援推進員を配置し、地域の支援機関との連携体制の構築・認知症に関する普及啓発を行います。
これまでの取　　組	認知症の普及啓発のため、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの企画実施、「認知症カフェ＆交流会・家族会マップ」の作成やおれんじサポーターの養成・活動支援を行いました。 また、市の認知症関連事業などを紹介する「おれんじNews」の配布、認知症の診断を受けた本人が地域で活躍している動画の配信や、ポスターの作成、公共施設での掲示を通じ、認知症の普及啓発に努めてきました。 令和2年度は、市のホームページの改定を行い、認知症関連情報を整理し、認知症地域支援推進員通信「キュンさんぽ♪」を創刊、市の認知症関連事業を紹介しています。
今後の取組	これまで、認知症の普及啓発事業を中心に認知症地域支援推進員は活動してきましたが、今後国が認知症地域支援推進員に求める以下の役割を踏まえ、活動を広げていきます。 ①医療介護等の支援ネットワークの構築 認知症ケアパスの普及・活用を通し、医療・介護だけでなく、多様な世代や生活関連領域の民間企業等とのつながりを作っていきます。 ②関係機関と連携した事業の企画 認知症カフェの支援など多様な主体と連携して事業を推進していきます。 ③相談支援・支援体制構築 認知症初期集中支援チームとの連携を強めながら、認知症本人・家族が地域の適切な機関や支援者につながるよう支援体制の構築を努めていきます。 認知症本人の視点を大切にし、認知症の本人と共に「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を推進していきます。

⑤　認知症カフェの開催	高齢者支援課

事業の概要	認知症本人やその家族、地域住民や専門職などが交流する場を提供します。
これまでの取　　組	市内で活動している認知症カフェ・家族会の活動をまとめた「認知症カフェ＆交流会・家族会マップ」を作成し、周知啓発に努めています。 また認知症カフェ・家族会を主催している団体同士の意見交換会を開催しました。 令和元年度に認知症カフェ補助金を創設し、認知症カフェの拡充に努めました。
今後の取組	認知症カフェ補助金制度の普及、認知症カフェスタートアップ講座の開催など、認知症カフェの活動が市内で広がっていくよう、支援していきます。 市直営の認知症カフェ「えのカフェ」も引き続き開催していきます。

⑥　認知症等行方不明者ＳＯＳネットワーク	高齢者支援課

事業の概要	認知症などにより行方不明となるおそれのある高齢者の家族が、認知症本人の情報を事前に登録しておくことで、行方不明となった際に関係機関と情報の共有や連携した捜索を行い、早期保護を図ります。
これまでの取　　組	高齢者が認知症などにより行方不明となった際に、警察等の関係機関と連携して捜索を行っています。 また、身元不明の高齢者が市内で発見された場合には、特別養護老人ホームにおいて一時的な保護を行っています。 行方不明の高齢者の早期発見により安全が確保されるとともに、家族等の介護負担の軽減が図られました。
今後の取組	地域で生活する高齢者が増加し、認知症高齢者等も増加することが予想され、高齢者の安全確保や家族等の負担軽減のためにも事業の継続が必要です。見守り全般として、他市や民間企業での実施状況を踏まえた事業の再構築や強化を検討していきます。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
登録者数　（人）	156	145	127
通報処理件数　（件）	3	3	1
一時保護件数　（件）	0	0	0

施策２　認知症予防の推進

2019年（令和元年）6月に国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」は「共生」と「予防」を柱としています。ここで言う予防とは、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、または認知症になっても進行を緩やかにするという意味です。

また、認知症施策推進大綱では、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防・社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持などが、認知症予防に資する可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を求めています。

（１）認知症予防のための事業の充実と普及啓発

認知症は、加齢とともに誰にでも起こりうる身近な問題ですが、生活習慣病予防などの疾患予防が効果的なこともあり、様々な認知症予防施策に取り組みます。

特に、体を動かすこと、人との関わりや社会とのつながりをもった様々な活動による生活習慣病予防、介護予防の重要性について、普及啓発を進めます。

【主な事業】

① 認知症予防に関する事業	高齢者支援課

事業の概要	認知症予防を目的に、生活習慣の改善や、認知機能を高める課題など、認知症予防の講座の実施や認知症予防に資する活動の推進に取り組んでいます。
これまでの取組	認知症予防に関する講座や、物忘れなど認知機能の低下に不安のある人を対象にした講座の実施や、認知症予防に効果があると言われているコグニサイズの普及に努めました。 民間企業・専門職団体との連携、高齢者の自動車運転をテーマにした講座の開催など事業内容の工夫をしてきましたが、講座の参加者数は、年々減少しています。「認知症」というタイトルに抵抗があるのか、なかなか参加者が集まりにくいのが現状です。 住民主体の高齢者の通いの場では、令和2年度から栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等の専門職を派遣し、コグニサイズなど認知症予防に資する活動を積極的に取り入れて実施しています。
今後の取組	認知症予防についての正しい知識の普及とともに、地域において高齢者が身近に通える場所の充実や、コグニサイズなど予防に資する可能性のある取組を推進していきます。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
教室参加人数　（人）	186	125	152
実施コース数　（回）	18	9	13

基本目標３　介護予防と健康づくりの推進

施策	施策の展開	主な事業	
1　健康寿命の延伸	(1)　介護予防事業と連携した高齢者の保健事業の推進 100ページ	① 健康づくりの推進	100ページ
		② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	101ページ
	(2)　フレイル予防の促進 101ページ	① 一般介護予防事業※(総)（普及啓発の推進）	102ページ
		② 一般介護予防事業※(総)（地域への専門職の派遣）	102ページ
		③ 一般介護予防事業※(総)（地域で介護予防活動をする団体への支援）	103ページ
2　自立支援・重度化防止の取組	(1)　介護予防・生活支援サービス事業の推進 106ページ	① 訪問型サービスA※(総)（基準緩和型サービス）	106ページ
		② 訪問型サービスC※(総)（短期集中予防サービス）	107ページ
		③ 介護予防ケアマネジメント※(総)	107ページ
	(2)　生活支援の体制整備 108ページ	① 生活支援コーディネーター	108ページ
		② 協議体の開催	109ページ
	(3)　地域ケア会議の開催 109ページ	① 地域ケア会議	110ページ

※　(総)・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

施策１　健康寿命の延伸

我が国の平均寿命と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）との差は大きく、健康寿命の延伸が課題となっています。

本市は、健康寿命日本一をめざし、個人の健康づくりへの支援と、健康なまちづくりの体制整備に努めているところです。

また、地域では様々な住民主体による活動が展開され、今後もさらに「地域の支えあい活動」を支援し、取組を進めていくことが望まれています。日常生活を楽しくさせてくれる居場所や、一人ひとりが活躍できる場など、社会参加や生きがいが介護予防につながる、高齢者がいきいきと活躍できる取組を進めます。

（１）介護予防事業と連携した高齢者の保健事業の推進

健康寿命の延伸をめざし、各ライフステージに応じた健康づくりの施策を展開するとともに、高齢期においても、いつまでも自立した生活を送ることができるよう、後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、高齢者の保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防と一体的に実施します。

【主な事業】

① 健康づくりの推進	健康づくり課

事業の概要	健康的な生活習慣や自分の健康状態に応じた健康づくりに取り組むことができるよう、普及啓発、健康相談及び健康づくりに取り組みやすい環境整備を図ります。
これまでの取組	健康増進計画（第2次）に基づき、健康寿命の延伸を図るため、健康づくりの基本的要素となる7つの分野の取組を推進してきました。令和元年度に実施した中間評価結果では、肥満の割合の増加や、運動習慣のある人の割合の減少など、様々な課題が見られたことから、今後は、今までの取組を引き続き推進するとともに、身体活動促進の強化や受動喫煙防止対策の強化などに重点的に取り組む必要があります。
今後の取組	自分の健康状態に気づく機会を得られるような環境や、日常生活の中で自然と体を動かしたくなるような環境、望まない受動喫煙を防止するための環境の整備を図るほか、次世代を含めたすべての市民の健やかな生活習慣形成を図ります。

② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	健康づくり課
事業の概要	後期高齢医療広域連合の実施する保健事業を市が受託し、国民健康保険保健事業や介護予防と一体的に実施することで、医療、健診等のデータを分析し地域の健康課題を把握するとともに、高齢者の生活習慣病予防・重症化予防やフレイル予防を図ります。
これまでの取　　組	これまでは、後期高齢者医療広域連合が保険者として後期高齢者の保健事業を医療、介護情報等をもとに実施していました。
今後の取組	今後は、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を行うため、市が後期高齢者の保健事業を受託し、国民健康保険保健事業や介護予防と連携を図りながら、高齢者の生活習慣病予防・重症化予防やフレイル予防等の保健事業を年齢で区切ることなく実施します。

（２）フレイル予防の促進

高齢になり、筋力の低下、活動の低下、認知機能の低下、精神活動の低下など、要介護状態に近づくおそれのある虚弱の状態を「フレイル」と呼んでいます。この状態を未然に予防し、あるいは、状態を軽減させることは、健康寿命の延伸には、大変効果的です。

既存の介護予防事業におけるフレイル予防の普及啓発はもとより、歯科医師会との連携によるオーラルフレイル予防（口腔機能低下予防）、薬剤師会との連携によるポリファーマシー対策（活薬バッグの活用）などに取り組んでいきます。

社会的なフレイル予防としては、「セルフケア・コミュニティケア」の観点から、「社会参加（参加型の介護予防）」にとどまらず、「地域活動」「社会貢献」につながるきっかけづくりを検討、実施していきます。そのためには、福祉・保健分野に限らない視点も大切に、民間企業を含む産業分野等、多様な主体と連携して推進します。

また、介護や医療のデータを活用し、地域の状況に合わせたフレイル予防事業を検討し、進めていきます。

【主な事業】

① 一般介護予防事業（普及啓発の推進）	高齢者支援課
事業の概要	65歳以上のすべての人を対象に、自ら介護予防活動に取り組めるよう、介護予防に関する普及啓発と、要介護状態にならないための健康づくり・介護予防事業を実施しています。 フレイル予防の3つの柱（運動、口腔・栄養、社会参加）を中心に、フレイル予防の重要性の普及啓発を進めていきます。
これまでの取組	主に公民館や市内の介護予防事業所等を会場としてフレイル予防やロコモティブシンドローム予防などを中心に、介護予防に関する講座を実施しています。 現状の課題としては、参加者が固定化している傾向がみられ、参加者数も減少傾向にあることから、新たな普及啓発の方法を検討する必要があります。
今後の取組	・13地区の展開 介護予防事業の参加者が、固定化している傾向がみられ、参加者数も減少傾向にあることから、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や公民館事業と連携し、13地区毎の身近な地域で展開していきます。 ＜主な実施事業＞ フレイル予防講座　　転倒予防講座 介護予防教室（旧　通いの場（委託型）） 講演会等

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
参加人数(延べ)（人）	2,068	1,667	169	3,000	3,000	3,000
実施回数（回）	150	84	14	156	156	156

② 一般介護予防事業（地域への専門職の派遣）	高齢者支援課
事業の概要	身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組めるよう、自治会、老人会、地域の縁側等に栄養士、歯科衛生士、運動指導士等を派遣します。
これまでの取組	・公民館の高齢者学級や、老人会等に栄養士、歯科衛生士、運動指導士などを派遣し介護予防に関する講座を実施しました。 ・2019年（令和元年）12月、国の有識者会議（一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会）で、今後介護予防事業に求める機能の一つとして住民主体の活動を主体としつつ、専門職の効果的な関与が示され、本市においても、住民主体の高齢者の通いの場に、令和2年度から栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等の専門職を派遣しました。
今後の取組	身近な地域で、介護予防に取り組めるよう、介護予防特化型の地域の縁側（旧住民主体の高齢者の通いの場）に、運動指導士や歯科衛生士、栄養士、リハビリ職などの専門職を派遣し、プログラムの充実を図り、介護予防の拠点としての位置づけを確立していきます。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組と連携し、医療介護のデータを活用し、地域課題に沿った集団指導や、個別支援等を検討していきます。

③ 一般介護予防事業（地域で介護予防活動をする団体への支援）	高齢者支援課

事業の概要	自主的に健康づくり・介護予防に取り組む体制の整備や、支援を推進していきます。
これまでの取　　組	＜主な実施事業＞ ① 介護予防運動自主活動団体（通称 いきいき運動グループ） 2020年（令和2年）4月1日現在、市内29カ所で実施をしています。 ② 高齢者の通いの場 2020年（令和2年）は7か所の高齢者の通いの場が活動しています。 この事業は、従前の「いきがいデイサービス」を「高齢者の通いの場」として位置づけ、活動を支援してきましたが、「地域の縁側事業」と類似しているため、令和2年度に補助のあり方を見直しました。 ③ 通いの場の捉え方について 国の健康寿命延伸プランでは、介護予防・フレイル対策、認知症予防の項目において、「通いの場」の更なる拡充を目標に掲げています。 本市において、「通いの場」は、現行の「高齢者の通いの場」（令和3年度から介護予防特化型の地域の縁側）・いきいき運動グループの他、地域の縁側をはじめ、公民館等で行われる自主活動、民間事業所での教室など、多分野にわたり数多くの社会資源があり、本計画においては、広く捉えていくこととします。
今後の取組	① いきいき運動グループについては、実施団体とヒアリングを実施し、事業継続に向けて必要な支援を進めていきます。また、健康増進事業と関連した事業について、検討及び連携を深めていきます。 ② 住民主体の高齢者の通いの場は、令和3年度からは、運動を主体とした介護予防のプログラムを実施する介護予防特化型の地域の縁側とし、その運営に対しての補助や専門職の派遣を行います。 通いの場（委託型）は、住民主体ではなく、社会福祉法人等が年間で実施内容を企画・実施し、令和3年度からは、①一般介護予防事業（普及啓発の推進）の　項目で進捗を管理していきます。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
講師派遣回数（回）	36	16	22
いきいき運動グループ数（箇）	24	24	29
いきいき運動グループ実施回数（回）	1,696	1,399	3月末報告
通いの場(委託型)ヶ所数（数）	10	10	11
通いの場(委託型)実施回数（回）	240	219	65
通いの場(委託型)参加延べ人数（人）	4,566	4,128	795

「介護予防アクションプラン」

～介護保険認定調査から見えるデータを活用した介護予防～

介護予防・重度化防止の施策の推進及び、要介護者の増加・重度化に伴う、介護予防給付費の削減が重要課題となっています。その対策の一環として、要介護状態になった原因の上位である、「転倒・骨折」の状況を、介護保険認定調査のデータを基に分析し、介護予防事業内容の充実を図っていきます。

＜事業概要＞

〇藤沢市民が要介護状態となった理由を、介護保険認定調査から分析し、「見える化」する。

〇要介護状態になった原因の上位である、「転倒・骨折」の要因を分析することにより、「転ばない」「転ばせない」アクションプランと、フレイル対策などの介護予防事業に活かす。

＜報告＞

〇要介護状態となった理由　（要介護１以上）　令和元年度の認定調査より

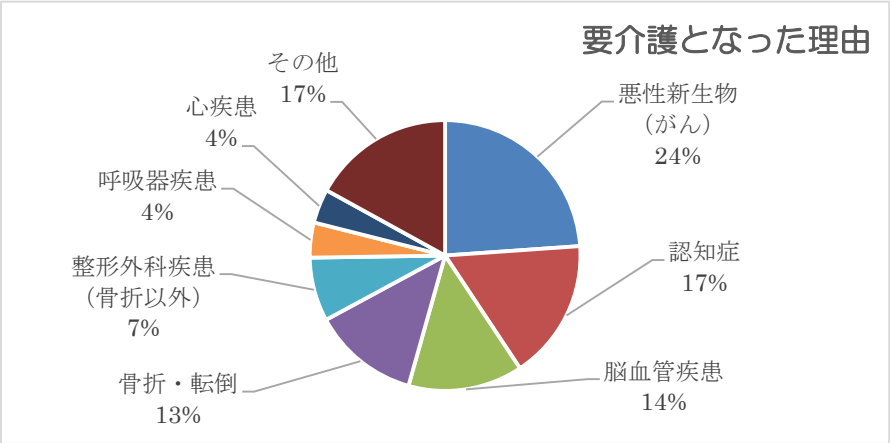

〇転倒している場面　　（何気ない日常生活で転倒しています。）

- ６割が、室内で転倒しています。
- 電話が鳴った、玄関のチャイムが鳴ったためなど、慌ててしまい転倒。
- お風呂場、台所、トイレ等の水回り周辺で転倒。
- 庭掃除、部屋の片づけなど作業中に転倒。

〇介護予防事業への活用

上記データを活用した市民向け転倒予防のリーフレットを作成し、介護予防を、より身近なことと捉えてもらうよう活用していきます。

施策２　自立支援・重度化防止の取組

今後、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加していくことが想定される中、高齢者等が要介護状態になることの予防と、要支援・要介護状態になっても状態を悪化させず、日常生活の自立に向けた取組が必要となります。

また、誰もが地域で活躍できる場や参加しやすい機会を増やすことは、地域の活性化とともに、地域活動を支える担い手の人たちにとっても、生きがいづくりや介護予防につながることから、サービスを利用する人も担い手も、すべての高齢者を対象に、地区における支えあい活動の中で展開されることが重要です。

高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態などになることの予防と要介護状態などの軽減や、悪化の防止に向けて、様々なサービス提供や取組を実施していきます。

令和３年度から、市町村の判断により、希望する居宅要介護被保険者が、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用することが可能となりました。

介護保険給付に組み合わせたケアプランの作成も含め、ケアマネジャーによるケアマネジメントを通じて適切な事業の利用が確保されるよう体制の整備を図ります。

＜本市の介護予防・日常生活支援総合事業の構成図＞

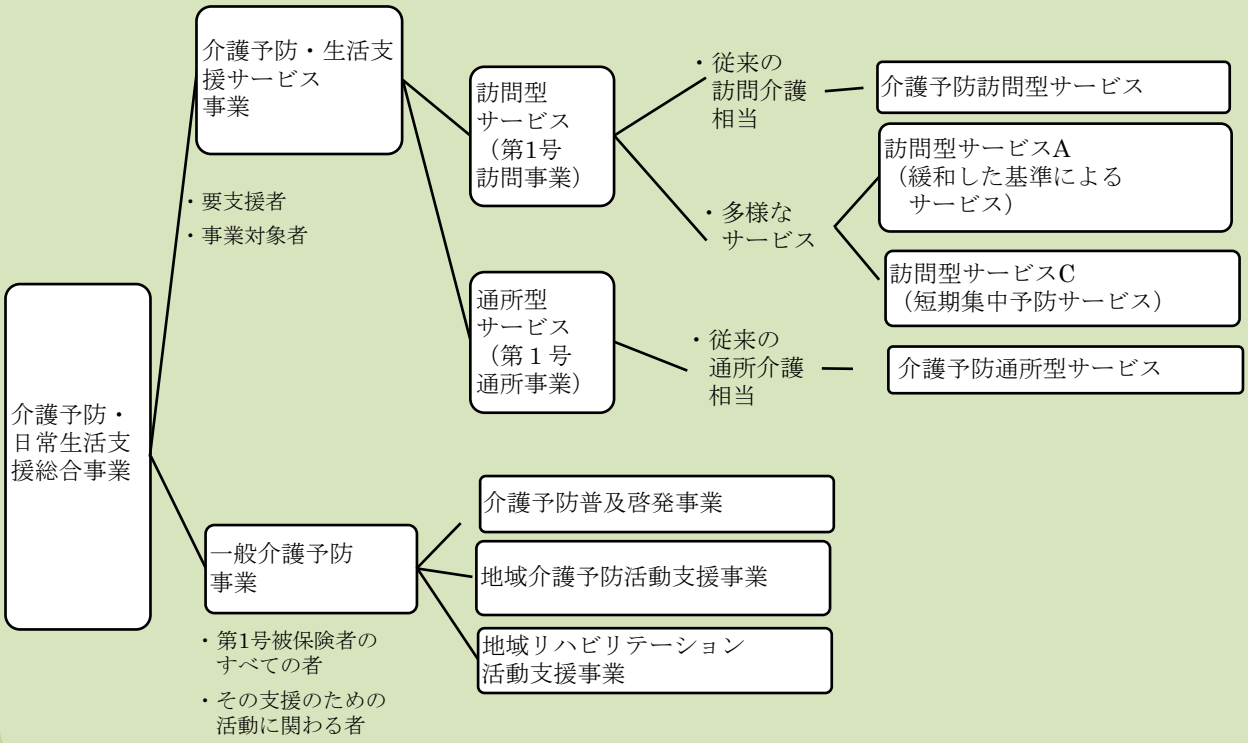

（１）介護予防･生活支援サービス事業の推進

高齢者が要介護状態になることを可能な限り防ぐとともに、要支援・要介護になっても状態を悪化させず、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることが重要です。

本市では、2016 年（平成 28 年）10 月から、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、「介護予防・生活支援サービス事業」の多様なサービスとして、「訪問型サービス A」及び「訪問型サービス C」を実施しています。

今後に向けても、新たな生活支援サービスの創設や担い手の育成につながる取組を進めます。

【主な事業】

① 訪問型サービスＡ（基準緩和型サービス）	高齢者支援課 介護保険課

事業の概要	在宅系サービスの需要拡大に対応するため、従来の介護予防訪問介護の人員基準等を緩和して、新たな担い手の確保をめざし、比較的軽度な要支援認定者等に対して生活援助サービスを提供します。
これまでの取組	訪問型サービスAの担い手を創出するための介護スタッフ研修を行いながら、生活援助の一部のサービスを提供する体制づくりを進めています。
今後の取組	サービスの提供内容については分かりにくい部分があり、研修修了者が雇用につながらず、利用が進まない現状があるため、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）等の事業者と意見交換を行いながら、当該サービスの目的である高齢者等の担い手確保を重点に制度内容の見直しを検討します。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
訪問型サービスA（人/月）	14	12	11	20	30	40

＜参考＞　従来相当の介護予防訪問型サービスと介護予防通所型サービスの見込み

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
介護予防訪問型サービス（人/月）	1,830	1,829	1,806	1,860	1,930	2,000
介護予防通所型サービス（人/月）	2,559	2,745	2,414	2,550	2,640	2,730

② 訪問型サービスＣ（短期集中予防サービス）　高齢者支援課

事業の概要	要支援認定を受けている人と事業対象者のうち、体力や生活動作の改善に向けた支援が必要な人を対象に、保健・医療の専門職による居宅での相談指導を短期間（3～6か月）集中的に行います。
これまでの取　組	リハビリテーション専門職が在籍している施設や、管理栄養士の職能団体等地域の専門職団体に委託し、短期間の介入において生活機能の向上・改善が見込まれる対象者に、居宅での相談指導を行っています。
今後の取組	引き続き、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）及び居宅介護支援事業所にサービス内容の周知を行い、介護予防として有効に活用できるよう事業の充実を図ります。また、地域ケア会議で検討された事例において、生活機能の向上・改善の見込みのある場合は、リハビリテーション専門職等からサービス利用を促します。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
利用者数　（人）	3	9	6	10	10	10
サービス利用延べ件数　（件）	15	49	14	50	50	50

③ 介護予防ケアマネジメント　高齢者支援課

事業の概要	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）では、事業対象者や要支援認定の人に対して、適切なアセスメントのもと、その状態や置かれている環境などに応じた目標を設定し、その達成に向けたサービスの利用などにより介護予防の取組を生活の中に取り入れ、介護予防ケアプランを作成します。
これまでの取　組	本人の「したい、できるようになりたい」という思いを大切にし、重症化予防・重度化防止に着目した自立支援型の介護予防ケアマネジメントを進めてきました。また、介護予防・自立支援を目的とした地域ケア会議を実施し、いきいきサポートセンター職員やケアマネジャーのスキルアップを図ってきました。
今後の取組	介護予防や自立に向けた目標指向型の介護予防ケアプランと、高齢者自身がそれを理解したうえで主体的に取り組めるような支援が実施できるよう、地域ケア会議等の専門職からの助言や研修などを通じて、引き続き、ケアプラン作成のスキルアップを図っていきます。また、居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境整備を進めていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
介護予防ケアマネジメント延べ件数　（件）	29,906	28,261	14,697	31,765	32,730	33,725

※2019 年度（令和元年度）は 11 か月分の実績。

（２）生活支援の体制整備

各地区の生活支援ニーズを把握し、地区の特性に合わせた取組を推進するために、多様な主体が提供する生活支援等サービスの充実や、ネットワーク化、ボランティア等の生活支援の担い手の育成などを図っていきます。

協議体を開催し、各地区における地域生活課題を明確化する一方で、各地区の社会資源を把握し、関係機関・団体等との連携により、今後の対策について検討します。

また、生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足するサービスを明確にし、地域の実情に基づき、高齢者等が担い手として活躍できる場の醸成を図ります。

【主な事業】

① 生活支援コーディネーター	地域共生社会推進室
事業の概要	高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立して暮らし続けるために必要な生活支援等サービスの充実に向け、「生活支援コーディネーター」を配置し、次の取組を進めています。 ①生活支援等サービスの提供主体となる団体等、地域資源の把握や開発とそのネットワーク化 ②ボランティア等の生活支援の担い手の育成など、地域の生活支援に関するニーズとサービスのマッチング
これまでの取組	藤沢市全域（第1層）を単位とした第1層生活支援コーディネーターと、市内13地区の日常生活圏域（第2層）を単位とした第2層生活支援コーディネーターが13地区にそれぞれ配置されています。 生活支援等サービスや地域資源の実態把握を行い、協議体等の場において、地域への情報発信の方法や地域人材の養成などについて検討・実践を進めています。
今後の取組	生活支援コーディネーターが、協議体と地域ケア会議の双方に地域づくりの視点で参加することにより、個の課題から抽出された地域課題の検討を行います。 また、市内4か所の地域ささえあいセンターに配置されている生活支援コーディネーターと、CSWと兼務の生活支援コーディネーターとの役割分担を明確にしていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
第1層配置人数（人）	1	1	1	1	1	1
第2層配置地区数（ヵ所）	4	12	13	13	13	13

② 協議体の開催	地域共生社会推進室

事業の概要	生活支援等サービス提供体制の整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発などを推進しています。
これまでの取組	藤沢市の13地区それぞれにおいて、多様な主体が参画し、定期的に情報共有を行い、連携強化、ニーズを踏まえた取組を実施する協議体を開催しました。委員の意見を踏まえた形で、各地区の課題感を共有し、具体的な取組として、見守り、居場所づくり、つながり・交流、子育てなど、それぞれの地区が様々なテーマで議論を深め、取組を実施しました。
今後の取組	第2層の協議体においては、これまで実施してきた具体的な活動をさらに進めるとともに、郷土づくり推進会議をはじめとした地域の他の会議や民間企業との連携を深め、より様々なニーズに対応できる仕組みづくりを図っていきます。 第1層の協議体としては、市内各地区で共通する課題について、各地区の協議体での検討内容を集約し、市域において必要な取組について、施策への反映を検討していきます。 また、各地区における地域ケア会議との連動を進めていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
第1層開催回数　（回）	0	1	0	1	1	1
第2層設置地区　（ヵ所）	13	13	13	13	13	13
第2層開催回数　（回）	57	49	10	52	52	52

（３）地域ケア会議の開催

高齢者が住み慣れた地域で安心して、いつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、地域における専門職が協働し、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や介護支援専門員の介護予防ケアマネジメント支援などを通じて、高齢者の自立支援を促します。

〖主な事業〗

① 地域ケア会議	高齢者支援課

事業の概要	多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、被保険者の課題解決や自立支援の促進、QOLの向上をめざします。また、個別ケースの検討により共有された地域生活課題を、協議体といった他事業における検討課題として取り上げることなどにより、地域づくりや政策形成に結びつけていきます。
これまでの取組	平成30年度から市内13地区ごとに、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）が主催して実施。事業対象・要支援・要介護2までの個別事例を対象とし、医師・歯科医師・薬剤師・リハビリテーション専門職・管理栄養士などの専門職からの助言により支援内容の検討を行い、地域課題の把握につながるよう会議運営を行っています。 令和2年度から第2層生活支援コーディネーターが助言者に加わりました。
今後の取組	引き続き、市内13地区において開催を継続します。地域ケア会議の運営として、地域づくり・資源開発、政策形成へと発展していくことを目標とし、地域ケア会議で把握した地域課題を、協議体や他の会議体の場で意見交換を行い、新たな住民主体の生活支援などの創設や担い手の醸成につながるよう取組を進めます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
会議開催数　（回）	13	35	11	39	39	39
検討件数　（件）	26	70	22	78	78	78

基本目標４　医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実

施策	施策の展開	主な事業	
１ 日常生活の支援	(1) 生活支援サービスの提供 112ページ	① 生活支援型ホームヘルプサービス	113ページ
		② ごみの一声ふれあい収集	113ページ
		③ 高齢者いきいき交流事業	114ページ
		④ ふれあい入浴事業	114ページ
		⑤ あんしんみまもりカード	115ページ
	(2) 在宅福祉サービスの提供 115ページ	① 緊急通報サービス	116ページ
		② 紙おむつの支給	116ページ
		③ 寝具乾燥消毒サービス	117ページ
		④ 一時入所サービス	117ページ
		⑤ 訪問理美容サービス	118ページ
		⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券	118ページ
		⑦ 福祉有償運送	119ページ
	(3) 介護者への支援（ケアラーケア） 120ページ	① 家族介護者教室	120ページ
		② ケアラー（介護者）に対する支援の充実	121ページ
２ 在宅医療・介護連携の推進	(1) 多機関協働による包括的支援体制の推進 122ページ	① 在宅医療支援センター	123ページ
		② 在宅医療推進会議	123ページ
		③ 在宅医療に関する普及啓発	124ページ
		④ 多職種研修会	125ページ
		⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業（お口の相談窓口）	125ページ
		⑥ 藤沢市障がい者等歯科診療事業	125ページ
		⑦ かかりつけ薬局の普及啓発	126ページ

施策１　日常生活の支援

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や日中ひとりになる高齢者が増加し、日常生活において何らかの支援を必要とする高齢者の増加が予想されます。そのため、公的サービスなどのフォーマルな支援だけではなく、インフォーマルな支援などを含めた日常生活の支援が重要です。高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して暮らせるよう、地域住民、NPO 法人、民間事業者等、地域の多様な主体と連携を図り、引き続き、日常生活を支える支援を実施します。

（１）生活支援サービスの提供

超高齢社会を迎えた中、できる限り自宅で生活するためには、何らかの支援を必要とする高齢者の実情やニーズに適した生活基盤の整備が重要となります。

高齢者の実情やニーズを把握するため、令和元年度に実施した要介護・要支援認定を受けていない人を対象とした「高齢者の保健・福祉に関する調査」では、日常生活であれば助かる地域の手助けで特に必要ないと回答した人が約29％で、71％の人が手助けが欲しいと回答しています。また、居住形態でみると、2世帯以上で居住している人に比べて、一人暮らしの人や高齢の夫婦で居住している人のほうが手助けを必要としています。

高齢者が住み慣れた自宅で、できる限り暮らし続けられるよう、家族介護者の負担軽減を含め、地域において、日常生活を支援する体制づくりを推進します。

【主な事業】

① 生活支援型ホームヘルプサービス　　高齢者支援課

事業の概要	様々な事情により日常生活の支援を必要とする、介護保険の要支援・要介護の認定が非該当及び介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストが非該当の人に、介護保険サービスと同等のホームヘルプサービスを提供しています。
これまでの取組	様々な事情により支援を必要とする在宅高齢者等にホームヘルパーを派遣し、家事援助、身体介護などのサービスを提供しています。 介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業等の制度の狭間にある人へのサービスとして、重要なものとなっています。
今後の取組	制度の狭間にある支援対象者のセーフティネット事業として、ホームヘルプサービスを提供し、生活の安定を図ります。 高齢者に限らず、生活支援を必要とする生活困窮者、障がい者手帳が非該当となった人、児童等の幅広い世代を対象としたサービスへの転換や、他課類似事業との統合を含め、事業実施方法の検討を行います。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
実利用者数　（人）	2	3	3
延べ提供回数　（回）	88	102	40
延べ提供時間　（時間）	76	102	40

② ごみの一声ふれあい収集　　環境事業センター

事業の概要	生活ごみ（大型ごみ・特別大型ごみを除く）・資源を集積場所まで常時持ち出すことが困難で、身近な人やボランティア等の協力が得られない高齢者世帯や障がい者世帯等を対象に、暮らしやすい生活環境を整えるため、市職員が玄関先から一声をかけて生活ごみ・資源を収集しています。
これまでの取組	地域包括ケアシステム推進室と連携をはかり、一声ふれあい収集事業内容の周知や広報に努めたため、新規の申請者が増加しています。 また、収集時に事前連絡がないケースがあり、安否確認などに時間がかかり、収集時間の遅延につながることが今後の課題です。
今後の取組	超高齢化社会が発展する中、今後も利用者はさらに増加することが見込まれます。引き続き、サービスの質を落とさず、より充実した制度としていくためにも関係各課と課題や情報の共有をはかり、地域の見守り活動や、ゴミ出しなどの支援活動の体制整備などを検討し、進めていきます。 また、ふれあい収集の充実をはかり担当車輌の増車を検討していきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
利用者数　（人）	654	667	707	750	800	850

③ 高齢者いきいき交流事業　　高齢者支援課

事業の概要	本市在住の70歳以上の人を対象に、2010年（平成22年）10月から、本市指定のはり・きゅう・マッサージ治療院、公衆浴場、いきいきシニアセンター（老人福祉センター）、公設スポーツ施設等で使用できる助成券を交付しています。
これまでの取　　組	対象者からの申請に基づき助成券を交付し、高齢者の健康増進と介護予防を図っています。 交付枚数に対する利用率が低く留まる一方で、対象者の増加による財政的負担が増大していること、また、利用できる施設が特定の地域に偏っていることが課題となっています。
今後の取組	今後、対象者の増加が見込まれるなかで、利用状況や利用者のニーズを把握し、事業の実施方法や内容について見直しを行います。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
交付件数　（件）	46,737	48,859	47,902
実利用枚数　（枚）	1,792,835	1,734,537	549,705

④ ふれあい入浴事業　　高齢者支援課

事業の概要	藤沢浴場組合に加盟する市内公衆浴場において実施している、シニア＆ファミリーデー（毎週水・金曜日）、イベントデー（不定期）、及びそれらの広報活動にかかった費用について、補助金を交付しています。
これまでの取　　組	令和2年度から制度を見直し、従来は高齢者を水曜日、親子を金曜日に限定して割引サービスを行っていましたが、どちらも水曜日と金曜日にサービスを利用できることとし、さらに親子からファミリーに適用拡大したことで、今まで以上に利用しやすくしました。
今後の取組	改正した制度で引き続き事業を実施していきます。より利便性の良い制度にしていくために、適宜見直しを図ります。

	実　　績			計　画　期　間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
延べ利用者数　（人）	34,001	25,349	16,177	26,000	26,000	26,000

⑤ あんしんみまもりカード	地域医療推進課

事業の概要	あんしんみまもりカード（救急医療情報カード）を配布し、市民がかかりつけ医や持病、緊急連絡先等を記入したカードを冷蔵庫に貼ったり、携帯することにより、救急時に利用者の情報を迅速かつ確実に医療機関等に伝えることができます。
これまでの取　　組	あんしんみまもりカードは、ごみ収集日程カレンダーの巻末綴じ込みにより毎年全戸配布しているほか、各市民センター・公民館をはじめとする関係各課の窓口でも配布し、市のホームページ等で事業の周知を行っています。
今後の取組	市や関係団体が主催している事業や研修会などの場で、あんしんみまもりカードについて案内するほか、広報ふじさわ等、市で発行している媒体を活用して周知を図り、広く市民に活用いただけるよう取組を進めていきます。

	実　　績			計　画　期　間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
累計配布数（冊）	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000

（２）在宅福祉サービスの提供

高齢者の在宅生活を継続することへの希望は高く、高齢者の実情やニーズを把握するため、令和元年度に実施した調査（高齢者の保健・福祉に関する調査）では、要介護・要支援認定を受けていない人の約61％が、介護が必要になっても自宅で生活することを希望しています。

引き続き、様々な福祉サービスを提供することにより、支援を必要とする高齢者や介護をする家族の身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けることができるよう支援していきます。

〖主な事業〗

① 緊急通報サービス　　高齢者支援課

事業の概要	慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応や、日常の相談を受け、不安を解消するとともに、定期的な安否確認を行い、高齢者の安全を確保する緊急通報サービスを実施しています。
これまでの取　　組	事業見直しの一環として、令和2年度に受信センター機能を民間事業者へ切替える対応を行いました。2020年（令和2年）12月中に全利用者の切替えが完了しました。 リーフレット等の作成をし、各市民センターに配架するなどの周知を行い、広く市民に活用いただける取組を進めています。
今後の取組	引き続き様々な場をとらえて周知を行い、必要な人へサービスを提供していくよう努めていきます。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
新規利用者数　（人）	121	78	92
利用件者数　（人）	855	812	705

② 紙おむつの支給　　高齢者支援課

事業の概要	在宅でねたきりや認知症等の理由により、常時おむつを使用している高齢者（要介護4・5の人は40歳以上）で、一定の要件を満たす人を対象に、毎月一定枚数の紙おむつを支給しています。
これまでの取　　組	毎月おむつを支給することで、利用者及び介護者等の経済的・精神的負担の軽減を図っています。事業対象者の増に伴う利用者の自然増により、決算額が増加していることが課題です。
今後の取組	高齢化の進展に伴う対象者の増加や利用者ニーズの多様化を考慮する中で、限られた財源の中でより効果的に事業を実施できるよう、事業対象者や事業の在り方について、見直しを行います。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
実利用者数　（人）	1,090	1,111	990
延べ支給件数　（件）	9,213	9,281	4,858

③ 寝具乾燥消毒サービス　　高齢者支援課

事業の概要	在宅で生活する高齢者で、ねたきりの人や布団干しができない人等を対象に、掛布団や敷布団等の寝具の丸洗い・乾燥・消毒を行うサービスを実施しています。
これまでの取　　組	寝具の丸洗い・乾燥・消毒サービスを実施することで、布団干しができない人の衛生的で快適な生活を支えるとともに、利用者の経済的負担の軽減を図っています。 今後も事業を継続可能なものとするため、令和2年度からは利用要件の一部を見直し、所得に応じた実施回数の変更を行いました。
今後の取組	今後も年間の延べ利用回数が伸びる可能性があり、事業内容の見直しについては引き続き検討していきます。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
実利用者数　（人）	285	105	90
延べ支給件数　（件）	1,760	1,832	720

④ 一時入所サービス　　高齢者支援課

事業の概要	ひとり暮らしや、介護をしている家族の急病など、様々な事情により一時的に在宅生活が困難となった高齢者を対象に、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの一時入所サービスを提供し、高齢者や介護者の生活の安定を図っています。
これまでの取　　組	高齢化の進展に伴い、生活環境上の問題や経済的理由により居宅生活が困難な高齢者や虐待からの緊急避難等社会的理由により、一時入所サービスを提供し、利用者の生活を再建する上で一定の役割を果たしています。
今後の取組	被虐待高齢者、身元不明高齢者、認知症高齢者等の利用が増加する中、一時入所を必要とする幅広い高齢者に対応し、セーフティネットとしての役割を今後も担っていく必要があり、引き続き事業を実施していきます。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
実利用者数　（人）	30	23	10
延べ提供日数　（日）	335	635	206

⑤ 訪問理美容サービス　　高齢者支援課

事業の概要	ボランティア活動に積極的に取り組んでいる、神奈川県理容生活衛生同業組合藤沢支部と神奈川県美容業生活衛生同業組合藤沢支部の協力により、在宅ねたきり高齢者を対象に、年2回程度、無料で訪問理美容サービスを提供しています。
これまでの取組	外出が困難な寝たきり高齢者に対し、自宅での理美容サービスを提供することで、衛生的な生活を支援しています。
今後の取組	引き続き事業を実施することにより、高齢者の衛生的な生活を支援するとともに、理容師、美容師を通じた地域社会とのつながりを推進します。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
利用者数（人）	24	17	12
延べサービス提供回数（件）	36	63	13

⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券　　高齢者支援課

事業の概要	在宅ねたきり高齢者を対象に、通院などで福祉タクシーを利用する際の乗車費用を助成しています。
これまでの取組	令和2年度から制度を見直し、従来交付していた時間制運賃（初乗り30分）の利用券から、距離制運賃（金額制）に変更しました。乗車した距離に応じて利用できるため、初乗り運賃分の補助より利便性が上がりました。
今後の取組	改正した制度で引き続き事業を実施していきます。より利便性の良い制度にしていくために、適宜見直しを図ります。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
交付者数（人）	42	44	27	50	50	50
交付枚数（枚）	848	782	2,423			
実利用枚数（枚）	412	331	645	450	450	450

⑦ 福祉有償運送　　高齢者支援課

事業の概要	福祉有償運送は、介護を必要とする高齢者や障がいのある人等、ひとりで公共交通機関による移動が困難な人が、通院・通所やレジャーなどに利用する移送サービスです。 サービスを実施するNPO等の非営利法人が道路運送法上の登録を行うため、市町村と地域の関係者で構成された運営協議会を開催し、協議を行っています。
これまでの取組	制度の認知度が低く、利用者及びサービス実施団体が少ないことが課題となっています。外出支援などを図るためにも、より一層の周知を行っていく必要があります。
今後の取組	引き続き事業を実施していきます。利用者だけでなく、実施団体の増加を図るためにも、制度の周知を行っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
サービス提供団体数（団体）	8	8	7	8	8	8

（３）介護者への支援（ケアラーケア）

「遠方介護」や「ダブルケア」、「老老介護」など、家族介護者を取り巻く課題は多様化し、新たな視点での家族介護者支援施策や事業の推進が急務となっています。

介護者が求めている支援として、①相談援助・支援、②介護に関する情報や知識・技術の提供、③介護者同士の支えあいの場の確保、④介護者に関する周囲の理解などの「要介護者の家族介護力」として支援するだけでなく、「家族介護者の生活・人生」の質の向上に対しても支援する視点が大変重要であり、本市としても総合的に取り組んでいきます。

また、家族介護者の介護離職防止に向け、関係機関と連携を図っていきます。

【主な事業】

① 家族介護者教室	高齢者支援課

事業の概要	要介護高齢者等を介護している家族や介護に関心のある人を対象に、介護技術などに関する講座や、介護者同士の交流を行う家族介護者教室を開催しています。
これまでの取組	市内の介護老人保健施設・特別養護老人ホームを設置する社会福祉法人等への委託と、市直営での教室開催を行っています。 家族介護者教室は、介護離職やアンガーマネジメントなど、介護に取り組む家族等を支援する内容を取り入れました。
今後の取組	要介護者が増加することが予想される中、介護者のニーズを把握し、身近な地域で、介護者が必要な情報や知識・介護技術を習得でき、介護負担が軽減できるような内容に加えて、「介護者本人の人生の支援」に着目した教室を開催していきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
延べ参加者数（人）	492	414	0	470	470	470
延べ講座開催回数（回）	43	42	0	45	45	45

② ケアラー（介護者）に対する支援の充実	高齢者支援課
事業の概要	さまざまな介護や看護などのケアをしている多世代のケアラー（家族等の無償の介護者）や、その支援者に対し、ケアラー当事者の交流の場の開催などの支援、講演会やシンポジウムの開催を行います。
これまでの取　　組	平成20年度から実施している在宅介護者の会「ほほえみの会」は、平成22年度以降、月1回実施し、平成30年度から会場を市役所内に変更しています。 また、ダブルケアなどの理解を深めるための周知や、介護者の負担が軽減することを目的に「介護者応援ハンドブック」を作成しました。
今後の取組	要介護者の増加とともに、介護者の状況も多様化し、育児と介護を同時に行うダブルケアや、介護を理由に離職してしまう介護離職の問題なども深刻化していくことが予想されるため、他部門と連携した取り組みを進めていきます。また、講演会などの開催を通じて、幅広い世代に対し、介護に関する知識や地域情報を発信していきます。 ケアラーの孤立防止、心と身体の健康維持などを目的に、家族会の継続や、介護者が活用できる新しいツールの作成なども行っていきます。

施策２　在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療・介護・福祉が連携した支援体制が必要です。

そのため、本市では、藤沢市医師会と協力して在宅医療の拠点（在宅医療支援センター）を運営し、多職種連携を進め、関係機関とのネットワークにより、本人の状態に応じた支援体制を推進してきました。

今後も、ますます増加が想定される高齢者が、自分らしく暮らしていくためには、引き続き、関係機関の連携を強化するとともに、生活支援体制整備事業等と連動した取組による、地域の多様な主体との包括的な支援体制の構築・推進が求められています。

○ ACP（アドバンスケアプランニング）の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、元気な頃から、人生の最終段階について考え、家族等と話し合い、「いざという時の選択と心構え」を持つことが重要です。

また、その一人ひとりの思いに寄り添い、その人らしい生活を支えていくことが求められ、ACP の普及啓発と包括的支援体制の構築を両輪で進めます。

（１）多機関協働による包括的支援体制の推進

多職種が連携を強め、顔の見える関係により、地域の支援体制を強化するとともに、地域住民が、在宅医療に関する理解を深め、自らの意思により療養生活について選択ができるよう、情報提供を行います。

取組にあたっては、「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の４つの場面を意識した取組を行います。

○　「人生会議」の地域展開

令和元年度から、地域包括ケアシステムの推進の一環として、終活と介護予防の普及啓発のイベント「人生会議」を様々な関係機関と連携して開催しています。

令和２年度は、明治地区において開催しました。

〖主な事業〗

① 在宅医療支援センター	地域医療推進課
事業の概要	効果的な在宅医療を推進するとともに、円滑な医療と介護の連携を推進するため、在宅医療支援センターを運営しています。在宅医療に携わる多職種や関係機関との連携を進めています。
これまでの取組	藤沢市医師会に委託し、2015年（平成27年）6月に在宅医療支援センターを開設しました。在宅医療の拠点として、医療と介護の支援機関からの相談に対応し、コーディネート業務を行っています。 また、多職種研修会の企画・開催、市民への普及啓発など、在宅医療・介護連携を、在宅医療支援センターが中心となり推進しています。
今後の取組	引き続き、在宅医療支援センターが中心となり、在宅医療・介護連携を推進できるよう支援していきます。 また、多職種・多機関連携を通じて、在宅医療支援センターの周知と他の相談支援機関との連携強化を進めていきます。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
相談件数（件）	172	215	92

② 在宅医療推進会議	地域医療推進課
事業の概要	医療・介護の各分野の関係機関が集まる在宅医療推進会議を開催し、現場の声を聞きながら課題を共有し、検討を重ねることにより、在宅医療の推進と円滑な医療・介護の連携を図っています。
これまでの取組	在宅医療支援センターの役割、多職種研修会の開催、市民への普及啓発など、各機関が抱える課題について、情報交換・意見交換を行い、在宅医療・介護連携の推進を図っています。
今後の取組	引き続き、医院、歯科医院、薬局等のかかりつけをもつことや、認知症施策を含む地域医療・介護予防・看取りに関する取り組みなどについても、総合的に検討できる体制づくりを進めます。

③ 在宅医療に関する普及啓発

地域医療推進課

事業の概要	円滑な在宅医療の推進のためには、何よりも支援を必要とする人やその家族が、在宅医療についてよく理解し、選択することが重要です。そのため、市民にわかりやすい情報提供をはじめ、在宅医療に関する普及・啓発を行っています。
これまでの取　　組	医院、歯科医院、薬局等のかかりつけをもつことや、在宅医療、看取りに関する普及啓発を目的に、市民向けの講演会を開催しました。その他、出前講座を行い、身近な地域での普及啓発に努めています。 また、周知用のリーフレットや「終活ノート」を作成し、普及啓発に活用しています。終末期の選択を含む「終活」、「人生のしまい方」、「ACP（人生会議）」などの視点からの普及啓発を図りました。
今後の取組	引き続き、様々な分野や他機関との連携・協働により、在宅医療や看取り、終末期の選択に視点をおいた普及啓発に取り組んでいきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
市民公開講座開催数（回）	1	1	0	2	2	2
市民公開講座参加者数（人）	63	64	0	100	100	100
出前講座開催数（回）	11	21	1	20	20	20
出前講座参加者数（人）	320	642	17	600	600	600

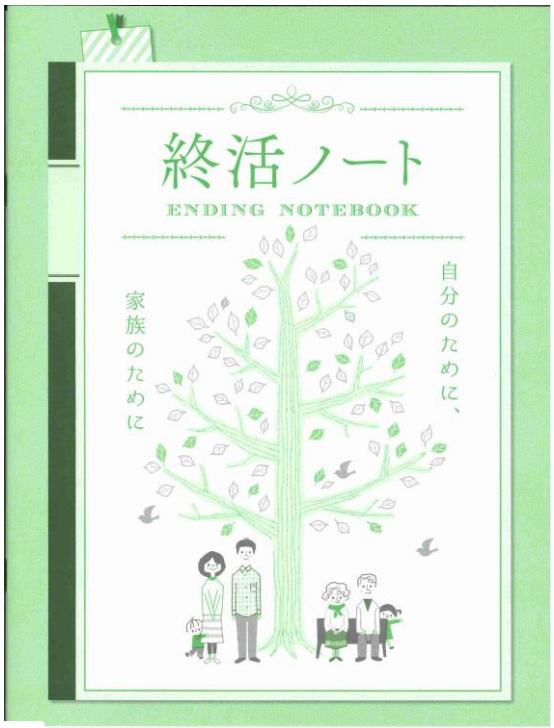

藤　沢　市

④ 多職種研修会　地域医療推進課

事業の概要	医療・介護の連携により、退院後の在宅生活への円滑な移行や医療的ケアが必要な人への支援の質の向上を図るため、多職種間の連携に向けた研修会などを実施します。
これまでの取　組	2016年（平成28年）から、地区別懇談会を開催し、毎回多くの専門職が参加されており、事例検討などのグループワークを行いました。多職種研修会では看取りやACP（人生会議）などをテーマに開催しました。
今後の取組	全体研修会の継続、地区別懇談会は発展させていくとともに、地域ケア会議、協議体などの連携を図り、地域における認知症の人の対応力のさらなる強化、ACP（人生会議）や看取りに対する取り組みを進めていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
延べ講座開催回数（回）	11	8	0	9	9	9
延べ参加者数（人）	1,306	731	0	600	600	600

⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業（お口の相談窓口）　健康づくり課

事業の概要	高齢期は、口の機能を維持することが重要であり、在宅療養中の市民が、必要な歯科診療や口腔ケアを継続的に受けることができるように、「お口の相談窓口」を設置し、相談や診療を申し込みやすい環境を整え、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進を図っています。
これまでの取　組	口腔内の問題に対して、必要な歯科診療や口腔ケアが受診できるよう、情報提供をするとともに、相談及び訪問指導を実施しました。
今後の取組	医療・介護の関係機関が連携し、在宅歯科診療推進に向けて支援体制の充実を図っていきます。

⑥ 藤沢市障がい者等歯科診療事業　障がい者支援課

事業の概要	一般の歯科医では治療が困難な要介護高齢者のための歯科治療などを実施しています
これまでの取　組	新型コロナウイルス感染拡大により、当事業においては感染リスクの高い患者に対する診療を行っているため、密を避けて細心の注意を払った診療を行っています。
今後の取組	一般の歯科診療では治療が困難な要介護者高齢者のための歯科治療や摂食嚥下リハビリテーションを引き続き行っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
延べ患者数（人）	1,275	1,260	503	1270	1270	1270

⑦ かかりつけ薬局の普及啓発	地域医療推進課
事業の概要	薬局の薬剤師が専門性を発揮して、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と、重複投薬を防ぐなど薬学的管理の指導などを行うもので、地域包括ケアシステムの中で地域に密着した薬局の普及啓発を図ります。
これまでの取組	かかりつけ薬局の普及啓発については、在宅医療・介護連携に係るかかりつけ医の推進の一環として取り組んでいます。その他、おくすり手帳についても薬の適正使用の視点から、市主催のイベントの際などを活用して普及啓発を行いました。
今後の取組	フレイル予防の視点でのかかりつけ薬局の普及啓発はもとより、高齢者等が正しくお薬と付き合い、疾病予防や重度化防止、安全・安心な療養生活ができるように広い視点での地域の薬局、薬剤師との連携を行っていきます。

基本目標５　介護保険サービスの適切な提供

施策	施策の展開	主な事業	
1　介護サービス基盤の整備	(1)　ニーズを中長期的に見据えた整備目標 129ページ	① GIS手法を用いた分析等	129ページ
		② 介護離職ゼロ等に向けた基盤整備	130ページ
		③ 施設・居住系サービスの整備	131ページ
		④ 地域密着型サービスの整備	133ページ
	(2) 共生型サービスの取組 134ページ		
	(3) リハビリテーションサービスの提供体制の推進 136ページ		
2　介護現場の革新に向けた支援	(1)　介護人材の確保・定着促進とイメージ改善 138ページ	① 介護の入門的研修事業	138ページ
		② 外国人介護職員受入支援事業	139ページ
		③ 介護職員等研修受講料助成事業	139ページ
		④ 介護のしごと相談会バスツアー	139ページ
		⑤ 介護の職場体験事業	140ページ
		⑥ 介護のしごと出前授業	140ページ
		⑦ 介護職員等キャリアアップ研修支援事業	140ページ
	(2)　人手不足に対応したマネジメントの構築 141ページ		
	(3) 介護ロボット・ICTの活用 141ページ	① 介護現場の生産性向上プロジェクト	141ページ

施　　策	施策の展開	主な事業	
３　介護保険制度の適正な運営	(1) サービスの質の向上 142ページ	① 地域密着型サービスにおける独自報酬の見直し	142ページ
		② ケアマネジメント支援事業	143ページ
		③ 介護サービス相談員派遣事業	143ページ
		④ 運営推進会議の支援	143ページ
	(2) 介護給付費等の適正化の推進 144ページ	① ケアプラン点検	144ページ
		② 介護給付費通知	144ページ
		③ 要介護認定の適正化	145ページ
		④ 縦覧点検・医療情報との突合	145ページ
		⑤ 住宅改修等の点検	145ページ
	(3) 低所得者の支援 146ページ	① 居宅サービス等自己負担額助成	146ページ
		② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度	146ページ
		③ 保険料の減免制度	147ページ
	(4) 介護事業者に対する指導・監査の強化 147ページ		

施策１　介護サービス基盤の整備

計画期間内における事業所整備については、これまでの整備状況や地域の実情、介護離職ゼロの実現、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの整備状況なども踏まえて、ニーズを的確に把握し、中長期的な視点とともに施設・居住系サービスと地域密着型サービスのバランスを考慮して整備を進めます。

（１）ニーズを中長期的に見据えた整備目標

本市の計画期間内における整備目標値については、地域の実情等を分析し、介護サービスのニーズ把握を行ったうえで、地域包括ケアシステムの推進をめざす2025年（令和7年）、さらに高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急減する2040年（令和22年）の双方を念頭に、中長期的な視点をもって設定をしています。

①　GIS手法を用いた分析等

地理情報システム（以下「GIS」という。）を用いて地域における要介護・要支援認定者の状況等を分析し、地域の特徴を把握するとともに、将来にわたる効果的なサービス提供等のヴィジョンを考察します。

具体的には、GIS上の『丁目・番地』ごとに、被保険者情報と要介護・要支援認定者の認定調査結果を入力し、平均の要介護度や認定調査項目等の偏差数値を算出します。

そして、その数値の高低差を色の濃淡によって表すことで、市全体から地域単位までのリスク傾向と課題・ニーズの見える化を図り、効果的な事業所整備につなげます。

○被保険者情報
- 年齢
- 性別
- 要介護度

○認定調査結果データ
- 座位保持
- 立位保持
- 歩行
- 立ち上がり
- 移動
- えん下
- 食事摂取
- 排尿
- 排便
- 口腔清潔
- 外出頻度
- 認知症高齢者自立度
- 障害高齢者自立度

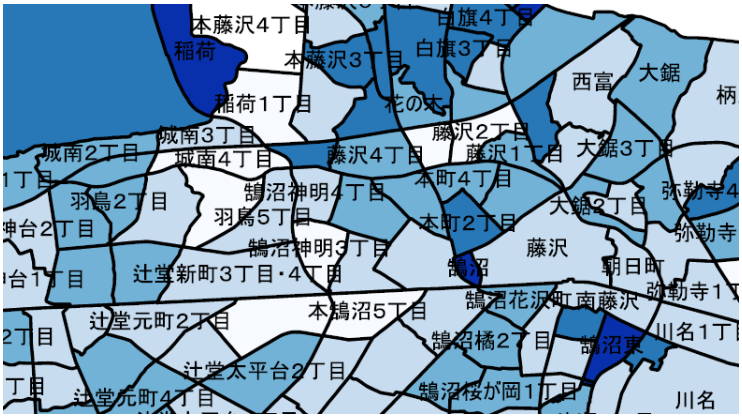

（高齢化率）

また、この分析等の作業にあたっては、北里大学と協働事業の協定を締結し、2025年（令和7年）と2040年（令和22年）の予測を踏まえた分析等を行うとともに、効果的なサービス提供体制等についても検討していきます。

② 介護離職ゼロ等に向けた基盤整備

家族等の介護を理由に仕事を辞めてしまうことを防ぐ「介護離職ゼロ」の実現に向け、国は、2020年代初頭を目途とした介護施設及び在宅サービス等における一定の整備目標量を示しています。

また、療養病床の患者や一般病床の一部患者を受け入れる整備分として、医療計画との整合性が示され、県が国の考え方を基に示す方針を踏まえ、適切な整備目標値の設定のうえに、特別養護老人ホームのほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者住まいの設置状況を把握し、高齢者の入居先の確保が困難とならないよう効果的な介護施設の整備を進めていきます。

一方、在宅サービスにおける整備についても、介護離職の状況把握を目途に実施した「在宅介護実態調査」において、介護度が重度化するにつれて、「訪問」「通い」「泊り」の組み合わせを取り入れることにより、在宅生活での介護を続けていることがみられ、複合的なサービスの有効性を踏まえつつ、適正な整備を進めます。

◎藤沢市　在宅介護実態調査より

要介護度別･サービス利用の組み合わせ

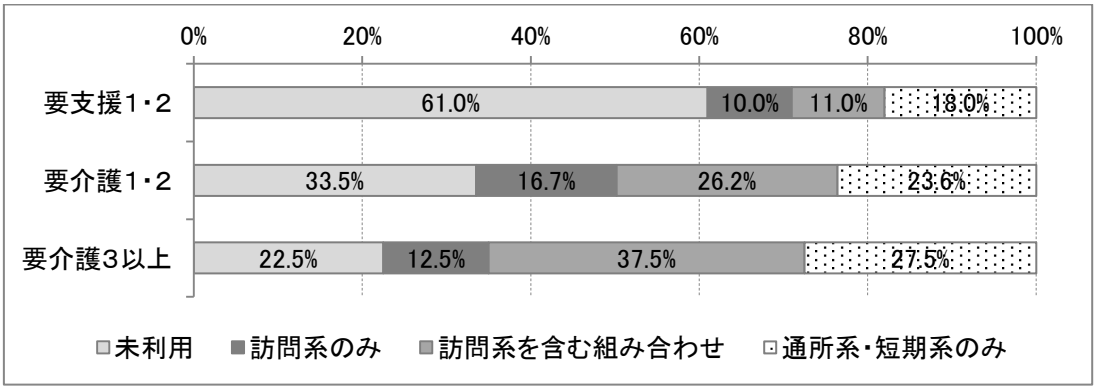

認知症自立度別･サービス利用の組み合わせ

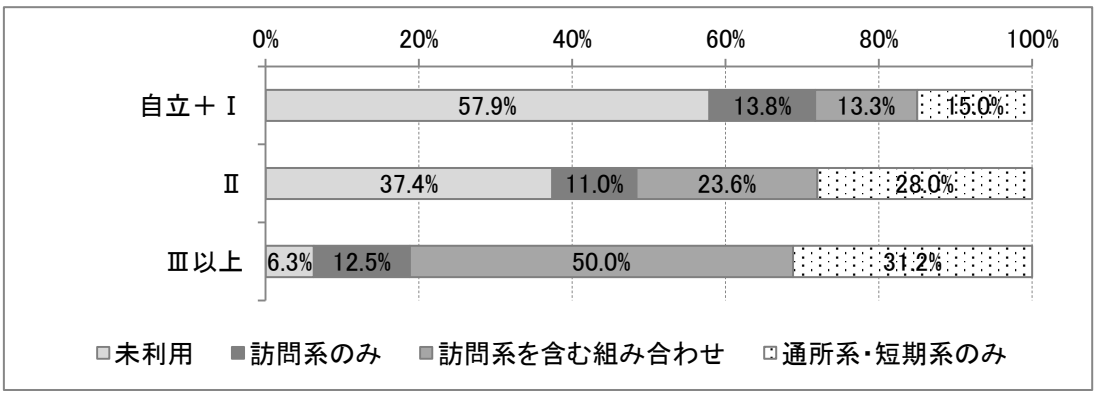

Ⅰ） 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ） 日常生活に支障を来すような症状･行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲ） 日常生活に支障を来すような症状･行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。

③ 施設・居住系サービスの整備

【待機者の状況】

施設・居住系サービスについては、特別養護老人ホームの待機者数が比較的多い状況にあるものの、これまで一定の特別養護老人ホームの整備を進めてきたことや、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向け住まいの設置数が伸びていることなどから、特別養護老人ホームの市民待機者数がこの数年間で微減となる傾向が見受けられます。

- 2018年（平成30年）4月1日　　待機者数912人（要介護3以上656人）
- 2019年（平成31年）4月1日　　待機者数820人（要介護3以上602人）
- 2020年（令和　2年）4月1日　　待機者数707人（要介護3以上603人）

【特別養護老人ホームの整備状況】

在宅生活が困難な人の生活の場を確保するために、これまで、待機者の状況等を踏まえて整備を進めてきており、2021年（令和3年）4月には100床の特別養護老人ホームが開設する予定です。

計画期	計画数	開設年月	利用定員	備考
第4期整備計画まで	―	―	950人	―
第5期整備計画 （平成24年度～平成26年度）	300床	① 2017年(H29)2月	80人	新設
		② 2017年(H29)3月	90人	新設
		③ 2017年(H29)4月	130人	新設
第6期整備計画 （平成27年度～平成29年度）	150床	① 2018年(H30)5月	90人	新設
		② 2019年(H31)4月	46人 (増員分)	移転増設
第7期整備計画 （平成30年度～令和2年度）	100床	① 2021年(R3) 4月予定	100人	新設
第8期整備計画 （令和3年度～令和5年度）	100床	―		

【近隣市町の特別養護老人ホームの整備状況】

特別養護老人ホームは、居住地域がどこにあっても入所申込みができる広域型施設となるため、近隣における施設整備の影響を把握する必要があります。

市町	第7期計画による整備状況		設置状況(R2.4.1現在)	
	開設年月	利用定員	施設数	利用定員
綾瀬市	整備無し		3施設	234人
大和市	整備無し		11施設	832人
鎌倉市	2021年(R3) 8月予定	90人	10施設	789人
茅ヶ崎市	整備無し		11施設	790人
寒川町	整備無し		2施設	167人

【高齢者向け住宅の設置状況】

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、身のまわりのことができる元気な状態（自立）から、介護が必要となっても外部の訪問介護等の居宅サービスを利用して住み続けることができる施設等もあり、高齢者の増加にあわせて設置数と利用者が伸びている状況にあります。

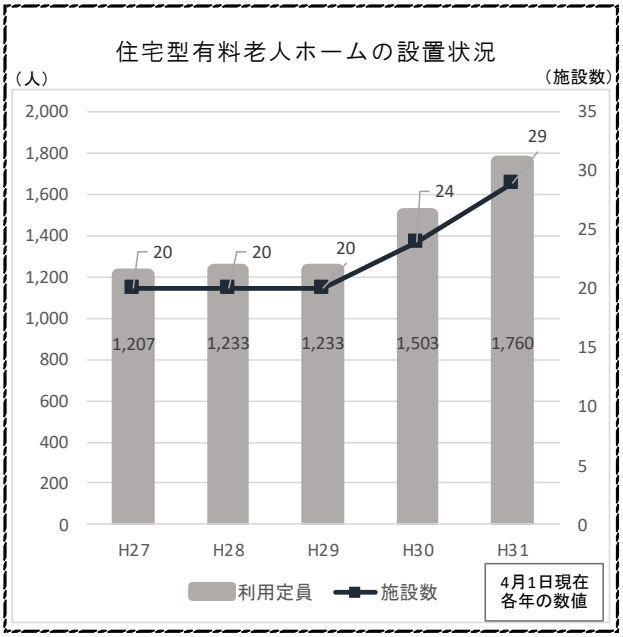

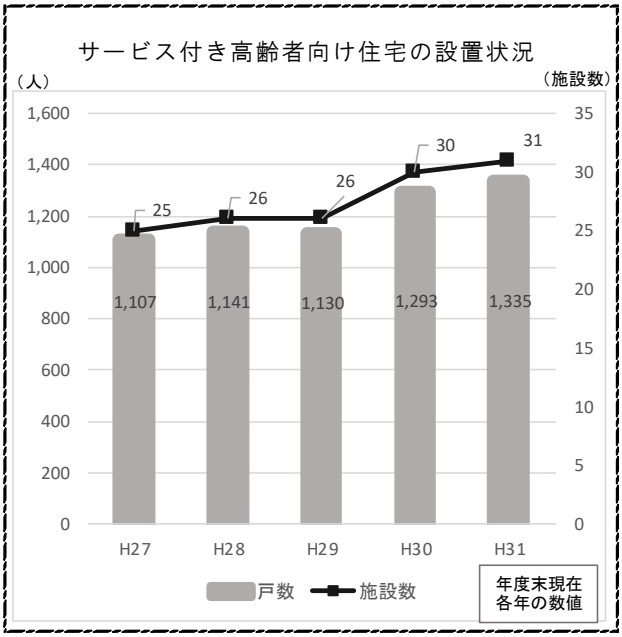

【既存施設の老朽化対策】

既存の特別養護老人ホームの中には、築30年以上が経過し、老朽化が進んでいる施設があり、今後も安定した運営を確保していくためには、建物や設備などの機能の維持と長寿命化を図ることが求められ、大規模改修をはじめ建替えも視野に入れた支援を検討していきます。

なお、大規模改修に対する支援については、これまでも神奈川県に対して補助制度の構築を要望していますが、特別養護老人ホームが県指定及び広域型施設の位置づけであることから、引き続き、県との協調を前提として支援の検討を進めていきます。

【第8期の整備計画】

第8期計画の整備については、特別養護老人ホームの入所待機者の解消や介護離職ゼロの実現等に向けた基盤整備が課題となりますが、第7期の整備事業において、2021年（令和3年）4月に100床の開設が予定されていること、また、高齢者向け住まいと近隣市町の整備状況を考慮するとともに、不足する介護人材や老朽化対策なども考慮し、築30年以上になる既存の特別養護老人ホームの改築等や既存施設におけるショートステイ等からの転換を基本として計画床数100床を設定します。

なお、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の整備計画については、待機者等の状況から目標値を設定しないこととします。

④ 地域密着型サービスの整備

介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるように、日常生活圏域を踏まえ、各サービスにおけるこれまでの整備状況やGIS手法を用いた分析などを勘案した事業所の整備を図ります。

【在宅系サービス】

今後、増加が見込まれる中重度の要介護者の在宅生活を包括的に支えていくため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、「通い」「訪問（看護）」「泊り」を柔軟に組み合わせたサービス提供が可能である看護小規模多機能型居宅介護といった医療系サービスの提供を中心に整備を進めます。

また、整備にあたっては、未整備圏域の解消を図ることを優先するとともに、地域住民との交流ができる場の提案を求めるなど、地域に根ざした質の高いサービスが提供できる事業者を募集して選定します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日常生活圏域 整備状況		片瀬	鵠沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
2020（R2）年度までの設置	事業所数		1				1				1				3
第8期計画 整備予定事業所数		2 事業所													5

看護小規模多機能型居宅介護

日常生活圏域 整備等状況		片瀬	鵠沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
第7期(H30～R2)整備数	事業所数								1				1		2
	利用定員								29				29		58
2020（R2）年度までの設置	事業所数					2			1	1			1		5
	利用定員					58			29	29			29		145
第8期計画 整備予定事業所数		3 事業所													8

【居住系サービス】

認知症高齢者がお互いに支えあい、安心して生活することができるよう、認知症対応型共同生活介護を整備します。

なお、整備にあたっては、これまでの整備や充足状況等を勘案し、将来的にもニーズの高い圏域を優先としたうえで、地域の拠点となり、まちづくりに貢献できる事業者を募集して選定します。

認知症対応型共同生活介護

日常生活圏域 整備状況		片瀬	鵠沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
2020（R2）年度までの設置	事業所数	1	5	2	4	1	2	2	3	2	3	2	2	2	31
	利用定員	18	90	36	72	18	36	36	54	27	54	27	36	27	531
第8期計画 整備予定事業所数・必要利用定員		利用定員 36 人（必要利用定員総数 567 人）													

（２）共生型サービスの取組

高齢者と障がい者（児）が1つの事業所でサービスを受けられるよう、平成30年度から、介護保険と障がい福祉の両方の制度に共生型サービスが位置づけられています。

平成 29 年度までは、すべての障がいのある人が 65 歳になる際、介護保険制度の優先により、障がい福祉から介護保険の事業所へ変更する必要がありましたが、共生型サービスの指定を受けた事業所については、65 歳になっても、継続して利用が可能となるものです。

障がい福祉分野の所管課が、藤沢市障がい者総合支援協議会で実施したライフステージにおける支援課題の検討結果において、介護保険分野と障がい福祉分野の谷間を埋める取組として、障がいの理解促進とともに共生型サービスの推進などが必要であることが確認されました。

今後の地域共生社会の実現に向けても重要となる共生型サービスの取組については、介護保険と障がい福祉分野の所管課とが連携し、事業者に対する詳細な制度周知や意見交換などの実施を図りながら普及促進に努めます。

【通常】※それぞれ指定基準が異なる。（65 歳からは介護保険が優先）

【共生型】　どちらかの指定事業所であれば、もう一方の指定基準を緩和

【参考】サービスの整備状況

第７期計画（令和２年度）までに整備される事業所等については、以下のとおりです。

●介護保険施設一覧

特別養護老人ホーム	**17カ所**	**1,486床**
介護老人保健施設	**7 カ所**	**700 床**
介護医療院	**1 カ所**	**60 床**

●その他サービスの地区別事業所数一覧

日常生活圏域 / サービスの種類			片瀬	鵠沼	辻堂	村岡	藤沢	明治	善行	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
特定施設入居者生活介護		事業所数	1	4		3	2	1	4	1		5		1	1	23
地域密着型特定施設入居者生活介護		事業所数		1					1	1		1			2	6
夜間対応型訪問介護		事業所数						1								1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		事業所数		1				1								2
認知症対応型通所介護		事業所数	1		1									1		3
地域密着型通所介護	7期整備数	事業所数					1									1
		利用定員					10									10
	R2年度末の状況	事業所数	1	8	3	4	9	1	4	2	6	1	2	5	1	47
		利用定員	10	87	30	53	112	7	50	26	81	18	26	60	10	570
小規模多機能型居宅介護	7期整備数	事業所数					1									1
		利用定員					29									29
	R2年度末の状況	事業所数		3	2	2	1	2	2	2	3	1	1	2	1	22
		利用定員		76	54	58	29	54	47	54	65	29	24	54	25	569

（３）　リハビリテーションサービスの提供体制の推進

要介護者がリハビリテーションの必要性に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制の環境整備が求められています。

特に介護保険サービスの対象となる「生活機能」の低下した高齢者に対しては、生活期のリハビリテーションとして、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくこと、また、それによって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要になります。

本市としては、この実現のために、地域におけるニーズの把握や、従事者等が比較的減少している通所リハビリテーションサービス等の事業所が置かれている状況の把握に努め、多機関との連携をはじめとして、従事者の研修支援などによる育成、大学機関やICT等開発メーカーと事業所間における利用者の身体機能維持に向けた実証的な取組を進めるなど、リハビリテーションサービスの提供体制の推進に向けた支援のあり方を検討していきます。

＜地域包括ケア「見える化」システム 2020年（令和2年）時点より＞

利用率		藤沢市	神奈川県	国
訪問リハビリテーション		2.10%	1.30%	1.77%
通所リハビリテーション		4.08%	5.27%	8.96%
要介護者1万人に対する従事者数		藤沢市	神奈川県	国
介護老人保健施設	理学療法士	8.83人	9.63人	12.04人
	作業療法士	4.97人	7.60人	8.31人
	言語聴覚士	1.66人	1.89人	1.72人
通所リハビリテーション	理学療法士	1.66人	3.84人	9.62人
	作業療法士	0.55人	1.42人	3.44人
	言語聴覚士	0人	0.39人	0.53人

※神奈川県の数値を参考目標値とします。

○『生活機能』について
国際生活機能分類（ICF）では、人が生きていくための機能全体を「生活機能」として捉え、
① 体の働きや精神の働きである「心身機能」
② ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」
③ 家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」
の3つの要素から成るものとしている。

【参考】本市の13地区別の比較（ GIS手法を用いた要介護者のデータ分析により）

片　瀬	高齢化率が高く、認定率が本市で最も高い。要介護3以上の者が多いものの、認定者において準寝たきり・寝たきりに該当する者はやや少ない。
鵠　沼	高齢化率は本市の平均程度である。要介護3以上である者がやや多い。認知機能の低下によって行動や意思疎通に介助が必要である者もやや多いが、全体的には本市の平均程度である。
辻　堂	高齢化率は本市の平均よりやや低いが、認定率がやや高い。ただ、要介護3以上の者は少なく、動作に介助が必要な者が少ない。
村　岡	高齢化率が低く、認定率も低い。それに伴い、動作に介助が必要な者も少ない。
藤　沢	高齢化率、認定率とも本市の平均前後である。介助が必要な者も平均程度である。ただし、外出頻度が月1回未満である者の割合が本市で最も高い。
明　治	高齢化率は低いものの、認定率はやや高い。立位や歩行などの動作に介助が必要な者はやや多いが、外出しない者の割合は本市の平均よりも少ない。
善　行	高齢化率が本市の平均よりもやや高く、認定率は本市の平均程度である。要介護3以上の者が少なく、動作に介助が必要な者も少ない。
湘南大庭	高齢化率は本市で最も高いが、認定率は本市で最も低い。認定者のうち準寝たきり・寝たきりに該当する者はやや多いものの、認知機能の低下によって行動や意思疎通に介助が必要である者が少なく、動作に介助が必要な者が少ない。
六　会	高齢化率や認定率は本市の平均程度である。立位や起立、移動などの動作に介助が必要な者はやや多いが、外出しない者の割合が本市の平均よりも少ない。
湘 南 台	高齢化率が低く、認定率が本市の平均よりやや低い。動作に介助が必要な者が少ないが、外出頻度が低い者が多い。
遠　藤	高齢化率が低く、認定率も低い。ただし、要介護3以上の者がやや多く、座位や立位といった動作に介助が必要な者が多い。
長　後	高齢化率はやや高く、認定率はやや低い。要介護3以上の者は多くないが、認知機能の低下によって行動や意思疎通に介助が必要な者が多く、全般的に動作が要介助である者が多い。
御 所 見	高齢化率は高いものの、認定率は平均よりも低い。ただし、認定を受けている者は準寝たきり・寝たきりに該当する者が非常に多く、動作に介助が必要な者も多い。

施策２　介護現場の革新に向けた支援

少子超高齢社会の進展に伴い、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が一層難しくなることが想定される一方、介護ニーズは今後も増加することが予想されます。

こうした社会情勢の中で、介護事業所が、地域における介護サービス提供の基盤として、より質の高いサービス提供をめざすとともに、安心の担い手としての役割を果たし続けることが重要です。

そのために、国では、「介護現場革新会議」を発足し、介護現場の生産性向上を促進し、社会構造の変革に対応できるよう、①人手不足の中でも質の維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築、②ロボット・センサー・ICTの活用、③介護業界のイメージ改善と人材の確保といったテーマを掲げて取組を進め、本市においても、こうした国の動向を注視しつつ、県が行う各種施策と連携を図るとともに、介護事業所と意見交換を図りながら、人材確保等の課題に取り組んでいきます。

（１）介護人材の確保･定着促進とイメージ改善

人手不足が深刻化する中、介護人材の確保については、学生、子育てがひと段落した女性、アクティブシニアや外国人等の多様な人材の参入促進を図ります。

また、学生等が介護職の魅力を認識し、仕事として選択してもらえるよう、イメージの改善や就労につなげる取組を実施していきます。

一方、介護現場に従事している職員に対しては、離職することなく定着が促進されるよう、技術の研鑽及び蓄積が図られるとともに、働きやすい職場の環境づくりに向けた支援に努めます。

【主な事業】

① 介護の入門的研修事業	介護保険課

事業の概要	介護分野への人材の参入を促進するため、介護に関心を持つ介護未経験者を対象に、介護業務に携わるうえでの不安を払拭することを目的とした基本的知識を身につける研修を実施します。
これまでの取組	神奈川県社会福祉協議会が主催となって実施する入門的研修について、本市として周知の協力をしてきましたが、国通知に基づく人材参入の入り口的な研修であることや、保険者機能強化推進交付金における市町村の取組項目に掲げられていることからも、本市も主体となって研修を実施する検討を進めています。
今後の取組	新型コロナウイルスの感染防止対策を講じつつ、地域別に研修を実施するなど、より多くの人に研修を受講していただけるよう、効果的な人材確保に向けた事業展開の検討を進めていきます。

② 外国人介護職員受入支援事業　　介護保険課

事業の概要	外国人の雇用等が円滑に行われることを目的に、介護事業所が外国人留学生等の受入れに要する居住費や生活必需品費の一部を助成しています。
これまでの取　　組	神奈川県が外国人留学生等と介護事業所とのマッチング支援や居住費等の補助事業を令和元年度から開始したことに伴い、市としても事業所への雇用等が促進されるよう、令和2年度に県との協調を図る補助制度を創設しました。
今後の取組	介護事業所の外国人採用にあたっては、外国人留学生や技能実習生に限らず、EPAや特定技能など多様な形態が見られ、現在の補助制度の対象要件などの見直しを視野に入れながら、より実効性のある補助メニューによる支援を行っていきます。

③ 介護職員等研修受講料助成事業　　介護保険課

事業の概要	介護職員初任者研修又は介護支援専門員実務研修の受講修了者が市内の介護事業所などに6カ月以上就労した場合に、補助金を交付しています。
これまでの取　　組	初任者研修の受講修了者を市内の介護事業所等につなぐために、市内の研修実施機関の協力のもと、補助制度の周知を図っています。 そして、この補助制度については、市内のケアマネジャー不足が課題となっていることから、令和2年度より、介護支援専門員実務研修も補助対象とする見直しを行いました。
今後の取組	引き続き、研修実施機関等による更なる制度周知を図るとともに、神奈川県や他市における同様の補助制度の状況を見ながら、より効果的な支援に努めていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
助成件数　（件）	12	11	6	20	20	20

④ 介護のしごと相談会バスツアー　　介護保険課

事業の概要	介護事業所をバスで巡り、事業所内見学と就職相談等を行う事業をハローワークふじさわとの共催により実施します。
これまでの取　　組	介護の仕事に就職を希望する人や興味のある人に対し、介護事業所へつなぐ事業として、かながわ福祉人材センターと連携を図り、合同面談形式による「しごと相談会」を実施してきましたが、より効果的な人材確保策を目的として、バスを利用した直接面談形式による相談会をハローワークふじさわと検討を進めています。
今後の取組	ハローワークふじさわと連携を図りながら、介護事業所の見学などを通して、事業所の仕事、特色及び魅力を知ってもらう『就職相談会』を新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら実施し、人材の確保を図っていきます。

⑤ 介護の職場体験事業	介護保険課
事業の概要	介護の仕事に就職を希望する人や興味のある人、また、どのような介護サービスで働くかを迷っている人に対し、介護事業所の協力のもと、市が窓口となって職場の見学及び仕事体験が受けられる機会を提供します。
これまでの取　　組	かながわ福祉人材センターが実施している介護事業所の見学及び仕事体験事業のスキルを参考として、介護事業所と意見交換等を行いながら、制度化に向けた検討を進めています。
今後の取組	仕事体験等が受けられる場の提供について、幅広く介護事業所に対して協力を依頼します。 そして、学生から高齢者までの多くの人が、見学と仕事体験を通して、仕事の内容や魅力、やりがい、職場内の雰囲気などを知ってもらうことで就職につながる環境整備を図っていきます。

⑥ 介護のしごと出前授業	介護保険課
事業の概要	介護の仕事のやりがいや魅力などを知っていただく機会として、市内の中学生を対象に、介護事業所で働く職員が講師として学校に出向いて授業を行う「出前授業」を実施しています。
これまでの取　　組	かながわ福祉人材センターや他市の事例を参考として、介護事業所と教育機関の調整を行い、令和2年度から事業を開始しています。
今後の取組	世帯の核家族化が進み、特に若い世代の人で高齢者のことや介護のことを知らない人が増えてきており、出前授業を通して、介護の理解促進とイメージアップを図っていきます。

⑦ 介護職員等キャリアアップ研修支援事業	介護保険課
事業の概要	介護職員等のスキルアップを図るため、介護事業所が講師を招いて行う研修や介護職員等を外部の研修へ派遣するなどの研修に係る費用の一部を助成します。
これまでの取　　組	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム及び地域密着型サービス事業所を運営する法人に対し、従事者の資格取得のための受験料や研修受講料等に係る経費の一部を助成していますが、特定の事業所に限られている等の課題があり、制度の見直しを検討しています。
今後の取組	介護職員等に対してスキルアップのための研修を推進し、介護の魅力や、やりがいを通じて、人材の育成及び定着を図っていきます。 これまで、特定の介護事業所に対して助成を行っている研修の支援ですが、介護事業所の対象範囲を拡げて、多くの介護職員等の人材育成と定着につなげていきます。

（２）人手不足に対応したマネジメントの構築

介護業務は、食事介助、入浴介助、排泄ケア、口腔・栄養ケア、機能訓練、見守りから看取り、利用者及び家族とのコミュニケーションや傾聴など多岐にわたります。

人手不足の中で介護サービスの質の維持・向上を図るには、生産性を高めていくことが必要であり、具体的には、介護事業所が、業務の洗い出しと切り分け、「専門職が行うべきこと」か「専門職でない職員が行えること」など役割分担の明確化を行うことが重要となります。

例えば、配膳、ベッドメイキングや清掃といった介護の周辺業務について、元気な高齢者が「介護助手」として担うことで、専門職の介護職員が利用者の直接的なケアに、より専念できる環境をつくることができます。

神奈川県の施策とともに、国の示す「生産性向上に資するガイドライン」も参考として、介護事業所との意見交換等を行う中で、人手不足に対応したマネジメントの構築に向け普及啓発に努めていきます。

（３）介護ロボット･ICTの活用

介護は、人（利用者）と人（介護者）との関係が基本になりますが、ロボットや ICT を用いることで、介護者である職員の身体的・精神的負担の軽減が図られ、介護現場に時間的・心理的余裕が生じ、利用者に対して、ふれあう時間や安心感が増す効果があります。

特に、見守りセンサーについては、夜勤の効率化、情報をつなぐことによるケア記録の省力化、利用者の眠りの質の確保やリスクマネジメントにも効果があり、このような効果的なロボット・ICT が介護事業所に導入されるよう、神奈川県の補助事業の周知等とともに、開発メーカーを含めた情報交換等を実施していきます。

【主な事業】

① 介護現場の生産性向上プロジェクト	介護保険課
事業の概要	藤沢市ロボット未来社会推進プロジェクトの一環として、市内の介護事業所を中心に構成されたプロジェクトであり、介護ロボット・ICTの先進技術の活用等により、介護事業所の生産性向上の実現に向けて活動しています。
これまでの取組	令和元年度から本格的に活動を開始し、介護ロボット・ICTを導入して生産性向上に取り組んでいる先進的な介護事業所への視察や、開発メーカーとの意見交換会等を実施してきました。
今後の取組	国が示す「生産性向上に資するガイドライン」を参考として、先進的に取り組んでいる介護事業所の視察や開発メーカー等との意見交換を重ね、介護現場の業務改善とともに、介護ロボット・ICTに関して現場ニーズとのギャップを解消し、生産性の向上につなげていきます。

施策３　介護保険制度の適正な運営

高齢者が安心して生活できるようにするためには、その生活を支える介護サービスの役割が重要となるため、高齢者ニーズにきめ細かく対応する質の高いサービス提供が求められます。

そのため、事業者に対する助言などの支援が必要となる一方、介護サービス利用者が増えることに伴う介護給付費等の増加が見込まれ、財政とサービスの両面の持続性を高めることが喫緊の課題となっており、給付費等の適正化や事業者への指導などを強化する必要があるため、保険者として、これらの取組を推進し、より適切かつ効果的なサービス提供などが行われる制度運営をめざしていきます。

（１）サービスの質の向上

多様化する利用者ニーズに対応した質の高い介護サービスが提供されるために、事業者自らがサービスの質の向上に資する取組を行うことが重要であり、これらの事業者の取組に対する支援を行っていく必要があります。

支援にあたっては、介護事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努め、相談に対する適切な助言を行うとともに、既存制度における各種施策の更なる充実化を重点的に取り組んでいきます。

【主な事業】

① 地域密着型サービスにおける独自報酬の見直し	介護保険課
事業の概要	独自の報酬加算制度は、地域密着型サービスのうち定期巡回随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所において、市町村が地域の実情などを勘案して独自に要件を設定し、それを満たす場合に、国が設定する介護報酬に加えて独自に設定した報酬を算定することができるものです。
これまでの取組	小規模多機能型居宅介護の事業所を対象に独自の報酬加算を設定し、機能訓練指導員等の配置、介護教室及び地域貢献活動などの取組に対して評価・加算をしています。
今後の取組	小規模多機能型居宅介護に限らず、国が設定を認めている看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回随時対応型訪問介護看護の事業所についても、算定対象とすることを検討します。見直しにあたっては、国の報酬改定や事業者に対する調査結果等を踏まえ、地域密着型サービスとしての役割が発揮され、サービスの質の向上につながる加算を設定します。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
スケジュール	調査		検討・報酬改定	周知等	実施	

② ケアマネジメント支援事業	介護保険課
事業の概要	藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会に業務を委託する中で、長年にわたりケアマネジメント業務に携わってきたケアマネジャー（ケアマネジメントリーダー）が、介護報酬改定や困難ケース等の課題に対応する研修や相談、業務ハンドブックの作成などを実施し、市内で働くケアマネジャーのスキルアップを図っています。
これまでの取　　組	市内で働くケアマネジャーに対し、様々なケアプランにおける事例検討や医療機関における地域連携部門との対話など、個々のスキルアップと業務の円滑な遂行に資するための研修を中心に支援を行っています。
今後の取組	市内で働くケアマネジャーに対して、ケアマネジメントの基本知識から事例検討、医療連携及び報酬改定の対応など、スキルアップを中心とした効果的な研修支援を引き続き行います。 また、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策、災害対応やAIによるケアプラン作成等のICT化の課題についても、研修等による支援を図っていきます。

③ 介護サービス相談員派遣事業	介護保険課
事業の概要	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及びグループホーム等の介護事業所に対して、事業者と利用者の橋渡し役である介護サービス相談員を派遣し、利用者の声を受け止め、その要望等を事業者に伝えるなどの活動により、サービスの質の向上を図っています。
これまでの取　　組	特別養護老人ホームなど約50の介護事業所に対して相談員を派遣するとともに、介護サービス相談員が主催する研修及び報告定例会を行っています。
今後の取組	介護サービス相談員については、認知症対策をはじめ利用者及び家族の権利擁護の促進など、地域包括ケアシステムに関わる一員として様々な役割が求められているため、更なる研修の充実を図るとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を含めた派遣先の拡充を検討します。

④ 運営推進会議の支援	介護保険課
事業の概要	運営推進会議は、地域密着型サービスの事業所が、利用者、その家族、地域住民の代表者、市職員又はいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）職員等に対して、サービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれた事業所にすることなどを目的として定期的に会議を行っているものです。 サービスの質の向上につながる有意義な会議となるよう、本市として、「運営推進会議開催の手引き」を作成するとともに、市職員が会議に参加をして助言等支援に努めています。
これまでの取　　組	運営推進会議が、地域住民の代表者等からの活発な意見等により、有意義なものとなるよう、「運営推進会議開催の手引き」の活用を図りながら、市職員が会議の中で情報提供や助言等を行うなど支援に努めています。
今後の取組	地域密着型サービス事業所が、自治会等との連携による地域とのつながりが深められ、地域の拠点としての役割が発揮されるよう、地域との関わりや、質の高いサービス提供を目的とした「かながわ介護サービス等向上宣言」の取組などを中心に助言等を行っていきます。

（２）介護給付費等の適正化の推進

介護給付費等の適正化は、不適切な給付を削減することや利用者に対する適切な介護サービスを確保すること、それらを通じて介護費用の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度を構築することにあります。

これらの目的を達成するため、適正化事業の主要5事業を行います。

【主な事業】

① ケアプラン点検	介護保険課
事業の概要	ケアマネジャーが介護保険サービス利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを提供するために作成するケアプランに対して、内容点検を定期的に実施しています。
これまでの取組	ケアプラン点検を専門業者に委託し、ヒアリングを中心とした点検を実施しています。また、ヒアリング後には、改善効果の確認や研修等を行っています。 さらに、これまでのケアプラン点検結果を踏まえ、ケアマネジャーに対して、技術向上のための「居宅ケアプランの基本的な考え方と書き方」を配布しています。
今後の取組	計画期間内において、ケアマネジャーが所属する市内すべての事業所に対して点検を行っていきます。 また、点検結果に伴う課題点については、研修等により事例等を公表するなど、引き続き、ケアマネジャーが質的向上に向けて気づきが得られる働きかけを行うなど、自立支援に資する適切なケアマネジメントの提供につなげていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
点検件数　(件数)	54	54	31	80	80	80

② 介護給付費通知	介護保険課
事業の概要	介護保険サービスの利用者に対して、サービス費用の給付状況などについて通知をしています。
これまでの取組	介護保険サービスの利用者に対し、利用してきたサービス実績とその費用額の内訳を年2回通知しており、過去のサービス利用履歴を可視化することにより、より適切なサービス利用につなげています。
今後の取組	引き続き、介護保険サービスの利用者に対して、わかりやすい通知内容となるよう工夫を図りながら、年2回の通知をベースに、サービスの適正化に向けて取組を進めていきます。

③ 要介護認定の適正化　介護保険課

事業の概要	要介護認定に係る認定調査票の内容を確認するとともに、認定調査員への研修などを行っています。
これまでの取組	全国一律の基準に基づき、的確に認定調査が行われているか、すべての認定調査票を確認し、必要に応じて調査員に電話等で聞き取りをしています。 また、新任調査員の研修を実施し、認定調査の基本を伝えるとともに、調査を委託している事業所に対しては実地指導を行っています。
今後の取組	要介護認定が、公正かつ的確に行われるように、引き続き、全ての認定調査票の内容確認を行っていきます。調査員に対してフォローアップ研修などの実施、委託事業者に対しては、実地指導や個別指導を行い、質的向上に努めていきます。 また、認定審査会委員と情報共有等を図ることにより、審査判定の平準化を図るとともに、認定審査会の開催数増の検討や、一定期間を経過しても主治医意見書の返送のない医療機関への連絡を強化し、申請から審査判定までの処理の迅速化に努めます。

④ 縦覧点検・医療情報との突合　介護保険課

事業の概要	介護報酬の支払確認や医療情報との突合チェックなどにより、介護報酬の請求が適切に行われるよう点検を行っています。
これまでの取組	神奈川県国民健康保険団体連合会に委託する中で、介護保険サービス利用者の医療保険の報酬内容との突合や複数月の算定回数及び複数の事業所利用の整合性などを確認し、請求誤りと判断されたものについては、事業所などに通知をして適正な処理を進めています。
今後の取組	委託先である神奈川県国民健康保険団体連合会とともに、縦覧点検については、10種類の帳票を点検し、医療情報との突合については、神奈川県国民健康保険団体連合会が行う突合処理のほか、提供されるデータを活用して更なる確認を行っていきます。

⑤ 住宅改修等の点検　介護保険課

事業の概要	介護保険サービス利用者の心身状況に合った住宅改修や福祉用具貸与が行われることを目的に、利用者からの申請内容に応じて、リハビリテーション専門職が現地等の点検・確認を行っています。
これまでの取組	令和2年度から、ケアマネジャー及び住宅改修事業者の協力のもと、リハビリテーション専門職の視点による現地確認を中心とした点検を行っています。
今後の取組	住宅改修等の点検を行うことにより、給付費の適正化が図られるとともに、利用者の要介護度の維持・改善につながるため、専門職の視点による点検の充実化を図っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
点検件数　（件数）	―	―	0	48	48	48

（３）低所得者の支援

高齢化の進展などに伴う介護保険サービス利用者の増加が続く中で、第1号被保険者の保険料改定にあたっては、保険料率の設定に配慮するとともに、市独自の低所得者対策として生活困窮者に対する保険料の減額を実施しています。

さらに、サービス利用者の費用負担については、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度」や「居宅サービス等自己負担額助成」などを実施しています。

【主な事業】

① 居宅サービス等自己負担額助成　　介護保険課

事業の概要	介護保険サービスの利用に係る経済的な負担を軽減することを目的に、生活困窮している者に対して、利用者負担額の一部を助成しています。
これまでの取組	本制度の生活困窮者の要件を満たして認定を受けた者に対して、1月につき5,000円を上限として、利用者負担額の2分の1にあたる額を助成しており、制度が広く利用者に伝わるよう、ケアマネジャーや広報ふじさわ等による周知を図っています。
今後の取組	サービス利用に係る経済的負担が、本来必要とされるサービス利用の妨げとならないよう、生活困窮者に対して引き続き助成制度を実施するとともに、本制度の一層の周知に努めていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
延べ助成件数　（件数）	159	171	88	190	195	200

② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度　　介護保険課

事業の概要	本市に利用者負担額軽減の申し出を行った社会福祉法人が、一定の要件を満たす生活困窮者などに対してサービス利用の負担額を軽減した場合、本市が軽減額に応じて補助金を交付しています。
これまでの取組	本制度における補助金については、国が示す基準による算定が全国的に行われているところですが、本市においては、軽減制度を促進するために、国の基準を上回る独自の基準により補助金を交付しています。
今後の取組	本市独自の基準による補助制度については、他市の状況等を踏まえ、国基準への見直しを行うとともに、引き続き、生活困窮者に対する軽減の実施が促進されるよう、法人に対して周知等による理解を求め、生活困窮者に対する経済的支援を進めていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
軽減実施の法人数　（法人）	13	12	13	14	15	16

③ 保険料の減免制度	介護保険課
事業の概要	様々な事情により、第1号被保険者の介護保険料の全部又は一部を納付することが困難な者に対して、一定の基準のもとで保険料の減免を行っています。
これまでの取　　組	収入が低く生活が厳しく納付が困難な者や、生計を主として維持する者が災害等（新型コロナウイルス感染症、震災、風水害、火災その他これに類する災害）により、財産に損害を受けたり、収入が著しく減少（長期入院や失業など）した時に、本市で定める要件に該当する場合は申請により保険料を減免しています。
今後の取組	災害等を受けた者、収入が著しく減少した者や生活に困窮している者などに配慮を図る必要があるため、引き続き、減免制度を継続して実施していきます。

（４）介護事業者に対する指導･監査の強化

介護保険法に基づき、本市が指定している地域密着型サービス、介護予防支援、及び居宅介護支援の事業者に対して、より良いケアの実現と保険給付費の適正化を目的に、育成と支援を踏まえた指導を定期的に行います。その手法としては、事業者を一定の場所に集めて講習などを行う「集団指導」と事業所を訪問して書類確認や聞き取りなどを行う「実地指導」を実施します。

なお、実地指導等により事業者において、重大かつ明白な基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合は監査を実施します。

【標準化・効率化指針による実施】

実地指導の実施頻度については、指定有効期間（6 年）内に 1 回の頻度で行っていますが、より多くの事業所に対して実地指導を行うことが介護保険制度におけるサービスの質の確保、利用者保護等に資することが国から示されています。

そのため、国が定める標準・効率化の指針に基づき、所要時間をできる限り短縮するなど、事業者の負担軽減を図るとともに、事務受託法人への実地指導の一部委託も視野に入れ、指定有効期間内に 2 回（3 年に 1 回程度）の頻度による実施を検討していきます。

【文書削減等の取組】

介護分野における人手不足が深刻化する中で、ケアの質を確保するために、介護現場の業務効率化は急務であり、その一つとして文書に係る負担軽減が求められています。

また、限られた人員の中で、本市が指定権者及び保険者としての役割を適切に果たすためには、事業者あるいは本市職員の負担軽減も必要であり、実地指導を行う際には、次のとおり文書削減等の取組の推進を図ります。

- 事業者に対して、事前又は当日の提出を求める資料の部数は1部とし、内容の重複を防ぐため、市が既に保有している文書（新規指定・指定更新・変更時に提出されている書類等）については、再提出を求めない。

- 実地指導において確認する書類は、原則として、実地指導の前年度から直近の実績に係るものとする。
- ICTを活用して関係書類を管理している事業者に対しては、できる限り、PC画面を活用して書類内容の確認を行う。

【介護離職防止に向けた取組】

介護職員が仕事と介護の両立に悩んで離職してしまうことを防ぐために、集団指導時において、労働基準監督署が介護休暇制度や相談支援体制等の説明を事業者に行っており、今後についても、労働基準監督署と連携を図りながら、介護現場の充実に向けて、事業者に対する普及啓発等の支援を行っていきます。

基本目標６　安心して住み続けられる環境の整備

施策	施策の展開	主な事業	
1　住まいなどの生活環境の整備	(1) 多様な住まい方の確保・支援 150ページ	① 養護老人ホーム	151ページ
		② 高齢者向け市営住宅	151ページ
		③ 高齢者の住まい探し支援	152ページ
	(2) 人にやさしいまちづくりの推進 152ページ	① 公共施設・民間施設のバリアフリー化	153ページ
		② 都市公園のバリアフリー化	153ページ
		③ 歩行空間ネットワーク整備事業	154ページ
		④ 道路バリアフリー化の推進	154ページ
		⑤ 公共交通機関のバリアフリー化	155ページ
		⑥ 移動交通手段の確保	155ページ
		⑦ 湘南すまいるバス	156ページ
2　安全・安心なまちづくりの推進	(1) 防災・防犯などに対する取組の促進 156ページ	① 高齢者の交通安全教室など	157ページ
		② ひとり暮らし高齢者などへの防火指導	157ページ
3　地域と連携した見守り活動の推進	(1) 多様な主体が連携した見守り体制の強化 158ページ	① 高齢者見守りネットワーク	158ページ
		② 友愛チーム	159ページ
		③ 藤沢地区保護司会との連携	159ページ

施策１　住まいなどの生活環境の整備

高齢者が安心して住み続けられる生活環境を築くためには、たとえ認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、生活の基盤となる住まいを中心とした支援体制づくりが重要です。

超高齢社会による高齢者の住まい方が多様化する中、高齢者のニーズや状況に応じた多様な住まいの確保を推進するとともに、公共施設等の再整備において、ユニバーサルデザインによる人にやさしいまちづくりを推進します。

（１）多様な住まい方の確保･支援

超高齢社会の進展に伴い、ひとり暮らしや低所得者層等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の問題、身体の状態などに適した住宅の不足や、貸す側の事情による高齢者や障がい者等の入居の制限など、様々な課題が顕在化しています。

今後、このような課題を抱える高齢者も増加することから、様々な状況に応じた住まいを確保することができる仕組みづくりが必要です。

国においては、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に入居しやすくなるよう住宅セーフティネットの機能強化を図る「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が可決され、改正住宅セーフティネット法が2017年（平成29年）10月25日に施行されました。

具体的には、耐震性能や※1居住面積等の一定の基準を満たす空き家等を活用した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（※2住宅の確保に特に配慮を要する者の入居を拒まない賃貸住宅）の登録制度などが創設されました。

このような国の動向を注視しながら、今後の空き家の利活用などを含め、高齢者の状況に応じて、個人の尊厳が確保された生活を支援できるよう、住宅関連計画等との調和を図りながら、多様な住まい方の確保・支援に向け、取組を進めていきます。

※1　一般住宅の場合は原則 25 ㎡以上、共同居住型住宅の場合は 9 ㎡以上

※2　低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭等

【主な事業】

①　養護老人ホーム　　高齢者支援課

事業の概要	老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所措置を行っています。
これまでの取　　組	多様な居住形態、サービスが生まれ、生活の場の選択肢が増える中で、居宅において養護を受けることが困難な人のセーフティーネットとして、養護老人ホームへの入所措置を進めてきました。
今後の取組	入所措置の適切性の観点からPDCAサイクルを構築することで、入所者数の適正化を図ります。今後はますます民間の高齢者施設が多様化していく中で、養護老人ホームの社会的な位置づけや役割も変化していくため、今後の施設の在り方などについて、関係機関と検討します。また施設の老朽化等にも配慮し、施設整備についても協議を行います。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
市内施設						
事業所数　（施設）	1	1	1	1	1	1
利用定員　（床）	100	100	100	95	95	95
平均入所者数　（人）	139	128	127			

②　高齢者向け市営住宅　　住宅政策課

事業の概要	高齢者や障がいのある人向けの市営住宅として、バリアフリー仕様などの住宅を整備するとともに、民間活力を利用し、バリアフリー仕様の住宅を借り上げ、借上型市営住宅として運営し、高齢者の住まいの安全・安心なセーフティネットとしての役割を果たしています。
これまでの取　　組	2020年度（令和2年度）6月末時点の状況は、4月に随時募集を実施。高齢者に限定しない住宅について12戸の募集を行い、1戸の申込がありました。残り11戸については、7月定期募集で再度募集を行いました。 市営住宅の空きがある一方で、より条件のよい住宅を選ぶ傾向が続き、一部の借上型住宅に申込みが集中するなどの傾向が課題となっています。
今後の取組	引き続き、高齢者向け住宅を確保するため、借上型住宅については、10年間の再借り上げに向けた協議を行う予定です。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
高齢者向け市営住宅						
直接建設型　（戸）	353	353	353	353	353	353
(内)シルバーハウジング　（戸）	内数(37)	内数(37)	内数(37)	内数(37)	内数(37)	内数(37)
借上型　（戸）	138	138	138	138	138	138

③　高齢者の住まい探し支援	住宅政策課

事業の概要	「公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会」が不動産団体等と連携して、高齢者住まい探し相談会を開催し、民間賃貸住宅への入居に困窮している高齢者に対して、サービス付き高齢者向け住宅等の情報を提供し、住まい探しを支援しています。
これまでの取　　組	2020年度（令和2年度）6月末時点の状況は、6～11月の第1木曜日に実施を予定していた住まい探し相談会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、6月の実施は延期しました。7月以降は状況を見ながら実施する予定です。 高齢者が安心して住まい探しができるよう、不動産業者側の理解と協力体制の推進が課題となっています。
今後の取組	引き続き、高齢者住まい探し相談会の開催、住まい探しサポート事業を行い、高齢者等の円滑な入居支援を行っていきます。 また、藤沢市居住支援協議会を設立し、行政、不動産関係団体、居住支援団体等との連携を図ります。

	実　　績			計　画　期　間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
相談会開催回数（回）	6	6	3	6	6	6

（２）人にやさしいまちづくりの推進

高齢者にとって安心して住み続けられる生活環境を築くためには、バリアフリーなどの環境を整備するほか、公共交通の充実や、住宅、商業、行政サービス、医療、福祉等の機能の立地によって、利便性の高い環境をつくる必要があります。

近年、高齢ドライバーの運転による重大な事故が多発している状況で運転免許証を自主返納した高齢者や交通不便地域における移動支援は大きな課題です。

こうした状況から、フォーマル（公的）・インフォーマル（民間）との連携による移動支援について検討していきます。

今後も人が集まる場所や機会を創出し、多くの人が交流できる、やさしいまちづくりを推進していきます。

【主な事業】

① 公共施設・民間施設のバリアフリー化	建築指導課
事業の概要	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進するため、条例の適合率・遵守率の向上に向け、事前協議・指導・助言を行っています。
これまでの取組	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の適合率・遵守率の向上に向け、事前協議・指導・助言を行っていますが、車いす使用者及び視覚障がい者等に配慮した高い設計基準の多数の項目（敷地内通路、車いす使用者用便房等）を全て満たす計画にする必要があり、設計に反映させることが難しいことなどから、適合件数が伸び悩んでいます。 ＜平成30年度～令和2年度の適合例＞ ・藤沢市民病院再整備計画 ・六会中学校屋内運動場
今後の取組	少子高齢化の進行やバリアフリー法の制定など社会状況の変化に対応するために神奈川県が制定した「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、内容に適合した建築物を増やすため、引き続き、事前協議・指導・助言を行っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
事前協議件数　（件）	88	61	35	―	―	―
適合件数　（件）	13	3	1	―	―	―
事前協議件数に対する適合件数の割合（%）	14.8	4.9	2.9	10.0	10.0	10.0

② 都市公園のバリアフリー化	公園課
事業の概要	公園利用者の利便性と安全性の確保と、みどり豊かな都市環境の向上を図り、市民の憩いと潤いの空間を提供するため、誰もが利用しやすい施設整備を進めています。
これまでの取組	本市の都市公園の多くは、バリアフリー法の施行以前に開設していることから、改修対応となる施設が多数ある状況です。 そのような中、主に地域要望を基に、水飲みや園路等のバリアフリー化を実施してきましたが、改修対象となる施設の全てが完了している状況ではありません。
今後の取組	今後も国土交通省の「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」に基づいた施設の整備及び改修を実施する中、高齢者、障がい者等の関連施設の立地状況や公園周辺道路のバリアフリー化状況、地域からの要望などに基づき、都市公園のバリアフリー化を進めていきます。

③ 歩行空間ネットワーク整備事業　道路整備課

事業の概要	誰もが安心して通行できる歩行空間を確保することを目的に、歩道のバリアフリー化を実施しています。
これまでの取組	地域要望や通学路等の安全対策が必要な路線の整備を順次進めていますが、歩道の新設や拡幅には、事業用地の取得などで多額の事業費や期間が掛かるため、国庫補助金等の財源確保や用地交渉などが課題となっています。
今後の取組	地域の特性や要望などを踏まえた道路計画とするため、地域住民と協働し検討を進めながら、歩道の拡幅や段差解消などのバリアフリー化に取り組んでいきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
道路改良の工事延長（m）	773	273	270	583	394	342
事業用地の買収面積（m^2）	221	200	0	1,352	453	251
事業対象路線数（路線）	5	6	1	6	4	3

④ 道路バリアフリー化の推進　道路整備課

事業の概要	誰もが安心して通行できる歩行空間を確保することを目的に、重点整備地区内の道路への点字ブロックの設置や段差の解消などを実施しています。
これまでの取組	六会日大前駅周辺地区については、2018年度（平成30年度）で市の事業は完了しています。 善行駅周辺地区については、2018年度（平成30年度）から事業着手し、東西駅前広場の整備は完了していますが、計画的に事業を進めていくためには、国庫補助金等の財源確保、地域や沿道住民の理解と協力を得る必要があります。
今後の取組	善行駅周辺地区の2026年度（令和8年度）の事業完成に向け、地域住民と協働し検討を進めながら、道路のバリアフリー化を推進していきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
六会日大前駅周辺（m）	496	0	0	―	―	―
善行駅周辺（m）	277	100	270	270	190	190

⑤　公共交通機関のバリアフリー化	都市計画課
事業の概要	誰もが安心して公共交通機関を利用できるよう、駅施設や乗物等の公共交通機関のバリアフリー化を図ります。
これまでの取　　組	ノンステップバスの導入率は、平成25年度末まで20%程度でしたが、平成26年度から導入促進補助を開始し、令和元年度末には62%となりました。また、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入率は、平成30年度末まで2%でしたが、令和元年度から補助を開始しています（令和元年度末4%）。 また、H29年度には、湘南モノレール湘南江の島駅へのエレベーター設置に補助金を交付し、市内駅の段差解消は湘南モノレール目白山下駅を残すのみとなりました。
今後の取組	「藤沢市交通マスタープラン」に基づき、関係機関等と連携を図りながら、ユニバーサルデザインによる交通環境の整備・充実を進めます。

⑥　移動交通手段の確保	都市計画課
事業の概要	「藤沢市交通マスタープラン」に基づき、市民、交通事業者、行政等が連携を図りながら、交通施策を展開しています。
これまでの取　　組	公共交通サービスが利用しにくい地域において、日常生活を支える公共交通を確保するために、2016年（平成28年）から善行地区に、2018年（平成30年）から六会地区において、地域組織が主体となって運行する乗合タクシーの運行を開始しました。 持続可能な運行を行うためには、地域に根付いた主体的な取組が重要となっています。
今後の取組	「藤沢市交通マスタープラン」に基づき、交通事業者をはじめ、関係機関と連携・協力しながら、公共交通機能の充実と地域に根ざした交通の確保に努めるとともに、市民が移動しやすく、超高齢化社会に対応した総合交通体系の実現を図っていきます。引き続き、地域の身近な交通として、地域公共交通の導入の実現に向けた取組を進めます。

⑦ 湘南すまいるバス	高齢者支援課

事業の概要	高齢者の外出支援と介護予防を推進するため、いきいきシニアセンター（老人福祉センター）3館それぞれから、交通の不便な地域を中心に無料巡回バスを、2010年（平成22年）11月から運行しています。
これまでの取　　組	高齢者の外出支援といきいきシニアセンター（老人福祉センター）利用促進などを目的として実施しています。これまでに、利便性の向上に向け、運行ルートの拡充や乗降場所の統廃合などを実施してきました。
今後の取組	高齢者のニーズや利用状況などを踏まえ、引き続き、利用しやすいバスの運行ルートや停車場所等について検討し、高齢者の外出支援と介護予防を推進していきます。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
1日運行本数　（本）	20	20	20
延べ乗車人数　（人）	90,621	80,595	519
1日あたり平均乗車人数　（人）	298	284	20

施策２　安全・安心なまちづくりの推進

近年、全国で災害が多く発生しており、高齢者を含めた死者・行方不明者等多くの犠牲者が出ている状況であり、防災や避難行動要支援者に関する取組、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となっています。

高齢者の地域での孤立を防ぎ、安心して暮らせるよう、地域の実情に精通する民生委員・児童委員や地域住民等と協力・連携を図りながら、地域全体で高齢者を相互に支援していく体制の構築を推進し、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

（１）防災･防犯などに対する取組の促進

今後ますます増加が想定される高齢者を災害や詐欺事件などの犯罪から守るため、地域で孤立させないコミュニケーションの促進と高齢者に対する意識啓発などが重要となっています。

高齢者が安全に安心して暮らせるよう、地域と連携を図りながら、災害時における避難行動要支援者への支援や、交通安全、防災・防犯対策などに取り組んでいきます。

【主な事業】

① 高齢者の交通安全教室など	防犯交通安全課

事業の概要	高齢者交通安全教室を各市民センター・公民館で開催するとともに、シルバードライバーを対象としたシルバー四輪ドライバースクールを開催しています。
これまでの取組	全交通事故件数に占める、高齢者がかかわる交通事故は依然として割合が高い状況にあります。運転時・歩行時など交通手段による注意点などを引き続き啓発して、危険性について理解してもらう必要があります。
今後の取組	高齢者の交通事故を防ぐため、また自動車を運転する高齢者に安全な運転について理解を深めてもらうため、高齢運転者を対象としたシルバー四輪ドライバースクールや、各地域単位で実施する交通安全教室も引き続き開催していきます。

② ひとり暮らし高齢者などへの防火指導	予防課

事業の概要	住宅防火対策の一環として、ひとり暮らし高齢者等を対象に、住宅防火診断や住宅用火災報知器の設置推進などの啓発活動を実施しています。また、地区防災訓練などを通じて住宅防火の啓発も実施しています。
これまでの取組	現況としては、平成30年度から住宅防火診断の案内チラシを回覧板等で周知し、高齢者や避難行動要支援者等からの要望により、消防職員が自宅に訪問し、住宅火災における予防策や避難のアドバイスをしています。（H30：23件、R1：37件実施） 実際にお宅へ訪問することで、その住宅特有の予防策や避難における問題点に対しアドバイスができるため、非常に好評を頂き、市民の安心に寄与できていると実感しています。
今後の取組	今後も住宅用火災警報器の設置率向上や、市内における住宅火災件数の減少、被害の減少を目的に、希望制による訪問形式の住宅防火診断を継続します。 また、さらに希望者を増加させるための有効な広報方法や媒体についても検討をしていきます。

施策３　地域と連携した見守り活動の推進

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活していくことを基本とし、地域での見守りや支援が重要となっています。

近年、地域コミュニティの希薄化により、高齢者の孤立死・孤独死が社会問題となっている一方で、支援が必要と考えられる状態であっても、本人に自覚が無い場合や、支援を拒否する場合もあり、高齢者を巻き込む犯罪や消費者被害、虐待などの問題も顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、高齢者が安心して生活するためには、日常生活や様々な活動を通した関係づくりが必要であるとともに、地域全体でつながり・見守るネットワークづくりを推進していきます。

（１）多様な主体が連携した見守り体制の強化

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していく中において、高齢者の孤立、さらには孤立死・孤独死の防止に向け、近所や地域で活動する団体、事業者等と連携して、多くの見守りの目を増やし、高齢者の見守り体制を強化していきます。

【主な事業】

① 高齢者見守りネットワーク	高齢者支援課
事業の概要	高齢者の孤立や孤立死・孤独死の防止に向け、在宅福祉サービスでの見守りをはじめ、個人宅を訪問する民間事業者と協定を締結し、地域の見守り活動を推進しています。 また、各地域の協議体等において、地域全体で高齢者を見守る仕組みを含めた支援体制の具体的な取組を進めています。
これまでの取組	広域的に事業展開するLPガス協会や新聞販売組合、信用金庫、農業協同組合等は、神奈川県と連携して見守り協定を締結し、地域の見守り活動を進めています。 市内では、13地区の協議体等において見守りに向けた取組を進めるとともに、新たに藤沢市商店会連合会、藤沢商工会議所、県理容生活衛生同業組合藤沢支部、県美容業生活衛生同業組合藤沢支部、日本郵便株式会社市内郵便局と協定を締結し、高齢者の見守りネットワーク体制の拡充を図りました。
今後の取組	今後も、様々な関係団体や関係機関と連携を図り、市全体であらゆる手法を活用した高齢者見守りネットワークの強化に努めていきます。

② 友愛チーム　　高齢者支援課

事業の概要	地域で高齢者が孤立しないよう、在宅ねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者の家庭、高齢者福祉施設等を訪問し、話し相手になるなどの活動を行う友愛チームの活動を支援しています。
これまでの取組	ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）が中心となって編成されており、活動を通じて、地域での見守りを行っています。 会員の高齢化に伴い、チーム数やチーム員数が減っていますが、対象者数は増加しています。
今後の取組	今後も、友愛チームの活動を支援し、地域における支えあいや、見守り活動を促進します。また、新型コロナウイルス感染症における新しい生活様式を見据えた活動について、藤沢市老人クラブ連合会と協議して行っていきます。

	実績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
チーム数　(チーム)	103	100	100
チーム員数　（人）	704	686	686
対象者数　（人）	411	507	507
施設数　（個）	33	42	42
在宅訪問回数　（回）	6,285	6,000	—
施設訪問回数　（回）	567	622	—
サロン訪問回数　（回）	431	452	—

③ 藤沢地区保護司会との連携　　福祉総務課

事業の概要	犯罪をした者の改善更生を助けるとともに、青少年の非行防止と健全育成を推進する藤沢地区保護司会と連携し、再犯防止の取組や社会を明るくする運動を推進します。
これまでの取組	保護司が更生を支援する保護観察対象者については、薬物・アルコール依存、精神疾患、高齢、障がい等、医療的・福祉的ケアを要するケースが増加しており、支援にあたっての課題は複雑化・多様化しています。 令和2年1月に開設した地域福祉プラザ内に、更生保護サポートセンターを湘南台の民間ビルから移転し、同年4月には、その運営主体である藤沢地区保護司会の事務局を藤沢市みらい創造財団から藤沢市社会福祉協議会へ移管したことにより、地域福祉のネットワークと保護司の更生保護活動との連携した取組を強化・推進しています。 新型コロナウイルス感染症拡大防止を視野に入れた新しい生活様式に鑑みた中で、住居・就労等を中心にした、関係機関等との連携による課題解決の仕組みづくりの充実が必要となっています。
今後の取組	更生保護の活動についての周知啓発、更生保護ボランティアや協力者を増やすための取組、保護観察対象者が仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービス等の支援を受けやすくするネットワークづくり等に向けて、藤沢地区保護司会が地域福祉プラザの機能を活用する中で、その活動を充実させるための取組を支援します。

基本目標７　地域生活課題に対応する相談支援の充実

施策	施策の展開	主な事業	
地域の相談支援体制の充実	(1) 相談支援体制の機能強化 161ページ	① 福祉総合相談支援センター（総合相談）	163ページ
		② いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）	163ページ
		③ 基幹型地域包括支援センター	164ページ
		④ コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	164ページ
		⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」	165ページ
		⑥ 地区福祉窓口	165ページ
		⑦ 民生委員・児童委員	166ページ
		⑧ ふじさわ安心ダイヤル24	166ページ
		⑨ 消費生活相談	167ページ
	(2) 権利擁護の推進 167ページ	① 高齢者虐待の防止	168ページ
		② ふじさわあんしんセンターへの支援・連携	169ページ
		③ 成年後見制度利用支援事業	169ページ
		④ 日常生活自立支援事業への助成	170ページ
		⑤ 市民後見人の育成・支援	170ページ

施策　地域の相談支援体制の充実

高齢化が進展し、世帯構成の変化やライフスタイルの多様化が進むなかで、高齢者やその家族が抱える日常生活の課題も多様化・複雑化しています。

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをつくるためには、高齢者やその家族が抱える生活上の不安を丸ごと受け止め、必要な支援につなげることが必要です。身近な相談窓口から、多機関の連携・協働により包括的な支援へとつながる相談支援体制を充実するとともに、地域のつながりの中で、見守り体制づくりを促進します。

（１）相談支援体制の機能強化

高齢者に必要な支援を包括的に提供するため、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や民生委員・児童委員のほか、居宅介護支援事業所、医療機関、各事業を行う団体など、関係機関とのネットワークを構築してきました。そのネットワークを通じて、高齢者の実態把握や様々なサービスの情報提供、継続的な相談・支援につながっています。

こうしたなかで、高齢の親と無職の子どもが同居するいわゆる「8050」世帯、育児と介護に同時に直面する＜ダブルケア＞世帯、障がいのある子の親が高齢化し要介護状態にある世帯など、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは解決が難しいケースに対し適切に対応するため、高齢・障がい・子ども・困窮などの各制度と一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用を視野に入れながら、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を進めていきます。そして、高齢者やその家族からの多様で複合的な相談を受け止め、支援に向けた様々な分野の関係機関・施策との連携体制の充実と強化を図ります。

＜高齢者を取り巻く各分野の相談ネットワーク（イメージ）＞

2020 年度（令和 2 年度）現在

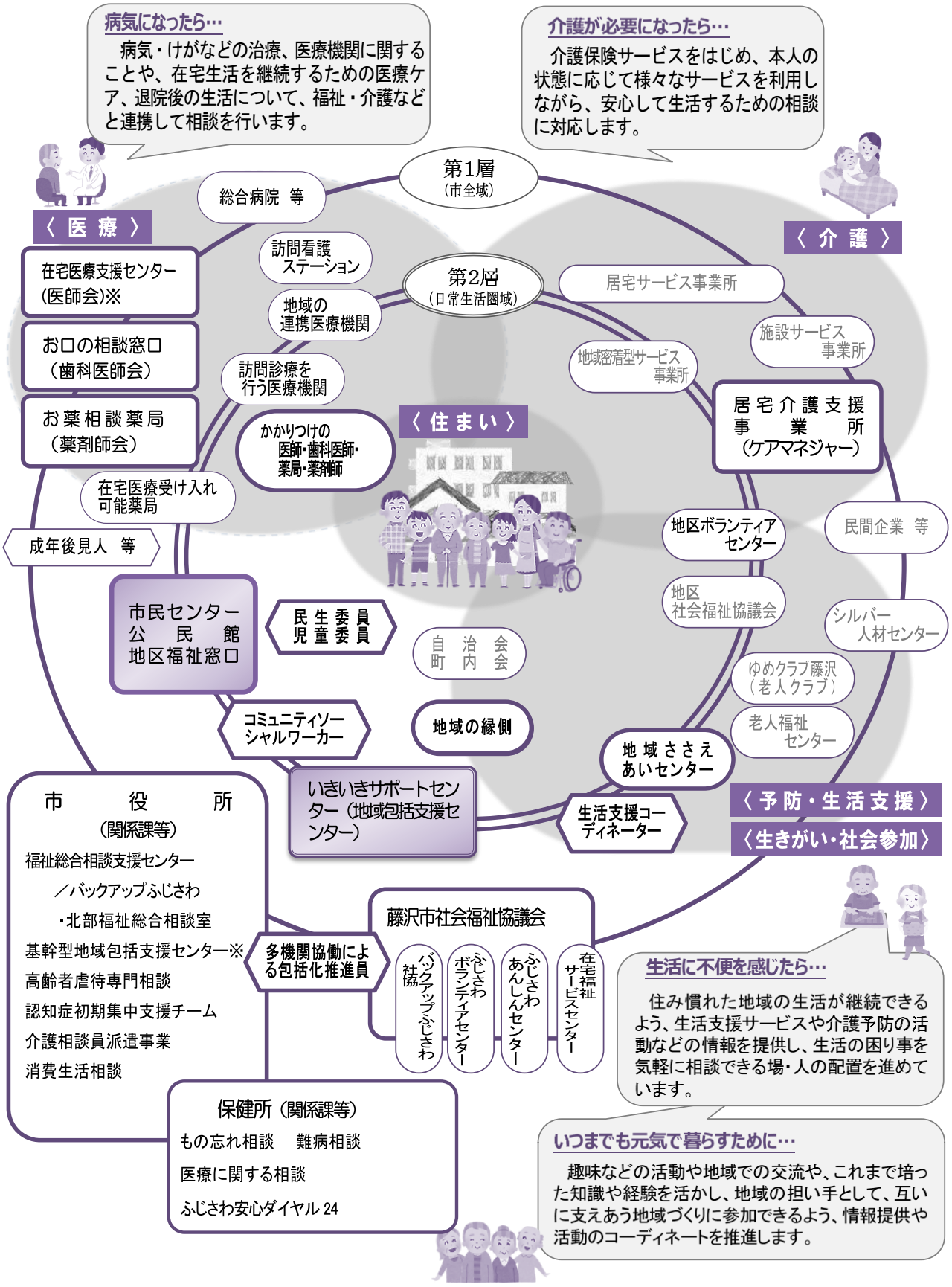

【主な事業】

① 福祉総合相談支援センター（総合相談）	地域共生社会推進室

事業の概要	福祉・保健の総合的な相談体制の中核として、福祉サービスなどに関する相談・情報提供や、複合的な課題がある、世帯の中に課題を抱える人が複数存在する、福祉以外の分野にまたがる課題がある、などの相談に対応しています。
これまでの取　　組	職員の資質向上及び相談機能の充実・市民センター及び公民館地区福祉窓口を含めた地域の相談体制の構築を図ってきました。また、世代・分野を問わず相談支援を行ってきました。
今後の取組	研修の実施及び外部研修への参加により、人材育成を図ります。 担当者会議を中心に各担当課との連携を深めます。 生活困窮者自立支援事業との役割及び機能を再確認し、地域における相談支援体制の在り方を検討します。

	実　　績			計　画　期　間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
相談件数　（件）	2,923	2,307	3,152	2,300	2,300	2,300

② いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）	高齢者支援課

事業の概要	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）は、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう、様々な方面から高齢者を支える機関です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職を配置し、高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう支援体制の構築を行います。
これまでの取　　組	いきいきサポートセンターは、平成30年度に善行・湘南大庭地区にサテライト型センター（分室）を開設しました。また、藤沢市公共施設再整備プランに基づき、2019年（平成31年）4月に藤沢西部いきいきサポートセンターを、2020年（令和2年）1月に善行いきいきサポートセンターを公共施設内に移転し、地区福祉窓口等との連携を強化してきました。また、専門職の専門性を高めるため、研修などを通じて、相談支援のスキルアップを高めてきました。
今後の取組	地域の中核的な機関として、いきいきサポートセンターの認知度を高めるための周知に努めるとともに、地域における様々な機関や関係団体と連携して、相談支援の強化を図っていきます。 また、高齢者が増加していくなか、認知症の対応や看取りの普及などにより業務の増加が見込まれるため、3職種以外の専門職の人員拡充や地域の状況に応じてサテライト型センター（分室）の設置も検討し、体制強化に努めていきます。

	実　　績			計　画　期　間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
各地区の設置数　（ヵ所）	18	18	18	19	19	19
相談件数　（件）	24,073	22,991	9,410	23,400	23,760	24,000
人員の拡充　（ヵ所）	―	―	―	段階的に拡充		

③ 基幹型地域包括支援センター　高齢者支援課

事業の概要	各地区のいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の体制強化を図るため、全体調整及び後方支援を行っています。
これまでの取　　組	平成27年度から基幹型地域包括支援センターを設置しました。 また、認知症の早期発見・早期支援に努めるため、認知症初期集中支援チームを基幹型地域包括支援センターに位置付けています。いきいきサポートセンターだけでは対応が困難なケースにおいて、課題の解決や関係機関との調整を行っています。
今後の取組	複合的な課題をもつ世帯が増えている状況において、引き続き、いきいきサポートセンターのバックアップとして、関係機関との連携調整や支援・介入方法のスキルアップを図っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
相談件数　（件）	1,358	1,951	863	1,950	1,980	2,000

④ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）　地域共生社会推進室

事業の概要	「困難を抱える人」への個別支援と「誰もが住み続けられる地域」に向けた地域支援の2つの役割を持ち、地域の中で活動する福祉の専門職です。複雑化・複合化する困りごとや課題について、相談者とともに考え、民生委員・児童委員、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする関係機関・地域の活動団体や行政と連携して、解決に向けた支援を行います。また、地域活動への支援や地域での顔の見える関係づくりに取り組みます。
これまでの取　　組	生活困窮者自立支援事業の一環として、平成28年度から、藤沢市社会福祉協議会への委託により、段階的に配置を行い、令和2年度には生活圏域全13地区に配置を完了しました。また令和元年度からは、第2層の生活支援コーディネーターを兼務し、地域のニーズや課題の把握に努めるとともに、地域の様々な活動への参加や地域団体との関係性構築を図ってきました。
今後の取組	生活圏域13地区ごとの歴史や地域性に配慮し、地域の支援機関や活動団体との連携を深めながら、複合的な課題を抱える人に対する支援を、個人として捉えるだけでなく、世帯や地域にも目を配り、包括的な相談支援が可能となるような体制づくりを検討していきます。

⑤　地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」	地域共生社会推進室

事業の概要	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関として、経済的な問題をはじめとする生活上の様々な困りごとに対する包括的・継続的な支援を実施します。
これまでの取　　組	相談支援の中心的な機関（自立相談支援機関）として、各任意事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業・一時生活支援事業）と一体的に相談支援に取り組むことで、様々な生活課題を抱える相談者に対し、その状況に寄り添った支援を展開しました。 また、13地区を基本とした身近な生活圏域で、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の中で多様な課題を抱える生活困窮者への支援を関係機関と連携・協働して行い、地域活動への参加を通じ、様々な団体との関係性を構築し、地域のネットワークづくりに寄与しました。
今後の取組	自立相談支援機関と任意事業所が十分に連携しながら、市社協に委託するコミュニティソーシャルワーカーによる支援とともに、地域の様々な社会資源にも注目しながら、生活困窮者を地域で支えられるよう、多機関との連携体制を構築していきます。 また、今後さらに複合化する支援ニーズに対し、分野を越えた相談支援が可能となるよう、福祉部門だけでなく、様々な部門のかかわりにより重層的な支援が可能となるような体制の整備（重層的支援体制の整備）を行います。

⑥　地区福祉窓口	地域共生社会推進室

事業の概要	福祉・保健の各種制度の案内や情報提供、各種申請手続きの受付やサービス提供の連絡調整とともに、福祉・健康に関する相談対応を行います。藤沢地区を除く12地区の市民センター・公民館に設置しています。（六会市民センター石川分館を含む）
これまでの取　　組	市民センター・公民館において、福祉に関する多岐にわたる手続きができる利便性と、気軽に相談できる体制を維持しながら、地区内のいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする関係機関とのネットワークづくりを進めています。 また、庁内連携および人材育成の視点から、新任研修や現任者研修を開催し、担当職員のスキルアップに努めています。
今後の取組	住民に身近な行政の相談窓口として様々な相談に対応する中、今後ますます増加が見込まれる複合的な課題に対応するため、地区福祉窓口の運用体制について検討していきます。

⑦　民生委員･児童委員	福祉総務課

事業の概要	民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、地域福祉の担い手として、相談を受け、必要に応じて行政などの関係機関と連携しながら活動しています。 なお、民生委員法に基づき、任期は3年です。
これまでの取　　組	2019年（令和元年）12月の一斉改選において、高齢者の増加などに対応するため、委員定数を3人増員して520人としました。 新型コロナウイルス感染症の影響により対面訪問が難しい際は、電話やインターホン越しなどで見守り活動を行い、「新しい生活様式」に対応した形で見守り活動などを続けています。
今後の取組	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、研修内容をさらに充実させるとともに、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や各地区に配置されたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等と連携し、様々な福祉課題に対応していきます。

⑧　ふじさわ安心ダイヤル２４	地域保健課

事業の概要	市民の安心につながるよう、24時間365日、電話による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスの相談・アドバイスと、休日夜間などの医療機関に関する情報を提供しています。 ふじさわ安心ダイヤル24【電話】0120-26-0070（無料）
これまでの取　　組	2018年（平成30年）から2020年（令和2年）においても、より多くの市民に利用していただくため、子育て世代向けの広報を行うなど、様々な媒体を通じて広く事業の周知を図りました。 相談内容や傾向に大きな変化は見られませんが、サービス向上を図るため、引き続き相談実績の分析を行い、ニーズや課題の有無、相談内容を把握する必要があります。
今後の取組	引き続き、相談内容や相談者の傾向などを分析し、市民が利用しやすいサービスとなるよう検討していくと共に、さらなる周知を図っていきます。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
相談件数　（件）	71,698	62,260	30,145

⑨ 消費生活相談	市民相談情報課

事業の概要	複雑化・高度化する消費生活相談について、消費生活相談員により助言を行うほか、消費生活に関する講座を実施しています。
これまでの取　　組	消費生活相談の内容については、携帯電話やインターネットなどの通信サービスや金融・保険に関するものが多く、購入形態としては通信販売による相談が目立っています。 キャッシュレス決済をはじめとした新たなサービスや業態によるトラブルが増えており、相談窓口を知らない人への周知や消費者トラブルの未然防止、自己解決力の育成などにつながる消費者啓発が必要です。
今後の取組	市民向けに消費生活講座や消費生活出前講座を開催したり、市の広報誌に定期的に相談事例を掲載するなどして消費者トラブルとその対応策について啓発を行うとともに、冊子やチラシ、ポスターの配布などを行って消費生活相談窓口の周知を図ります。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
相談件数（60歳以上）（件）	1,764	1,458	604			
消費生活講座開催回数（回）	3	4	0	4	4	4
消費生活出前講座開催回数（回）	9	16	1	10	10	10

（２）権利擁護の推進

高齢者を個人として尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障するとともに、一人ひとりが自分らしく安心して暮らし続けるためには、高齢者の権利を護る取組は重要です。

関係機関等との連携により高齢者虐待の未然防止、早期把握、虐待を行った養護者への支援などの取組を進めます。

また、認知症や障がい等により、自らの生活への思いを表明することが困難な人に対し、自らの意思を反映させた生活を送る上での判断や決定を支援する体制の整備に努めます。

日常生活を送る上での判断能力が十分でない状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、ふじさわあんしんセンター（ふじさわ権利擁護相談センター）と連携して、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、国の策定した成年後見制度利用促進基本計画との整合を図りながら、取組を進めます。

〖主な事業〗

① 高齢者虐待の防止	高齢者支援課

事業の概要	高齢者に対する虐待の未然防止や虐待を受けた高齢者の保護、虐待を行った養護者への支援とともに次の事業を行っています。 ①高齢者虐待専門相談窓口の開設 ②関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催 ③高齢者虐待防止のための対応研修会や講演会などの開催 ④高齢者虐待防止啓発冊子の配布
これまでの取　　組	虐待者側の疾病、経済的困窮、8050問題などによって問題が複雑化、長期化する傾向に変わりはなく、支援者の対応技術の向上を図ってきました。
今後の取組	庁内関係各課、関係機関との連携を強化し、情報共有により虐待の未然防止を図ります。 また、支援チームを作り連携した支援を行うことで、多面的かつ継続的に支援し、終結に向けて取り組んでいきます。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
新規相談件数　（件）	85	105	54
対応件数　　（件）	259	289	238
終結件数　　（件）	75	105	128
施設対応件数　（件）	17	21	15

②　ふじさわあんしんセンターへの支援・連携　　地域共生社会推進室

事業の概要	判断能力が十分でない人の生活を支え、権利を護るための成年後見制度に関する相談支援などを実施している「ふじさわあんしんセンター」（藤沢市社会福祉協議会が運営）を支援しています。
これまでの取　　組	平成24年度から、藤沢市社会福祉協議会への委託により「成年後見制度相談事業」を行っています。 平成25年度は、藤沢市社会福祉協議会内に「ふじさわあんしんセンター」が設置され、成年後見制度の普及啓発、一般相談・情報提供、弁護士等による専門相談、関係機関のネットワークづくり、法人後見業務を行っています。 また、さらなる機能充実を図るため、令和元年度から成年後見制度に関する中核機関に位置づけ、有識者の意見を取り入れた広報冊子を作成するなど、普及啓発を図っています。
今後の取組	判断能力が十分でない人の権利を護るため、引き続き、ふじさわあんしんセンターの運営を支援します。また、ふじさわあんしんセンターと連携しながら、これまでの普及啓発、相談窓口等の機能充実とともに、本人と成年後見人等を関係者・関係機関等によりチームで支援できる体制づくりに取り組んでいきます。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
一般相談件数　（件）	650	580	307
専門相談件数　（件）	80	73	32

③　成年後見制度利用支援事業　　地域共生社会推進室

事業の概要	認知症等により判断能力が十分でない人の権利を護るため、成年後見の申立てを行う親族がいない人等の「市長申立て」や、経済的な理由で制度利用が難しい人への助成など、成年後見制度の利用に必要な支援を行っています。
これまでの取　　組	ふじさわあんしんセンターと連携し、成年後見制度の利用を必要としている人が適切に利用できるよう、市長申立てや各種助成などにより、支援を行っています。
今後の取組	引き続き、ふじさわあんしんセンターと連携し、事業の普及・啓発を図るとともに、市長申立てや各種助成などにより本人の権利擁護を図れるよう支援を行っていきます。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
市長申立て相談件数　（件）	58	35	33
報酬等助成件数　（件）	14	18	6

④ 日常生活自立支援事業への助成　　地域共生社会推進室

事業の概要	日常生活自立支援事業（県社協委託事業）を実施している藤沢市社会福祉協議会に対し、助成を行っています。 〈日常生活自立支援事業〉 高齢や障がいにより、判断能力が不十分な人が、日常生活を送る上で不安を抱え、自ら福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理が十分に行えない場合に支援する事業 ①福祉サービスの利用援助サービス ②日常的金銭管理サービス ③書類等預かりサービス
これまでの取　　組	権利擁護の支援体制が強化されたことにより、本事業への問い合わせや、利用者が増加しています。また、利用者の判断力や生活環境などの状況の変化から、弁護士等による専門相談の活用や、成年後見制度へ移行する対応も必要となります。
今後の取組	成年後見制度利用支援事業等の関係する事業と連携することで、判断能力が十分でない人の権利を護り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、引き続き、事業に対する助成を行っていきます。

	実　　績		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）
利用者数　（件）	121	151	145

⑤ 市民後見人の育成･支援　　地域共生社会推進室

事業の概要	市民後見人は、成年後見制度の担い手として研修を修了し、登録した市民の人が、親族以外の人の成年後見人等として活動する制度です。市民後見人養成研修の実施、バンクの運営と登録者へのフォローアップ、申立人等への候補者の推薦、受任後の活動支援などを藤沢市社会福祉協議会への委託により実施しています。
これまでの取　　組	高齢者人口の増加に伴い、成年後見人等の担い手の必要性が高まり、地域に根ざしたきめ細やかな対応を行うことができる市民後見人の養成が重要になります。平成27年度、平成28年度、平成30年度、令和元年度に1コースずつ養成講座を開始し、14人が修了、バンクに登録をしています。そのうち、6人の市民後見人が家庭裁判所から選任されています。
今後の取組	バンク登録者数と受任状況を勘案しながら、市民後見人養成研修を実施するとともに、市民後見人候補者バンク登録者に対するフォローアップを行います。また、藤沢市社会福祉協議会が法人後見業務で培ったノウハウなどを生かし、市民後見人の活動支援などのバックアップを実施します。

	実　　績			計　画　期　間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
延べ研修修了者数　（人）	11	14	14	17	20	20

基本目標８　非常時（災害・感染症等）の対応

施策	施策の展開	主な事業	
１　災害時等避難体制の整備	(1) 自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組 172ページ	① 防災ラジオの無償貸与	172ページ
		② 避難行動要支援者の避難支援体制づくり	173ページ
		③ 避難所等における要配慮者支援	173ページ
		④ 避難確保計画の作成促進及び避難訓練の支援	174ページ
		⑤ 介護事業所における避難訓練等の充実	174ページ
２　新型コロナウイルス感染症に対する取組	(1) 新しい生活様式での健康づくり・介護予防 175ページ	①「自宅でも、一人でも」取り組む介護予防・フレイル予防の推進	176ページ
		② 新しい生活様式に対応した居場所づくり	176ページ
	(2) 介護現場における感染症対策の支援 177ページ	① 介護サービスの業務継続のための支援	177ページ
		② 利用者の心身機能維持等に向けた支援	177ページ

施策１　災害時等避難体制の整備

（１）自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組

近年、全国で大雨・台風・地震などの自然災害が多く発生しており、高齢者を含めた死者・行方不明者など多くの犠牲者が出ている状況であり、防災や避難行動要支援者対策に関する取組、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となります。

そのために、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域との連携のもと、災害時に避難行動要支援者等を支援する体制を構築するとともに、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）をはじめとする介護事業所とも連携を図るなど、安否確認の体制づくりを進めていきます。

また、高齢者が避難生活を送る際は、身体機能・状況が悪化することが考えられ、フレイルや要介護状態に陥ることを少しでも食い止める必要があるため、避難所における健康面の危機管理について配慮できる環境づくりに努めていきます。

そして、要介護状態や障がいの程度により、指定緊急避難場所等での生活が困難な人については、福祉避難所に指定している特別養護老人ホーム等への入所を要請することとしており、引き続き、福祉避難所の拡充に努めるとともに、各施設の特性を踏まえた福祉避難所の運営マニュアルを整理していきます。

特に重篤化しやすい高齢者については、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症等の拡大防止に留意する必要があります。

今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害、感染症等が発生した際は、関係部局等と連携し、速やかに多角的な対応が行えるよう支援体制の充実を図ります。

【主な事業】

①　防災ラジオの無償貸与	防災政策課
事業の概要	社会福祉等事業者又は施設へ、情報収集手段の一つとして「防災ラジオ」を無償で貸与しています。
これまでの取組	防災ラジオは、防災行政無線と連動してレディオ湘南（FM83.1MHz）から発信される緊急割込放送を自動受信することができ、災害時における広報・情報提供ツールとして、また防災行政無線の難聴対策としても効果があります。 緊急情報の迅速な伝達を必要とする社会福祉等事業者又は施設に防災ラジオを無償で貸与しています。
今後の取組	災害発生時、適切な避難行動を行うためには、緊急情報の迅速な入手が必要です。緊急情報の迅速な伝達を必要とする社会福祉等事業者又は施設への防災ラジオの無償貸与をさらに進めていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
防災ラジオ貸与台数（団体）	92	3	6	10	10	10

②　避難行動要支援者の避難支援体制づくり　　危機管理課

事業の概要	災害発生時に、特に支援が必要となる人〈高齢者・障がい者・要介護認定を受けている人など「避難行動要支援者」という。〉が掲載された名簿を、自主防災組織などへ平常時から提供し、日頃からの見守り活動などを通じて、災害発生時の避難支援に役立てていただく共助の取組です。
これまでの取　　組	自主防災組織など488団体のうち、418団体に対し、避難行動要支援者名簿を提供しています。 なお、自主防災組織を対象に実施しているアンケート結果から、様々な課題により名簿の具体的な活用にまで至っていない自主防災組織等が多くあることが判明しているため、引き続き、制度説明や地域における避難支援体制づくりの重要性等について周知を行っていく必要があります。
今後の取組	地域の実情に応じて「できることから」「可能な範囲で」取組を推進していただけるよう、具体的な取組ステップ等を示した手順書の配布や自主防災組織等との意見交換等を通して、引き続き、地域における避難支援体制の充実を図ります。一方で、自主防災組織に過度な負担が課されることを防ぐため、避難行動要支援者及びその家族に対しても「自助」について啓発を図ることで、「共助」「自助」「公助」が連携した体制づくりをめざします。

	実績			計画期間		
	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）
名簿受領意向団体数（団体）	397	417	418	424	427	430

③　避難所等における要配慮者支援　　危機管理課

事業の概要	指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）における要配慮者向けスペースや駐車スペースの有無等の公表に努めるほか、各指定避難所の運営委員会に対して、指定避難所における要配慮者向けスペースの確保・設置に努めるよう促すとともに、必要に応じて福祉避難所（一次）や福祉避難所（二次）への移送を行うなど、誰もが安心して避難できる体制づくりに努めます。
これまでの取　　組	災害時における要配慮者の避難の流れについて、様々な機会を捉えて周知・啓発を行いました。 また、2019年（令和元年）に発生した台風第１５号及び第１９号での課題を踏まえ、令和２年度から指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）における要配慮者向けスペースや駐車スペースの有無について公表しました。
今後の取組	当事者団体や関係機関等からの意見及び、台風等の災害時に判明した課題を踏まえ、必要に応じて避難所等における要配慮者支援の在り方を検討し、誰もが安心して避難できる体制づくりに努めます。

④　避難確保計画の作成促進及び避難訓練の支援	危機管理課
事業の概要	水防法や土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内に所在し、市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設については、災害が発生する恐れがある場合に施設利用者が適切な避難行動がとれるよう、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。 市は、避難確保計画の作成・提出の促進を行うほか、必要に応じて避難訓練の支援を行います。
これまでの取　　組	洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設に対して、避難確保計画作成に係る説明会を開催し、計画の作成・提出の促進と受付を行いました。
今後の取組	津波災害警戒区域の指定に伴い、津波災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設に対しても、計画の作成・提出の促進と受付を行います。 避難確保計画未提出の要配慮者利用施設に対して、適宜、計画の作成・提出の促進を行います。 また、必要に応じて避難訓練の支援を行うことで、作成された避難確保計画の実効性向上に努めます。

⑤　介護事業所における避難訓練等の充実	介護保険課
事業の概要	介護事業所が、災害に関する具体的計画を策定し、避難訓練の実施、防災啓発活動や食料等物資の備蓄を行い、災害発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を確立します。
これまでの取　　組	介護事業所は、運営基準上、非常災害に関する具体的な計画を策定し、関係機関への通報及び連絡体制を整え、定期的に従事者へ周知するとともに避難等の訓練を行う必要があり、本市が指定する地域密着型サービス事業所等については、実地指導において実施状況を確認しています。
今後の取組	介護事業所に対する調査等により非常災害時の備えの状況を把握しつつ、災害の種類ごとの避難に要する時間や避難経路など、より具体的に想定された避難計画の策定や避難訓練が実施されるよう、事業者との連携に努めていきます。

施策２　新型コロナウイルス感染症に対する取組

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、高齢者介護における感染症対策が課題となっており、介護事業所でのクラスター発生をはじめ、在宅ケア現場における事業の縮小、介護サービスの利用控えや社会参加の機会を失った高齢者の状態悪化なども懸念されています。

この状況が長丁場になることが想定されていることからも、「新しい生活様式」に基づく高齢者の生活意識の改革と様々な工夫、そして介護事業所等における感染症対応への支援が強く求められています。

（１）新しい生活様式での健康づくり･介護予防

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自粛が求められ、特に、高齢者は、重症化が懸念され、在宅高齢者の多くはその影響を大きく受けています。

令和2年度に臨時的に行いました「保健師を中心とした市職員による高齢者訪問」では、自粛生活において、通常の活動範囲よりも狭い他者との交流や、外出自粛による身体活動量の低下によるフレイル状態について、個人差はあるものの、多くの高齢者にその傾向が見られました。

今後、感染症予防、感染症拡大防止を念頭に置いたうえで介護予防を推進していくためには、自助に加え、新しい生活様式にのっとった、住み慣れた地域でのフレイル予防を展開していく必要があり、居場所事業の運営方法の工夫や実施内容の変更など、感染症対策を講じながら進めていくことが求められています。

「保健師を中心とした市職員による高齢者個別訪問」

新型コロナウイルス感染症拡大による高齢者支援の一つとして、介護保険サービス等を利用していない、85歳以上の一人暮らし高齢者の家庭訪問を行い、フレイル状態を含む健康状態の確認や、各種相談、情報提供などを行いました。1,050人に訪問を行い、665人に会うことができました。

この訪問を通して、地域のつながりや交流、多様な趣味や生活の工夫など、日頃からの様々な取組が、フレイル予防に関係していることがわかりました。

【主な事業】

①「自宅でも、一人でも」取り組む介護予防・フレイル予防の推進	高齢者支援課

事業の概要	外出自粛により、運動や人との交流の機会が減ってしまうと、心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態（＝フレイル）に陥りやすくなります。 自宅において健康を維持するための情報提供や、新しい生活様式のもとでの介護予防講座を実践していきます。
これまでの取　　組	・一人暮らし高齢者（介護サービスを受けていない）の保健師等による個別訪問でのフレイル予防の普及 ・自宅でできる体操を広報・ホームページで周知。 ・フレイル予防・自宅でできる運動紹介チラシの作成・配布。 保健医療財団・健康増進課と協力し、自宅でできる運動を紹介。 ・お口と体の体操DVD、「健康運動手帳」の配布。 ・認知症予防に係るリーフレットの作成・配布。
今後の取組	・一人から取り組める体操・ウォーキングの普及。 ・オンラインを活用した介護予防事業の実施。

②　新しい生活様式に対応した居場所づくり

住民主体の通いの場は、高齢者が通いの場に集まり、趣味や交流を目的に実施してきました。また、通いの場の多くで、おしゃべりしながら昼食を楽しむことを行ってきました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「3密」や「マスクをはずす会食」に関しては、回避せざるを得なくなり、居場所の在り方についても、再考しなくてはならない状況となりました。

高齢者にとって、人と人との関係性を大切にし、社会参加や生きがいとなり、時には得意なことを発揮したり、役割を認識することのできる場は、重要な社会資源です。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、高齢者の健康を守り、地域のつながりを維持する観点から、新しい生活様式に対応した居場所が必要であり、運営者と協議しながら実施していきます。

居場所事業での感染対策例

・来所者および運営者の体調確認
・マスクの着用、手洗い・消毒の徹底
・3密の回避（換気、人数制限、ソーシャルディスタンスの確保）
・プログラムの工夫（密接にならないもの、飛沫の防止）
・緊急時の速やかな対応への備え　等

（２）介護現場における感染症対策の支援

① 介護サービスの業務継続のための支援

介護サービスは、利用者やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものとなっていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、介護サービス等の安定的な提供体制に大きな影響を与えています。

介護現場においては、日常的なケアにおいて密閉、密集、密接の「三密」が生まれやすく、感染リスクが非常に高いため、職員の負担感が強まっており、恒常的な人手不足のうえに、感染や濃厚接触などで休暇となる場合には、少ない人員で仕事を切り回す必要に迫られ、介護崩壊につながりかねない事態も想定されます。

このような中で、国や神奈川県において、介護事業所に対する衛生用品の配布、職員の応援派遣、家族が感染症で入院した場合に取り残される利用者を受け入れる「短期入所協力施設」を指定する仕組みなど、利用者と職員がともに安全・安心の中で適切なケアが展開される環境整備が進められております。

本市においても、介護事業所に対して、感染症に関する相談体制を整え、神奈川県とともに、事業所のニーズを聞き取りながらマスク等の衛生用品の確保等に努めており、今後においても、介護サービスを安定的に提供するため、市内の介護事業所間における職員相互の応援スキームの構築を図るなど、職員が不安の解消とともに、安全・安心に業務に従事できるよう、あらゆる事態のバックアップ体制の構築に努めていきます。

② 利用者の心身機能維持等に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が介護サービスの利用を控え、筋力や認知機能が低下するケースが増えている状況にあり、介護事業所においては、利用者に対して、感染防止の徹底を行いつつも、状態悪化も防ぐサービス提供に努める必要性が生じています。

事業所の中には、細部までマニュアル化した感染対策を含めたサービス対応、運動機能を低下させないための自主リハビリメニューの作成及び配布、家族とのオンライン面会などICT化を進めているところがあり、本市としては、このように様々な取組を展開している事業所について効果検証を行うとともに、事業者との意見交換や情報共有等も行いながら、利用者の機能維持向上に向けた支援のあり方を検討していきます。

第５章

介護保険事業と保険料

1. 介護保険サービス見込量の推計

（1） 介護保険事業のサービス体系

	市町村が指定・監督等を行うサービス	都道府県が指定・監督等を行うサービス	その他のサービス
介護給付	【居宅サービス】 居宅介護支援 【地域密着型サービス】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	【居宅サービス】 ○訪問サービス 訪問介護　訪問入浴介護 訪問看護　訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 ○通所サービス 通所介護　通所リハビリテーション ○短期入所サービス 短期入所生活介護　短期入所療養介護 福祉用具貸与　特定福祉用具販売 特定施設入居者生活介護 【施設サービス】 介護老人福祉施設　介護老人保健施設 介護療養型医療施設　介護医療院	住宅改修
介護予防給付	【居宅サービス】 介護予防支援 【地域密着型介護予防サービス】 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	【居宅サービス】 ○訪問サービス 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 ○通所サービス 介護予防通所リハビリテーション ○短期入所サービス 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売 介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防 住宅改修
地域支援事業	【介護予防・日常生活支援総合事業】 介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス 通所型サービス 介護予防ケアマネジメント 一般介護予防事業 包括的支援事業 任意事業		

(2)介護保険給付費等の推計の流れ

第 8 期介護保険事業計画期間中における介護保険給付費等の見込量について、第 1 号被保険者数や要介護・要支援認定者数、サービス種別ごとの利用実績や今後の介護サービス基盤の整備計画等に基づき推計を行いました。

○被保険者数の推計
総人口の将来人口推計に基づき、住所地特例対象者を考慮して被保険者数を推計

↓

○要支援・要介護認定者数の推計
各年度における被保険者数や直近の認定率に基づき推計

↓

○施設・居住系サービス利用者数の推計
これまでの利用実績や今後の整備計画に基づき推計

↓

○居宅サービス利用者数の推計
要介護・要支援認定者数の推計値から、施設・居住系サービス利用者数の推計値を差し引いた利用対象者について、サービス種別ごとのこれまでの利用実績を考慮して推計

↓

○介護保険給付費及び地域支援事業費等の推計
サービス種別ごとの 1 回あたりの給付費や 1 人あたりの月額給付費、今後の報酬改定等を考慮して推計

※施設サービス
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院
※居住系サービス
特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
※居宅サービス
施設・居住系以外のサービス

(3)被保険者数の推計

藤沢市将来人口推計に基づき、住所地特例対象者を考慮した上で介護保険の第１号被保険者数を推計しました。第 1 号被保険者数は、平成 30 年度には 104,615 人でしたが、令和 5 年度には 112,171 人となる見込みです。また、後期高齢者構成割合も、令和 5 年度には 58.0%となる見込みです〔図表 5-1〕。

図表 5-1　被保険者数の推移と見込み

各年 9 月末現在（単位：人）

	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）	2040年（R22）
第1号被保険者数	104,615	105,698	106,808	109,781	111,073	112,171	149,704
65-74歳	52,301	51,162	50,896	50,194	48,556	47,118	69,645
75歳以上	52,314	54,536	55,912	59,587	62,517	65,053	80,059
第2号被保険者数	153,096	155,460	157,594	156,912	158,107	159,436	133,068
後期高齢者構成割合	50.0%	51.6%	52.3%	54.3%	56.3%	58.0%	53.5%

※R2 年度までは実績値、R3 年度以降は推計値。

(4)要介護･要支援認定者数の推計

年齢区分ごとの被保険者数の推計値をもとに、平成 30 年度から令和 2 年度の年齢区分別の要介護・要支援認定率の実績から、計画期間中の要介護・要支援認定者数を推計しました。

要介護･要支援認定者数は、平成 30 年度には 19,003 人でしたが、令和 5 年度には 22,069 人となる見込みです。要介護・要支援認定率は 75 歳以上で高くなることから、今後の 75 歳以上の第 1 号被保険者数の増加に伴い、要介護・要支援認定者数も増加する見込みとなっています〔図表 5-2･3〕。

図表 5-2　要介護・要支援認定者数の推移と見込み

各年 9 月末現在（単位：人）

	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）	2040年（R22）
第1号被保険者	18,574	19,060	19,732	20,118	20,833	21,584	32,599
65～74歳	2,220	2,189	2,202	2,079	2,006	1,958	2,810
75歳以上	16,354	16,871	17,530	18,039	18,827	19,626	29,789
第2号被保険者	429	445	452	472	485	485	405
合計	19,003	19,505	20,184	20,590	21,318	22,069	33,004

※R2 年度までは実績値、R3 年度以降は推計値。

図表 5-3　介護度別要介護・要支援認定者数の推移と見込み

各年 9 月末時点（単位：人）

	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2040年度 (R22)
第１号被保険者	18,574	19,060	19,732	20,118	20,833	21,584	32,599
要支援１	3,820	3,776	4,062	4,018	4,094	4,177	5,585
要支援２	3,025	3,184	3,354	3,520	3,713	3,890	5,697
要介護１	4,388	4,550	4,500	4,544	4,663	4,799	7,235
要介護２	2,232	2,408	2,485	2,580	2,725	2,852	4,554
要介護３	1,974	2,015	2,116	2,151	2,241	2,336	3,768
要介護４	1,549	1,585	1,676	1,726	1,800	1,876	3,084
要介護５	1,586	1,542	1,539	1,579	1,597	1,654	2,676
第2号被保険者	429	445	452	472	485	485	405
要支援１	55	55	63	54	55	54	45
要支援２	76	75	68	77	78	78	66
要介護１	98	108	115	135	140	140	117
要介護２	62	66	72	80	83	83	69
要介護３	53	57	47	44	46	46	38
要介護４	35	39	41	44	45	46	38
要介護５	50	45	46	38	38	38	32
合計	19,003	19,505	20,184	20,590	21,318	22,069	33,004
要支援１	3,875	3,831	4,125	4,072	4,149	4,231	5,630
要支援２	3,101	3,259	3,422	3,597	3,791	3,968	5,763
要介護１	4,486	4,658	4,615	4,679	4,803	4,939	7,352
要介護２	2,294	2,474	2,557	2,660	2,808	2,935	4,623
要介護３	2,027	2,072	2,163	2,195	2,287	2,382	3,806
要介護４	1,584	1,624	1,717	1,770	1,845	1,922	3,122
要介護５	1,636	1,587	1,585	1,617	1,635	1,692	2,708

※R2 年度までは実績値、 R3 年度以降は推計値。

(5)介護保険サービス量の推計

第 8 期介護保険事業計画期間中の介護保険サービス量については、これまでの各サービスの利用実績や、今後のサービス基盤の整備計画等を踏まえて推計しました。〔図表 5-4･5･6〕。

① 居宅サービス

図表 5-4　居宅サービスの推移

			2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）	2040年（R22）
訪問介護	介護給付	回/月	73,259	76,519	82,626	85,691	92,235	97,652	172,634
		人/月	2,842	2,902	2,951	2,989	3,126	3,256	5,363
訪問入浴介護	介護給付	回/月	1,372	1,364	1,387	1,286	1,302	1,350	2,586
		人/月	265	268	296	288	302	318	604
	予防給付	回/月	6	4	5	0	0	0	0
		人/月	2	1	1	0	0	0	0
訪問看護	介護給付	回/月	13,501	15,206	17,918	18,737	20,172	21,401	38,332
		人/月	1,430	1,603	1,813	1,846	1,950	2,046	3,680
	予防給付	回/月	2,244	2,809	3,760	4,089	4,447	4,684	6,705
		人/月	284	347	440	458	479	497	708
訪問リハビリテーション	介護給付	回/月	3,531	3,513	3,700	3,710	3,877	3,997	6,727
		人/月	322	321	336	337	352	367	616
	予防給付	回/月	604	657	688	670	678	708	1,013
		人/月	64	74	82	86	90	94	134
通所介護	介護給付	回/月	26,267	27,394	28,582	29,483	31,119	32,774	54,998
		人/月	2,791	2,924	3,003	3,073	3,228	3,370	5,600
居宅療養管理指導	介護給付	人/月	3,521	3,777	4,161	4,099	4,320	4,521	8,158
	予防給付	人/月	382	393	436	439	457	474	670
通所リハビリテーション	介護給付	回/月	5,476	5,269	3,703	3,779	3,965	4,136	6,669
		人/月	740	723	636	648	679	708	1,142
	予防給付	人/月	172	187	155	162	168	175	246
短期入所生活介護	介護給付	日/月	8,561	8,280	8,040	8,287	8,940	9,447	16,666
		人/月	906	868	797	806	848	887	1,522
	予防給付	回/月	269	300	206	231	250	264	379
		人/月	47	50	33	35	37	39	56
短期入所療養介護	介護給付	日/月	591	689	523	539	577	609	1,018
		人/月	90	100	75	75	80	84	142
	予防給付	回/月	7	17	46	50	67	67	101
		人/月	1	3	3	3	4	4	6
特定施設入居者生活介護	介護給付	人/月	862	898	971	997	1,032	1,070	1,158
	予防給付	人/月	185	172	160	166	172	179	191
福祉用具貸与	介護給付	人/月	4,814	5,062	5,445	5,422	5,690	5,936	9,885
	予防給付	人/月	1,748	1,868	2,029	2,068	2,152	2,230	3,136
特定福祉用具購入費	介護給付	人/月	81	89	96	99	103	108	193
	予防給付	人/月	34	42	64	68	70	73	101
住宅改修費	介護給付	人/月	51	56	55	55	59	62	110
	予防給付	人/月	42	46	76	78	81	83	118
居宅介護支援	介護給付	人/月	6,687	6,849	7,170	7,285	7,622	7,922	13,756
	予防給付	人/月	2,061	2,209	2,396	2,485	2,585	2,679	3,787

※R 元年度までは実績値、R2 年度は見込値、R3 年度以降は推計値。

② 地域密着型サービス

図表 5-5　地域密着型サービスの推移

			2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）	2040年（R22）
認知症対応型通所介護	介護給付	回/月	949	937	803	801	863	920	1,585
		人/月	98	99	83	83	88	93	158
	予防給付	回/月	0	3	0	0	0	0	0
		人/月	0	1	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護給付	人/月	46	57	72	73	76	81	137
夜間対応型訪問介護	介護給付	人/月	63	52	44	42	43	46	81
地域密着型通所介護	介護給付	回/月	8,813	8,589	8,122	8,296	8,693	9,007	14,396
		人/月	1,069	1,051	980	998	1,042	1,082	1,710
小規模多機能型居宅介護	介護給付	人/月	336	377	382	391	410	429	708
	予防給付	人/月	45	37	32	32	33	35	51
看護小規模多機能型居宅介護	介護給付	人/月	78	75	76	78	82	174	238
認知症対応型共同生活介護	介護給付	人/月	497	507	506	528	546	564	760
	予防給付	人/月	5	3	3	3	3	3	5
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護給付	人/月	143	149	155	157	157	157	157
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護給付	人/月	45	45	46	46	46	46	79

※R 元年度までは実績値、R2 年度は見込値、R3 年度以降は推計値。

③ 施設サービス

図表 5-6　施設サービスの推移

			2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）	2040年（R22）
介護老人福祉施設	介護給付	人/月	1,259	1,333	1,386	1,536	1,536	1,586	1,886
介護老人保健施設	介護給付	人/月	758	745	731	731	731	731	731
介護医療院	介護給付	人/月	0	35	40	40	40	40	60
介護療養型医療施設	介護給付	人/月	54	20	6	6	6	6	

※R 元年度までは実績値、R2 年度は見込値、R3 年度以降は推計値。

(6)介護保険給付費等の推計

①介護保険給付費の推計

介護保険給付費については、サービス種別利用者数の推計値に１人（１回（１日））あたりの介護保険給付費の見込額等を乗じ、報酬改定や制度改正等も踏まえて推計しました〔図表 5-7･8〕。

図表 5-7　介護保険給付費の推移

（単位：千円）

	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）	2040年（R22）
居宅介護サービス費	12,036,127	12,548,790	13,308,716	13,696,097	14,507,579	15,239,419	25,020,675
介護予防サービス費	716,573	769,713	851,855	892,891	939,720	978,820	1,325,616
地域密着型介護サービス費	4,019,167	4,183,132	4,293,888	4,430,010	4,604,169	5,055,061	7,482,072
地域密着型介護予防サービス費	55,940	42,033	39,887	40,619	41,686	43,777	65,622
施設サービス費	6,674,172	7,028,294	7,340,244	7,875,278	7,879,647	8,043,088	9,101,413
特定入所者介護サービス費	522,324	542,587	559,120	463,050	426,158	441,167	659,765
高額介護サービス費	733,033	863,734	968,505	762,536	775,304	802,617	1,200,307
審査支払手数料	23,106	29,452	30,213	29,311	30,347	31,416	46,982
合　計	24,780,442	26,007,735	27,392,428	28,189,792	29,204,610	30,635,365	44,902,452

※R 元年度までは実績値、R2 年度は見込値、R3 年度以降は推計値。

②地域支援事業の推計

図表 5-8　地域支援事業費の推移

（単位：千円）

	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）	2040年（R22）
介護予防･日常生活支援総合事業	1,390,578	1,443,407	1,414,465	1,428,512	1,476,005	1,525,702	1,540,029
訪問型サービス	366,269	366,994	373,919	384,919	399,026	414,211	400,343
通所型サービス	804,483	860,831	798,888	821,257	850,001	879,751	854,548
介護予防ケアマネジメント	142,838	135,729	148,187	152,000	156,621	161,383	208,205
一般介護予防事業	69,096	69,525	82,024	59,857	59,857	59,857	60,850
その他のサービス	7,892	10,328	11,447	10,479	10,500	10,500	16,083
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	400,995	429,407	439,596	458,422	467,707	484,144	540,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	44,887	58,412	69,961	68,398	68,398	68,398	68,398
任意事業	50,291	41,988	41,852	42,831	45,383	48,190	63,050
合　計	1,886,751	1,973,214	1,965,874	1,998,163	2,057,493	2,126,434	2,211,477

※R 元年度までは実績値、R2 年度は見込値、R3 年度以降は推計値。

2. 第1号被保険者の介護保険料

（1） 介護保険料算定のながれ

第 1 号被保険者の保険料は、3 年間の介護保険事業にかかる費用（保険給付費等）をもとに算出し、一人あたりの平均的な保険料額（基準額）を設定します。

3 年間の介護保険事業にかかる費用（保険給付費等）の総額の算出

↓

第 1 号被保険者の保険料により負担することが必要な額の算出

↓

介護保険料基準額の設定

↓

所得段階別介護保険料の設定

（2） 保険給付費等の総額

第 8 期計画期間中における保険給付費等の総額は、約 942 億円となる見込みです。〔図表 5-9〕

図表 5-9　保険給付費等の総額

（単位：千円）

	2018年度（H30）	2019年度（R元）	2020年度（R2）	2021年度（R3）	2022年度（R4）	2023年度（R5）	2040年（R22）
介護給付費等	24,780,442	26,007,735	27,392,428	28,189,792	29,204,610	30,635,365	44,902,452
介護サービス	12,036,127	12,548,790	13,308,716	13,696,097	14,507,579	15,239,419	25,020,675
介護予防サービス	716,573	769,713	851,855	892,891	939,720	978,820	1,325,616
地域密着型サービス	4,019,167	4,183,132	4,293,888	4,430,010	4,604,169	5,055,061	7,482,072
地域密着型介護予防サービス	55,940	42,033	39,887	40,619	41,686	43,777	65,622
施設サービス	6,674,172	7,028,294	7,340,244	7,875,278	7,879,647	8,043,088	9,101,413
その他	1,278,463	1,435,773	1,557,838	1,254,897	1,231,809	1,275,200	1,907,054
地域支援事業費	1,886,751	1,973,214	1,965,874	1,998,163	2,057,493	2,126,434	2,211,477
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,390,578	1,443,407	1,414,465	1,428,512	1,476,005	1,525,702	1,540,029
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	451,286	471,395	481,448	501,253	513,090	532,334	603,050
包括的支援事業（社会保障充実分）	44,887	58,412	69,961	68,398	68,398	68,398	68,398
合　計	26,667,193	27,980,949	29,358,302	30,187,955	31,262,103	32,761,799	47,113,929

※R 元年度までは実績値、R2 年度は見込値、R3 年度以降は推計値。

（3） 介護保険事業にかかる財源構成

介護保険のサービスにかかる費用は、利用者の自己負担分を除き、被保険者に納めていただく保険料と公費を財源にしています〔図表 5-10･11〕。

図表 5-10　保険給付費の財源

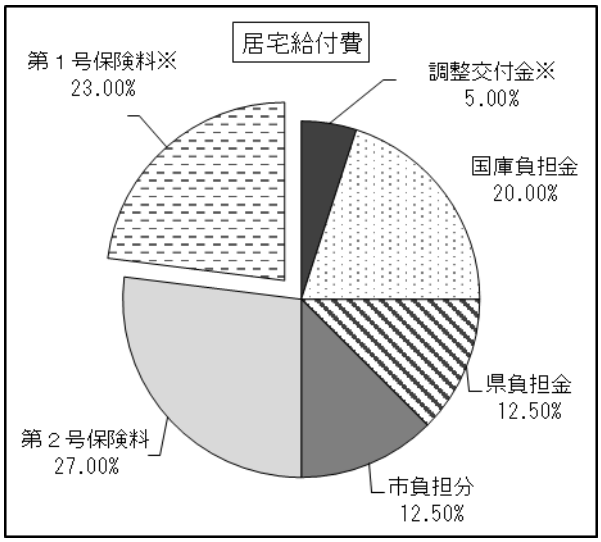

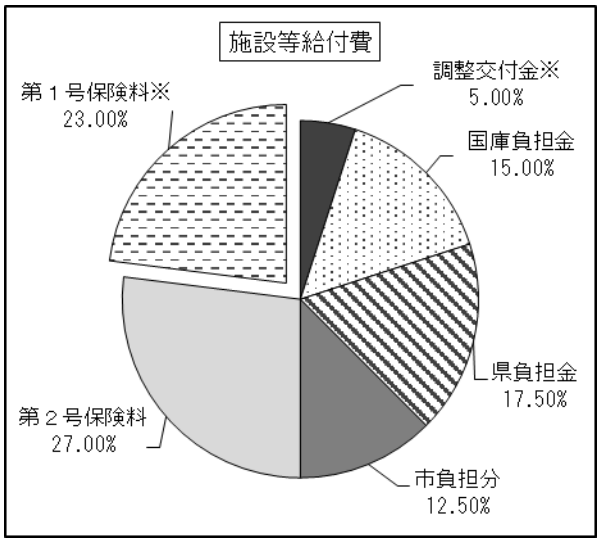

※国の調整交付金の交付割合に応じて、第１号被保険者保険料の割合が変動します。

図表 5-11　地域支援事業費の財源

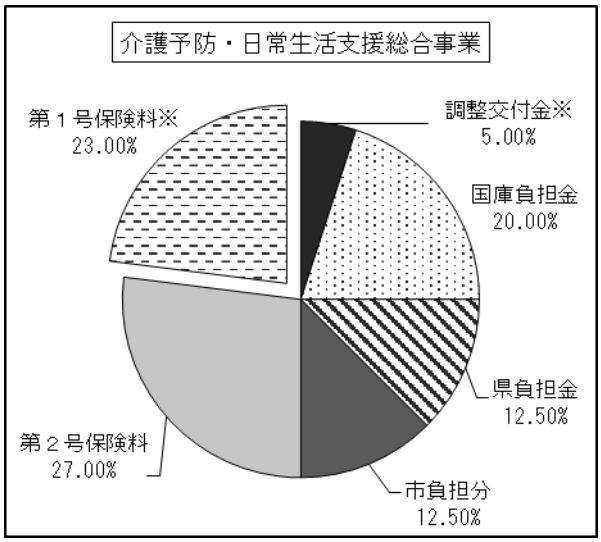

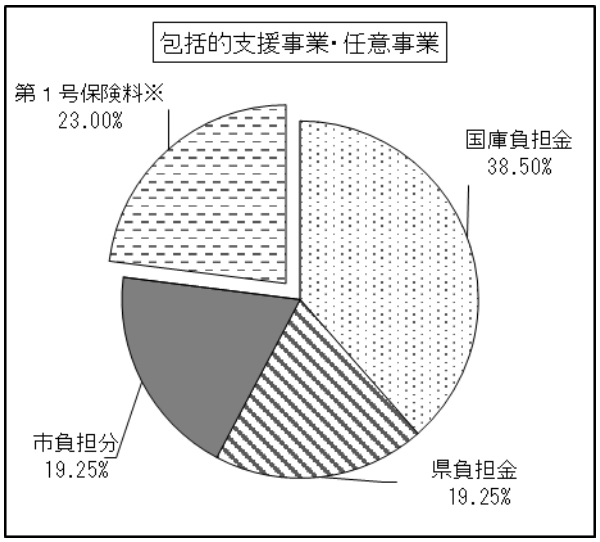

※国の調整交付金の交付割合に応じて、第１号被保険者保険料の割合が変動します。

（4） 第1号被保険者の介護保険料の算出

計画期間中の給付費等の総額から、第１号被保険者の保険料により負担することが必要な額を算出し、調整交付金の交付見込額や介護保険事業運営基金の取り崩し額等を勘案したうえで、第１号被保険者 1 人あたりの保険料基準月額を算出しました〔図表 5-12〕。

図表 5-12　第 8 期介護保険料の算定結果

【Ａ】標準給付費見込額			88,029,767 千円
	総給付費		84,267,861 千円
	特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）		1,330,375 千円
		特定入所者介護サービス費等給付額	1,758,497 千円
		特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	▲ 428,122 千円
	高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）		2,014,076 千円
		高額介護サービス費等給付額	2,128,145 千円
		高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	▲ 114,069 千円
	高額医療合算介護サービス費等給付額		326,381 千円
	算定対象審査支払手数料		91,074 千円
【Ｂ】地域支援事業費			6,182,090 千円
	介護予防・日常生活支援総合事業費		4,430,219 千円
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費		1,546,677 千円
	包括的支援事業（社会保障充実分）		205,194 千円
【Ｃ】第1号被保険者負担分相当額　＝【（Ａ＋Ｂ）×２３％】			21,668,727 千円
【Ｄ】調整交付金相当額			4,622,999 千円
【Ｅ】調整交付金見込額			3,420,033 千円
【Ｆ】財政安定化基金			0 千円
	財政安定化基金償還金（※第７期計画期間に資金の貸付を受けていないため）		0 千円
【Ｇ】介護保険事業運営基金取り崩し額			78,000 千円
【Ｈ】保険料収納必要額【＝Ｃ＋（Ｄ－Ｅ）＋Ｆ－Ｇ】			22,793,693 千円
【Ｉ】予定保険料収納率			98.6%
【Ｊ】予定保険料収納額【＝Ｈ÷Ｉ】			23,117,336　千円
補正後第１号被保険者数			350,244　人
保険料基準月額			5,500　円

（参考）第7期保険料基準月額	4,700　円

（5） 所得段階別の介護保険料

第１号被保険者の保険料基準月額をもとに、所得段階別に定める第８期介護保険料は次のとおりとなります。なお、段階設定にあたっては、他市の状況等を踏まえ、第 12 段階の階層を細分化し、第 14 段階までの階層に変更しています〔図表 5-13･14〕。

図表 5-13　第８期計画期間における所得段階別介護保険料

段階	対象者	割合＊1	年額	月額
第1段階	生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額＊2が80万円以下の者	0.30 (0.50)	19,800円 （ 33,000円 ）	1,650円 （ 2,750円 ）
第2段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額＊2が80万円を超え120万円以下の者	0.50 (0.70)	33,000円 （ 46,200円 ）	2,750円 （ 3,850円 ）
第3段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額＊2が120万円を超える者	0.65 (0.70)	42,900円 （ 46,200円 ）	3,575円 （ 3,850円 ）
第4段階	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額＊2が80万円以下の者（世帯に市町村民税課税者がいる）	0.90	59,400円	4,950円
第5段階 （基準額）	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額＊2が80万円を超える者（世帯に市町村民税課税者がいる）	1.00	66,000円	5,500円
第6段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額＊3が125万円未満の者	1.10	72,600円	6,050円
第7段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額＊3が125万円以上200万円未満の者	1.30	85,800円	7,150円
第8段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額＊3が200万円以上300万円未満の者	1.50	99,000円	8,250円
第9段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額＊3が300万円以上400万円未満の者	1.60	105,600円	8,800円
第10段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額＊3が400万円以上600万円未満の者	1.80	118,800円	9,900円
第11段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額＊3が600万円以上1,000万円未満の者	1.90	125,400円	10,450円
第12段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額＊3が1,000万円以上1,500万円未満の者	2.00	132,000円	11,000円
第13段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額＊3が1,500万円以上2,000万円未満の者	2.20	145,200円	12,100円
第14段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額＊3が2,000万円以上の者	2.40	158,400円	13,200円

＊1　第８期においても消費税を財源とした国の保険料負担軽減策が第７期に引き続き講じられ、低所得者の実質負担額の軽減が図られている。第１段階の負担割合を「0.50」から「0.30」に、第２段階の負担割合を「0.70」から「0.50」に、第３段階の負担割合を「0.70」から「0.65」に、それぞれ引き下げる。

＊2　「段階判定収入金額」とは、課税年金収入額と合計所得金額の合計から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等の年金収入に係る所得を控除した金額（合計所得金額に給与所得が含まれている場合は給与所得から 10 万円控除して得た金額を給与所得とする。なお、給与所得と年金所得の両方の所得があり給与所得に対する所得金額調整控除を受けている場合は、所得金額調整控除を加えて得た額から 10 万円を控除して得た金額を給与所得とする（控除後の額が０円を下回る場合は、合計所得金額を０円とする））

＊3　「段階判定所得金額」とは、合計所得金額から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額（合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から 10 万円を控除した金額（控除後の額が０円を下回る場合は、合計所得金額を０円とする））

図表 5-14　【参考】第 7 期介護保険料と第 8 期介護保険料の段階設定の違い

第7期			第8期	
段階	対象者		段階	対象者
第1段階	生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額が80万円以下の者	→	第1段階	同左
第2段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額が80万円を超え120万円以下の者	→	第2段階	同左
第3段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額が120万円を超える者	→	第3段階	同左
第4段階	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額が80万円以下の者（世帯に市町村民税課税者がいる）	→	第4段階	同左
第5段階（基準額）	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額が80万円を超える者（世帯に市町村民税課税者がいる）	→	第5段階（基準額）	同左
第6段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が125万円未満の者	→	第6段階	同左
第7段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が125万円以上200万円未満の者	→	第7段階	同左
第8段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が200万円以上300万円未満の者	→	第8段階	同左
第9段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が300万円以上400万円未満の者	→	第9段階	同左
第10段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が400万円以上600万円未満の者	→	第10段階	同左
第11段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が600万円以上1,000万円未満の者	→	第11段階	同左
第12段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が1,000万円以上の者	細分化 →	第12段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者
			第13段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の者
			第14段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額が2,000万円以上の者

3. 2025年と2040年の将来見込み

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向けては、さらに後期高齢者が増加し、認知症高齢者の増加も見込まれます。

このような中、2020年（令和2年）までの年間総給付費などの推移をもとに、2025年（令和7年）と2040年（令和22年）の将来像を予測すると、介護給付費の増大と介護保険料の上昇が見込まれます。

なお、前計画における 2025 年（令和 7 年）の介護保険料基準月額は約 6,500 円を想定していましたが、国の『地域包括ケア「見える化」システム』に基づく推計値によると、次のとおり減となることが見込まれています〔図表 5-15〕。

図表 5-15　2025 年（令和 7 年）及び 2040 年（令和 22 年）の見込み

2020 年（令和 2 年）	2025 年（令和 7 年）	2040 年（令和 22 年）
総人口 438,177 人 高齢者人口（65 歳以上） 107,241 人 75 歳以上人口（再掲） 56,307 人 高齢化率 24.5 % ※ 住民基本台帳に基づく。10 月 1 日現在。	総人口 441,131 人 高齢者人口（65 歳以上） 114,788 人 75 歳以上人口（再掲） 70,041 人 高齢化率 26.0 % ※ 平成 29 年度　藤沢市将来人口推計から引用。	総人口 440,478 人 高齢者人口（65 歳以上） 150,385 人 75 歳以上人口（再掲） 80,583 人 高齢化率 34.1 % ※ 平成 29 年度　藤沢市将来人口推計から引用。
要支援認定者数 7,547 人 要介護認定者数 12,637 人 ※ 9 月末現在。	要支援認定者数 8,772 人 要介護認定者数 14,978 人 ※ 9 月末現在。	要支援認定者数 11,393 人 要介護認定者数 21,611 人 ※ 9 月末現在。
年間総給付費（見込） 約 290 億円 介護保険料基準月額 4,700 円	年間総給付費（見込） 約 350 億円 介護保険料基準月額 5,900 円	年間総給付費（見込） 約 470 億円 介護保険料基準月額 7,400 円

今後については、2025年（令和7年）と2040年（令和22年）を見据え、サービス利用者の自立支援や重度化防止に向けた各種取組を進めるほか、適切なサービス提供の確保と介護給付の適正化事業を通じた費用の効率化に努めます。

また、地域支援事業においては高齢者がいつまでも健康であり続けることができるよう、介護予防を推進するとともに、社会参加・支えあいの体制づくりを進め、多様な主体（元気な高齢者等）が地域で活躍することで、より一層、地域コミュニティの活性化が図られるよう、各種施策の連携に努めていきます。

第６章

計画の成果指標と推進体制

1．前計画の評価

理想の高齢社会像の実現に向けて、基本目標に基づいた施策の取組を進めることにより、地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめ、2025年（令和7年）を見据え、理想の高齢社会像にどの程度近づけたか、その成果を把握し、その後の施策に反映するために設定した成果指標の評価を示しております〔図表6-1〕。

図表 6-1　前計画における成果指標の評価

基本目標	成果指標項目	現状値（平成28年度）	目標値	達成値	増加値	出典
【基本目標1】元気に暮らせる地域づくりの推進	主体的健康感(非常に健康である・健康である)	69.9%	77.0%	78.2%	8.3%増	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	地域活動への参加率	33.4%	40.0%	29.4%	4%減	
	外出頻度（週に3日以上外出する割合）	81.4%	83.0%	81.9%	0.5%増	
	ボランティアなどの活動が積極的に行われている	41.4%	45.0%	41.2%	0.2%減	藤沢市市民意識調査
【基本目標2】認知症施策の推進	累計認知症サポーター数	16,469人	23,269人	26,085人	9,616人増	福祉健康部調べ
【基本目標3】医療・介護及び福祉の連携による在宅生活支援の推進	高齢者の在宅サービス満足度	21.4%	23.0%	23.3%	1.9%増	藤沢市市民意識調査
	かかりつけ医師の有無	83.7%	85.0%	84.5%	0.8%増	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	かかりつけ歯科医の有無	82.0%	83.0%	77.0%	5%減	
	かかりつけ薬局の有無	69.2%	80.0%	66.1%	3.1%減	
【基本目標4】介護保険サービスの充実	介護保険のサービスの満足度	68.8%	70.0%	78.6%	9.8%増	藤沢市介護保険サービス利用状況調査
【基本目標5】安心して住み続けられる生活環境の整備	日常生活の中で不安や不自由を感じない割合（全くない・ほとんどない）	48.0%	50.0%	49.5%	1.5%増	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	保健・医療・福祉・健康などの生活環境が整った暮らしやすさ	71.2%	73.0%	76.6%	5.4%増	藤沢市市民意識調査
【基本目標6】地域に根ざした相談支援の推進	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の認知度（各出典の平均値）	61.9%	66.0%	63.9%	2%増	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査 藤沢市介護保険サービス利用状況調査
	福祉総合相談支援センター相談件数	4,095件	3,492件	2,307件	1,788件減	福祉健康部調べ
	福祉が充実し子どもから高齢者まで守られていると感じる割合	48.2%	50.0%	47.3%	0.9%減	藤沢市市民意識調査

※達成値は、令和元年度現在の値。

2. 成果指標

本計画における理想の高齢社会像の実現に向けて、８つの基本目標に基づいた施策の取組を進めることにより、地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめ、2025年（令和7年）を見据え、理想の高齢社会像にどの程度近づけたか、その成果を把握し、その後の施策に反映するため、成果指標を次のとおり設定します〔図表6-2〕。

この成果指標については、参考指標であり、他の関連調査や社会情勢の変化など、様々な状況を踏まえ、総合的に目標値達成状況を分析・評価します。

図表 6-2　成果指標

基本目標	成果指標項目	現状値(令和元年度)	目標値	出典
【基本目標1】生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進	地域活動への参加	29.4%	40%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	外出頻度（週3日以上の外出する割合）	81.9%	83%	
	ボランティアなどの活動が積極的に行われている	41.2%	45%	藤沢市市民意識調査
【基本目標2】認知症施策の総合的な推進	累計認知症サポーター数	26,085人	33,585人	福祉健康部調べ
【基本目標3】介護予防と健康づくりの推進	主体的健康感（非常に健康である・健康である）	78.2%	80%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
【基本目標4】医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実	高齢者の在宅サービス満足度	23.3%	25%	藤沢市市民意識調査
	かかりつけ医の有無	84.5%	85%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	かかりつけ歯科医の有無	77.0%	83%	
	かかりつけ薬局の有無	66.1%	80%	
【基本目標5】介護保険サービスの適切な提供	介護保険サービスの満足度（各種サービスの平均）	78.6%	80%	藤沢市介護保険サービス利用状況調査
【基本目標6】安心して住み続けられる環境の整備	日常生活の中で不安や不自由を感じない割合（全くない・ほとんどない）	49.5%	50%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	保険・医療・福祉・健康などの生活環境が整った暮らしやすさ	76.6%	78%	藤沢市市民意識調査
【基本目標7】地域生活課題に対応する相談支援の充実	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の認知度	63.9%	65%	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査 藤沢市介護保険サービス利用状況調査
	福祉が充実し子供から高齢者まで守られていると感じる割合	47.3%	50%	藤沢市市民意識調査
【基本目標8】非常時（災害・感染症等）の対応	災害に対して、市民が不安なく暮らせるまちである割合	53.5%	60%	藤沢市市民意識調査

３．計画の推進体制

（１）計画の推進体制と進行管理

本市では、2000 年度（平成 12 年度）から、高齢者施策の推進を図る「高齢者施策検討委員会」及び介護保険制度の適正な運営を図る「介護保険運営協議会」を設置しています。

「高齢者施策検討委員会」では、高齢者に関する福祉施設・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、高齢者福祉計画の進行管理を中心に審議し、施策の推進を図っています。

また、「介護保険運営協議会」では、介護保険サービス事業者・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、的確なサービス提供と適切なケアマネジメントの提供などについて審議し、介護保険制度の適正な運営を図っています。

これらの委員会において、本計画の円滑な推進並びに進行管理を図ります〔図表 6-3〕。

図表 6-3　施策の推進と進行管理

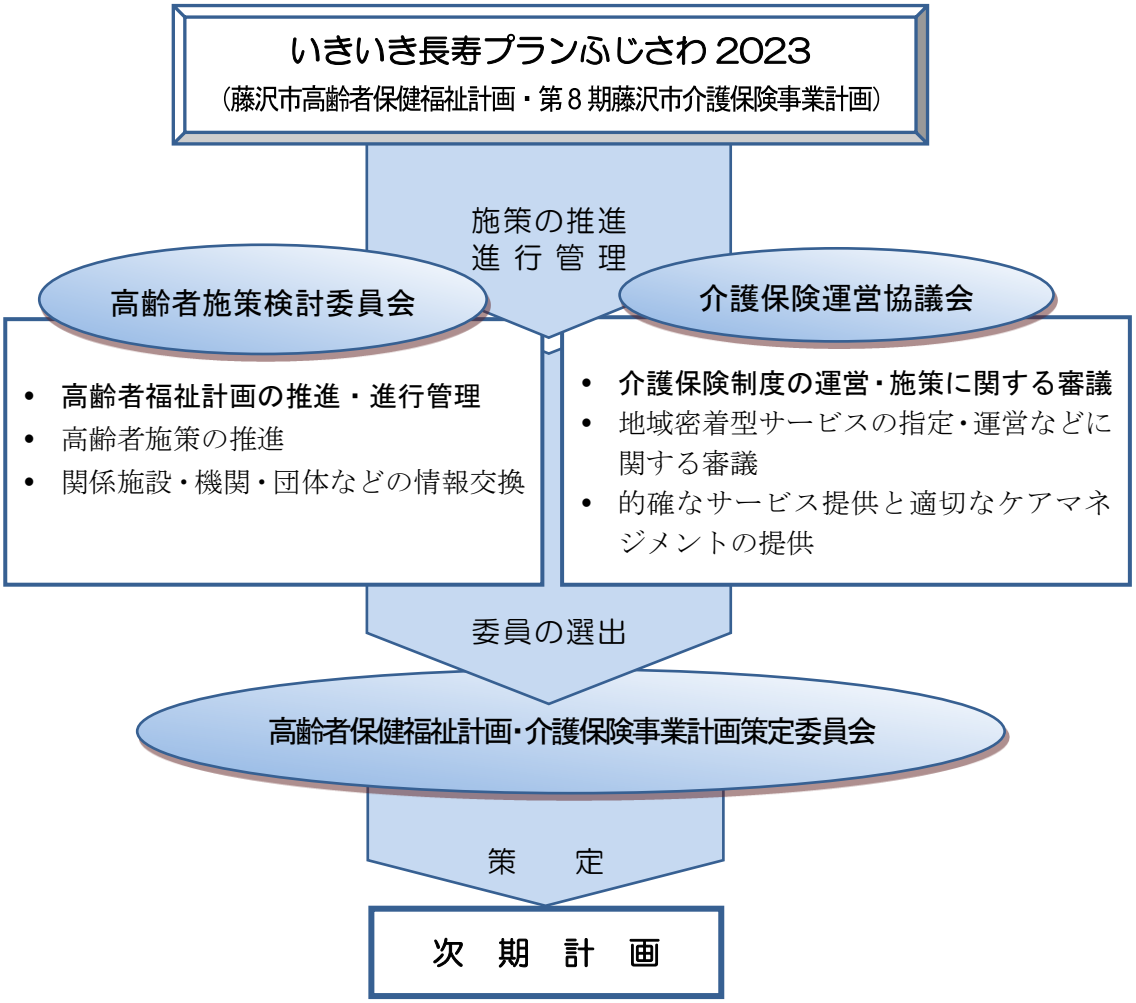

（２）評価・検証

本計画における施策の展開について、各施策の事業実施状況を把握するとともに、各事業の計画期間中の見込みや目標値の達成状況及び本計画において設定した計画全体を一体的に評価する成果指標を PDCA サイクルの手法による評価・検証をすることで、効果的かつ効率的に施策・事業を展開し、高齢者福祉における課題解決を図っていきます〔図表 6-4〕。

図表 6-4　PDCA サイクル図

Plan（計画）	高齢者福祉における課題などを踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do（実行）	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check（評価）	各施策・事業の実施結果などに基づいて、計画の進行状況を確認し、目標に対する達成度を評価していきます。
Action（改善）	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直しおよび改善を行います。

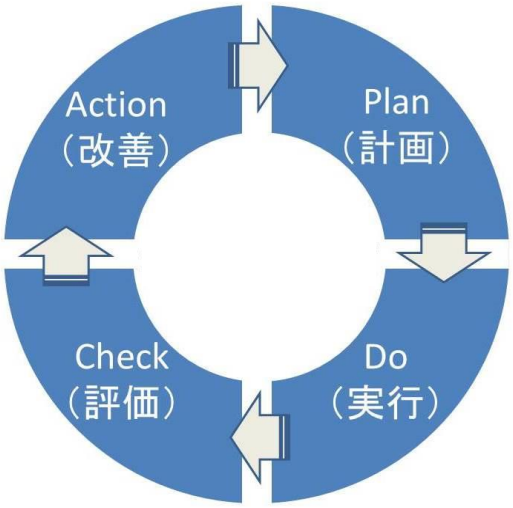

資料編

１．計画策定の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 203
２．藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱・・・ 204
３．藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿・・・ 206
４．パブリックコメント（市民意見公募）において提出された意見・提案・・ 207
５．用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210

１．計画策定の経緯

	計画策定の経緯（本市）	〔参考〕　国・神奈川県
（令和元年度）		
５月	在宅介護実態調査	
11 月	高齢者の保健・福祉に関する調査	
１月	介護保険サービス利用状況調査	
２月	介護保険サービス事業者調査	
３月		［国］全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 ・第7期計画に関する基本的考え方 ［県］介護保険・高齢者福祉主管課長会議 ・第7期計画に関する基本的考え方(国)に関する神奈川県の考え方(未定稿)
（令和２年度）		
６月	第１回　計画策定委員会 ・計画骨子案の検討	［国］介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針*1の改正案
７月		［国］全国介護保険担当課長会議 ・基本指針(案)
８月	第２回　計画策定委員会 ・計画１次案の検討	［県］市町村介護保険主管課長会議 ・基本指針(案)に対する神奈川県の考え方(案) ・県保健医療計画との整合性の確保
９月		［県］第７期介護保険事業計画策定における施設整備に係る圏域調整会議 ・県保健医療計画との整合性の確保
10 月	第３回　計画策定委員会 ・計画中間案（素案）の検討	［県］第７期計画における介護サービス見込量及び保険料推計に係わるヒアリング
11 月	パブリックコメント（市民意見公募）の実施	
12 月	12 月市議会定例会 ・計画素案の報告	［国］地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)の一部改正 ［県］第７期計画における介護サービス見込量及び保険料推計に係わるヒアリング
２月	第４回　計画策定委員会 ・計画最終案の検討 ２月市議会定例会 ・計画最終案の報告 ・介護保険条例の一部改正	
３月		［国］＊1の正式な通知 ［県］法に基づく計画策定に関する協議
	計画の策定	

２．藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８に規定する市町村老人福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条に規定する市町村介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）を策定（改定）するため，藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）を設置し，その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　計画策定委員会は，次の各号に掲げる事項について審議する。

（１）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定（改定）に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか，市長が審議する必要があると認めた事項

（組織）

第３条　計画策定委員会の委員は，１５人以内とする。

（委員）

第４条　委員は，原則として藤沢市高齢者施策検討委員会及び藤沢市介護保険運営協議会の委員のうちから，市長が委嘱する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は，計画を策定（改定）する年度の最初に開催される計画策定委員会の日から，その日の属する年度の末日までとする。ただし，補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

２　前項の規定にかかわらず，委員の任期は，高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定（改定）が終了した日に満了するものとする。

（委員長及び副委員長）

第６条　計画策定委員会には，委員長及び副委員長を各１人置き，委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は，会務を総理し，計画策定委員会を代表する。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（招集）

第７条　計画策定委員会は，市長の要請に基づき，委員長が招集する。

２　計画策定委員会は，半数以上の委員の出席がなければ，会議を開催し，議決すること

ができない。

３　計画策定委員会の議事は，出席した委員の過半数でこれを決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第８条　計画策定委員会は，会議の運営上必要があると認めたときは，委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聞くことができる。

（結果の報告）

第９条　委員長は，会議が終了したときは，速やかに会議の結果を市長に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第１０条　委員は計画策定委員会の中で知ることができた個人の情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

（報酬）

第１１条　計画策定委員会の委員の報酬は，藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和３１年条例第３６号）に定めるところによる。

（庶務）

第１２条　計画策定委員会の庶務は，福祉健康部介護保険課及び地域包括ケアシステム推進室において処理する。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか，議事の手続その他計画策定委員会の運営について必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

3．藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

任期：2020 年（令和 2 年）6 月 17 日～2021 年（令和 3 年）3 月 31 日

№	区　分	氏　名	選　出　母　体
1	委員長	酒井　辰彦	藤沢市医師会
2	副委員長	後藤　君代	藤沢市薬剤師会
3		関根　顕	藤沢市歯科医師会
4		石川　雄三郎	藤沢市老人クラブ連合会
5		三浦　絹子	藤沢市民生委員児童委員協議会
6		姫野　聖治	藤沢市社会福祉協議会
7		捧　恵一	藤沢市特別養護老人ホーム設置法人代表者会
8		長谷川　栄子	藤沢市地域包括支援センター連絡協議会
9		中嶋　利浩	藤沢市介護保険事業所連絡会
10		三上　直樹	藤沢市居宅介護支援事業所連絡会
11	(2020 年(令和 2 年)8 月 31 日まで)	市川　学	藤沢市グループホーム連絡会
	(2020 年(令和 2 年)9 月 1 日から)	猪狩　一八	
12		小熊　祐子	学識経験者
13		高木　文枝	公募市民
14		田中　雅子	公募市民
15		山下　健	公募市民

４．パブリックコメント（市民意見公募）において提出された意見・提案

本計画の素案に関するパブリックコメント（市民意見公募）を実施した際に提出された意見・提案と、それに対する市の考え方については、次のとおりです。

【実　施　期　間】　2020 年（令和 2 年）11 月 25 日～12 月 24 日
【実施結果の公表】　2021 年（令和 3 年）　1 月 25 日～ 2 月 24 日

※ 意見・提案及び市の考え方については、パブリックコメントの実施結果として公表したものです。
※ いただいた意見・提案は、類型化し回答しています。
※ 意見・提案の趣旨を損なわない程度に、表記を変えている場合があります。

項目	件数	類型化したご意見	市の考え方
①計画全般について	3	「支援が必要」、「行います」など抽象的で、具体的に何をするのか手立てや根拠をもっと示して欲しい。	個別の事業について、「第4章　施策の展開」に反映してお示しするなかで、課題の解消に向けた取り組みをできる限りわかりやすく記載していきます。
		素案の 1 章･2 章で地域性を把握しているようだが、それが施策にどう活かされているのか理解できない。最終化の段階では反映できるようにしてほしい。	地域性に関しては、個別の事業の、「第４章施策の展開」に反映してお示しするなかで、その課題の解消に向けた取り組みをわかりやすく記載していきます。
		市民がこの素案から意見を述べるための情報を得ることは困難だと思う。また市内の事業者の方々の考え（要望）を聞かせてもらえると具体的な問題を知ることができ参考になると思う。	事業者等に対するアンケート調査や計画策定委員会に出席している事業代表者の方の意見を反映してお示しするなかで、課題の解消に向けた取り組みをわかりやすく記載していきます。
②地域住民の交流・居場所づくりについて	5	介護保険を作ったとき「介護の社会化」といいましたが、家族が介護を担っている現状は大きい。安心して老後を送るために「住」の保障をしてほしい。	住環境については、多様な形態・サービスがある中で、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、藤沢市居住支援協議会とともに、官民協働の連携を進めていきます。
		高齢者が病気にならないよう、元気で生活できるよう文化施設の整備・バスカード補助などをしてほしい。	公共施設については一定数整っていると考えております。また、バスカードについては、過去に助成を行っていましたが、低調な利用率や受益者の偏重などの課題により、廃止をした経過があります。
		地域活動団体への支援について、活動団体の資格条件、要件がわからない。自治会以外の活動団体へも支援してほしい。	地域活動団体への支援について、資格条件・要件も含め丁寧な説明対応等に努めております。また、自治会等以外の支援については活動内容によりますが、行政や民間企業、他団体との連携等、「協力という形の支援」を行えることもあると考えています。
		・高齢者住宅に入りたいと思っても、費用の面で入れるところがない。資産・蓄えがないと困難である。 ・軽費老人ホームは入所一時金を比較的低額に抑えられている実情がある。有料老人ホームやサービス付高齢者住宅とは異なる軽費老人ホームが低所得者向けの施設の一つとして、第 8 期計画の中で何らかの形で盛り込んでほしい。	居住支援については、多様な住居形態・サービスがある中で、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、藤沢市居住支援協議会を通じて、官民協働による支援を進めていきます。 軽費老人ホームについては、個別での記載をしていませんが、基本目標6「安心して住み続けられる環境の整備」における住まい等の支援体制づくりの一つとして捉え記載しています。

項目	件数	類型化したご意見	市の考え方
③在宅医療・介護連携の推進	1	在宅医療・在宅介護を重視する中で安心できるシステムの手続きや実態についての解説があるのか。わかりやすく心配のないことを紹介し、高齢者の選択の参考になるものをお願いしたい。	終活や看取りなど、終末期に備え、自分の生き方は自分で選択する習慣をつけていくことが重要とあります。そのため、終活ノートの活用や市民講演会を開催するなど支援に努めてきました。今後も高齢者の選択の参考となる機会を増やしていきます。
④介護予防・日常生活支援総合事業	2	終末期をデイケア等にも行かずやりたいことをやって家で過ごしたい。そのために洗濯・食事・掃除等の選べるメニューを作ってほしい。	在宅で日常生活が継続できるよう、介護サービスのほかに、ホームヘルプサービス事業なども実施し、状況に応じてサービス利用ができるよう支援体制を進めます。
		申請手続き、窓口、利用料金等を実際に利用するに当たって事前に勉強しておきたい。総合事業の内容を具体的に案内した資料を全市民に配布してほしい。	総合事業の対象者が特定されることからも、戸別配布はしていませんが、介護保険制度の案内とともに、わかりやすい形で提供できるよう工夫します。
⑤サービスの質の向上	3	高齢者の鬱状態初期や手足の不具合等により要支援の申請をするために、いきいきサポートセンターに相談からケアマネジャーの来宅まで1ヶ月近く、その審査結果が出るまで2ヶ月と長い。混んでいるとは思うがもう少し早くならないか。	要介護認定については、申請から認定結果の通知までに要する期間の短縮のために、認定審査会の開催数の増や、審査会事務の簡素化を予定しています。申請者に、少しでも早く審査判定の結果をお知らせできるように努めていきたいと考えています。
		・子どもが働きながら親と同居するのが難しくなり、金銭的に個人で人を雇うことができなければ施設に入所するしかない。介護保険制度ができた時は「すばらしい制度ができた」「共働きでも介護をしながら暮らしていける」と嬉しく思ったが、サービスの内容が減らされる等の改悪をされている。申請手続き、窓口、利用料金等を実際に利用するに当たって事前に勉強しておきたい。総合事業の内容を具体的に案内した資料を全市民に配布してほしい。	介護保険制度については、開始当初と比較し、高齢者の増加に伴って給付費が増大していることからも、制度の持続可能性の確保が課題とされています。あわせて、保険者機能を強化していくことも重要とされ、今後とも保険者として、PDCAサイクルによる介護保険事業の展開とともに、適正な運営に努めていきます。
⑥介護保険事業所の整備	6	・介護老人保健施設・特別養護老人ホームの充実を職員の確保も含め、しっかりやってほしい。 ・特別養護老人ホームの増設について、入所待機者数が高止まりになっている。待機者を減らすように整備計画の見直しを望む。 ・特別養護老人ホームだけでなく、介護老人保健施設を多くしてほしい。 ・特定施設の整備について、第 8 期で増設の計画をしてほしい。	特別養護老人ホーム等の施設・居住系サービスの整備については、待機者の状況、高齢者向け住まいや近隣市の整備等を踏まえ、適正な計画目標のもと進めていくことに努めます。
		・特別養護老人ホームの改築について、多床室からユニット室・多床室を明確にしてほしい。 ・特別養護老人ホームの老朽化により建替え、ユニット式も大切だが、大部屋も必要ではないか。入居費が高くなるようでは困る。据え置きにするような措置を。	特別養護老人ホームの整備については、神奈川県の基準に基づき進めていくこととなりますが、居室の定員に関しては原則 1 人とされています。

項目	件数	類型化したご意見	市の考え方
⑦介護保険料・介護保険サービス利用料	11	介護保険料について、基準額で 900 円引き上げ案が提示されているが、これ以上保険料を上げないでほしい。	第８期介護保険料については、要介護・要支援認定者数及び介護サービス利用者の伸びなどにより、保険給付費等の増加が見込まれるため、引き上げざるを得ない状況ですが、本市独自の保険料所得段階を見直しすることや、介護保険事業運営基金の活用等をすることで、素案の基準月額 5,600 円を 5,500 円とします。
		年金をもらう金額と施設に入るための金額に差がありすぎる。介護保険制度が始まり約 20 年、保険料も 2～3 倍に上がり、保険料の滞納で差し押さえの話もあるが、低所得者へのセーフティーネットの仕組みは十分なのか。	低所得者のセーフティーネットとして、収入が低く生活が厳しく納付が困難な人が、市で定める要件に該当する場合は、申請により保険料を減免する制度や、介護保険サービスを利用した際の自己負担額の一部を助成する等の制度があります。
⑧新型コロナウイルス感染症について	3	・コロナに関わる問題が多くなると思うので、コロナ対策を充実させてください。 ・従来と全く違うコロナによる影響（支える力、担い手がない。別居の家族から支援を受けられない。利用控え等）を考慮した計画にしてください。	次期計画から、非常時（災害・感染症等）の対応を追加しました。この中で、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な取組を明記するとともに、新たな生活様式に対応した介護予防・フレイル予防などの取り組み進めていくこととしています。
		・コロナのため介護施設等従事者の負担が大変だと思います。そのことをまず念頭とした計画にしてください。	従事者の負担感を減らし、安全安心に業務に従事できるよう、介護事業所からの相談体制を整え、神奈川県とともに衛生用品の確保等に努め、今後においても、介護事業所に対し、あらゆる事態に備えたバックアップ体制の構築に努めていきます。
⑨その他の意見	1	加齢性難聴者への「補聴器」の補助をお願いしたい。	個別の助成については、関係機関等との調整のなかで、需要の高まりを鑑みつつ、その必要性を精査していきます。

5．用語解説

【あ行】

アウトリーチ

従来の意味は、手を差し伸べるといった内容。介護福祉の分野では、その専門機関等が職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような取組のこと。

いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）

包括的支援事業を推進する福祉・介護の中核的機関として、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師を配置し、高齢者の生活に身近な日常生活圏域ごとに設置される。主な業務は、要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の介護予防ケアマネジメントや、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務など。

一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の１つ。主に第１号被保険者の方及びその支援のための活動に関わる方を対象とした事業で、たとえ要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現をめざしたもの。「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」から構成される。

インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づく支援以外の支援のこと。近隣住民や地域社会、ボランティアなどが提供する支援活動が該当する。

ＡＣＰ

人生の最終段階において，本人の希望や価値観を尊重し，本人の意思に沿った，本人にとって最善の医療・ケアを実現するための話し合いのプロセス。

オーラルフレイル

オーラルフレイル（口腔機能低下症）とは、お口の機能の低下（歯や歯肉、舌の動きの状態の悪化）のことを言います。

具体的には、食べこぼしやわずかなむせ、滑舌の悪さ、口腔内の乾燥などの症状が、生じる場合があります。

【か行】

介護医療院

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、平成 30 年度から創設された新たな施設サービス。

介護予防居宅療養管理指導

介護予防のため、医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、要支援者に対し医学的な管理や指導を行うサービス。

介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントとは、要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象者と判断できる者に対して、高齢者の自立支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第１号訪問事業）、通所型サービス（第１号通所事業）、その他の生活支援サービス（第１号生活支援事業）のほか一般介護予防事業や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業。

介護予防サービス

要支援者が利用できるサービス。自立した生活を継続していくための介護予防を目的としたサービス。

介護予防支援

要支援者が介護予防・日常生活支援総合事

業と介護予防サービスを適正に利用できるよう、地域包括支援センターの職員等が個々の身体状況に応じた介護予防プラン（介護予防サービス計画）を作成するとともに、サービス提供に関する事業者などとの調整を行う。

介護予防住宅改修費の支給

要支援者が、自宅の手すりの取付けや段差解消など、介護保険の給付対象となる住宅改修を行った際に、20 万円を上限額とする改修費用の一部が介護予防住宅改修費として支給されるもの。

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防のため、要支援者が事業所への「通い」を基本として、短期間の「泊まり」や自宅への「訪問」等を組み合わせ、食事、入浴、排泄等の介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援者と事業対象者（基本チェックリスト該当者）が利用できるサービス。従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護に加え、住民主体の支援等を新たなサービスとすることができる。なお、サービス類型は「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」の他に、「介護予防マネジメント」から構成される。

介護予防短期入所生活介護

介護予防のため、要支援者が一定期間、特別養護老人ホームなどに宿泊し、食事、入浴、排泄等の介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

介護予防短期入所療養介護

介護予防のため、要支援者が一定期間、介護老人保健施設や病院等に宿泊し、看護や医学的管理下の介護・機能訓練、その他必要な医療を受けるサービス。

介護予防通所介護

介護予防のため、要支援者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、レクリエーションなどを通じて日常の訓練を受けるサービス。

2015 年（平成 27 年）の介護保険法の改正に伴い、2018 年（平成 30 年）3 月末をもって介護予防・生活支援サービス事業へ移行された。

介護予防通所リハビリテーション

介護予防のため、要支援者が介護老人保健施設や病院等に通い、専門家のもとで必要なリハビリテーションを受けるサービス。

介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防のため、要支援者が有料老人ホームに入居し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援などを受けるサービス。

介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防のため、認知症状があると診断された要支援者（要支援 2 のみ）が共同生活を送りながら食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

介護予防認知症対応型通所介護

介護予防のため、認知症状があると診断された要支援者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、レクリエーションなどを通じて日常の訓練を受けるサービス。

介護予防福祉用具貸与

介護予防のため、生活機能の維持又は改善を図ることを目的に歩行補助杖などの福祉用具を要支援者に貸与するサービス。原則として車いすやベッドについては利用できない。

介護予防訪問介護

介護予防のため、訪問介護員等が家庭を訪問して、要支援者に対し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を行うサービス。

2015 年（平成 27 年）の介護保険法の改正に伴い、2018 年（平成 30 年）3 月末をもって介護予防・生活支援サービス事業へ移行された。

介護予防訪問看護

介護予防のため、医師の指示に基づき、看護師や保健師などが家を訪問して、主治医と連絡をとりながら、要支援者に対し療養上の支援を行うサービス。

介護予防訪問入浴介護

介護予防のため、移動入浴車などで家庭を訪問し、要支援者に対し入浴の介助を行うサービス。

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防のため、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが、要支援者の家庭を訪問して、必要なリハビリテーションを行うサービス。

介護療養型医療施設（療養型病床群）

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする場合に入院する施設サービス。療養上の管理、看護、医学的管理下の介護や機能訓練、その他必要な医療を提供する。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とし、居宅で介護することが困難な方（原則は要介護３～５）が入所する施設サービス。食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受ける。

介護老人保健施設

要介護者の病状が安定期にあり、入院治療は必要ではないが、看護や医学的管理下の介護・機能訓練、その他医療が必要な場合に入所する施設サービス。医療機関から家庭に戻って自立した生活ができるようにするための通過型施設。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

医療ニーズの高い要介護者に対して、事業所への「通い」を中心として、短期間の「泊まり」や自宅への「訪問」を組み合わせ、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援と一体的に訪問看護などを受けるサービス。

協議体

市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援等の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。

生活支援等の基盤整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とする。

居宅介護支援

要介護者が居宅介護サービスを利用する際に、ケアマネジャーが個々の身体状況に応じたケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス提供に関する事業者などとの調整を行う。

共生型サービス

高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、障がい福祉事業所等であれば、介護保険事業所の指定が取りやすくなる特例措置を設けるもの。

対象サービスは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等。

平成30年度から創設された新たなサービス。

居宅介護住宅改修費の支給

要介護者が、自宅の手すりの取付けや段差解消など、介護保険の給付対象となる住宅改修を行った際に、20 万円を上限額とする改修費用の一部が居宅介護住宅改修費として支給されるもの。

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、要介護者に対し医学的な管理や指導を行うサービス。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

利用者の自立支援に向けて、利用者の身体状況などに応じたケアプラン（居宅サービス計画）等を作成するともに、居宅サービスの提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等を行う。また、ケアマネジャーの資質を向上するため、５年ごとの資格の更新や研修制度がある。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均。

高額医療合算介護サービス費

1 世帯の年間（8 月から翌年 7 月まで）の介護保険の利用者負担額と医療保険の利用者負担額の合計が一定の限度額を超えた場合に、その超過分の額が支給されるもの。

高額介護サービス費

利用者が１ヵ月に支払った介護保険の利用者負担額が、所得に応じた上限額を超えた場合に、その超過分の額が支給されるもの。

コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人（個別支援）や地域に対しての援助（地域支援）を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践する専門職のこと。

コグニサイズ

国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせた、認知症予防を目的とした取組の総称を表した造語。英語の cognition （認知）と exercise （運動）を組み合わせて cognicise （コグニサイズ）と言う。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービス付き住宅。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域の福祉推進、向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された公共性・公益性の高い民間福祉団体。

小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を基本として、短期間の「泊まり」や自宅への「訪問」を組み合わせ、要介護者が食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

シルバーハウジング

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等を入居対象とする集合住宅。10～30 世帯に１人の生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が配置され、高齢者向けの設備・構造を有し、緊急通報装置が組み込まれている。生活援助員は、相談、生活指導、一時的な家事援助等のサービスを行う。

指定管理

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、地方自治法改正により創設。

住所地特例

介護保険施設等に入所することにより、当該施設所在地に市町村を越えて住所を変更した場合に、保険者を変更することなく、引き続き、従前の住所地の被保険者とする特例制度。

新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）

すべての団塊の世代が 75 歳以上に達する 2025 年（平成 37 年）を見据え、認知症施策を総合的に推進し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現することを目的としたプラン。①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、③若年性認知症施策の強化、④認知症の人の介護者への支援、⑤認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、⑦認知症の人やその家族の視点の重視の７つを柱とする。

厚生労働省が、2012 年（平成 24 年）９月に策定した「認知症施策推進５か年計画（オレンジプラン）」を改め、2015 年（平成 27 年）１月に策定し、2025 年（平成 37 年）までを対象期間とする。2017 年（平成 29 年）７月の改定では、高齢者にやさしい地域づくりから本人の視点を含む新規の取組など、幅広い内容を網羅するものに改正され、数値目標については、第７期介護保険事業計画の策定に合わせた平成 32 年度末までのものに更新された。

生活支援コーディネーター

介護保険制度改正に基づき、生活支援等サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源開

発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングのコーディネート機能を担う。

成年後見制度

判断能力が十分でないため、契約などの法律行為における意思決定が難しい成年者（認知症や知的障がいのある人など）を支援する制度。必要に応じて、代理権や同意権などを行使する後見人などが、当事者の権利を守るために各種手続きや財産管理などを行う。

【た行】

ダブルケア

育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受けるという、「育児」と「介護」の双方を行う状態のこと。

団塊の世代

1947 年（昭和 22 年）から 1949 年（昭和 24 年）までの 3 年間に出生した世代。

短期入所生活介護

要介護者が一定期間、特別養護老人ホーム等に宿泊し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

短期入所療養介護

要介護者が一定期間、介護老人保健施設や病院などに宿泊し、看護や医学的管理下の介護・機能訓練、その他必要な医療を受けるサービス。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする生きがいのある地域を共に創っていく社会のこと。

地域ケア

地域単位で、市民、団体、企業、事業者や行政、関係機関が協力して、保健・医療・福祉のサービスを提供していこうとする考え方。

地域ケア会議

地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることをめざすもの。2015 年（平成 27 年）の介護保険法改正で、介護保険法に地域ケア会議の設置規定が設けられた。

地域支援事業

「介護予防・日常生活支援総合事業（平成26年度までは「介護予防事業」）」「包括的支援事業」「任意事業」の3つから構成される事業。

2006 年（平成 18 年）の介護保険法の改正に伴い、住み慣れた地域で自立した生活を続けるための支援を総合的に受けるための事業として創設された。

地域福祉計画

社会福祉法第 107 条第 1 項第 1 号から 5 号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「各種事業の実施にあたっての事業に関する事項」を一体的に定める計画のこと。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、介護、医療、予防、生活支援、住まい等に係るサービスを、一体的に提供できる体制のこと。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護者が定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

地域密着型サービス

要支援・要介護者が、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、日常生活圏域を基本として提供されるサービスで、利用は原則として当該市町村の居住者に限定される。市町村が事業者の指定や指導・監督を行う。

地域密着型通所介護

通所介護のうち､利用定員 18 名以下の小規模な通所介護で、要介護者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、日常の訓練を受けるサービス。2016 年（平成 28 年）4 月から地域密着型サービスに位置づけられている。

地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護者が入居定員 29 人以下の有料老人ホームその他省令で定める施設（介護専用型特定施設）に入居し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を受けるサービス。

地区社会福祉協議会

本市の地区社会福祉協議会は、14 地区ごとの地域福祉を進めるための住民組織。主な事業として、それぞれの地域の実情にあわせた敬老事業、地域交流事業、福祉啓発事業等の福祉活動を展開している。

地区福祉窓口

本市の市民センター及び村岡公民館に設置され、福祉・保健の相談を受け、状況に応じた各種制度の利用案内や情報提供を行うとともに、福祉・保健に関する各種申請受付、サービス提供の連絡調整等を行う窓口。

通所介護

要介護者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、日常の訓練を受けるサービス。

通所リハビリテーション

要介護者が介護老人保健施設や病院などに通い、専門家のもとで必要なリハビリテーションを受けるサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的又は連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。

特定介護予防福祉用具販売

介護予防のため、要支援者が入浴や排泄等の用に供する福祉用具を特定介護予防福祉用具販売事業者より購入した際に、同一年度内において 10 万円を上限額とする購入費用の一部が介護予防福祉用具購入費として支給されるもの。

特定施設入居者生活介護

要介護者が有料老人ホーム等に入居し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を受けるサービス。

特定入所者介護サービス費

低所得者に対し、施設サービス（地域密着型介護老人福祉施設を含む）や短期入所サービスを利用した際にかかる食費、居住費（滞在費）の負担を軽減するよう支給されるもの。食費、居住費（滞在費）は原則として自己負担となっている。

特定福祉用具販売

要介護者が入浴や排泄等の用に供する福祉用具を特定福祉用具販売事業者より購入した際に､同一年度内において 10 万円を上限額とする購入費用の一部が福祉用具購入費として支給されるもの。

【な行】

日常生活圏域

総合相談の実施、介護予防の推進、包括的・継続的ケアの支援を担う中核機関としての地域包括支援センターの設置や地域密着型サービスの整備を進める際の単位。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人口、自治会の区域、生活形態、地域活動などを考慮し、各市町村が設定する。本市では、行政区域である 13 地区を設定している。

任意事業

地域支援事業の１つ。介護保険法の趣旨に沿って市町村が独自に取り組む事業（介護給付適正化事業、家族介護支援事業など）。地域

の高齢者が安心して生活できるよう、介護保険事業の安定化を図るとともに、介護者に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行う。

認知症高齢者の日常生活自立度

認知症の程度を踏まえた日常生活自立度のレベルを表すもの。医師により認知症状があると診断された高齢者の日常生活自立度を専門職が客観的かつ短時間に判断するための判定基準。

認知症対応型共同生活介護

認知症状があると診断された要介護者が共同生活を送りながら食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

認知症対応型通所介護

認知症状があると診断された要介護者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄等の介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

【は行】

バリアフリー

生活・行動の妨げとなる障壁（バリア）となるものを取り除くことで、ハードのバリアフリーとソフトのバリアフリーがある。

ハードのバリアフリーでは、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり・点字の案内板の設置など、公共の建築物や道路、個人の住宅などにおける物理的な障壁を取り除くこと。

ソフトのバリアフリーでは、差別的・固定的なイメージなど、意識のうえでの障壁を取り除くこと。

ＰＤＣＡサイクル

計画を設定し（Plan）、実行し（Do）、検証及び評価（Check）を行うとともに、課題の改善を次の計画に生かして実行する（Action）という工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人など、災害が発生した場合にひとりで避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。

フォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のこと。具体的には、介護保険（介護予防）サービス、介護保険外の行政サービス、医療・保健サービス、地域包括支援センターや社会福祉協議会の支援、非営利団体（NPO）などの制度に基づくサービスなどが挙げられる。

フレイル

フレイルとは、年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいいます。多くの人が健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態におちいると考えられています。フレイルには、栄養、（食・口腔機能）・運動・社会参加という３つの要素があります。

福祉用具貸与

可能な限り居宅において、自立した日常生活を送ることを助けるとともに、介護者の負担を軽減するために車いすやベッドなどの福祉用具を要介護者に貸与するサービス。

包括的支援事業

地域支援事業の１つ。地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する地域包括支援センターで実施する。保健・医療・社会福祉・地域等と連携し、総合相談、権利擁護、地域における自立した生活をめざす包括的・継続的支援を一体的に行うことが位置づけられている。2015 年（平成 27 年）の介護保険法の改正では、新たに事業の効果的な実施のための地域ケア会議が制度化され、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制整備の各事業が位置づけられた。

訪問介護

訪問介護員などが家庭を訪問して、要介護者に対し食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を行うサービス。身体介護（利用者の身体に直接接触して行うサービス等）と生活援助（掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助等）がある。

訪問看護

医師の指示に基づき、看護師や保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら、要介護者に対し療養上の支援を行うサービス。

訪問入浴介護

移動入浴車などで家庭を訪問し、ねたきりなどで、普通の浴槽では入浴が困難な要介護者に対し入浴の介助を行うサービス。

訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが、要介護者の家庭を訪問して、必要なリハビリテーションを行うサービス。

【や行】

夜間対応型訪問介護

要介護者に対し、夜間の定期的な巡回訪問、又は、通報を受けて訪問介護員等が家庭を訪問し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を行うサービス。

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家庭の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満の子どものこと。

有料老人ホーム

高齢者を対象に、食事、入浴、排泄等の介護や日常生活の支援を行う施設。設置者でない外部の事業者が委託を受けてサービスを提供している施設も対象に含まれる。

養護老人ホーム

心身機能の減退等のために日常生活に支障のある、また、経済的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者が入所する福祉施設。この施設への入所は、市町村による措置の決定に基づいて行われる。

【ら行】

ロコモティブシンドローム

「運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態 」のことを表し、2007 年（平成 19 年）に日本整形外科学会によって新しく提唱された概念。

いきいき長寿プランふじさわ 2023

藤 沢 市 高 齢 者 保 健 福 祉 計 画
第８期藤沢市介護保険事業計画

発行　　2021 年（令和 3 年）3 月

藤沢市　福祉健康部　地域包括ケアシステム推進室
介護保険課

〒251-8601　藤沢市朝日町 1 番地の 1
TEL　0466-25-1111　　FAX　0466-50-8412
藤沢市のホームページアドレス：
http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/